川越市地域防災計画

資　料　編
（原案）

【 資　料　集 】

【 様　式　集 】

資　料　編

【 資 料 集 】

＜資料１（条例、協定等）＞

●総則編
◎第２章　防災関係機関の役割分担
〇第１節　川越市防災会議
資料１．１「川越市防災会議条例」 1- 1
資料１．２「川越市防災会議に関する規程」 1- 3

●震災対策編
◎第１章　震災予防計画
〇第１節　震災に強い都市環境の整備
資料１．３「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年制定）」 1- 5
〇第２節　震災に強い防災体制の整備
資料１．４「災害時における相互応援に関する協定（群馬県高崎市）」 1- 6
資料１．５「災害時の避難場所相互利用に関する協定（さいたま市）」 1- 8
資料１．６「大規模災害発生における相互応援に関する協定書（越谷市）」 1- 9

資料１．７「災害時における相互応援に関する協定（福島県棚倉町）」 1-11
資料１．８「災害時における防災施設の運営に関する協定（川越公園管理事務所）」 1-12
資料１．９「災害時における相互応援に関する協定（八王子市）」 1-14
資料１．10「災害時における埼玉県内市町村相互応援に関する基本協定
（埼玉県、県内全市町村）」 1-16
資料１．11「災害時の相互応援に関する実施要領（埼玉県、県内全市町村）」 1-18
資料１．12「災害時における相互応援に関する協定（川越都市圏）」 1-20
資料１．13「中核市災害相互応援協定（中核市災害相互応援協定締結市）」 1-22
資料１．14「中核市災害相互応援協定実施細目」 1-25
資料１．15「災害時における相互協力に関する協定（川越少年刑務所）」 1-28
資料１．16「災害時におけるＬＰガスの優先供給等に関する協定
（(一社)埼玉県ＬＰガス協会川越支部）」 1-31
資料１．17「災害時における物資の輸送に関する協定（埼玉県トラック協会川越支部）」 1-33
資料１．18「川越市と川越市内郵便局との包括連携協定（災害発生時の協力に関する覚書）
（川越西郵便局）」 1-35
資料１．19「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定
（東京電力パワーグリッド(株)川越支社）」 1-39
資料１．20「災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定
（(公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部）」 1-43
資料１．21「災害時における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定
（いるま野農業協同組合）」 1-44
資料１．22「災害時における特別法律相談に関する協定（埼玉弁護士会川越支部）」 1-46
資料１．23「災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定

（埼玉県電気工事工業組合）」 ・・・・・・・・・1-48
資料１.24「災害時における燃料等の優先供給に関する協定
（埼玉県石油商業組合川越支部）」・・・・・・・・・・・・1-50
資料１.25「災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定
（(公社)埼玉県柔道整復師会川越支部）」・・・・・・・・・・・・1-52
資料１.26「災害時における家屋被害認定調査に関する協定（埼玉土地家屋調査士会）」 ・・・・・・・・・1-54
資料１.27「災害時の医療救護活動に関する協定（(社)川越市医師会）」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-56
資料１.28「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定（(社)川越市医師会）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-58
資料１.29「災害時における被災者等相談の実施に関する協定（埼玉司法書士会）」・・・・・・・・・・・・・1-60
資料１.30「災害時における被災者支援に関する協定（埼玉県行政書士会）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-62
資料１.31「災害時における応急復旧業務に関する協定（川越市建設業協会）」・・・・・・・・・・・・・・・・1-64
資料１.32「災害時における住家被害認定調査に関する協定
（(公社)埼玉県不動産鑑定協会）」・・・・・・・・・・1-66
資料１.33「災害時の歯科医療救護活動に関する協定（(一社)川越市歯科医師会）」・・・・・・・・・・・・・1-68
資料１.34「災害時応援協定（(公社) 川越青年会議所）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-70
資料１.35「災害時における応急復旧業務に関する協定（川越緑地協会）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-72
資料１.36「川越市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定
（社会福祉法人川越市社会福祉協議会」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-74
資料１.37「災害時等における精米の優先供給に関する協定（(株)イトーセーブ）」・・・・・・・・・・・・・1-77
資料１.38「災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定（朝日航洋(株)）」・・・・・・・・・・・1-79
資料１.39「震災時における緊急設備支援に関する協定（(株)セレスポ）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-80
資料１.40「災害時の情報提供等に関する協定（西武ハイヤー(株)、他）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-82
資料１.41「災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定（ｺｶ･ｺｰﾗｲｰｽﾄｼﾞｬﾊﾟﾝ(株)）」・・・・・1-84
資料１.42「災害時におけるバス利用に関する協定
（(一社)埼玉県バス協会西部地区部会）」・・・・・・・・・・・・・1-87
資料１.43「災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-89
資料１.44「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
（生活協同組合コープみらい）」・・・・・・・・・・・・・1-91
資料１.45「災害時における飲料水の提供に関する協定（(株)伊藤園）」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-93
資料１.46「災害時における葬祭協力等に関する協定
（埼玉葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会）」・・・・・・・・・・・・・1-95
資料１.47「防災情報等の放送に関する協定（JCOM マーケティング株式会社」・・・・・・・・・・・・・・・・1-97
資料１.48「災害時における生活物資等の供給に関する協定
（(株)セブン-イレブン・ジャパン）」・・・・・・・・1-99
資料１.49「災害時における仮設設備等の優先提供に関する協定（グランド産業(株)）」・・・・・・・・1-101
資料１.50「災害時における地図製品等の供給に関する協定（(株)ゼンリン）」・・・・・・・・・・・・・・・1-103
資料１.51「災害時における物資の供給等に関する協定（(株)マミーマート）」・・・・・・・・・・・・・・・1-107
資料１.52「災害時における物資の供給等に関する協定（(株)ヤオコー）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-109
資料１.53「災害時における食糧供給等の協力に関する協定（山崎製パン(株)）」・・・・・・・・・・・・・1-111
資料１.54「災害時における避難所用仮設品の優先提供に関する協定（モスト技研(株)）」 ・・・・・1-113
資料１.55「災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定（(株) デベロップ）」・・・・・・1-116
資料１.56「災害時における車両貸出及び給電等並びに被災者救済活動に関する協定
（ネッツトヨタ東埼玉(株)）」 ・・・・・・・1-118
資料１.57「災害時における物資の調達支援協力に関する協定（(株) OSG コーポレーション）」・1-123
資料１.58「水害時における施設の利用に関する協定（学校法人城北埼玉学園）」 ・・・・・・・・・・・・・1-127

資料１.59「水害時における施設の利用に関する協定（医療法人聖心会）」・・・・・・・・・・・・・・・・・1-130
資料１.60「水害時における施設の利用に関する協定
（(株)ピーアンドディコンサルティング及び(株)ウニクス）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-133
資料１.61「災害時における物資提供等の協力に関する協定（ムサシ王子コンテナー(株)）・・・・1-136
資料１.62「災害時等における物資供給に関する協定（(株) 出羽紙器製作所）」・・・・・・・・・・・・1-138
資料１.63「災害時における車両貸出及び給電等に関する協定（アースシグナル(株)）」・・・・・1-140
資料１.64「災害時緊急放送に関する協定（(株) 小江戸 FM）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-145
資料１.65「風水害時における車両避難場所としての駐車場利用確認（イオンタウン(株)）」・・1-147
資料１.66「水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定（学校法人東洋大学）」1-149
資料１.67「災害時における物資の供給等に関する協定（(株) ふくしま）」・・・・・・・・・・・・・・・・1-152
資料１.68「災害時応援協定（(株)原一）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-154
資料１.69「災害時における資機材の優先提供に関する協定（(株)ワンウェイ）」・・・・・・・・・・・・1-156
資料１.70「水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定（(株)丸広百貨店）」1-158
資料１.71「損害調査結果の提供及び利用に関する協定（三井住友海上火災保険(株)）」・・・・・1-161
資料１.72「災害時におけるレンタル機材及び衛生サービス等の提供に関する協定
（(株) ダスキンくりはら）・・1-164
資料１.73「災害時における物資調達に関する協定（スギホールディングス(株)）」・・・・・・・・・1-166
資料１.74 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便株式会社）・・・1-168
資料１.75 水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定書（株式会社しまむら）1-171
資料１.76 水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定書
（コーナン商事株式会社）・・1-173
資料１.77 災害時における物資の供給に関する協定書(コーナン商事株式会社) ・・・・・・・・・・・・・1-175
資料１.78 災害時における車両貸与等に関する応援協定書
（株式会社スズキ自販西埼玉及びスズキ株式会社）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-177
資料１.79 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人川越市薬剤師会）・・・・・・・・・・1-181
資料１.80 水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定書(川木建設株式会社) 1-187
資料１.81「災害時における帰宅困難者の受け入れに関する協定
（川越第一ホテル、川越プリンスホテル、川越温泉湯遊ランド・ホテル三光）」・・・1-190
資料１.82「帰宅困難者一時滞在施設の設置に関する協定（ウェスタ川越）」・・・・・・・・・・・・・・・1-196
資料１.83「福祉避難所協定締結施設一覧」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-198

◎第２章　震災応急対策計画
〇第１節　活動体制の確立
資料１.84「川越市災害対策本部条例」・・・ 1-199
資料１.85「川越市災害対策本部要綱」・・・ 1-200
資料１.86「川越市災害対策本部運営要領」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-205
資料１.87「川越市警戒対策本部要領」・・・ 1-217

◎第３章　震災復旧・復興計画
〇第２節　民生安定のための措置
資料１.88「災害に係る住家の被害認定の概要」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-236
資料１.89「川越市災害弔慰金の支給に関する条例」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-238
資料１.90「川越市見舞金等支給要綱」・・・ 1-242

●風水害対策編

◎第２章　風水害応急対策計画
〇第２節　警戒期における災害応急対策活動
資料１.91「川越地区消防組合消防団条例」 …… 1-244
資料１.92「災害時の情報交換に関する協定」 …… 1-248

＜資料２（図表類等）＞

●震災対策編
◎第１章　震災予防計画
〇第１節　震災に強い都市環境の整備
資料２.１「土砂災害警戒区域等一覧」 …… 2- 1
〇第２節　震災に強い防災体制の整備
資料２.２「指定給水場所一覧表」 …… 2- 2
資料２.３「拠点給水場所一覧表」 …… 2- 3
資料２.４「備蓄品の状況」 …… 2- 4
資料２.５「災害備蓄庫整備状況」 …… 2- 6
資料２.６「備蓄品保管室整備状況」 …… 2- 7
資料２.７「備蓄品保管室の備蓄状況（１校当たり）」 …… 2- 8
資料２.８「消防分団の受持区域」 …… 2- 9
資料２.９「トリアージ・タッグ」 …… 2-10
資料２.10「救急病院・救急診療所（川越市）」 …… 2-11
資料２.11「災害拠点病院（埼玉県）」 …… 2-12
資料２.12「救命救急センター（埼玉県）」 …… 2-14
資料２.13「離着陸場ドクターヘリ（ランデブーポイント）」 …… 2-15
資料２.14「緊急輸送道路位置図」 …… 2-17
資料２.15「防災行政無線配置図」 …… 2-18
資料２.16「防災行政無線一覧表」 …… 2-19

◎第２章　震災応急対策計画
〇第１節　活動体制の確立
資料２.17「時系列からみた応急対策の流れ」 …… 2-27
資料２.18「現地調査班担当地区一覧（震災対策）」 …… 2-31
資料２.19「自衛隊への連絡先」 …… 2-32
資料２.20「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」 …… 2-33
〇第２節　発災初期における災害応急対策活動
資料２.21「気象庁震度階級関連解説表」 …… 2-38
資料２.22「長周期地震動階級関連解説表」 …… 2-42
資料２.23「市民への注意喚起のための呼びかけ例」 …… 2-43
資料２.24「医師会医療救護班編成表」 …… 2-44

◎第３章　震災復旧・復興計画
〇第２節　民生安定のための措置
資料２.25「災害弔慰金の支給及び災害障害見舞金の支給」 …… 2-46
資料２.26「災害援護資金貸付制度」 …… 2-47

資料２.27「生活福祉資金貸付制度」 2-47
資料２.28「被災者生活再建支援制度」 2-48
資料２.29「災害復興住宅建設資金に基づく融資」 2-50
資料２.30「災害復興住宅補修資金に基づく融資」 2-50
資料２.31「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」 2-51

●風水害対策編
◎第１章　風水害予防計画
〇第１節　風水害に強い都市環境の整備
資料２.32「洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設」 2-55
資料２.33「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」 2-64
資料２.34「雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設」 2-65
◎第２章　風水害応急対策計画
〇第１節　活動体制の確立
資料２.35「川越市洪水対応タイムライン」 2-73
資料２.36「川越市内水対応タイムライン」 2-74
〇第２節　警戒期における災害応急対策活動
資料２.37「特別監視班担当地域一覧（水害対策）」 2-75
資料２.38「現地調査班担当地域一覧（水害対策）」 2-75

●事故災害対策編
◎第１章　大規模事故災害への対応
〇第４節　放射性物質事故災害対策計画
資料２.39「ＯＩＬと防護措置について」 2-76

【 様 式 集 】

●震災対策編
◎第１章　震災予防計画
〇第２節　震災に強い防災体制の整備
様式１「緊急通行車両等関係様式」 1
(1) 緊急通行車両確認申出書 1
(2) 緊急輸送車両確認申出書 2
(3) 緊急通行（輸送）車両の標章 3

◎第２章　震災応急対策計画
〇第１節　活動体制の確立
様式４「出動職員報告書」 4
様式５「市町村行政機能チェックリスト」 5
様式６「公用負担命令票」 6
様式７「自衛隊災害派遣要請書」 7

様式８「自衛隊災害派遣撤収要請書」 8
〇第２節　発災初期における災害応急対策活動
様式９「人的被害の状況」 9
様式 10「発生速報」 10
様式 11「経過速報」 11
様式 12「災害情報記録用紙」 12
様式 13「本部長指令」 13
様式 14「市町村放送要請依頼用紙」 14
様式 15「応援等要請のための連絡事項」 15
様式 16「避難所状況報告書」 16
様式 17「避難所状況一覧（避難者連絡班用）」 17
様式 18「避難者名簿」 18
様式 19「食料調達状況」 19
様式 20「輸送状況」 20
様式 21「物資輸送引渡書・物資受領書」 21
様式 22「物資調達状況」 22
様式 23「災害救援物資受領書」 23
〇第３節　救援期における災害応急対策活動
様式 24「被害状況調」 24

◎第３章　震災復旧・復興計画
〇第２節　民生安定のための措置
様式 25「罹災届出証明書」 26
様式 26「罹災証明書」 27
様式 27「罹災証明・被災届出照明　申請書」 28
様式 28「罹災都市借地借家臨時処理法の申請」 30

●風水害対策編
◎第２章　風水害応急対策計画
〇第２節　警戒期における災害応急対策活動
様式 29「水防活動報告」 31

資　料　集

【 資料１（条例、協定等）】

【 資料２（図　表　類）】

【資料１．１】「川越市防災会議条例」

川越市防災会議条例

昭和38年10月1日
条　例　第22号

改正　昭和48年 4月 1日 条例第19号
平成 6年 3月23日 条例第 1号
平成10年 3月20日 条例第 8号
平成12年 3月21日 条例第 1号
平成14年12月24日 条例第44号
平成24年10月 2日 条例第30号
令和 5年 3月22日 条例第 1号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第１６条第６項の規定に基づき、川越市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（平12条例1・平24条例30・一部改正）

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　川越市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)　市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
(4)　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（平24条例30・一部改正）

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は、市長をもつて充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
(2)　埼玉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
(3)　埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
(4)　川越地区消防組合消防長及び川越市消防団長
(5)　市長がその部内の職員のうちから指名する者
(6)　教育長
(7)　上下水道事業管理者
(8)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
(9)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

６　前項第１号から第３号まで、第５号、第８号及び第９号の委員の定数は、38人以内とする。
７　第５項第８号及び第９号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
８　前項の委員は、再任されることができる。

（平6条例1・平10条例8・平14条例44・平24条例30・令5条例1・一部改正）

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（平24条例30・一部改正）
（委任）
第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。
（平24条例30・一部改正）
附　則
この条例は、昭和38年10月1日から施行する。
附　則（昭和48年4月1日条例第19号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成6年3月23日条例第1号）抄
１　この条例は、平成6年4月1日から施行する。
附　則（平成10年3月20日条例第8号）抄
（施行期日）
１　この条例は、平成10年4月1日から施行する。
附　則（平成12年3月21日条例第1号）
この条例は、平成12年4月1日から施行する。
附　則（平成14年12月24日条例第44号）抄
（施行期日）
１　この条例は、平成15年4月1日から施行する。
附　則（平成24年10月2日条例第30号）
１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例の施行の日以後最初に第１条の規定による改正後の川越市防災会議条例第３条第５項第１０号の規定により川越市防災会議の委員に任命される者の任期は、同条第７項の規定にかかわらず、平成25年5月31日までとする。
附　則（令和５年３月22日条例第１号）抄
（施行期日）
１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

【資料１．２】「川越市防災会議に関する規程」

川越市防災会議に関する規程

平成 3年 5月31日
告　示　第147号
改正　平成 6年 3月31日告示第 87号
平成11年 3月31日告示第100号
平成19年 3月30日告示第169号
平成24年 3月30日告示第288号
平成24年11月 5日告示第785号
平成28年 3月31日告示第235号

（趣旨）

第１条　この規程は、川越市防災会議条例（昭和38年条例第22号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長職務代理委員）

第２条　条例第３条第４項の規定による会長の職務を代理する委員は、防災事務を所管する部署を担任する副市長の職にある者とする。

（平11告示100・平19告示169・平24告示288・平24告示785・一部改正）

（会議の招集）

第３条　防災会議は、会長が招集する。

２　会長は、防災会議を招集するときは、日時、場所及び付議すべき事項を定め、委員に通知しなければならない。

（欠席又は遅参の届出）

第４条　委員は、事故のため会議に出席できないとき、又は遅参しようとするときは開会時刻前に、会長にその旨を届け出なければならない。

第５条　防災会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

２　防災会議の議長は、会長があたる。

３　防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会長による処理）

第６条　防災会議の権限に属する事項で、その議決により、特に指定したものは、会長において処理することができる。

２　会長は、前項の規定により処理したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

（幹事）

第７条　防災会議に、幹事38人以内を置く。

２　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

３　幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（平24告示785・一部改正）

（幹事会）

第８条　幹事は、幹事会を構成する。

２　幹事会は、会長が招集する。

３　幹事会に幹事長を置き、会長があらかじめ指名した幹事をもつて充てる。

４　幹事長は、会務を総理し、会議の議長となる。

５　幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。

６　幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　防災会議に提出する議案の作成

(2)　前号に掲げるもののほか、会長が命ずる事項

（平24告示785・一部改正）

（庶務）

第９条　防災会議の庶務は、防災危機管理室において処理する。

（平6告示87・平11告示100・平19告示169・平24告示785・平28告示・一部改正）

附　則

この告示は、平成3年6月1日から施行する。

附　則（平成6年3月31日告示第87号）

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附　則（平成11年3月31日告示第100号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附　則（平成19年3月30日告示第169号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附　則（平成24年3月30日告示第288号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成24年11月5日告示第785号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月31日告示第235号)

この告示は、公布の日から施行する。

【資料１．３】

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
（平成 25 年制定）

平成 25 年３月 29 日国営計第 126 号
国営整第 198 号
国営設第 135 号

第２章 官庁施設の耐震化

２．２．２ 構造体の耐震安全性確保

２．２．２．１ 基本事項

(1) 建築計画に当たっては、活動拠点室、活動支援室及び活動通路（以下「活動拠点室等」と
いう。）、活動上重要な設備室、危険物を貯蔵又は使用する室等を特定し、それ以外の一般
室と区分する。また、これらとは別に、機能の停止が許されない室を特定する。

(2) 建築計画上の耐震安全性を確保するため、活動拠点室等、活動上重要な設備室、危険物を
貯蔵又は使用する室、機能の停止が許されない室等は、大地震動時及び大地震動後に要求
される機能が発揮できるよう、その性能を確保するものとし、また、一般室は、大地震動
時及び大地震動後の人命の安全確保と二次災害の防止が図られる性能とする。

【資料１．４】「災害時における相互応援に関する協定」

災害時における相互応援に関する協定書
（群馬県高崎市）

（趣旨）

第１条　この協定は、高崎市と川越市において、大規模な災害が発生し、被災市だけでは十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合における両市間の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第２条　両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、次のとおりとする。

⑴ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

⑵ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供

⑶ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

⑷ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

⑸ 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるもの

（応援要請の手続き）

第４条　応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、とりあえず電話等により要請し、後日文書を提出するものとする。

⑴ 被害の状況

⑵ 前条第１号から第３号までに掲げるもののうち必要な品名、規格、数量等

⑶ 前条第４号に掲げるもののうち必要な職種別人員

⑷ 応援の場所及び応援場所までの経路

⑸ 応援を必要とする期間

⑹ 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

⑴ 職員の派遣に要する経費　応援を行う市が負担

⑵ 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費　応援を受ける市が負担

２　応援を受けた市が前項第２号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から要請があった場合には、応援した市は、当該経費を一時立替えて支弁するものとする。

（資料の交換）

第６条　両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、両市がその都度協議して定めるものとする。

第８条　この協定は、昭和60年８月３日から施行する。

この協定の成立を証するため、両者署名押印のうえ、各１通を保有する。

昭和60年８月３日

高 崎 市
高崎市長　　沼　賀　健　次

川 越 市
川越市長　　川　合　喜　一

【資料１．５】「災害時の避難場所相互利用に関する協定」

災害時の避難場所相互利用に関する協定書
（さいたま市）

（趣旨）

第１条　この協定は、川越市（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、甲及び乙がそれぞれ指定する避難場所を、それぞれの市民が相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（相互利用する避難場所の範囲）

第２条　甲及び乙の市民は、災害時においてそれぞれの市が指定するすべての避難場所を利用することができるものとする。

（被災者への救護等）

第３条　避難場所に避難している市民に対して、当該避難場所を有する市は、すべて同等に救護・救助活動等を行うものとする。

（経費の負担）

第４条　避難場所における相手方市民への救護・救助活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該市民が居住する市に対し、負担を求めることができる。

（情報の交換）

第５条　甲及び乙は、災害が発生したときは災害に関する情報を速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

（連絡担当部課）

第６条　甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害の発生に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

（その他）

第７条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第８条　この協定は、平成８年８月１日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年８月１日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川越市長　　舟　橋　功　一

大宮市大門町３丁目１番地
乙　大　宮　市
大宮市長　　新　藤　享　弘

【資料１．６】「災害時の避難場所相互利用に関する協定」

大規模災害発生時における相互応援に関する協定書

（越谷市）

川越市と越谷市は、大規模災害が発生した場合において、相互に迅速かつ円滑な応援体制を確保し、被災地域の住民の生命、身体及び財産の保護並びに地域の早期復旧及び復興を図るため、次の条項のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害が発生した際に、両市のいずれかにおいて被災自治体の要請に基づき、被災していない自治体が人的、物的及び技術的支援を行うことで、被災者の保護及び地域の早期復旧を図ることを目的とする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、被災した自治体の要請に基づき、被災していない自治体が可能な範囲で以下の事項を行うものとする。

（１）避難所の開設・運営に係る職員の派遣
（２）食料、飲料水、毛布、生活用品等の物資供給
（３）救援及び救助活動に必要な車両、資機材等の提供または調達協力
（４）被災状況調査及び情報収集活動の支援
（５）罹災証明書等の各種証明書発行業務の支援
（６）保健衛生に係る支援
（７）行政機能維持のための職員派遣
（８）前各号に掲げるもののほか、災害時の応急対策及び復旧活動に必要な事項

（応援の要請及び実施）

第３条　応援を要請する自治体は、被災状況を勘案し、速やかに応援の内容及び規模を明確にして、
応援を求める自治体に対し要請するものとする。

２　応援を要請された自治体は、応援要請の内容を検討し、可能な限り速やかに応援の実施について回答するものとする。

３　応援要請は、原則として書面により行うものとするが、緊急を要する場合は、電話等の口頭により要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

４　応援の実施にあたっては、両市は緊密に連携し、円滑な応援活動に努めるものとする。

（経費の負担）

第４条　応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則、職員の派遣に要する経費については、応援を行う市が負担するものとし、それ以外の経費については、両市が協議の上、負担区分を定めることとする。

（協議）

第５条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し、必要な事項は、両市がその都度協議の上、定めるものとする。

（連絡先等確認）
第６条　両市は、本協定に関する連絡先を別途定めるものとし、変更が生じた場合は、速やかに相互に通知するものとする。

本協定の成立を証するため、本書２通を作成し当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和７年７月１６日

埼玉県川越市元町一丁目３番地１
川越市
川越市長　　森　田　初　恵

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目２番１号
越谷市
越谷市長　　福　田　晃

【資料１．７】「災害時における相互応援に関する協定」

災害時における相互応援に関する協定書
（福島県棚倉町）

川越市（以下「甲」という。）と棚倉町（以下「乙」という。）とは、いずれの地域に大規模な災害が発生し、その災害により被災した場合（以下「災害時」という。）において、自らだけでは被災者である地域住民に十分な救護等の措置が実施できないときの相互応援に関し、次のとおり協定する。

（連絡担当部課）

第１条　甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害時には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次のとおりとする。

⑴ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
⑵ 被災者の医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
⑶ 救援に必要な車両等の派遣
⑷ 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
⑸ 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるもの

（応援要請の手続き）

第３条　応援を受けようとする甲又は乙は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日文書でその内容を通知するものとする。

⑴ 被害の状況
⑵ 前条第１号から第３号までに掲げるもののうち必要な品名、規格、数量等
⑶ 前条第４号に掲げるもののうち必要な職種別人員
⑷ 応援の場所及び応援場所までの経路
⑸ 応援を必要とする期間
⑹ 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（経費の負担）

第４条　応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

⑴ 職員を派遣する経費については、応援を行う者が負担するものとする。
⑵ 応援物資その他応援に要する経費については、応援を受ける者が負担するものとする。

２　応援を受けた者が前項第２号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた者から要請があった場合には、応援した者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

（協議）

第５条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名押印の上、それぞれ１通を所持する。

平成11年１月25日

甲　川越市
　　川越市長　舟橋功一

乙　棚倉町
　　棚倉町長　藤田幸治

【資料１．８】「災害時における防災施設の運営に関する協定」

災害時における防災施設の運営に関する協定
（川越公園管理事務所）

（趣旨）

第１条　この協定は、埼玉県西部公園建設事務所（以下「甲」という。）が管理する川越公園の防災施設を、災害発生時に、川越市（以下「乙」という。）が使用する場合の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

（施設名）

第２条　乙が使用する防災施設は、川越公園内の別紙に定める施設とする。

（平常時の運営）

第３条　平常時の運営については、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴ 防災施設の維持管理は、甲が行うものとする。

⑵ 甲は、防災施設の鍵、操作方法を記載した書類等（以下「鍵等」という。）を乙に貸与するものとし、乙は貸与された鍵等の保管について注意して管理するものとする。

⑶ 甲及び乙は、毎年１回以上、現地において防災施設の状況等を確認するものとする。

（災害時の運営）

第４条　甲及び乙は、防災施設を有効に活用し、防災関係機関との協力体制のもと、被害の軽減化を図るものとする。

（訓練等）

第５条　甲は、乙が防災訓練等のため防災施設の使用を申し入れたときは協力するものとする。

（経費負担）

第６条　施設の維持管理及び関連消耗品の補充等にかかる経費は甲が負担するものとする。ただし、乙が使用した場合における、消耗品の補充等や乙の過失により破損した施設の修繕等に係る経費は乙が負担する。

（協議）

第７条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（施行記述）

第８条　この協定は、平成 11 年３月 24 日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれのその１通を所持する。

平成 11 年３月 24 日

坂戸市千代田３－１３－２
甲　埼玉県西部公園建設事務所
所　長　　白倉　　崇

川越市元町１－３－１
乙　川　越　市
川越市長　舟 橋 功 一

別紙

川 越 公 園 防 災 施 設

施設名	内容
耐震性貯水槽	１００㎥　　コンクリート製　×　３基
井戸	深さ１００ｍ　　径：２００㎜　×　１基
浄水装置	濾過　×　１基
非常用電源	ディーゼル発電機　×　１基（100KVA）
避難施設	休憩舎　１００㎡
放送施設	放送塔　×　６基　　スピーカー　×　１０台

【資料１．９】「災害時における相互応援に関する協定」

災害時における相互応援に関する協定書
（八王子市）

八王子市と川越市は、首都圏中央連絡道で結ばれる業務核都市として、災害発生時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援）

第１条　この協定において「応援」とは、次の定める提供、派遣等の全部又は一部をいう。

⑴ 食料、飲料水及び生活必需品の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供

⑵ 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

⑶ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

⑷ 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

⑸ 被災者を一時収容するための施設の提供

⑹ 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請）

第２条　応援要請は、口頭等により次の事項を明らかにして行うものとする。なお、事後速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

⑴ 被害の状況

⑵ 前条第１号から第３号までに掲げる供給又は提供を必要とする物資、車両、資機材等の種類、品名、数量等

⑶ 前条第４号に掲げる職員の職種別人数と業務内容

⑷ 前条第５号に掲げる一時収容を必要とする被災者の世帯数及び人数

⑸ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第３条　派遣を要請された場合は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

（応援のための派遣職員の指揮）

第４条　応援のため派遣された職員は、原則として、被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

（経費負担）

第５条　この協定を実施するための必要な経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、応援のための派遣職員にかかる経費については、応援要請を受けた市（以下「応援市」という。）の負担とする。

２　前項の規定により難い場合は、別途協議する。

（災害補償等）

第６条　第１条第４号の規程により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

２　派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援市がそれぞれ賠償の責任を負うものとする。

（疑義等）

第７条　この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、両市市長が協議して定めるものとする。

２　この協定について疑義が生じたときには、その都度、両市市長が協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、両市市長記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成 15 年１月 22 日

八王子市長　　黒須隆一

川越市長　　舟橋功一

【資料１．１０】「災害時における埼玉県内市町村相互応援に関する基本協定」

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
（埼玉県、県内全市町村）

（目的）

第１条　この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第 67 条第１項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

（応援の種類）

第２条　この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
(3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
(4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
(5) 被災者の一時収容のための施設の提供
(6) 被災傷病者の受入れ
(7) 遺体の火葬のための施設の提供
(8) ボランティア受付及び活動調整
(9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
(10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

(1) 被害の状況
(2) 応援の種類
(3) 応援の具体的な内容及び必要量
(4) 応援を希望する期間
(5) 応援場所及び応援場所への経路
(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

３　被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

（応援の実施）

第４条　前条第１項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

２　前条第２項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

（応援の調整）

第５条　知事は、前２条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

（情報の交換等）

第６条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

（その他）

第７条　この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

２　この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附　則

１　この協定は、平成 19 年５月１日から施行する。

２　この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成 19 年５月１日

以下の様式については、資料編様式集に添付した。

様式１（応援要請・個別の場合　直接応援市町村へ）「災害時相互応援連絡表」

様式２（応援要請・複数応援の場合　県へ）「災害時相互応援連絡表」

様式３（応援要請書）「応援要請書」

様式３－２（応援要請書）「応援要請書」

【資料１．１１】「災害時の相互応援に関する実施要領」

災害時の相互応援に関する実施要領
（埼玉県、県内全市町村）

１　定義

この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条１号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象だけではなく、航空機の墜落、列車衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

２　県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

３　応援手続き

(1) 単一の市町村に要請する場合（協定第３条第１項）

① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式１）に必要事項を記入し、応援を要請する市町村に県防災行政無線若しくはＮＴＴ回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

② 応援の可否の連絡

要請を受けた市町村は、応援の可否を被災市町村に県防災行政無線若しくはＮＴＴ回線で回答する。

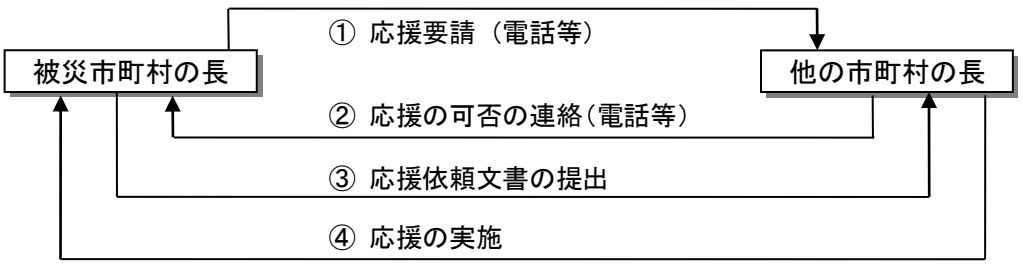
あわせて、受信した様式１に可能な応援を加除して、県防災行政無線若しくはＮＴＴ回線のファックスで送付する。

③ 依頼文書の提出

被災市町村は、受信した様式１を添付して、応援を実施する市町村に応援依頼文書（様式３）を送付する。

④ 応援の実施

応援を実施する市町村は、様式３の応援を実施する。



(2) 複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第３条第２項）

① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式２）に必要事項を記入し、県に県防災行政無線若しくはＮＴＴ回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

② 要請伝達

県は、様式２を県防災行政無線の一斉ＦＡＸで全市町村に送信する。

③ 応援の可否の連絡（電話等）

受信した市町村は、応援の可否を検討する。応援ができない市町村はその旨を、応援が可能な市町村は、様式２を加除し、応援が可能な内容を県に県防災行政無線若しくはＮＴＴ回線で回答する。

④ 連絡

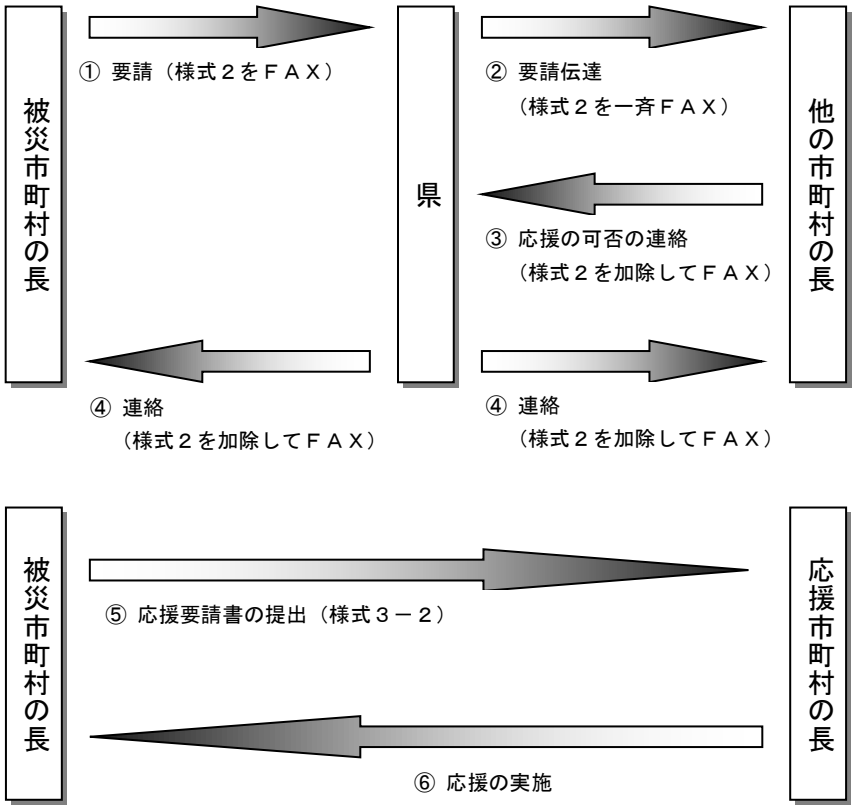
県は、提出された様式２を確認して、必要な調整を行う。県は、調整した内容を様式２に記載して、応援が可能な市町村及び被災市町村に県防災行政無線若しくはＮＴＴ回線で送付する。

⑤ 応援要請書の提出

被災市町村は、県から受信した様式２を添付して、応援を実施する市町村に応援要請書（様式３－２）を送付する。

⑥ 応援の実施

応援市町村は、様式３－２の応援を実施する。



【資料１．１２】「災害時における相互応援に関する協定」

災害時における相互応援に関する協定書
（川越都市圏）

（趣旨）

第１条　埼玉県川越都市圏まちづくり協議会を構成する川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町及び越生町（以下「構成市町」という。）は、埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画（レインボープラン）に基づく広域的施策の一環として、災害発生時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第２条　この協定は、構成市町の区域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号） 第２条１号に規定する災害が発生し、被災市町独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合、同法第67条第１項の規定に基づき、被災市町の要請に応え、相互に連携協力して迅速かつ円滑な救援活動を遂行するために必要な事項を定め、以て、住民生活の安全に寄与することを目的とする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は次のとおりとする。

⑴ 救援活動を遂行するために必要な情報の収集及び提供
⑵ 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供
⑶ 救援活動に必要な職員の派遣
⑷ 避難場所、避難施設の提供
⑸ その他、救援活動に必要な資機材及び労務の提供で、特に要請のあった事項

（連絡担当課等）

第４条　構成市町は、相互応援に関する連絡担当課等を定め、第２条に規定する災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

（応援要請の手続き）

第５条　応援を受けようとする市町は、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭にて要請できるものとし、後日文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

⑴ 職員の派遣に要する経費は応援を行う市町の負担とする。
⑵ 前号に掲げるもののほか、救援物資の調達、その他救援に要する経費は応援を受ける市町の負担とする。ただし、市町相互の協議により、応援を行う市町の負担とすることで合意が整った場合は、この限りでない。

（連絡会議）

第７条　この協定の遂行に関し必要な事項を協議するため、構成市町の防災担当をもって組織する連絡会議を設置する。

２　連絡会議は随時開催とし、前項の協議のほか、防災に関する情報交換及び調査研究を行うものとする。

（協定書の発効）

第８条　この協定は、令和２年４月１日から発効する。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項若しくはこの協定に疑義が生じた場合は、構成市町が協議して

定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書６通を作成し、構成市町長が記名押印のうえ、各々その１通を保有するものとする。

令和２年３月１０日

川越市元町１丁目３番地１
川越市
川越市長　　川　合　善　明

坂戸市千代田１丁目１番地１号
坂戸市
坂戸市長　　石　川　　清

鶴ヶ島市大字三ツ木１６番地１
鶴ヶ島市
鶴ヶ島市長　　齊　藤　芳　久

川島町大字下八ツ林８７０番地１
川島町
川島町長　　飯　島　和　夫

毛呂山町中央２丁目１番地
毛呂山町
毛呂山町長　　井　上　健　次

越生町大字越生９００番地２
越生町
越生町長　　新　井　雄　啓

【資料１．１３】「中核市災害相互応援協定」

中 核 市 災 害 相 互 応 援 協 定
（中核市災害相互応援協定締結市）

中核市各市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴ 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

⑵ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供

⑶ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

⑷ 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣

⑸ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

２　被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第２条　応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

⑴ 被害の状況

⑵ 前条第１項第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

⑶ 前条第１項第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容

⑷ 応援場所及び応援場所への経路

⑸ 応援の期間

⑹ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

２　激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第５条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第６条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（会議）

第７条　この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

（事務局）

第８条　この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

（雑則）

第９条　この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特別の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

（その他）

第10条　この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第２項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条　この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第12条　この協定は、令和３年４月１日から効力を発生するものとする。

令和３年４月１日

松本市	松本市長	臥雲義尚
一宮市	一宮市長	中野正康
函館市	函館市長	工藤壽樹
旭川市	旭川市長	西川将人
青森市	青森市長	小野寺晃彦
八戸市	八戸市長	小林眞
秋田市	秋田市長	穂積志
山形市	山形市長	佐藤孝弘
福島市	福島市長	木幡浩
郡山市	郡山市長	品川萬里
いわき市	いわき市長	清水敏男
水戸市	水戸市長	高橋靖
盛岡市	盛岡市長	谷藤裕明
宇都宮市	宇都宮市長	佐藤栄一
越谷市	越谷市長	高橋努
川越市	川越市長	川合善明
川口市	川口市長	奥ノ木信夫
船橋市	船橋市長	松戸徹
横須賀市	横須賀市長	上地克明

柏市	柏市長	秋山浩保
前橋市	前橋市長	山本龍
高崎市	高崎市長	富岡賢治
八王子市	八王子市長	石森孝志
富山市	富山市長	森雅志
金沢市	金沢市長	山野之義
福井市	福井市長	東村新一
甲府市	甲府市長	樋口雄一
長野市	長野市長	加藤久雄
岐阜市	岐阜市長	柴橋正直
豊橋市	豊橋市長	浅井由崇
岡崎市	岡崎市長	中根康浩
吹田市	吹田市長	後藤圭二
高槻市	高槻市長	濱田剛史
枚方市	枚方市長	伏見隆
八尾市	八尾市長	大松桂右
寝屋川市	寝屋川市長	広瀬慶輔
東大阪市	東大阪市長	野田義和
姫路市	姫路市長	清元秀泰
和歌山市	和歌山市長	尾花正啓
大津市	大津市長	佐藤健司
豊中市	豊中市長	長内繁樹
明石市	明石市長	泉房穂
西宮市	西宮市長	石井登志郎
奈良市	奈良市長	仲川げん
尼崎市	尼崎市長	稲村和美
鳥取市	鳥取市長	深澤義彦
松江市	松江市長	松浦正敬
倉敷市	倉敷市長	伊東香織
呉市	呉市長	新原芳明
福山市	福山市長	枝広直幹
下関市	下関市長	前田晋太郎
高松市	高松市長	大西秀人
松山市	松山市長	野志克仁
高知市	高知市長	岡﨑誠也
長崎市	長崎市長	田上富久
佐世保市	佐世保市長	朝長則男
大分市	大分市長	佐藤樹一郎
宮崎市	宮崎市長	戸敷正
鹿児島市	鹿児島市長	下鶴隆央
久留米市	久留米市長	大久保勉
那覇市	那覇市長	城間幹子

協定締結権者

豊田市	豊田市長	太田稔彦

【資料１．１４】「中核市災害相互応援協定実施細目」

中核市災害相互応援協定実施細目

（中核市災害相互応援協定締結市）

（趣旨）

第１条　中核市災害相互応援協定第 11 条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（経費等の負担）

第２条　協定第１条第１号から第３号までの規定の応援に要する費用のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

⑴ 協定第１条第１号及び第２号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費

⑵ 協定第１条第３号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

２　協定第１条第４号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

⑴ 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。

⑵ 応援職員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

⑶ 応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。

⑷ 前３号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

３　応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

４　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

５　応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

（経費の請求）

第３条　前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

２　自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

（連絡担当部局）

第４条　協定第５条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

（その他）

第５条　この実施細目により難い事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

（実施細目の発効）

第６条　この実施細目は、令和３年４月１日から効力を発生するものとする。

令和３年４月１日

松本市	松本市長	臥雲義尚
一宮市	一宮市長	中野正康
函館市	函館市長	工藤壽樹
旭川市	旭川市長	西川将人
青森市	青森市長	小野寺晃彦
八戸市	八戸市長	小林眞
秋田市	秋田市長	穂積志
山形市	山形市長	佐藤孝弘
福島市	福島市長	木幡浩
郡山市	郡山市長	品川萬里
いわき市	いわき市長	清水敏男
水戸市	水戸市長	高橋靖
盛岡市	盛岡市長	谷藤裕明
宇都宮市	宇都宮市長	佐藤栄一
越谷市	越谷市長	高橋努
川越市	川越市長	川合善明
川口市	川口市長	奥ノ木信夫
船橋市	船橋市長	松戸徹
横須賀市	横須賀市長	上地克明
柏市	柏市長	秋山浩保
前橋市	前橋市長	山本龍
高崎市	高崎市長	富岡賢治
八王子市	八王子市長	石森孝志
富山市	富山市長	森雅志
金沢市	金沢市長	山野之義
福井市	福井市長	東村新一
甲府市	甲府市長	樋口雄一
長野市	長野市長	加藤久雄
岐阜市	岐阜市長	柴橋正直
豊橋市	豊橋市長	浅井由崇
岡崎市	岡崎市長	中根康浩
吹田市	吹田市長	後藤圭二
高槻市	高槻市長	濱田剛史
枚方市	枚方市長	伏見隆
八尾市	八尾市長	大松桂右
寝屋川市	寝屋川市長	広瀬慶輔
東大阪市	東大阪市長	野田義和
姫路市	姫路市長	清元秀泰
和歌山市	和歌山市長	尾花正啓

大津市	大津市長	佐藤健司
豊中市	豊中市長	長内繁樹
明石市	明石市長	泉房穂
西宮市	西宮市長	石井登志郎
奈良市	奈良市長	仲川げん
尼崎市	尼崎市長	稲村和美
鳥取市	鳥取市長	深澤義彦
松江市	松江市長	松浦正敬
倉敷市	倉敷市長	伊東香織
呉市	呉市長	新原芳明
福山市	福山市長	枝広直幹
下関市	下関市長	前田晋太郎
高松市	高松市長	大西秀人
松山市	松山市長	野志克仁
高知市	高知市長	岡﨑誠也
長崎市	長崎市長	田上富久
佐世保市	佐世保市長	朝長則男
大分市	大分市長	佐藤樹一郎
宮崎市	宮崎市長	戸敷正
鹿児島市	鹿児島市長	下鶴隆央
久留米市	久留米市長	大久保勉
那覇市	那覇市長	城間幹子

協定締結権者

豊田市	豊田市長	太田稔彦

【資料１．１５】「災害時における相互協力に関する協定」

災害時における相互協力に関する協定

（川越少年刑務所）

川越市（以下「甲」という。）と川越少年刑務所（以下「乙」という。）は，川越市内において，災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第２条第１号に定める災害（ただし，津波と高潮を除く。以下「災害」という。）が発生し，又は発生するおそれがある場合における，川越市民等の安全確保を図ることを目的とする甲及び乙の相互協力について，次のとおり協定を締結する。

（指定緊急避難場所等の指定及び公示）

第１条　甲は，本協定に基づき，川越市南大塚６－４０－１に所有する乙の管理する敷地のうち，別紙に掲げる部分（以下「指定部分」という。）について，法第４９条の４第１項に定める指定緊急避難場所として指定するとともに，災害時等の一時的な避難場所に位置付けるものとする。

２　甲は，指定部分について，指定緊急避難場所であることを公示するとともに，指定部分までの経路及び立入禁止区域を明示するものとする。

（協力の内容）

第２条　乙は，前条の規定に基づき，乙の運営に支障のない範囲において指定部分の使用を許すほか，甲が行う災害対策上必要と認めるときは，甲の申請により，次の協力を行うものとする。

（１）乙が使用を認める乙の管理する施設等の一部又は全部の提供

（２）その他甲が行う災害対策上必要な協力

（使用の申請等）

第３条　甲は，災害対策上，指定部分を避難場所として使用する必要が生じたときは，乙に対し，その使用を申請するものとする。

２　甲は，災害対策上必要があると認めるときは，前条に基づき，乙に対し，乙が管理する施設の一部又は全部の使用の申請その他の必要な協力を要請することができる。

３　甲は，乙に前２項の申請を行う場合は，乙に対し，国有財産使用許可申請書を提出するものとする。ただし，当該申請書を提出するいとまがないときは，口頭，電話等で要請することができるものとし，その後，速やかに当該申請書を提出するものとする。

４　前項に定める国有財産使用許可申請書の様式は，別途定める。

（申請に基づく措置等）

第４条　乙は，甲から前条に基づく使用申請があったときは，乙の運営に支障のない範囲において許可するものとする。この場合において，乙は，国有財産使用許可書を甲に交付するものとし，甲は，当該許可書に記載の使用条件に基づき施設等を使用するものとする。

２　前項に定める国有財産使用許可書の様式は，別途定める。

３　乙は，前条に基づく申請を許可する場合には，国有財産法（昭和２３年法律第７３号）第１９条において準用する同法第２２条第１項第３号の規定に基づき，使用料を無償とする。

４　前条に基づく申請がない場合において，避難者を指定部分等に受け入れたときは，乙は，甲から第３条に基づく要請があったものとみなし，指定部分を避難場所として避難者に開放するとと

もに，その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。
５　甲は，前項の報告を受けたときは，速やかに前条第３項の規定に定める国有財産使用許可申請書を提出するとともに，避難者に対する災害対策上必要な措置を講じるものとする。

（許可の取消し又は変更）
第５条　乙は，次の各号に該当するときは，前条の許可の取消し又は変更をすることができるものとする。ただし，この場合において，甲に損害が生じても，乙は，その補償は行わないものとする。
（１）乙の運営に支障が生じ，又は生じるおそれがあると認められたとき。
（２）甲に，本協定に違反する行為が認められたとき。

（使用時の注意事項）
第６条　甲は，第４条第１項の規定により使用を許可された施設を使用する者に対し，当該施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り，指導を行うものとする。

（乙への報告）
第７条　甲は，本協定に基づく指定部分の使用その他乙が管理する施設等の使用によって，その設備，施設又は土地が損壊した場合は，乙に対し，速やかに届け出るものとする。

（原状回復義務）
第８条　甲は，乙が早期に通常業務を再開できるよう努めるものとする。
２　甲は，避難者の減少等により施設の使用を終了するときは，使用した施設を原状に復し，乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
３　前項の原状に復した費用は，甲が負うものとする。

（経費の負担）
第９条　第２条の各号に規定する協力において要した経費については，甲の負担とする。
２　前条第２項及び前項に規定する経費を除き，協力に要した経費については，甲乙協議の上，決定するものとする。

（円滑な運用）
第１０条　甲及び乙は，この協定が円滑に運用されるように，平素から情報の交換を行い，甲乙の連携を図り，災害に備えるものとする。

（連絡責任者）
第１１条　甲及び乙は，あらかじめ連絡責任者を定め，災害が発生し，又は発生のおそれがあるときは，速やかに相互に連絡を取るものとする。

（敷地変更の報告）
第１２条　乙は，指定部分の改修その他の工事等により，指定部分の範囲及び面積等に変更が生じる場合，又はその他の事情により敷地の使用が不可能となる場合は，遅滞なく甲に連絡するものとする。

（秘密の保持）
第１３条　甲及び乙は，この協定の履行に関し，乙の運営に関して知り得た事項を他に漏らしては

ならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは，甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１５条　この協定の有効期間は，協定締結の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし，この協定の有効期間が満了する日の１か月前までに，甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは，この協定の有効期間満了の日の翌日から更に１年間，同一の条件をもって更新されるものとし，以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため，本協定書の原本２通を作成し，甲乙それぞれが記名押印の上，各自その１通を保有する。

令和元年６月２７日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川越市
川越市長　川合　善明

川越市南大塚６丁目４０番地１
乙　川越少年刑務所
所長　柴田　房雄

【資料１．１６】「災害時におけるＬＰガスの優先供給等に関する協定」

災害時におけるＬＰガスの優先供給等に関する協定書
（一般社団法人埼玉県エルピーガス協会川越支部）

川越市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県エルピーガス協会川越支部（以下「乙」という。）とは、川越市内に地震等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災した市民等に対して行うＬＰガスの優先供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（ＬＰガスの優先供給等に関する協力要請）

第１条　災害時において甲がＬＰガスを必要とするときは、乙に対し避難所等へのＬＰガスの優先供給等について協力を要請することができる。

２　前項の要請は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書でその内容を通知するものとする。

(1) 協力要請内容及び必要量

(2) 協力を希望する期間

(3) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（ＬＰガスの優先供給等に関する協力実施）

第２条　乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けた時は、ＬＰガスの優先供給等及び運搬に対する協力について積極的に実施するものとする。

２　乙は、乙の構成事業者と協定して、流通過程にあるＬＰガス20kgボンベ30本及び50kgボンベ30本を乙の構成事業者に備蓄させ、甲の要請に応じて優先出荷する体制を整備するものとする。

（費用）

第３条　前条の規定に基づく物資の提供に要する費用は、無償とする。ただし、それ以外の物資の提供に要する費用については、実費を甲は乙に支払うものとする。

（引き渡し）

第４条　ＬＰガスの引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ受領するものとする。

（情報の交換）

第５条　甲及び乙は、相互の協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第６条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災を担当する課の課長とし、乙においては社団法人埼玉県エルピーガス協会川越支部長とする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から２年とする。ただし、有効期間の満了する日の60日前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、さらに協定を１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を所持する。

平成10年11月18日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川越市長　　舟　橋　功　一

川越市野田町１丁目２番地１
乙　社団法人埼玉県エルピーガス協会川越支部
支部長　　伊　藤　賢　二

【資料１．１７】「災害時における物資の輸送に関する協定」

災害時における物資の輸送に関する協定書
（埼玉県トラック協会川越支部）

川越市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会川越支部（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　川越市地域防災計画の災害応急対策活動及び市町村等相互の応援措置のために必要な貨物自動車運送業用自動車（以下「事業用自動車」という。）の緊急輸送に関し必要な事項をこの協定で定め、緊急輸送が迅速かつ円滑に実施されることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、緊急輸送を乙に要請する場合は、別表１「緊急輸送要請書」により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第３条　乙は、甲から緊急輸送の要請があった場合、特別の理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指名し（以下「指定運送事業者」という。）、甲に対し事業用自動車を提供させるものとする。

（報告）

第４条　乙は、前条の規定により緊急輸送を実施した場合は、甲に対し別表２「緊急輸送実施報告書」により報告するものとする。

（運賃及び料金）

第５条　緊急輸送に要した運賃及び料金は、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第11条の規定により運輸大臣に届出した額による。

（事故等）

第６条　乙の供給した事業用自動車が、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

２　乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対してすみやかにその状況を報告しなければならない。

（損害賠償及び紛争解決）

第７条　指定運送事業者は、緊急輸送中に甲及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、紛議が生じた場合は、早期解決のため誠実に対応するものとする。

（災害補償）

第８条　緊急輸送中の従事者の責めに帰することが出来ない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときは、指定運送事業者が補償する。ただし、非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年川越市条例第４号）が適用される場合は、甲が補償する。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、有効期間の満了する日の 60 日前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、さらに協定を１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 12 年５月 29 日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川越市長　　舟　橋　功　一

川越市脇田本町１５番地１３
乙　社団法人埼玉県トラック協会川越支部
支 部 長　　笠　原　和　夫

【資料１．１８】「災害時における相互協力に関する協定」

川越市と川越市内郵便局との包括連携協定
（川越西郵便局）

川越市（以下「甲」という。）と川越市内郵便局（以下「乙」という。）は、地域における協力及び市民サービスの向上等に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定については、乙を代表して川越西郵便局が締結するものとする。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、市民が安心して暮らせる地域づくりに資することを目的とする。

（定義）

第２条　本協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号の災害をいう。

２　本協定において、「川越市内郵便局」とは、別表に掲げる郵便局をいう。

（協力の内容）

第３条　乙は、川越市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲内で、甲に連携して協力するものとする。なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

⑴　災害が発生し、応急対策が必要となった場合

⑵　高齢者、障害者、子ども等の異変を発見した場合

⑶　道路の損傷等を発見した場合

⑷　適正に管理されていない危険家屋を発見した場合

⑸　不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

⑹　ごみ集積所における紙類等の資源物の持ち去りを発見した場合

２　前項各号の場合における具体的な実施内容については、別紙覚書のとおりとする。

３　甲及び乙は、第１項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じ協議を行うものとする。なお、具体的な実施事項については、甲乙協議の上、決定する。

（秘密保持の義務）

第４条　甲及び乙は、本協定に基づく活動に当たって知り得た個人情報その他の秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならない。本協定終了後も同様とする。

２　第３条の規定により甲及び乙が情報を提供した場合において、甲及び乙は、その個別の事実を

第三者に原則として開示しないものとする。

（有効期間）

第５条　本協定の有効期間は、締結日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲乙のいずれからも書面による変更又は解除の申出がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して１年間、本協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第６条　本協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関し疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議し決定するものとする。

（その他）

第７条　本協定締結以前に締結を行った「災害時における相互協力に関する協定」（平成１０年３月３０日締結）については、本協定締結日以降廃止する。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名のうえ、それぞれ１通を所持する。

平成２９年５月３１日

川越市元町１丁目３番地１

甲　川　越　市

川越市長　　川合　善明

川越市小室２２番地１号

乙　川越市内郵便局代表

日本郵便株式会社

川越西郵便局長

別表

川越市内郵便局一覧（五十音順）

川越郵便局

川越旭町郵便局

川越新宿郵便局

川越伊勢原郵便局

川越今泉郵便局

川越今福郵便局

川越駅西口郵便局

川越笠幡郵便局

川越霞ヶ関北郵便局

川越川鶴郵便局

川越グリーンパーク郵便局

川越寿町郵便局

川越清水郵便局

川越新富町郵便局

川越砂郵便局

川越大東郵便局

川越月吉郵便局

川越西郵便局

川越古谷郵便局

川越松江町郵便局

川越南大塚駅前郵便局

川越宮元郵便局

川越元町郵便局

川越六軒町郵便局

川越脇田郵便局

高階郵便局

名細郵便局

的場郵便局

別紙

災害発生時の協力に関する覚書

（目的）

第１条　本覚書は、甲及び乙が、川越市内において災害が発生し、応急対策が必要となった場合、相互に協力し対策を円滑に遂行することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、川越市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 甲又は乙が収集した被災市民の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(2) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(3) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(避難者情報確認シート（避難先届）（様式１及び２）又は転居届の配布・回収を含む。)

(4) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(5) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(6) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に定めるもののほか、協力できる事項

（協力実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み相互に協力するよう努めなければならない。ただし、協　力の範囲は甲及び乙のそれぞれの業務に支障を来さない範囲とする。

（経費の負担）

第４条　第２条の規定による要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担するものとする。

２　前項の規定による負担について疑義が生じたときは、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練等への参加）

第６条　乙は、甲の行う防災訓練等に、相互に協議して参加することができる。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第８条　本覚書に関する連絡責任者は、甲においては川越市防災危機管理室長とし、乙においては川越西郵便局総務部長とする。

（協議）

第９条　本覚書に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

【資料１．１９】「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

（東京電力パワーグリッド株式会社川越支社）

川越市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社川越支社（以下「乙」という。）は、川越市内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第２条　甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

２　甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時等に甲または乙の職員を甲または乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第３条　甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

⑴　甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供

⑵　乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供

⑶　甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第４条　甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

⑴　停電復旧に係る応急措置の実施

⑵　電力復旧の支障となる障害物等の除去

⑶　甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

⑷　住民への停電情報等の周知のための、甲の防災無線、防災メール、広報媒体等の利用

（覚書の締結）

第５条　甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

（秘密保持）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいし

てはならない。

（協定期間）

第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（旧協定の失効）

第９条　甲乙間で締結した平成２０年２月８日付け「災害時等における情報提供に関する協定書」は、本協定の締結日からその効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年１０月１３日

埼玉県川越市元町１丁目３番地１
甲　川越市
川越市長　　川合　善明

埼玉県川越市三久保町１７番地４
乙　東京電力パワーグリッド株式会社
川越支社
支社長　　徳丸　真吾

別紙

災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書

川越市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社川越支社（以下「乙」という。）は、令和２年１０月１３日付で締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的及び原則）

第１条　本覚書は、甲及び乙が停電復旧作業並びに道路及びその他区域の啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

２　相互協力にあたっては所管法令等の定めに従って対応するものとする。なお、停電の長期化や復旧に緊急を要する状況等においては、双方協議のうえ、必要と認められる場合に、災害対策基本法に基づき相互に協力する。

（対象区域）

第２条　本覚書の対象となる区域は、甲が管理する道路区域を原則とし、道路啓開に必要と判断された場合は、道路法第 44 条に基づき指定された沿道区域を含むものとする。

２　その他に相互の協力が必要な区域が発生した場合については、甲乙協議のうえ必要な範囲について定めるものとする。

（対象作業）

第３条　本覚書の対象となる作業は、乙が行う停電復旧作業及び甲が行う啓開作業の支障となる電力設備及び樹木・土砂等の障害物の除去作業を対象とする。

（要請の手続）

第４条　乙が甲に対して停電復旧作業への協力若しくは啓開作業の実施を要請する場合又は甲が乙に対して啓開作業への協力若しくは停電復旧作業の実施を要請する場合は、原則としてあらかじめ次の各号に定める事項を記載したメール等電子媒体を提出するものとする。

（１）要請の種別（電力設備の除去／障害物の除去／両者）
（２）場所（直近の電柱番号、住所、地図等）
（３）作業内容
（４）作業希望日時
（５）要請者連絡先
（６）その他必要な事項

２　緊急と判断された場合には、口頭又は電話等で要請を行うことができる。ただし、作業の実施後、前項に基づく手続きを行う。

（道路区域における作業の実施）

第５条　甲又は乙が要請を受けた場合、災害時に担う自らの業務に支障のない範囲で作業を行うものとする。

２　甲は、迅速な道路啓開に乙の電気工作物が支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に代わり障害物の除去作業を実施することができる。

３　前項の作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請する。
４　乙は、停電復旧を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲からの要請を待たず、電話等で甲に連絡したうえで啓開作業を実施することができる。

（その他区域における作業の実施）
第６条　第２条第２項の区域における作業については、第５条の規定に準じて甲乙協議のうえ実施するものとする。

（費用負担）
第７条　第５条及び第６条に基づき実施された停電復旧作業及び啓開作業の費用負担は、別添「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に係る費用負担」による。
２　甲及び乙は前項による請求を精査し速やかに費用を支払う。

（実施責任）
第８条　関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。
２　作業に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

（定めのない事項等）
第９条　本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年３月３１日

甲　埼玉県川越市元町１丁目３番地１
川越市
川越市長　川合　善明

乙　埼玉県川越市三久保町１７番地４
東京電力パワーグリッド株式会社
川越支社
支社長　　福元　直行

【資料１．２０】「災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」

災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書
（公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部）

川越市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下「乙」という。）とは、川越市内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合、民間賃貸住宅の提供支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　甲は、川越市内において災害が発生し、家屋の倒壊や焼失などの理由により居住できなくなった被災者に対し、応急的な住宅として民間賃貸住宅への入居の支援を乙に求めることに関して、基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において被災者への一時的供給居住を確保するために、乙に対し、入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援を要請するものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲の前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅供給の支援について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協議）

第４条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

平成 17 年７月１日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川越市長　　舟　橋　功　一

川越市仙波町２丁目５番地９
乙　社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
埼玉西部支部
支 部 長　　横　田　庄　平

【資料１．２１】「災害時における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定」

災害時等における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定書
（いるま野農業協同組合）

川越市（以下「甲」という。）といるま野農業協同組合（以下「乙」という。）とは、川越市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における生鮮食料品及び精米（以下「生鮮食料品等」という。）の優先供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等に川越市地域防災計画に基づく食料確保の一環として、乙の積極的な協力により、円滑に生鮮食料品等の確保等を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　協力の内容は、次のとおりとする。

⑴ 生鮮食料品等の優先供給

⑵ 市民が健康増進と災害時に備えて自給食料を栽培するための市民農園のあっせん

⑶ 災害時等に応急仮設住宅建設用地及び復旧資機材置場等として使用するための乙の組合員の所有する農地のあっせん

⑷ その他甲が協力を要請する事項

（協力の要請）

第３条　甲は、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し、協力を要請するものとする。

⑴ 被害の状況

⑵ 必要とする生鮮食料品等の種類、数量、納入日時及び納入場所

⑶ 必要とする農地の場所、面積、使用期限、原状回復の方法及び使用に伴う費用負担

⑷ その他必要な事項

（協力）

第４条　乙は、甲から生鮮食料品等の優先供給の協力要請を受けたときは、これに協力し、速やかに納入するものとする。

（代金の請求）

第５条　乙は、前条の規定により、甲に生鮮食料品等を納入したときは、甲及び乙が協議して定めた価格により、甲にその代金を請求するものとする。

（代金の支払）

第６条　甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

（市民農園の状況報告）

第７条　乙は、毎年４月１日現在の市民農園の状況について、甲に報告するものとする。

（あっせんに基づく農地の契約）

第８条　甲は、乙のあっせんした農地について、必要とする当該農地の所有者と当該農地の使用について別途契約を締結する。

２　前項の契約については、第３条第１項第３号及び第４号に掲げる事項を定める。

（防災訓練等への参加協力）

第９条　乙は、甲から要請があった場合は、防災訓練等への参加について協力するものとする。

（細目）

第10条　この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（旧協定の廃止）

第12条　甲と乙の間で、平成６年３月22日に締結した災害時等における精米の優先供給に関する協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 18 年７月７日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川　越　市　長　　舟　橋　功　一

入間市小谷田４丁目６番１１号
乙　いるま野農業協同組合
代表理事組合長　　小　澤　稔　夫

【資料１．２２】「災害時における特別法律相談に関する協定」

災害時における特別法律相談に関する協定書
（埼玉弁護士会川越支部）

川越市（以下「甲」という。）と埼玉弁護士会川越支部（以下「乙」という。）とは、川越市内に自然災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）における特別法律相談（以下「相談」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に市民生活の円滑な復興を図るため、川越市地域防災計画に基づく個別専門相談の一環として、乙の積極的な協力により、相談を迅速に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、相談を実施する必要が生じたときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し協力を要請するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 相談の実施場所

(3) その他必要な事項

（協力）

第３条　乙は、甲から相談の協力要請を受けたときは、これに協力し、速やかに相談を実施するものとする。

（相談の実施方法）

第４条　相談の実施方法は、平常時における市民相談のうち法律相談の例によるものとする。

（相談の費用）

第５条　相談の費用については、相談者は負担をしないものとする。

（弁護士の謝礼）

第６条　相談に従事した弁護士に対して支払う謝礼は、平常時における市民相談のうち法律相談の額を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（支援弁護士）

第７条　乙は、必要があると認めるときは、乙所属以外の弁護士に対し、この協定に基づく相談への協力を要請することができる。

（報告）

第８条　乙は、この協定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(1) 従事した弁護士の氏名

(2) 従事した時間

(3) 相談要旨

(4) その他必要な事項

（細目）

第９条　この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 18 年７月７日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川越市長　　舟　橋　功　一

川越市宮下町２丁目１番地２　福田ビル１階
乙　埼玉弁護士会川越支部
支部長　　新　井　賢　治

【資料１．２３】「災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定」

災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定書
（埼玉県電気工事工業組合）

川越市（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における公共施設等の電気設備の復旧業務等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の市域内において災害が発生した場合に、甲から乙に対して行う協力の要請に関し、その手続きを定め、復旧業務等の支援を迅速に実施することを目的とする。

（協力の種類）

第２条　甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

(1) 公共施設等の電気設備の復旧活動に関すること。

(2) 公共施設等の電気設備の事故防止に対する処置に関すること。

(3) 復旧活動等において二次災害等を発見した場合に速やかに甲へ通報し、その指示に従うこと。

（協力の要請）

第３条　甲は乙に対し、前条に規定する協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、「協力要請書」（様式第１号）を提出し、行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭により行うことができるものとし、事後遅滞なく協力要請書を提出する。

(1) 協力の種類

(2) 協力に関する具体的内容

(3) 協力を必要とする公共施設等の名称、所在地

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定による協力要請を受けたときは、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（復旧業務の報告等）

第５条　乙は、甲の要請による公共施設等の電気設備の復旧業務等が完了した場合には、速やかに甲に対して口頭、電話等により報告し、相互に作業内容を確認のうえ甲に引き渡しを行い、事後遅滞なく「災害復旧業務完了報告書」（様式第２号）を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第６条　乙は甲の要請に対応するため、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（費用の負担）

第７条　乙が甲の要請により公共施設等の電気設備の復旧業務等に要した費用については、甲が負担するものとする。なお、費用の額は、災害時発生前の標準的な価格により、甲乙協議のうえ決定する。

（防災訓練等への参加）

第８条　乙は、甲から要請があった場合は、防災訓練等への参加について協力するものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協定の効力及び更新）

第10条　この協定の有効期間は、締結の日から平成22年３月31日までとする。ただし、期間満了の

１か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解除の申し出がない場合は、１年間延長されたものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 21 年３月 30 日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川越市長　川合　善明

さいたま市北区宮原１丁目３９番地
乙　埼玉県電気工事工業組合
理事長　　小澤　浩二

【資料１．２４】「災害時における燃料等の優先供給に関する協定」

災害時における燃料等の優先供給に関する協定

（埼玉県石油商業組合川越支部）

川越市（以下「甲」という。）と埼玉県石油商業組合川越支部（以下「乙」という。）は、災害時における燃料等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、川越市地域防災計画に基づき、災害応急対策に必要な燃料を、市内石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、前条の目的を達成するため、燃料等の供給を受けようとするときは、乙に燃料等の優先供給を要請するものとする。また、甲は、乙の会員に直接要請出来るものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条による甲の要請を受けた時は、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

（燃料の種類）

第４条　甲が乙に優先供給（燃料の仕入れを含む）を要請する燃料は、ガソリン、軽油、灯油、重油及びオイルとする。

２　その他緊急に必要な物品（燃料等の携行缶、給油ポンプ）についても、乙は支障のない範囲で、優先供給の要請に応ずるものとする。

（要請の方法等）

第５条　第２条の要請は、原則として災害時等燃料供給要請書（別記様式１）により、行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、防災担当部署からの電話、ファックス等による要請に応じた後、災害時等燃料供給要請書により行う。

（燃料等の納品）

第６条　燃料等の納品場所は、甲が指定するものとし、甲が当該納品場所へ職員を派遣し、要請した燃料等を確認の上、乙が納品するものとする。

（燃料等の価格）

第７条　甲が乙に支払う燃料等の価格は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（経費の請求）

第８条　燃料等の経費は、乙の作成した請求書により請求するものとする。

（経費の支払い）

第９条　甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（報告等）

第１０条　乙は、毎年４月末までに、この協定に基づき協力を実施できる川越市内の販売事業者の名称、所在地、電話番号等を甲に報告するものとする。

（協議）

第１１条　この協定に関し、必要な手続き及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定める。

（有効期間）

第１２条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は同一条件で更新したものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２４年６月２５日

川越市元町１丁目３番地１

甲　　川越市

川越市長　　川　合　善　明

川越市大字小仙波６７１

乙　　埼玉県石油商業組合川越支部

支部長　　山　口　佳　郎

【資料１．２５】「災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定」

災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定書

（公益社団法人埼玉柔道整復師会川越支部）

川越市（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県接骨師会川越支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、川越市地域防災計画に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対しての応急処置活動を行うことを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、川越市において災害が発生し、接骨師による応急処置活動の必要が生じた場合は、乙に対して接骨師の派遣を要請するものとする。

（協力内容）

第３条　乙は、前条による要請を受けたときは、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

（１）　甲の指定する救急救護所における柔道整復師法に規定された業務の実施

（２）　応急処置活動に要する衛生資材等の提供

（３）　応急処置活動に必要な労務の提供

（指揮命令）

第４条　乙の協定に関わる指揮命令及び連絡調整については、甲の指定する者が行い、応急処置に係る必要な指示については、医療救護班の医師が行うものとする。

（応急処置費）

第５条　医療救護所における応急処置費は、無料とする。

２　搬送先の接骨院等における応急処置費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第６条　第２条の規定に基づき、乙が応急処置活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（１）派遣された接骨師が携行した衛生材料等を使用した場合の実費

（２）第３条（２）の実費

（３）派遣された接骨師及びその関係者（事務職員等）が、応急処置活動において負傷、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

２　前項の費用弁償等の額及び支払手続きについては、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は同一条件で更新したものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協議書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２４年９月３日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川越市
川越市長　川　合　善　明

川越市大字下広谷６１３番地１
乙　公益社団法人埼玉県接骨師会川越支部
支部長　　荻　野　義　之

【資料１．２６】「災害時における家屋被害認定調査に関する協定」

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

（埼玉県土地家屋調査士会）

川越市（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲の市内において災害が発生した場合に、乙が甲に対して行う支援に関し、その手続を定め、円滑な支援が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第２条　甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

⑴　「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成２５年内閣府（防災担当））に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関すること。

⑵　甲が発行した罹災証明について、市民からの相談に関すること。

（支援の要請）

第３条　甲は乙に対し、前条に定める支援を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在地、内容等、必要事項を記載した「被害認定調査要請書」（別紙様式１）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第４条　乙は、甲から前条の要請を受けた時は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式２）を提出するとともに、速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

２　乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合の必要な資機材の費用については甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第６条　乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第２項の費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（守秘義務）
第７条　乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（従事者の災害補償）
第８条　乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）
第９条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了の１箇月前までに甲、乙いずれかからの協定解除の申出がないときは、更に１年延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙間で協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２７年１１月２５日

埼玉県川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市

川越市長　　川　合　善　明

埼玉県さいたま市浦和区高砂４丁目１４番１号
乙　埼玉土地家屋調査士会

会　長　　佐　藤　忠　治

【資料１．２７】「災害時の医療救護活動に関する協定」

災害時の医療救護活動に関する協定書
（社団法人川越市医師会）

川越市（以下「甲」という。）と一般社団法人川越市医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、川越市地域防災計画に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、川越市地域防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに医療救護班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（医療救護班の指揮及び調整）

第３条　医療救護班に対する指揮及び医療救護活動に係る調整は乙の災害医療調整員が行う。なお、災害医療調整員とは、医師会長が指定した医師会員で、市災害対策本部と医師会対策本部との連絡調整を行う者をいう。

（医療救護班の業務）

第４条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）傷病者に対する応急処置

（２）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（３）死亡の確認

（医療救護班の輸送）

第５条　乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第６条　乙所属の医療救護班は、甲及び乙において締結した「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定書」（平成２７年１２月２５日締結）に基づく医薬品等を使用するものとする。

２　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

３　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第７条　救護所における医療費は、無料とする。

２　後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（総合防災訓練）

第８条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する総合防災訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第９条　第２条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（１）医療救護班の輸送に要した費用

（２）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（３）医療救護班の医師、看護婦及びその関係者（事務職等）が、医療救護活動において負傷し、

疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

２　前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（旧協定の解除）

第１０条　本協定の締結をもって、昭和６１年９月２６日付けで、甲と乙との間に締結している「災害時の医療救護活動に関する協定書」を合意解除する。

（細目）

第１１条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

この協定の成立を証するため本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成２７年１２月２５日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川越市長　川　合　善　明

川越市小仙波町２丁目５３番地１
乙　一般社団法人　川越市医師会
会　長　　関　本　幹　雄

【資料１．２８】「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定」

災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定書

（社団法人川越市医師会）

川越市（以下「甲」という。）と一般社団法人川越市医師会（以下「乙」という。）とは、医療救護班が使用する医薬品の備蓄管理に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲及び乙において締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（平成２７年１２月２５日締結）第６条第１項に定める甲が備える医薬品等（以下「医薬品等」という。）に関し、その種類、品目、規格及び数量（以下「種類等」という。）や備蓄管理の方法等必要な事項を定めるものとする。

（医薬品等の種類等）

第２条　医薬品等の種類等は、乙が甲の意見も聞き、乙において決定するものとする。

（医薬品等の備蓄管理等）

第３条　乙は、前条の規定による医薬品等を、乙が定める「医師会医療救護班編成表」（別表）による医療機関から選定した医療機関（以下「管理病院」という。）に分散配置し備蓄管理するものとする。

（種類等の連絡）

第４条　乙は、医薬品等を管理病院に分散配置したときは、管理病院の所在地、病院名及び電話番号並びに管理病院毎における種類等を甲に連絡するものとする。

２　前項の規定は、同項に定める連絡事項に変更を生じたときに準用する。

（ランニング備蓄による管理）

第５条　管理病院は、医薬品等を備蓄管理する場合においては、医薬品等を平常時における診療に使用し、当該使用したことによる不足分を適宜補充して管理する「ランニング備蓄」方式により備蓄管理するものとする。

（医薬品等の使用及び費用負担等）

第６条　乙は、甲の要請により医療救護班を派遣した場合においては、原則として第３条に規定する医薬品等を使用するものとする。

２　乙は、前項の規定により医薬品等を使用したときは、甲の定める手続きにより、その医薬品等の実費金額の支払いを甲に請求するものとする。

３　甲は、前項の請求があったときは、遅滞なく乙に実費金額を支払うものとする。

（旧協定の解除）

第７条　本協定の締結をもって、平成２２年３月２６日付けで、甲と乙との間に締結している「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定書」を合意解除する。

（細目）

第８条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは甲、乙協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１通を所持す

る。

平成２７年１２月２５日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川越市長　川　合　善　明

川越市小仙波町２丁目５３番地１
乙　一般社団法人　川越市医師会
会　長　　関　本　幹　雄

【資料１．２９】「災害時における被災者等相談の実施に関する協定」

災害時における被災者等相談の実施に関する協定書
（埼玉司法書士会）

川越市（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第２条　甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

２　乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

３　乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口に相談員を派遣するものとする。

４　乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第３条　相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

（１）　相続に関する相談

（２）　不動産登記及び商業・法人登記に関する相談

（３）　不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談

（４）　成年後見制度に関する相談

（５）　その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第４条　甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

（態勢整備等）

第５条　乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

２　乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

３　乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第６条　被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

（相談料）

第７条　乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

（情報交換）

第８条　甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

（連携）

第９条　乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

（協定の存続期間）

第１０条　この協定の存続期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に１年間自動延長されるものとする。２年目以降も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年７月２８日

川越市元町１丁目３番地１

甲　川越市

川越市長　　川　合　善　明

さいたま市浦和区高砂三丁目１６番５８号

乙　埼玉司法書士会

会　長　　山　嵜　秀　美

【資料１．３０】「災害時における被災者支援に関する協定」

災害時における被災者支援に関する協定書

（埼玉県行政書士会）

川越市（以下「甲」という。）と埼玉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、川越市内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害並びに火災等の人為災害（大規模事故）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のため行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第２条　この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

（１）罹災証明書申請書類に関する相談
（２）自動車登録申請書類に関する相談
（３）相続関係書類に関する相談
（４）許認可申請書類に関する相談
（５）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
（６）その他行政書士法に定める業務に関する相談

（相談対象）

第３条　行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

（１）災害により被害を受けた川越市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
（２）災害により川越市外から同市内に避難した者
（３）前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めた者

（支援業務の要請）

第４条　甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

２　前条の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第５条　乙は、前条第１項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第６条　甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第７条　乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時は、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

（費用）

第８条　行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

２　行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間の１か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、協定の存続期間が更に１年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年１１月１７日

川越市元町１丁目３番地１

甲　川越市

川越市長　　川　合　善　明

さいたま市浦和区仲町３丁目１１番１１号

乙　埼玉県行政書士会

会　長　　荒　岡　克　巳

【資料１．３１】「災害時における応急復旧業務に関する協定」

災害時に応急復旧業務に関する協定書
（川越市建設業協会）

川越市（以下「甲」という。）と川越市建設業協会（以下「乙」という。）とは、川越市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急復旧業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に川越市地域防災計画に基づく都市施設の応急対策の一環として、乙の積極的な協力により、業務を迅速に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、業務を実施する必要が生じたときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し協力を要請することができる。この場合において、甲は災害時の状況により必要があると認めるときは、乙以外の者に協力を要請することができる。

⑴ 被害の状況
⑵ 業務の実施場所
⑶ 業務の内容
⑷ その他必要な事項

（協力体制）

第３条　乙は、応急対策業務を円滑に実施するため、川越市建設業協会の会員（以下「会員」という。）の担当区域をあらかじめ定め、甲に通知し、変更がある場合も同様とする。

２　甲及び乙は、情報連絡体制を定め、互いに周知し、変更がある場合も同様とする。

３　甲及び乙は、災害時に提供可能な資機材等を把握し、互いに周知し、変更がある場合も同様とする。

４　甲及び乙は、前各項の内容について、年度当初に互いに確認する。

（報告）

第４条　乙は、この協定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

⑴ 従事した乙の加盟会員の名称
⑵ 従事者人数
⑶ 従事した時間
⑷ 業務の内容（使用重機、作業内容等）
⑸ その他必要な事項

（契約）

第５条　甲は、応急復旧業務を実施するときは、乙の加盟会員と、速やかに契約を締結するものとする。

（費用の負担）

第６条　この協定に基づき、乙の会員が業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。当該費用については、災害発生直前における適正な費用を基準として担当区域の会員が算出し、双方の協議のうえ決定するものとする。

（防災訓練等への参加協力）

第７条　乙は、甲から要請があった場合は、防災訓練等への参加について協力するものとする。

（協定の期間及び更新）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年とする。ただし、期間満了の日の３０日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、期間満了の日の翌日から起算して１年間延長し、その後においても同様とする。

（細目）

第９条　この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成３０年５月９日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川越市長　　川　合　善　明

川越市神明町１３番地８
乙　川越市建設業協会
会　長　　中　里　健　寿

【資料１．３２】「災害時における住家被害認定調査に関する協定」

災害時における住家被害認定調査等に関する協定書

（公益社団法人埼玉県不動産鑑定協会）

川越市（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下「乙」という）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づく災害時における住家被害認定調査等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲の地域内において災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、住家被害認定調査等に関する乙の協力及び連携に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して住家被害認定調査等の実施について協力を要請する。

２　前項の要請は、原則として住家被害認定調査等協力要請書（別紙様式１）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第３条　乙は前条第１項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、速やかに上部団体である公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会及び関東甲信不動産鑑定士協会連合会と連携の上、甲の要請事項に応えるものとする。

２　本協定における住家被害認定調査等の内容（以下「住家被害認定調査等業務」という。）は、次に掲げるものとする。

（１）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成３０年内閣府（防災担当））に基づき、甲の職員と連携し、被災した住宅に訪問し、建物全体、基礎、屋根、外壁、建物内部、設備等の被害状況を調査する業務

（２）り災証明書について住民からの相談に関する甲の業務の補助

（３）その他、甲が合理的に必要と認める業務

（住家被害認定調査員の要件）

第４条　乙が甲の地域に住家被害認定調査等業務のため派遣する住家被害認定調査員は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

（１）乙に所属する不動産鑑定士又は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会及び関東甲信不動産鑑定士協会連合会の派遣する不動産鑑定士であること。

（２）第９条に規定する住家被害認定調査に関する研修会を受講していること。

（指揮）

第５条　乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

（報告）

第６条　乙は甲の要請に基づき協力したときは、住家被害認定調査等協力報告書（別紙様式２）により報告するものとする。

（費用負担）
第７条　甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合に要する次の経費は、甲の負担とする。
（１）住家被害認定調査員の派遣に係る交通費
（２）その他特に必要と認める費用（日当及び損害補償に係る保険料等）

（請求及び支払い）
第８条　乙は、住家被害認定調査等が完了したときは、速やかに前条に定めた費用を甲に請求するものとする。
２　甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（研修会への参加）
第９条　甲及び乙が住家被害認定調査に関する研修会等を開催する場合は、甲の職員及び乙の会員は、甲及び乙が別途定める所定の手続により当該研修会に参加することができる。

（守秘義務）
第１０条　乙及び乙の会員は、本協定に規定する業務の遂行に当たり知り得た秘密情報を第三者に対して開示又は漏えいしてはならず、かつ、住家被害認定調査等業務以外の目的に利用してはならない。住家被害認定調査等業務及び本協定終了後も、また同様とする。

（有効期間）
第１１条　本協定の有効期間は、平成３０年８月２８日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日から３０日前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、本協定は更に１年間延長するものとし、以後もまた同様とする

（協議）
第１２条　本協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年８月２９日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川越市
川越市長　　川　合　善　明

さいたま市浦和区常盤４丁目１番１号
乙　浦和システムビルヂング５階
公益社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会
会　長　　伊藤　聡

【資料１．３３】「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

（一般社団法人川越市歯科医師会）

川越市（以下「甲」という。）と一般社団法人川越市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、川越市地域防災計画に基づき、災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て迅速かつ的確な歯科医療救護活動を実施することを目的とする。

（歯科医療救護計画）

第２条　乙は、甲の要請に基づく歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、 速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第３条　甲は、歯科医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する歯科医療救護計画に基づき、速やかに歯科医療救護班を編成し、甲が避難所に設置する医療救護所又はその他甲が要請する場所（以下「医療救護所等」という。）に派遣するものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第４条　歯科医療救護班に対する指揮及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第５条　乙が派遣する歯科医療救護班は、医療救護所等において、歯科医療救護活動を行うものとする。

２　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

一　傷病者のスクリーニング（症状判別）

二　傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供

三　傷病者の医療機関への転送の要否及びその転送順位の決定

四　被災者に対する歯科医療の提供及び口腔ケア活動

五　その他必要な措置

（歯科医療救護班の輸送）

第６条　甲は、乙の実施する歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品等の確保等）

第７条　乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、原則として当該歯科医療救護班が携行するもののほか、必要に応じ甲が確保するものとする。

２　医療救護所等において必要とする給食及び給水は、甲が行うものとする。

３　医薬品等の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（医療費）

第８条　医療救護所等における医療費は、無料とする。

２　搬送先の医療機関における医療費は、原則として傷病者負担とする。

（費用弁償）

第９条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

一　歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

二　歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

三　歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

四　前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

２　前項に定める費用の額については、別に定める。

（訓練）

第１０条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

（細則）

第１１条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協定の有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年１月２８日

埼玉県川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川越市長　川　合　善　明

埼玉県川越市三久保町１８番地３
乙　一般社団法人　川越市歯科医師会
会　　長　小　川　俊　夫

【資料１．３４】「災害時応援協定」

災害時応援協定書

（公益社団法人川越青年会議所）

公益社団法人川越青年会議所（以下「甲」という。）と川越市（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時応援協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が乙に協力して市民生活の安定を図るため必要事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、川越市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲に協力を要請することができる。

（要請手続）

第３条　乙は、相手方に前条の規定による要請を行う場合、文書をもって行う。

ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、後日書面を提出するものとする。

（協力事項）

第４条　甲は、第２条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項について、協力するものとする。

（１）災害応急復旧に必要な人員の派遣

（２）その他、特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（費用の負担）

第５条　乙は、第２条の規定により災害応急復旧を実施する場合の人件費は負担しない。

ただし、甲が災害応急復旧を実施する場合の人件費を除く費用については、乙が負担するものとする。

（情報共有）

第６条　甲及び乙は、平時及び災害時において、相互協力に必要な防災・災害情報等を共有することができるものとする。

（車両の通行）

第７条　乙は、甲が使用する車両を緊急通行車両として通行できるよう協力するものとする。

（連絡責任者等の報告）

第８条　甲及び乙は、本協定に基づく協力を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに、相手方に報告するものとする。

（秘密の保持）

第９条　甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

（協議事項）

第１０条　本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第１１条　本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。

ただし、この期間満了の１か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年２月１４日

埼玉県川越市仲町１番地１２（川越商工会議所内）
甲　公益社団法人　川越青年会議所
理 事 長　小谷野　和統

埼玉県川越市元町１丁目３番地１
乙　川　越　市
川越市長　川合　善明

【資料１．３５】「災害時における応急復旧業務に関する協定」

災害時における応急復旧業務に関する協定書

（川越緑地協会）

川越市（以下「甲」という。）と川越緑地協会（以下「乙」という。）とは、川越市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急復旧業務（以下「業務」という。）に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に川越市地域防災計画に基づく都市施設の応急対策の一環として、乙の積極的な協力により、業務を迅速に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、業務を実施する必要が生じたときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対して協力を要請することができる。この場合において、甲は災害時の状況により必要があると認めるときは、乙以外の者に協力を要請することができる。

（１）被害の状況

（２）業務の実施場所

（３）業務の内容

（４）その他必要な事項

（協力体制）

第３条　乙は、甲から協力要請を受けたときは、これに協力し、速やかに業務を実施するものとする。

（報告）

第４条　乙は、この協定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を甲に報告し、必要に応じて事後に報告書を提出するものとする。

（１）従事した乙の加盟会員の名称

（２）業務の内容（作業内容、使用機材等）

（３）その他必要な事項

（契約）

第５条　甲は、業務を実施するに当たっては、乙又は乙の加盟会員と速やかに契約を締結するものとする。

（連絡責任者）

第６条　甲と乙は、この協定に基づき協力体制を円滑に推進するための連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

（費用の負担）

第７条　この協定に基づき、乙又は乙の加盟会員が業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。当該費用については、災害発生直前における適正な費用を基準として乙又は乙の加盟会員が算出し、双方の協議のうえ決定するものとする。

（防災訓練等への参加協力）

第８条　乙は、甲からの要請があった場合は、防災訓練等への参加について協力するものとする。

（協定の期間及び更新）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年とする。ただし、期間満了の日の３０日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、期間満了の日の

翌日から起算して１年間延長し、その後においても同様とする。

（細目）

第１０条　この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第１１条　この事項に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和２年３月３１日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川越市
川越市長　川　合　善　明

川越市木野目１５９０番地１
乙　川越緑地協会
会　長　小　林　謙　二　郎

【資料１．３６】「川越市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」

川越市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

（社会福祉法人川越市社会福祉協議会）

川越市（以下「甲」という。）と社会福祉法人川越市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力及び川越市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害等で川越市内に災害が発生した場合、川越市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時における甲が行う応急対策等に対する甲及び乙の相互協力並びに円滑なボランティア活動の推進のための川越市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害をいう。

（センターの設置）

第３条　乙は、地震、風水害等で川越市内に災害が発生した場合、防災計画に基づき、甲からの要請により、センターを設置するものとする。

（センターの設置要請等）

第４条　甲は、前条の規定により、乙にセンターの設置を要請する場合は、設置要請書（様式第１号）で日時、場所、内容等を明らかにし、行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、事後、文書をもって処理できるものとする。

２　乙は、甲から前項の規定により要請があったときは、速やかにセンターを設置するものとする。

３　乙は、甲からの要請により、センターを設置した場合は、甲に対し、設置報告書（様式第２号）で日時、場所、内容等を明らかにし、報告するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、事後、文書をもって処理できるものとする。

（センターの設置場所）

第５条　センターの設置場所は、川越市総合福祉センター３階社会福祉協議会内とする。ただし、当該施設がり災し、設置が困難な場合は、甲は、これに代わる場所を確保するものとする。

２　甲は、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地センター（サテライト）の設置が必要と認めるときは、乙と協議のうえ、その設置場所の確保に努めるものとする。

（センターの運営）

第６条　センターの運営は乙が行うものとする。

（センターの業務）

第７条　センターが実施する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　被災者ニーズの把握に関すること。

⑵　支援活動に係る情報の収集及び提供に関すること。

⑶　災害ボランティアの募集、受付、派遣調整等に関すること。

⑷　支援活動に必要な資機材の調達及び提供に関すること。

⑸　甲、埼玉県社会福祉協議会その他の関係機関との連携等に関すること。

⑹　前各号に掲げるもののほか、災害ボランティア活動に必要な事項に関すること。

（連携及び協力）

第 8 条　甲と乙は、センターの設置運営に必要な次の各号に掲げた業務を相互に連携・協力するものとする。

⑴　必要な人員の派遣に関すること。

⑵　センター運営又は、災害ボランティア活動に必要な資機材の確保に関すること。

⑶　被災状況、安否情報等の情報提供に関すること。

⑷　前各号に掲げるもののほか、センターの設置運営にあたり、必要と認める事項。

（連絡責任者）

第 9 条　甲及び乙は、災害時にセンターの設置・運営等を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面（様式第３号）により相手方に連絡しておくものとする。

（費用負担）

第10条　甲は、第7条各号に規定する業務にかかる費用を甲乙協議の上負担するものとする。ただし、センター設置運営に係わる支援資金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てることができる。

２　大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営するセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

３　乙は、費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

（損害賠償）

第11条　災害時におけるボランティア活動時にボランティアが被った負傷、損害の補償は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

（報告）

第12条　乙は、甲にセンターの運営状況について適時、報告するものとする。

（センターの閉鎖）

第13条　センターの閉鎖は、災害復旧状況を考慮し、甲乙の協議の上、決定するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第14条　乙は、センター運営に関して発生する個人情報の取り扱いについては、社会福祉法人川越市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適切に管理するものとする。

（信義）

第 15 条　甲と乙は信義を重んじ、誠実にこの協定を遵守しなければならない。

（改定）

第 16 条　この協定の締結後、法令等の改廃、その他特別な事情等が生じたときは、甲と乙で協議して、この協定を改定することができる。

（協議）

第 17 条　この協定に定めのない事項又は、協定内容に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙で誠意をもって協議の上、決定し解決に当たるものとする。

（有効期間）

第 18 条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を称する証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれで、記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和４年２月１７日

埼玉県川越市元町１丁目３番地１
甲　　川　越　市
川越市長　川合　善明

埼玉県川越市小仙波町２丁目50番地２
乙　　社会福祉法人川越市社会福祉協議会
理事長　　関根　水絵

【資料１．３７】「災害時等における精米の優先供給に関する協定」

災害時等における精米の優先供給に関する協定書
（株式会社イトーセーブ）

川越市（以下「甲」という。）と伊藤米穀株式会社（以下「乙」という。）とは、川越市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における精米の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等に川越市地域防災計画に基づく食糧確保の一環として、乙の積極的な協力により、円滑に精米の確保を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時等に精米の優先供給を受けようとするときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

⑴ 協力を要請する事由

⑵ 必要とする精米の種類、数量、納入日時及び納入場所

⑶ その他必要な事項

（協力）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、これに協力し速やかに納入するものとする。

（価格）

第４条　精米の価格は、次に掲げるとおりとする。

⑴ 災害が発生したことにより要請したときは、災害発生時の直前の価格

⑵ 災害が発生するおそれがあることにより要請したときは、当該災害が発生するおそれがあるとされた事由が発生した直前の価格

（代金の請求）

第５条　乙は、第３条の規定により、甲に精米を納入したときは、前条に定める価格によりその代金を請求するものとする。

（代金の支払）

第６条　甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

（危険負担）

第７条　精米の搬出及び輸送中の事故等の損害については、乙の負担とする。

（細目）

第８条　この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成６年３月22日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川越市長　　舟　橋　功　一

川越市脇田新町１０番地１４
乙　伊藤米穀株式会社
代表取締役　　伊　藤　　弘

※　同文で協定している締結業者
西武米穀株式会社　　平成６年３月22日
※　伊藤米穀株式会社と西武米穀株式会社は平成15年７月１日に合併し、新会社名「株式会社イトーセーブ」となっている。

【資料１．３８】「災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定」

災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定書
（朝日航洋株式会社）

川越市（以下「甲」という。）と朝日航洋株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時におけるヘリコプターの優先利用に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、川越市内に大規模災害が発生した場合に、乙の積極的な協力を得て、ヘリコプターによる被災状況調査、物資輸送その他救援活動の優先的利用を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時にヘリコプターの優先利用をしようとするときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして協力を要請するものとする。

(1) 協力を要請する事由

(2) 必要とする場所

(3) その他必要な事項

（協力）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、これに対し速やかに協力するものとする。

（使用料）

第４条　ヘリコプターの使用料は、航空法に基づく運輸大臣の認可料金に消費税を加えた額とする。

（損害賠償）

第５条　乙は、ヘリコプターの運行に関し、自己の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を乙の責任において賠償するものとする。

（細目）

第６条　この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成７年３月27日

埼玉県川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川　越　市　長　　舟　橋　功　一

東京都豊島区東池袋３丁目１番１号
乙　朝日航洋株式会社
代表取締役社長　　深　川　　弘

【資料１．３９】「震災時における緊急設備支援に関する協定」

震災時における緊急設備支援に関する協定書
（株式会社セレスポ）

川越市（以下「甲」という。）と株式会社セレスポ（以下「乙」という。）は、地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、川越市内に地震災害が発生した場合において、甲の指定する避難場所に乙の避難所用テント設備の設置等緊急対応システム「クイック２４」（以下「システム」という。）を提供することをもって、迅速に避難所を開設し被災者の救援に寄与することを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、地震災害時における乙のシステム稼働の必要があると認めたときは、乙にその稼働を要請するものとする。

２　要請連絡の責任者及び要請先については別表１に定める。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を取るとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（システムの内容等）

第４条　乙は避難場所に緊急本部、救援物資受入、ボランティア受入及び救護所等を目的としたテントキャンプ資材を要請後24時間をめどに搬入し設置するものとする。

２　搬入し設置する資材は別表２に定める。

３　甲の要請により搬入、設置した設備については、その資材、備品の汚損、破損、紛失の責を乙は甲にこれを求めない。

（稼働範囲）

第５条　乙が甲の要請に基づき稼働する場所は、甲の指定避難場所のうち５箇所とする。

２　稼働する場所は別表２に定める。

（システムの稼働料金）

第６条　本システム稼働の料金は、災害発生直前における適正料金とし、乙は年度ごとにその料金表を甲に提出するものとする。

（協議事項）

第７条　この協定の実施について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の費用）

第８条　この協定の締結に要する費用は無料とする。

（協定期間）

第９条　この協定は、平成８年７月９日から平成11年３月31日まで有効とし、協定内容を変更する場合、甲、乙協議のうえ改めて協定を結ぶこととする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成８年７月９日

甲　　埼玉県川越市元町１丁目３番地１
川越市長　　舟　橋　功　一

東京都豊島区北大塚１丁目２１－５
乙　　株式会社　セレスポ
代表取締役社長　　三　木　征　一　郎

【資料１．４０】「災害時の情報提供等に関する協定」

災害時の情報提供等に関する協定書
（西武ハイヤー株式会社、他）

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害が川越市内に発生し、応急対策のため緊急に情報収集等の必要が生じた場合、川越市（以下「甲」という。）が朝日自動車株式会社（以下「乙」という。）に情報の提供等を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（情報提供）

第２条　乙は自主的に、知り得た情報を甲に提供するものとする。

２　情報提供手段は、電話回線による。

（費用）

第３条　前条の規定に基づく乙の情報提供に要する費用は、無償とする。

（優先利用）

第４条　第１条に規定する災害のうち地震災害が市内に発生したときは、甲は乙の所有するタクシーを優先的に利用できるものとする。ただし、これに要する費用については、実費を甲は乙に支払うものとする。

（期間等）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から５年とする。ただし、有効期間の満了する日の30日前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、さらに協定を５年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第６条　この協定の運用について、疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を所持する。

平成９年12月18日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川越市長　　舟　橋　功　一

東京都墨田区押上１丁目１番２号
乙　朝日自動車株式会社
代表取締役社長　　村　樫　健　夫

※　同文で協定している締結業者

１	川越乗用自動車株式会社	平成９年12月18日
２	西武ハイヤー株式会社	平成９年12月18日
３	練馬タクシー株式会社	平成９年12月18日
４	富士見ハイヤー有限会社	平成９年12月18日
５	三共交通有限会社	平成９年12月18日
６	川越交通有限会社	平成９年12月18日
７	初雁交通株式会社	平成９年12月18日
８	東上ハイヤー株式会社	平成９年12月18日

【資料１．４１】「災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定」

災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定書
（コカ・コーライーストジャパン株式会社）

川越市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、川越市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合「以下「災害時等」という。」における飲料水の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に川越市地域防災計画に基づく非常用物資確保の一環として、乙の積極的な協力により、円滑に飲料水の確保を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　協力の内容は、次のとおりとする。

⑴ 飲料水（次号に規定する無償提供に係るものを除く。以下同じ。）の優先的な安定供給

⑵ 地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫品の無償提供

⑶ その他甲が協力を要請する事項

（協力の要請）

第３条　甲は、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し、協力を要請するものとする。

⑴ 協力を要請する事由

⑵ 必要とする飲料水の数量、納入日時及び納入場所

⑶ その他必要な事項

（協力）

第４条　乙は、甲から飲料水供給の協力要請を受けたときは、これに協力し、速やかに納入するものとする。

（代金の請求）

第５条　乙は、前条の規定により、甲に飲料水を納入したときは、甲及び乙が協議して定めた価格により、甲にその代金を請求するものとする。

（代金の支払）

第６条　甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

（地域貢献型自動販売機の設置協議）

第７条　甲は、乙から地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の設置について申し込みを受けたときは、設置の可否に関し、速やかに協議に応じるものとする。

（地域貢献型自動販売機の設置費用）

第８条　地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の設置に要する費用は、乙が負担するものとする。

（細目）

第９条　この協定を実施するため必要な事項は、別に定める。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 16 年 12 月 22 日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川　越　市　長　舟　橋　功　一

桶川市大字加納１８０番池
乙　三国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長　八　藤　南　洋

災害時等における飲料水の優先供給等に関する確認書

本協議書は、災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定書第９条の規定に基づき、川越市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、協定を実施するために必要な事項に関し、、次のとおり確認する。

（協力を要請する事由）

第１条　甲が乙に飲料水優先供給を要請する事由は、甲の地域防災計画における災害対策本部の設置基準に基づき、次のとおりとする。

(1) 甲の震度が震度５強以上の地震が発生した場合

(2) 相当規模の地震災害が発生した場合

(3) 東海地震の警戒宣言が発令された旨の通報を受けた場合

(4) その他甲が必要と認めた場合

第２条　前条に規定するもののほか、風水害、異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等の災害が発生した場合においても、甲が乙に飲料水優先供給を要請する事由とする。

平成 17 年７月１日

川越市元町１丁目３番地１
甲　　川　越　市
川　越　市　長　舟　橋　功　一

桶川市大字加納１８０番池
乙　　三国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長　平　野　博　史

【資料１．４２】「災害時におけるバス利用に関する協定」

災害時におけるバス利用に関する協定書

（一般社団法人埼玉県バス協会西部地区部会）

川越市（以下「甲」という。）と（社）埼玉県バス協会西部地区部会（以下「乙」という。）とは、災害時における乙所有のバス（以下「バス」という。）の利用
に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、川越市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、避難者をバスにより避難所に安全かつ迅速に避難させること又は一時的な避難所としてバスを利用することにより、被害の軽減を図り、市民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、「災害」とは、地震、豪雨、暴風、洪水その他の異常な気象、地象又は水象及び大規模な火事、爆発、事故等の原因により生ずる被害をいう。

（配車の要請等）

第３条　甲は、災害時において、避難者を避難所に避難させること又は一時的な避難所としてバスを利用することが必要であると判断したときは、乙に対して甲が指定する場所へのバスの配車を要請するものとし、乙は、甲からその要請があったときは、乙の業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

（要請の方法等）

第４条　配車の要請は、原則としてバス配車要請書（別紙様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はファックス等により要請出来るものとし、その後速やかに配車要請書を提出するものとする。

２　甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について確認するとともに、災害時に支障をきたさないように努めるものとする。

（連絡責任者の選任等）

第５条　甲及び乙は、災害時におけるバス利用を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に連絡しておくものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条の規定による要請により乙に発生する経費の甲における負担額は、災害時直前における通常価格を基礎として、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

（経費の請求等）

第７条　乙は、災害が終息した時点で、甲に対し経費の支払いを請求するものとし、甲は、乙から請求があった日から３０日以内に支払うのを原則とする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、有効期間の満了する日の６０日前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、さらにこの協定を１年間更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上

決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲・乙が記名押印のうえそれぞれ１通を保有する。

平成２１年　６月　８日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川越市長　川　合　善　明

坂戸市小沼２９２番地１
乙（社）埼玉県バス協会西部地区部会
会　長　　若　野　　廣

【資料１．４３】「災害に係る情報発信等に関する協定」

災害に係る情報発信等に関する協定

（ヤフー株式会社）

川越市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第１条（本協定の目的）

本協定は、川越市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、川越市が川越市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ川越市の行政機能の低下を軽減させるため、川越市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第２条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。
   (1) ヤフーが、川越市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、川越市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
   (2) 川越市が、川越市内の避難所、ハザードマップ等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (3) 川越市が、川越市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (4) 川越市が、災害発生時の川越市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報ならびに川越市民の安否情報等の災害対応情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (5) 川越市が、川越市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (6) ヤフーが、Yahoo!ブログ上の川越市の運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
2. 前項各号の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、川越市およびヤフーの両者の協議により決定するものとする。
3. 川越市およびヤフーは、第１項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
4. 第１項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、川越市およびヤフーは、両者で定期的に協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第 3 条（費用）

川越市による災害ブログの利用ならびに第 2 条に基づく川越市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第 4 条（情報の周知）

ヤフーは、川越市から提供を受ける情報について、川越市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第 5 条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、川越市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第 6 条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第 7 条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、川越市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、川越市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2012 年　8 月　1 日

川越市：埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1
川越市
川越市長　川　合　善　明

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
ヤフー株式会社
代表取締役　　宮　坂　学

【資料１．４４】「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

（生活協同組合コープみらい）

川越市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープみらい（以下「乙」という。）は、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、川越市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、食糧、生活必需品等（以下「応急生活物資」という。）の調達及び供給等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲は、災害時に次の事項について、乙に対し、協力を要請することができる。

⑴ 応急生活物資の調達及び供給

⑵ 物資搬送車両の確保

⑶ 被災状況等の情報の提供

２　乙は、甲から要請を受けたときは、乙の保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（要請の方法）

第３条　甲が乙に要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭、電話等をもって要請し、事後に文書（様式第１号）を提出するものとする。

⑴ 応急生活物資の種類及び数量

⑵ 応急生活物資の運搬先

⑶ その他必要な事項

（報告）

第４条　乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書（様式第２号）を提出するものとする。

⑴ 供給した応急生活物資の種類及び数量

⑵ 運搬に要した車両の数量及び従事者の人数

⑶ その他必要な事項

（経費の負担）

第５条　甲の要請に基づき、乙が第２条に定める応急生活物資の供給及び運搬に要する経費のうち次の経費は、甲が負担するものとする。

⑴ 供給した応急生活物資に要する経費

⑵ 運搬車両及び従事者に要する経費

⑶ その他甲が負担すべき経費

（経費等の価格）

第６条　経費等の価格は、災害時等の発生直前における生協での販売価格又は経費を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ、適当と認めたときは、速やかに乙に

支払うものとする。

（ボランティア活動への支援）

第８条　乙は、乙の組合員に対し、甲の実施する防災ボランティアへの協力を推進し、災害時に実施する応急生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第９条　乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第１０条　協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

（法令の遵守）

第１１条　この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

（協定の期間）

第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙いずれかから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容を持って継続するものとする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年８月３０日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川越市
川越市長　　川　合　善　明

さいたま市南区根岸一丁目５番５号
乙　生活協同組合コープみらい
代表理事
理 事 長　　田　井　修　司

【資料１．４５】「災害時における飲料水の提供に関する協定」

災害時における飲料水の提供に関する協定

（株式会社伊藤園）

川越市（以下「甲」という。）と株式会社　伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の提供（以下「飲料水提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第１条　甲が災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合において、甲から飲料水提供の要請があった時は、乙は、当該要請に協力するものとする。

２　乙は、その営業拠点で保有する在庫飲料水のうちから、飲料水提供の協力を行うものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、乙は、特別な理由がある時は、甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定違反等の責任を負わない。

（要請）

第２条　甲は、前条第１項の要請を文書により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、甲において文書を作成する時間的余裕がないときは、口頭で要請することができる。この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

（報告）

第３条　乙は、協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を甲に報告し、事後、速やかに乙は甲に文書を提出する。

⑴　提供した飲料の品目及び数量

⑵　提供した期間

⑶　提供した場所

⑷　その他必要事項

（費用の負担）

第４条　飲料水提供に係わる費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の費用の価格は、災害発生時における市場価格を基準に算定し、飲料水の引渡しまでの運搬に係わる運賃を含むものとする。

（運搬）

第５条　飲料水提供のために必要となる飲料水の運搬は、甲乙相互の協力のうえ行うものとする。

２　前項の場合において、甲は、乙に対して、必要とする飲料水の数量、引渡しの日時、運搬場所等を指示することができる。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により乙が甲に指示の変更を求めたときは、甲はこの求めに応じるものとする。

（連絡責任者）

第６条　甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置く。

（有効期間等）

第７条　この協定の有効期間は、締結の日から１年とする。

２　有効期間が満了する日の３０日前までに、甲又は乙のいずれかから協定解除の申入れがないときは、有効期間を１年延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第８条　この協定書に定めのない事項又はこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２５年１１月２８日

川越市元町 1 丁目 3 番地 3
甲　川越市
川越市長　川 合 善 明

東京都渋谷区本町 3 丁目 47 番 10 号
乙　株式会社伊藤園
総務部長　川 本 正 人

【資料１．４６】「災害時における葬祭協力等に関する協定」

災害時における葬祭協力等に関する協定

（埼玉葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会）

埼玉県川越市（以下「甲」という。）と埼玉葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、地震・風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力（以下「葬祭協力等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害等が発生した場合において、甲が乙及び丙に対して葬祭協力等を要請できること及び、その場合の手続きについて定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害等が発生し、葬祭協力等を必要とする時は、乙及び丙に対し葬祭協力等を要請できるものとする。但し、災害等の規模が甚大ではない場合は乙が、災害等が甚大な場合、又は、乙が災害等により葬祭協力等を行えない場合は丙が協力するものとする。

第３条　前条の規定による要請は要請書（様式１）により行うものとする。但し、緊急を要する時は、次に掲げる事項を口頭又は電話その他の方法により連絡するものし、事後に甲は要請書（様式１）を乙及び丙に提出するものとする。

(1) 要請を行った者の職氏名
(2) 要請の理由
(3) 要請する葬祭協力の内容
(4) 履行期間及び履行場所
(5) その他の要請を行うための事項

第４条　甲の要請により、葬祭協力等に従事する乙及び乙の派遣する乙の組合員又は、丙及び丙の派遣する丙の所属員は、甲が指定した場所において従事するものとする。

（報告）

第５条　乙及び丙は、前条の規定に基づき協力した時は、事後に、次に掲げる事項を記した報告書（様式２）を甲に提出するものとする。但し、葬祭協力等が数箇月にまたがる場合は、終了した月毎に集計して報告するものとする。

(1) 葬祭用品の品目及び数量
(2) 遺体収容施設の場所及び名称、収容期間、収容体数、遺体の保全、処置の体数
(3) 履行期間及び履行場所
(4) 乙の組合長の氏名及び従事者名簿、または、丙の所属長の氏名及び従事者名簿
(5) 霊柩車の台数及び搬送報告書
(6) その他の必要事項

（経費の負担）

第６条　葬祭協力等に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第７条　乙の組合員及び丙の所属員は、葬祭協力等の実績を集計し、甲に請求するものとする。

（経費の支払い）

第８条　甲は前条の規定に基づき乙及び丙から経費の請求があった場合は、その内容を検査のうえ、

乙及び丙に支払うものとする。

（価格の決定）

第９条　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の価格並びに使用した施設等の使用料等は、災害の発生直前における災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の基準額及び市場の適正な価額を基準とし、甲及び乙、丙が協議して定めるものとする。

（支援体制の整備）

第１０条　乙及び丙は、災害時における円滑な葬祭協力等が図れるよう広域応援体制及び伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第１１条　この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災危機管理課長、乙にあっては埼玉葬祭業協同組合理事長、丙にあっては全日本葬祭業協同組合連合会会長とする。

（災害時の情報提供）

第１２条　乙及び丙は、葬祭協力等の活動中に災害情報を確認した時は、速やかに甲に連絡するものとする。

第１３条　甲は、葬祭協力等の活動が図れるよう、葬祭用品の供給場所、遺体安置所、霊柩車待機場所等に関し、重要な変更が生じた場合、乙及び丙に連絡するものとする。

（協定実施の円滑化）

第１４条　この協定の実施に基づく協力が、円滑に行われるよう定期的に関係者で協議を実施するものとする。

（有効期間）

第１５条　この協定の有効期間は、締結の日から１年とする。ただし、有効期間満了の日の２箇月前までに、甲及び乙、丙のいずれからも何らの申出がないときは、当該有効期間満了の日から更に１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（定めのない事項の処理）

第１６条　この協定に関し、定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙、丙で協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を３通作成し、各々署名捺印のうえ、各１通を保有する。

平成２６年２月２０日

埼玉県川越市元町１丁目３番地１
甲　埼玉県川越市
川越市長　　川　合　善　明

埼玉県比企郡小川町大字増尾５３２番地１株花友内
乙　埼玉葬祭業協同組合
理事長　　福　島　勝 太 郎

東京都港区港南２丁目４番地１２号港南ＹＫビル４階
丙　全日本葬祭業協同組合連合会
会長　　松　井　昭　憲

【資料１．４７】「防災情報等の放送に関する協定」

防災情報等の放送に関する協定

（株式会社ジェイコム埼玉・東日本）

川越市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコム北関東（以下「乙」という。）は、災害および防災に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、川越市の区域内で災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

（災害情報の提供及び要請）

第２条　甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第３条　甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

（１）放送要請の理由

（２）依頼する放送の内容

（３）希望する放送の日時

（４）その他必要な事項

２　前項の要請の連絡先は、別紙１のとおり定めるものとする。

３　要請は災害情報放送要請書（第１号様式）により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

（災害情報の放送）

第４条　乙は、第２条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

（情報の活用）

第５条　甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報（コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等）および第２条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

（協力体制の整備）

第６条　災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、締結日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３ケ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

（その他）

第９条　株式会社 JCN 関東と締結した「防災情報等の放送に関する協定書」（平成 25 年 8 月 26 日）は、その業務を株式会社ジェイコム北関東に移行した
ため、廃止する。

本協定書は、２通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２８年３月１４日

甲　埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1
　　川越市長　　川合　善明

乙　埼玉県さいたま市浦和区常盤９－３４－８
　　株式会社ジェイコム北関東
　　代表取締役社長　　今井　達雄

【資料１．４８】「災害時における生活物資の供給に関する協定」

災害時における生活物資等の供給に関する協定書

（株式会社セブン-イレブン・ジャパン）

川越市（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する地震、風水害その他災害（以下総称して「災害」という。）が発生した場合における、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の供給及び災害時の情報提供並びに乙及び乙のフランチャイズ加盟店（以下総称して「乙店舗」という。）の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害が発生した場合に、速やかに物資の供給を実施し、市民生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（１）甲の区域内に災害が発生したとき。

（２）甲の区域外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あっせんを要請された場合、又は甲が救援の必要があると認めた場合。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要とする以下の物資とする。

（１）食料品

（２）飲料品

（３）日用品

（４）その他甲が指定する物資

（調達物資の数量）

第４条　甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第５条　第２条の要請は、「物資発注書（別紙１）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第６条　第２条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙２）」により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第７条　引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。

２　甲は、当該場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

（費用）

第８条　甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

２　物資の代金は、当該災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

３　前条の規定により乙が運搬を行った場合、係る費用は甲の負担とする。

（情報提供）

第９条　甲は、平時または災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等を、必要に応じて乙店舗の来店者等に対し提供するものとする。

（営業の継続又は早期再開）

第１０条　甲は、市民の生活安定を確保するため、乙に対して、乙店舗の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。なお、乙のフランチャイズ加盟店は、乙とは別途独立した経営主体であることを甲は十分に理解していることから、甲は、乙が乙のフランチャイズ加盟店に対して、営業の継続又は早期営業再開を強制できるものではないことを予め了承する。

（連絡責任者の報告）

第１１条　甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を、本協定締結後速やかに「連絡責任者届（別紙３）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第１２条　甲は、乙に対し物資の供給を要請した際、当該供給のために使用する車両及び乙店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を、緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（協議）

第１３条　本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１４条　本協定は、本協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかから書面による別段の申し出がない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

（解除）

第１５条　本協定を解除する場合は、解除日の１ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが１通を保有するものとする。

平成２８年３月２５日

甲　埼玉県川越市元町１丁目３番地１
川越市
川越市長　　川　合　善　明

乙　東京都千代田区二番町８番地８
株式会社セブン - イレブン・ジャパン
代表取締役　井　阪　隆　一

【資料１．４９】「災害時における仮設設備等の優先提供に関する協定」

災害時における仮設設備等の優先提供に関する協定書

（グランド産業株式会社）

川越市（以下「甲」という。）とグランド産業株式会社（以下「乙」という。）とは、川越市内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における仮設トイレ、仮設ハウス等（以下「仮設設備等」という。）の優先提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に乙の積極的な協力を得て仮設設備等の優先供給を受けることにより、避難所用の仮設設備等の確保をはかることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　乙は、甲から仮設設備等の優先提供の要請を受けたときは、乙の取り扱う仮設設備等の優先的な提供に関し、協力するものとする。

（要請手続）

第３条　甲は、この協定による要請を行うときは、口頭、電話又はファクス等により要請するものとする。

（仮設設備等の受領及び搬送方法）

第４条　仮設設備等の受領場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、受領するものとする。なお、搬送方法については、乙の所有する車両を基本とするものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定により乙が供給した仮設設備等の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３０日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以降はこの例によるものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるも

のとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年１０月２４日

川越市元町１丁目３番地１

甲　川越市

川越市長　　川　合　善　明

川越市鯨井新田１９番地１

乙　グランド産業株式会社

代表取締役　　歌　崎　　卓

【資料１．５０】「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

（株式会社ゼンリン）

川越市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、以下各号の事項を目的とする。

(1)　甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

(2)　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定　義）

第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

(1)　「住宅地図」とは、川越市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

(2)　「広域図」とは、川越市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

(3)　「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

(4)　「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。

(5)　「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

３　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

４　本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

(1)　乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

(2)　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から

当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　甲は、第１条第⑴号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

⑴　災害対策本部設置期間中の閲覧

⑵　災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協　議）

第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２９年７月１１日

埼玉県川越市元町１丁目３番地１

甲　川　越　市

川越市長　　川　合　善　明

埼玉県さいたま大宮区土手町１丁目２番地

乙　株式会社ゼンリン

関東エリア統括部長　　園　田　孝　司

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

（定　義）

第１条　本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1)　「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2)　「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3)　「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4)　「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5)　「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6)　「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

（本約款の適用）

第２条　本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

（本サービスの内容）

第３条　乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

（本サービスの中断・中止）

第４条　乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

２　乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

３　乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

（本データの使用許諾）

第５条　乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1)　対象機器上で閲覧すること。

(2)　本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3)　本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した

本データを以下「印刷地図」という。）。

（甲の遵守事項）

第６条　甲は、以下の事項を遵守するものとします。

⑴　アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

⑵　ID 等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。

⑶　乙の指定する利用環境を確保・維持すること。

⑷　本条第⑴号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。

⑸　本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。

⑹　本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。

⑺　本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。

イ）　印刷地図を第５条第⑶号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。

ロ）　乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。

ハ）　印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。

ニ）　印刷地図を第三者に配布しないこと。

ホ）　印刷地図のサイズは A３判以下とすること。

⑻　本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第７条　乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

２　乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第８条　本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第９条　甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以　上

【資料１．５１】「災害時における物資の供給等に関する協定」

災害時における物資の供給等に関する協定

（株式会社マミーマート）

川越市（以下「甲」という。）と株式会社マミーマート（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかにかつ円滑に物資を供給し、以って甲の市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第２条　甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2　乙は、災害が発生した場合若しくは発生する恐れがある場合において、甲から要請があったときは、地域住民等の緊急避難先として乙の所有または管理する駐車場の一部を甲に無償開放するものとする。開放期間については 30 日以内とし、期間を延長する場合は甲乙協議の上決定するものとする。

（支援要請）

第３条　甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書を以って行うものとする。

ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（物資の種類）

第４条　本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

（１）食料品
（２）食器類
（３）日用品
（４）その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な物

（物資の運搬、受渡し）

第５条　乙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定する者が行うものとする。

ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2　乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引渡しを以って甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

（物資の価格・費用負担）

第 6 条　前条 2 項による受渡しが完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その対価並びに費用を遅滞なく乙に対して支払うものとする。なお、物資の対価は災害の発生した直前の乙の販売売価（乙の顧客向け価格）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第 7 条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から 1 年間とする。

ただし、協定期間が満了する 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して協定の解除又は協定の変更の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに 1 年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第 8 条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ 1 通を保有する。

平成３０年１０月３０日

埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1

甲　　川越市

川越市長　　川合　善明

埼玉県さいたま市北区宮原町２丁目４４番１号

乙　　株式会社マミーマート

代表取締役社長　　岩崎　裕文

【資料１．５２】「災害時における物資の供給等に関する協定」

災害時における物資の供給等に関する協定書

（株式会社ヤオコー）

川越市（以下「甲」という。）と株式会社ヤオコー（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかにかつ円滑に物資を供給し、以って甲の市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第２条　甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（支援要請）

第３条　甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書を以って行うものとする。

ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（物資の種類）

第４条　本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

（１）食料品
（２）食器類
（３）日用品
（４）その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な物

（物資の運搬、受渡し）

第５条　乙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定する者が行うものとする。

ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定す

る者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

２　乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引渡しを以って甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

（物資の価格・費用負担）

第６条　前条 2 項による受渡しが完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その対価並びに費用を遅滞なく乙に対して支払うものとする。なお、物資の対価は災害の発生した直前の乙の販売売価（乙の顧客向け価格）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（営業継続又は早期再開）

第７条　甲は、市民の生活安定を確保するために乙に対して営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

（車両の通行）

第８条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（有効期間）

第９条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から 1 年間とする。

ただし、協定期間が満了する 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して協定の解除又は協定の変更の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに 1 年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第 10 条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ 1 通を保有する。

平成３１年１月３０日

埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1

甲　川越市

川越市長　川合　善明

埼玉県川越市新宿町 1 丁目 10 番地 1

乙　株式会社ヤオコー

代表取締役社長　川野　澄人

【資料１．５３】「災害時における食糧供給等の協力に関する協定書」

災害時における食糧供給等の協力に関する協定書

（山崎製パン株式会社　埼玉工場　埼玉第一工場）

川越市（以下、「甲」という。）と山崎製パン株式会社　埼玉工場　埼玉第一工場（以下「乙」という。）とは、川越市内に大規模な地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生の恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、食糧供給等の協力に関する協定を締結する。

（協力事項の発動）

第１条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（食糧供給の協力要請）

第２条　災害時において、甲が食糧を必要とするときは、甲は、乙に対して乙の保有する食糧の供給について、協力を要請することができる。

（食糧供給の協力実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有食糧等の優先供給について積極的に協力するものとする。

（食糧供給の要請手続等）

第４条　甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

２　甲から乙への要請連絡先は、別紙のとおりとする。

３　甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、支障を来さないように常に点検、改善に努めるものとする。

（食糧の運搬）

第５条　食糧の運搬は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。また、乙は、災害時の特殊事情を考慮し、甲から依頼があったときは、運搬について最大限の協力をするものとする。

（食糧の引き渡し）

第６条　食糧の引渡し場所は、乙の製品出荷口として、乙は、当該場所において、前条に定める甲又は甲の指定する者（以下「運搬者等」という。）に引渡すものとする。

２　運搬者等は、乙の納品書等に基づき、数量等を確認のうえ引渡すものとし、乙から運搬者等への引渡しにより、乙から甲への引き渡しが完了したものとする。

（費用）

第７条　第３条及び第５条の規定により、乙が供給した食糧の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

２　前条に規定する費用は、乙が食糧の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、甲乙協議して決定するものとする。

（その他必要な支援）

第８条　この協定に定める事項のほか、食糧について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、平成３１年３月１日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

（定めのない事項）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を所持する。

平成３１年３月１日

埼玉県川越市元町１丁目３番地１
甲　川越市
市長　　川合　善明

埼玉県所沢市坂之下８５番地
乙　山崎製パン株式会社　埼玉工場　埼玉第一工場
工場長　　平井　泰博

【資料１．５４】「災害時における避難所用仮設品の優先提供に関する協定」

災害時における避難所用仮設品の優先提供に関する協定書

（モスト技研（株））

川越市（以下「甲」という。）とモスト技研株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所用仮設品の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に乙の積極的な協力を得て避難所用仮設品の優先提供を受けることにより、川越市地域防災計画に基づく避難所用設備の確保を図ることを目的とする。

（協定事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第３条　乙は、甲から避難所用仮設品の優先提供の要請を受けたときは、乙の取り扱う避難所用仮設品（段ボール製品）の優先的な提供に関し、協力するものとする。

（要請手続）

第４条　甲は、この協定による要請を行うときは、避難所用仮設品優先提供要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（避難所用仮設品の受領）

第５条　避難所用仮設品の受領場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、受領するものとする。

（費用負担）

第６条　第３条の規定により乙が供給した避難所用仮設品の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３０日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更

の申出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（細目）

第８条　この協定を実施するために必要な事項は別に定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和元年１２月２５日

埼玉県川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川越市長　川　合　善　明

埼玉県川越市霞ケ関北３丁目１番地２０
乙　モスト技研株式会社
代表取締役　見　﨑　秀　行

別紙

モスト技研株式会社は、「災害時における避難所用仮設品の優先提供に関する協定」に基づき、流通上にある段ボール資材を、災害対策用として一部を流通備蓄し、災害時において川越市から協定第４条の規定による要請があった場合に、必要とする段ボール製品を避難所用仮設品として、指定された場所へ納品するものである。

災害対応のため、市からの要請により制作し納品された製品については、協定第６条により費用負担が発生する。

ただし、流通備蓄上にある段ボール資材については、川越市に費用は発生しないものとする。

〇避難所用仮設品の優先提供に関する協定に基づき対応できる製品一覧

製品名（仕様等）　（ｍｍ）

・下駄箱（強化段ボール）　Ｗ１１００×Ｄ３５０×Ｈ９００

・パーテーション　中柱　Ｗ５００×Ｄ５００×Ｈ１０００

シート　Ｗ１８００×Ｈ１２００

・収納棚　Ｗ６００×Ｄ２８０×Ｈ７４０

・トイレ　Ｗ５００×Ｄ４５０×Ｈ８３０（椅子兼用式）

・床式ベッド　Ｗ９００×Ｄ７００×Ｈ６０（折畳み式）

・一般ベッド　Ｗ２０００×Ｄ１０００×Ｈ２７０

令和元年１２月２５日

住所　埼玉県日高市大字旭ヶ丘５９５番地１

氏名　モスト技研株式会社埼玉本社工場

代表取締役　見　﨑　秀　行

【資料１．５５】「災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定」

災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書

（株式会社デベロップ）

川越市（以下「甲」という。）と株式会社デベロップ（以下「乙」という。）とは、災害時におけるコンテナモジュール（以下「移動式宿泊施設等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　災害時に必要とし、甲から要請があったとき、乙は特段の理由がない限り保有する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

２　移動式宿泊施設等の運営は甲が主体となって行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

（要請の手続）

第３条　甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（移動式宿泊施設等の引渡し）

第４条　移動式宿泊施設等は甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（移動式宿泊施設等の返却）

第５条　甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第６条　甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、又移動式宿泊施設等の維持、管理

費用等を勘案し、甲と乙が協議の上、算出した額とする。

２　甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

（移動式宿泊施設等の破損等の対応）

第７条　災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

（連絡責任者の報告）

第８条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届（別紙）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第１０条　本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年８月１８日

埼玉県川越市元町１丁目３番地１
甲　川越市
川越市長　　川　合　善　明

千葉県市川市市川１丁目４番１０号市川ビル８階
乙　株式会社デベロップ
代表取締役　岡　村　健　史

【資料１．５６】「災害時における車両貸出及び給電等並びに被災者救済活動に関する協定」

災害時における車両貸出及び給電等並びに被災者救済活動に関する協定書

（ネッツトヨタ東埼玉株式会社）

川越市（以下「甲」という。）とネッツトヨタ東埼玉株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における車両の貸出及び給電等（以下「給電業務等」という。）並びに被災者の救済活動に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲の区域内において大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙が提供する車両での給電業務等、並びに乙の店舗における被災者の救済活動に関し、その手続きを定め、災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

（対象となる災害時）

第２条　本協定の対象となる災害は、以下のとおりとする。

（１）　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が同法第２３条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置した場合。

（２）　その他必要により甲が要請した場合。

（協力内容）

第３条　甲は乙に対し次の事項について協力を要請することができ、乙はこの要請に対し災害時の状況を見極め、可能な限り優先的に協力するものとする。

（１）　災害時に給電業務等のため乙の車両を甲に貸し出すこと。

（２）　市内の乙の店舗及び敷地を次の用途で提供すること。

ア　災害時に乙が提供する車両等の給電場所として。

イ　災害時に地域住民の一時避難場所として。

ウ　災害時に物資輸送のための中継場所等として。

エ　災害備蓄物資保管場所として。

（３）　乙の店舗において保有する災害備蓄物資、飲料水及びトイレ等の無償提供に関すること。

（４）　乙の店舗において、被災者に対しテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報の提供に関すること。

（５）　その他甲が必要と認めるもの。

２　甲及び乙は、前項に定めのない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができ

るものとする。

（協力要請の方法）

第４条　甲は、給電業務等の要請を、給電業務等協力要請書（様式１）で行うものとする。ただし緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り、通常業務に優先して給電業務等及び被災者救済活動を実施するものとする。

（実施報告）

第６条　乙は、第４条の要請に基づき給電業務等を実施したときは、口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後速やかに給電業務等協力実績報告書（様式２）を提出するものとする。

（経費の負担）

第７条　第４条の要請に基づく給電業務等に要した経費については、甲が負担するものとする。

（経費の支払）

第８条　給電業務等に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、甲の規定に基づき、その内容を精査し支払うものとする。

（第三者に対する責任等）

第９条　乙は、第４条の要請に基づく業務の遂行に関し、乙の責任に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も乙が負うものとする。

（連絡体制）

第１０条　甲及び乙は、この協定に係わる連絡責任者を定め、協定締結後速やかに当該連絡責任者の氏名、連絡先等を相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（情報の提供）

第１１条　乙は、第３条に規定する業務のほか、通常業務中に覚知した災害情報等を積極的に甲に提供するものとする。

（訓練）

第１２条　乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

（細則）

第１３条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（秘密の保持）

第１４条　甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第１６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年８月１９日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川越市長　川　合　善　明

川口市芝１丁目３８番１号
乙　ネッツトヨタ東埼玉株式会社
代表取締役　飯　塚　素　久

災害時における車両貸出及び給電等並びに被災者救済活動に関する協定実施細則

川越市（以下「甲」という。）とネッツトヨタ東埼玉株式会社（以下「乙」という。）とは、令和２年８月１９日付けで締結した災害時における車両貸出及び給電等並びに被災者救済活動に関する協定書（以下「協定」という。）第１３条の規定に基づき、協定の実施に関する取り扱いについて次のとおり定める。

（第３条関係）

「災害時に給電業務等のため乙の車両を甲に貸し出すこと。」に関する事項

（１）　乙の店舗に配置している給電可能な車両を、必要に応じて甲に貸し出すこと。

（２）　車両の貸し出し時に搭載の燃料は乙が無償提供する。甲が借り受けた以降は甲が負担する。

（３）　甲が借り受けした車両の利用により生じた損害賠償の責任は、当該車両にかかる自動車損害賠償保険等各種保険で対応できるものを除き、その他一切の責任は甲が負うものとする。

（４）　車両の回送は、原則、車両を借り受けるとき又は避難所に配備するときは甲が、店舗間については乙が行う。

（５）　給電に必要な電源コード六個口×２本とコードリール２台は乙が無償提供する。

（６）　給電要領、車両の取り扱いについては、乙が取り扱い説明書等を用意する。また、必要に応じて乙の技術職員が指導する。

２　「災害時に乙が提供する車両等の給電場所として。」に関する事項

災害時、乙の店舗における給電設備を可能な限り優先的に提供すること。

３　「災害時に地域住民の一時避難場所として。」に関する事項

（１）　災害時、乙の市内の店舗及び敷地を、当該災害における安全が確保できるまで地域住民に一時提供すること。

（２）　一時避難場所は、市内の店舗のショールーム、２階会議室及び駐車場とすること。

４　「災害時に物資輸送のための中継場所等として。」に関する事項

災害時、乙の店舗及び敷地を支援物資等の中継保管場所として提供すること。

５　「災害備蓄物資保管場所として。」に関すること。

甲は、平時より乙の市内の店舗に備蓄食料、飲料水、資機材等を乙の指定する場所に備蓄することができる。

（第４条関係）

協力要請の方法に関する事項

甲は、協力要請を乙に行うものとする。ただし乙に連絡がつかない場合は、乙の店舗に直接連絡するものとする。なお、甲が乙の店舗に直接車両の貸し出し及び給電の要請を行う場合、「甲の職員であること」及び「協定に基づく要請であること」を明確に伝えるものとする。

本社・店舗名	〒	所在地	電話	FAX
本社	３３３－０８６６	川口市芝 1-38-1	048-268-1414	048-261-1314
マイネッツ川越	３５０－００３２	川越市大仙波 951-1	049-228-1166	049-228-1167

令和２年８月１９現在

（第７条関係）

経費の負担に関する事項

甲が乙に支払う経費は、甲の要請に基づき給電業務等を甲が指定する場所に到着したときから、当該出動において最終の業務を完了したときまでを対象とする。

（第８条関係）

経費の支払いに関する事項

乙は、協定第８条関係に規定する経費について、給電業務等協力実績報告書（様式２）を基に集計し、積算根拠を示す実績一覧等を添付した請求書により甲に一括して請求するものとする。

この細則の成立を証するため、本書２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年８月１９日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川越市長　川　合　善　明

川口市芝１丁目３８番１号
乙　ネッツトヨタ東埼玉株式会社
代表取締役　飯　塚　素　久

【資料１．５７】「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」

災害時における物資の調達支援協力に関する協定書

（株式会社ＯＳＧコーポレーション）

川越市（以下「甲」という）と株式会社ＯＳＧコーポレーション（以下「乙」という）とは、甲の区域内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第１条　この協定は災害時において、甲が乙の協力を得て、飲料水及び除菌水等の乙の物資を迅速かつ円滑に避難所及び被災者等へ供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請及び手続）

第２条　甲は災害時において乙の物資調達が必要となった場合、次の各号に掲げる事項を明示した書面（様式１）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電気通信等の連絡手段をもって要請を行い、事後速やかに書面を乙に提出する。

（１）　要請する理由
（２）　要請する物資（品目）とその数量
（３）　物資等の搬入日・搬入場所
（４）　前号の搬入場所までの道路状況
（５）　その他必要な事項

（協力の実施）

第３条　乙は、要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲で協力する。ただし、乙に対し国からの支援要請があった場合は、国の要請を優先するものとする。また、被災地域が広域にわたり、乙が、当該被災地域の都道府県と同様の協定を締結している場合は、被害状況等に鑑み、乙がそれぞれの供給量を決定するものとする。

２　乙は、甲からの前条の要請があったときは、遅滞なく要請受諾の可否及びその協力内容について甲に対し通知するものとする。

（協力の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資等は、要請時点で乙が保有又は製造が可能な以下に定めるものとする。ただし、乙は災害発生時の在庫等により、他の品目をもって代替することができる。

（供給物資等の輸送）

第５条　供給物資等の輸送は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。甲は乙に対して、輸送ルートの被災状況に係る情報提供、供給物資等を輸送する車両の緊急又は優先車両の指定及び燃料の確保等の支援を、可能な範囲で行うものとする。ただし、乙が当該輸送を行うことができない場合は、甲の指定する者がこれを行うものとする。

（物資の引き渡し）

第６条　甲は、搬入場所を指定し、搬入場所に原則として甲の職員又は甲の指定する者を派遣して供給物資等の引渡しを確認の上、これを受領するものとする。

（報告）

第７条　乙は物資の引渡し後速やかに、次の各号に掲げる事項について書面（様式２）をもって甲に報告するものとする。

（１）供給した物資等の品目及び数量

（２）搬入日・搬入場所

（３）輸送方法

（４）その他必要な情報

（経費の負担）

第８条　前条により乙が甲に供給した物資の対価及びその運搬の費用は、有償とし、甲が負担するものとする。

２　前項の対価及び費用について、本協定では、別紙「災害協定供給商品について」に定めたとおりとする。

（損失賠償）

第９条　本協定に基づき損害が生じた時は、その賠償の責について甲乙協議して定める。

（不可抗力免責）

第１０条　乙は、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他不可抗力による本協定の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については、責任を負わない。

２　乙は、前項に定める事由が生じ、物資の輸送等供給が困難であると認めるに足りる合理的な理由がある場合には、本物資の供給の全部または一部を取り止めることができる。

（連絡責任者）

第１１条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、この協定締結後速やかに連絡網を作成するものとする。

（情報交換）

第１２条　本協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲乙が相互に情報交換する。

（本協定の解除）

第１３条　甲及び乙は、本協定の有効期限の１ヶ月前までに書面により甲に通知した上で、本協定を解除する事ができる。ただし、この場合、甲乙いずれかに対し、損害賠償等一切の請求をしないものとする。

（秘密の保持）

第１４条　甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第１５条　本協定について疑義が生じた時、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（有効期限）

第１６条　本協定の有効期限は協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれかからも異議のない時は、期間満了の翌日から起算して１年間効力を有するものとし、以後の期間満了のときも同様とする。

本協定の締結を証する為、本書 2 通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各々1 通を保有する。

令和２年９月１４日

甲　川越市元町１丁目３番地１

川越市

川越市長　川　合　善　明

乙　大阪市北区天満 1 丁目 26 番 3 号

株式会社ＯＳＧコーポレーション

代表取締役社長　溝　端　雅　敏

令和２年９月１４日

災害協定供給商品について

供給先	川越市
供給者	㈱OSG コーポレーション
供給商品	（飲料水）ウォーターサーバーとウォーターボトル （衛　生）弱酸性除菌水
供給場所	指定避難所６３ヶ所
供給内訳	避難所 1 か所当たり ・サーバー1 台　ボトル（12L）10 本 ・除菌水（20L）3 本
費用内訳	（飲料水） ａサーバー63 台【1 台２万円】＋ｂボトル 630 本【1 本 700 円】 （衛　生） ｃ弱酸性除菌水（20L）189 ケース【1 ケース 7,500 円】
費用総額	ａ＋ｂの場合 1,701,000 円（税別） ａ＋ｂ＋ｃの場合 3,118,500 円（税別）

但し、災害の状況により、さらに物資が必要となったときは、甲乙で協議し決定する。

以上

【資料１．５８】「水害時における施設の利用に関する協定」

水害時における施設の利用に関する協定書

（学校法人城北埼玉学園）

川越市（以下「甲」という。）と学校法人城北埼玉学園（以下「乙」という。）は、川越市内で水害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「水害時」という。）において、乙が管理する施設を甲が避難場所として利用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、水害時において地域住民その他水害による危難を避けるため避難場所を必要とする者（以下「地域住民等」という。）の避難の円滑化を図るため、甲が乙の管理する施設を避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（利用施設等）

第２条　甲がこの協定に基づき利用することのできる施設（以下「本件施設」という。）及びその利用範囲は、次のとおりとする。

施設名称	城北埼玉中学・高等学校内 体育館及び武道館
所在地	埼玉県川越市古市場５８５番地１
利用範囲	体育館２階全フロア　３２１．４２㎡ 武道館２階全フロア　２８０．９５㎡

（施設の変更等の報告）

第３条　乙は、本件施設の増改築等により、前条に規定する利用範囲に変更が生じるとき又は本件施設の利用が不可能になる事情が生じるときは、甲に報告するものとする。

（鍵の借用）

第４条　甲は、水害時に本件施設を避難場所として利用するため、別紙１に規定する鍵を乙から借用し、適正に保管するものとする。

２　甲は、前項に規定する鍵の保管責任者を定めた上で、書面で乙に報告するものとし、これを変更をした場合も同様とする。

（利用の協力要請）

第５条　甲は、水害時において地域住民等を本件施設に避難させる必要があると認めた場合、乙に対し、本件施設の避難場所としての利用について、協力を要請することができる。

２　前項に規定する要請は、書面の送付（電子メールにより電磁的記録の提供を行う場合を含む。以下同じ。）の送付をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により行い、事後速やかに書面の送付を行うものとする。

３　乙は、第１項に定める要請があった場合、甲が本件施設を避難場所として利用することを認めるものとする。

（利用期間）

第６条　本件施設の利用期間は、前条第１項に規定する要請があったときから３日以内とする。ただし、甲は、川越市内の被害状況等によりやむを得ない事情がある場合、利用期間の延長について乙と協議できるものとする。

２　甲は、乙が早期に通常どおりの事業を再開できるよう配慮し、利用期間内に本件施設に避難した者を避難所等へ誘導する等の対策を講ずるものとする。

（利用の終了）

第７条　甲は、本件施設の利用を終了するときは、口頭又は書面の送付により乙に通知するとともに、避難場所として利用した部分に係る本件施設を甲の負担により原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引渡すものとする。

（費用負担）

第８条　本件施設の使用料は、無償とする。

２　本件施設を避難場所として利用することにより生じる運営経費は、甲が負担するものとする。

（運営管理に関する責任）

第９条　甲が自己の責任で避難場所を運営管理するものとし、乙は避難場所の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

（連絡窓口）

第１０条　甲及び乙は、水害時に支障が生じないよう、この協定の履行に関する連絡窓口を定めて相手方に通知するものとし、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（秘密の保持）

第１１条　甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第１３条　この協定の有効期限は、この協定の締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし　、期間満了の日の１ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に１年間更新され、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各１通を保有する。

令和２年９月２８日

甲　　埼玉県川越市元町１丁目３　番地１
　　川越市
　　川越市長　川　合　善　明

乙　　埼玉県川越市古市場５８５番地１
　　学校法人城北埼玉学園
　　理事長　　近　藤　文　彦

【資料１．５９】「水害時における施設の利用に関する協定」

水害時における施設の利用に関する協定書

（医療法人聖心会）

川越市（以下「甲」という。）と医療法人聖心会（以下「乙」という。）は、川越市内で水害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「水害時」という。）において、乙が管理する南古谷病院を甲が避難場所として利用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、水害時において地域住民その他水害による危難を避けるため避難場所を必要とする者（以下「地域住民等」という。）の避難の円滑化を図るため、甲が乙の管理する施設を避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（利用施設等）

第２条　甲がこの協定に基づき利用することのできる施設（以下「本件施設」という。）及びその利用範囲は、次のとおりとする。

施設名称	南古谷病院
所在地	埼玉県川越市久下戸１１０番地
利用範囲	４階のうち別紙に規定する範囲

（施設の変更等の報告）

第３条　乙は、本件施設の増改築等により、前条に規定する利用範囲に変更が生じるとき又は本件施設の利用が不可能になる事情が生じるときは、甲に報告するものとする。

（利用の協力要請）

第４条　甲は、水害時において地域住民等を本件施設に避難させる必要があると認めた場合、乙に対し、本件施設の避難場所としての利用について、協力を要請することができる。

２　前項に規定する要請は、書面の送付（電子メールにより電磁的記録の提供を行う場合を含む。以下同じ。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により行い、事後速やかに書面の送付を行うものとする。

３　乙は、第１項に定める要請があった場合、甲が本件施設を避難場所として利用することを認めるものとする。

（利用期間）

第５条　本件施設の利用期間は、前条第１項に規定する要請があったときから３日以内とする。

ただし、甲は、川越市内の被害状況等によりやむを得ない事情がある場合、利用期間の延長について乙と協議できるものとする。

２　甲は、乙が早期に通常どおりの事業を再開できるよう配慮し、利用期間内に本件施設に避難した者を避難所等へ誘導する等の対策を講ずるものとする。

（利用の終了）

第６条　甲は、本件施設の利用を終了するときは、口頭又は書面の送付により乙に通知するとともに、避難場所として利用した部分に係る本件施設を甲の負担により原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引渡すものとする。

（費用負担）

第７条　本件施設の使用料は、無償とする。

２　本件施設を避難場所として利用することにより生じる運営経費は、甲が負担するものとする。

（運営管理に関する責任）

第８条　甲が自己の責任で避難場所を運営管理するものとし、乙は避難場所の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

（連絡窓口）

第９条　甲及び乙は、水害時に支障が生じないよう、この協定の履行に関する連絡窓口を定めて相手方に通知するものとし、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（秘密の保持）

第１０条　甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第１２条　この協定の有効期限は、この協定の締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に１年間更新され、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各１通を保有する。

令和２年９月２８日

甲　埼玉県川越市元町１丁目３番地１
川越市
川越市長　川　合　善　明

乙　埼玉県川越市久下戸１１０番地
医療法人聖心会
理事長　曽　山　鋼　一

【資料１．６０】「水害時における施設の利用に関する協定」

水害時における施設の利用に関する協定書

（株式会社ピーアンドディコンサルティング及び株式会社ウニクス）

川越市（以下「甲」という。）、株式会社ピーアンドディコンサルティング（以下「乙」という。）及び株式会社ウニクス（以下「丙」という。）は、川越市内で水害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「水害時」という。）において、乙が所有し、丙が管理する施設を甲が避難場所として利用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、水害時において地域住民その他水害による危難を避けるため避難場所を必要とする者（以下「地域住民等」という。）の避難の円滑化を図るため、乙が所有し、丙が管理する施設を甲が避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（利用施設等）

第２条　甲がこの協定に基づき利用することのできる施設（以下「本件施設」という。）及びその利用範囲は、次のとおりとする。

施設名称	ウニクス南古谷内 ヤオコー棟屋上駐車場及びセキチュー棟屋上駐車場
所在地	埼玉県川越市泉町３番地１
利用範囲	別紙に規定する範囲

（施設の変更等の報告）

第３条　丙は、本件施設の増改築及び補修等により、前条の利用範囲に変更が生じるとき又は本件施設の利用が不可能になる事情が生じるときは、甲に報告するものとし、甲は報告された内容について了承するものとする。

（利用の協力要請）

第４条　甲は、水害時において地域住民等を本件施設に避難させる必要があると認めた場合、丙に対し、本件施設の避難場所としての利用について、協力を要請することができる。

２　前項に規定する要請は、書面の送付（電子メールにより電磁的記録の提供を行う場合を含む。以下同じ。）の送付をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により行い、事後速やかに書面の送付を行うものとする。

３　丙は、第１項に定める要請があった場合、甲が本件施設を避難場所として利用することを認めるとともに、速やかにその旨を乙に報告するものとする。

（利用期間）

第５条　本件施設の利用期間は、前条第１項に規定する要請があったときから３日以内とする。ただし、甲は、川越市内の被害状況等によりやむを得ない事情がある場合、利用期間の延長について丙と協議できるものとする。

２　甲は、丙が早期に通常どおりの事業を再開できるよう配慮し、利用期間内に本件施設に避難した者を避難所等へ誘導する等の対策を講ずるものとする。

（利用の終了）

第６条　甲は、本件施設の利用を終了するときは、口頭又は書面の送付により丙に通知するとともに、避難場所として利用した部分に係る本件施設を甲の負担により原状に復し、丙の確認を受けた後、丙に引渡すものとする。

（費用負担）

第７条　本件施設の使用料は、無償とする。

２　本件施設を避難場所として利用することにより生じる運営経費は、甲が負担するものとする。

（運営管理に関する責任）

第８条　甲が自己の責任で避難場所を運営管理するものとし、乙及び丙は避難場所の運営管理に係る事故等の責任は負わないもとする。

２　甲は、避難場所においてトラブル等が発生した場合、必要に応じて避難場所に人員を配置するものとする。

（連絡窓口）

第９条　甲、乙及び丙は、水害時に支障が生じないよう、この協定の履行に関する連絡窓口を定めて相手方に通知するものとし、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（秘密の保持）

第１０条　甲、乙及び丙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙の間で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第１２条　この協定の有効期限は、この協定の締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヶ月前までに甲乙丙いずれからも協定の解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に１年間更新され、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙それぞれ記名捺印の上、各１通を保有する。

令和２年１１月９日

甲　埼玉県川越市元町１丁目３番地１
川越市
川越市長　川　合　善　明

乙　埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目７番地５
株式会社ピーアンドディコンサルティング
代表取締役　溝　口　隆　朗

丙　埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目７番地５
株式会社ウニクス
代表取締役　村　木　正　之

【資料１．６１】「災害時における物資提供等の協力に関する協定」

災害時における物資提供等の協力に関する協定

（ムサシ王子コンテナー株式会社）

川越市（以下「甲」という。）とムサシ王子コンテナー株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、市内災害時の物資提供等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に物資を必要とするときは、乙に対し物資提供の協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

２　前項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の品目）

第３条　この協定により、甲が乙に対し提供を要請する物資は、次に掲げるものの内、乙が保有又は調達できるものとする。

⑴　段ボールベッド及びらくだん※連続段ボールシートもしくは同等品

⑵　その他乙が取扱う製品

（提供の実施等）

第４条　乙は、第２条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の提供を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

２　乙は、自身の被災等で第２条による要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）

第５条　物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の引渡し）

第６条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第７条　物資の提供に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

２　費用は、協力要請時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。
３　費用の支払い方法等は、甲乙の協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。
（協定の解除）
第８条　甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、３ヶ月前に文書で相手方に通知しなければならない。
２　甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。
３　乙は、この協定に基づく目的を達成することができない状況となったときは、甲に協定解除の申出をし、甲の承諾を得ることとする。
（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日を初年度の最終日とし、以降は４月１日より翌年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに１年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。
（協議事項）
第１０条　この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和２年１２月２２日

（甲）埼玉県川越市元町１丁目３番地１
川越市
川越市長　　川合 善明

（乙）埼玉県入間市狭山ヶ原 11 番地７
ムサシ王子コンテナー株式会社
代表取締役社長　横溝 誠司

【資料１．６２】「災害時等における物資供給に関する協定」

災害時等における物資供給に関する協定書

（株式会社出羽紙器製作所）

川越市（以下「甲」という。）と株式会社　出羽紙器製作所（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害時、及び武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）第２条第１号から第４号に定める事態の発生時、又は災害が発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）、必要な物資（以下「物資」という。）の供給について、以下の内容で合意し、「災害時等における物資供給に関する協定書」（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第１条　甲は、川越市域内における災害時等において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、別紙１「災害時等物資供給要請書」により行うものとする。ただし、災害及び事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。

３　前項ただし書の場合において、甲は、事後速やかに別紙１「災害時等物資供給要請書」を乙に提出するものとする。

（協力）

第２条　乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し、業務に支障のない可能な範囲において協力するものとする。

（物資の範囲及び報告）

第３条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるものとする。なお、乙は、甲から物資供給の要請を受けた時は、当該物資について供給の可否・供給可能な日時・数量等について、別紙２「災害時等物資供給報告書」により甲に報告するものとし、当該報告をもとに甲乙協議の上で物資の供給に係る内容を決定するものとする。

⑴　段ボール製品（簡易ベッド、間仕切り等）

⑵　その他甲が指定するもので、乙が供給可能な物。

（物資の引渡し）

第４条　物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じて指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙又はその業務委託先（以下総称して「乙等」という。）が行うものとする。ただし、乙等が当該運搬を行うことができない場合は、甲又は甲の指定する者が、乙が指定する場所で物資を引き取り、当該運搬を行うものとする。

２　甲又は甲が指定する者は、前項の引渡場所（前項ただし書の場合においては乙が指定する場所）において、物資の品目、数量等を確認の上、物資を受領するものとし、受領後は、速やかに乙に

対して受領書を交付するものする。

（車両の通行）

第５条　甲は、乙等の車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（物資等の費用）

第６条　甲は、物資を引き取った後、乙からの請求書に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

２　物資の代金は、災害時等の直前における適正な価格とする。

３　第４条第１項の物資の運搬について、乙等において引渡場所までの運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

（協議）

第７条　本協定について疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第８条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の１カ月前までに、甲乙のいずれからも何らの意思表示もないときは、本協定は有効期間満了日の翌日より更に１年間同一条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とする

（その他の支援）

第９条　第１条第１項の定めにかかわらず、甲は、甲と災害時相互応援協定を締結している地方公共団体（以下総称して「丙」という。）における災害時等において、丙が物資を調達する必要があると甲が認めるときについても、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができるものとし、当該物資の供給についても、本協定の各規定が適用されるものとする。なお、乙が承諾したときは、甲は、当該物資の供給に係る第６条に定める代金および費用を、丙をして乙に支払わせることができるものとする。

（解約）

第１０条　本協定は、解約日の１カ月前までに書面により相手方に通知することで解約することができるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙署名又は記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和３年２月１９日

埼玉県川越市元町１丁目３番地１

甲　川越市

川越市長　川合　善明

東京都板橋区上板橋２丁目３８番１１号

タカマンビル３Ｆ

乙　株式会社　出羽紙器製作所

代表取締役社長　小林　正臣

【資料１．６３】「災害時における車両貸出及び給電等に関する協定」

災害時における車両貸出及び給電等に関する協定書

（アースシグナル株式会社）

川越市（以下「甲」という。）とアースシグナル株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における車両の貸出及び給電等（以下「給電業務等」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲の区域内において大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙が提供する車両での給電業務等に関し、その手続きを定め、災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

（対象となる災害時）

第２条　本協定の対象となる災害は、以下のとおりとする。

（１）　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が同法第２３条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置した場合。

（２）　その他必要により甲が要請した場合。

（協力内容）

第３条　甲は乙に対し次の事項について協力を要請することができ、乙はこの要請に対し災害時の状況を見極め、可能な限り優先的に協力するものとする。

（１）　災害時に給電業務等のため乙の車両を甲に貸し出すこと。

（２）　災害時に乙が提供する車両の給電場所として乙の敷地を提供すること。

２　甲及び乙は、前項に定めのない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の方法）

第４条　甲は、給電業務等の要請を、給電業務等協力要請書（様式１号）で行うものとする。ただし緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り、通常業務に優先して給電業務等及び被災者救済活動を実施するものとする。

（実施報告）

第６条　乙は、第４条の要請に基づき給電業務等を実施したときは、口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後速やかに給電業務等協力実績報告書（様式２号）を提出するものとする。

（経費の負担）

第７条　第４条の要請に基づく給電業務等に要した経費については、甲が負担するものとする。

（経費の支払）

第８条　給電業務等に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、甲の規定に基づき、その内容を精査し支払うものとする。

（第三者に対する責任等）

第９条　乙は、第４条の要請に基づく業務の遂行に関し、乙の責任に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も乙が負うものとする。

（連絡体制）

第１０条　甲及び乙は、この協定に係わる連絡責任者を定め、協定締結後速やかに当該連絡責任者の氏名、連絡先等を相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（情報の提供）

第１１条　乙は、第３条に規定する業務のほか、通常業務中に覚知した災害情報等を積極的に甲に提供するものとする。

（訓練）

第１２条　乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

（細則）

第１３条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（秘密の保持）

第１４条　甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協

議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第１６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和３年４月１２日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川越市長　川　合　善　明

川越市連雀町６番地２
乙　アースシグナル株式会社
代表取締役　笠　原　喜　雄

災害時における車両貸出及び給電等に関する協定実施細則

川越市（以下「甲」という。）とアースシグナル株式会社（以下「乙」という。）とは、令和３年　４月１２日付けで締結した災害時における車両貸出及び給電等に関する協定書（以下「協定」という。）第１３条の規定に基づき、協定の実施に関する取り扱いについて次のとおり定める。

（第３条関係）

「災害時に給電業務等のため乙の車両を甲に貸し出すこと。」に関する事項

（１）　乙の本社・事務所に配置している給電可能な車両を、必要に応じて甲に貸し出すこと。

（２）　車両の貸し出し時に搭載の燃料は乙が無償提供する。甲が借り受けた以降は甲が負担する。

（３）　甲が借り受けした車両の利用により生じた損害賠償の責任は、当該車両にかかる自動車損害賠償保険等各種保険で対応できるものを除き、その他一切の責任は甲が負うものとする。

（４）　車両の回送は、原則、車両を借り受けるとき又は避難所に配備するときは甲が、本社・事務所については乙が行う。

（第４条関係）

協力要請の方法に関する事項

甲は、協力要請を乙に行うものとする。ただし乙に連絡がつかない場合は、乙の事務所に直接連絡するものとする。なお、甲が乙の事務所に直接車両の貸し出し及び給電の要請を行う場合、「甲の職員であること」及び「協定に基づく要請であること」を明確に伝えるものとする。

本社・事務所名	〒	所在地	電話	FAX
本社	３５０－００６６	川越市連雀町６番地２	049-298-7076	049-298-7086
小ヶ谷事務所	３５０－１１０４	川越市大字小ヶ谷７８１番地	049-299-7295	049-299-7296

令３年４月１２日現在

（第７条関係）

経費の負担に関する事項

甲が乙に支払う経費は、甲の要請に基づき給電業務等を甲が指定する場所に到着したときから、当該出動において最終の業務を完了したときまでを対象とする。

（第８条関係）

経費の支払いに関する事項

乙は、協定第８条関係に規定する経費について、給電業務等協力実績報告書（様式２号）を

基に集計し、積算根拠を示す実績一覧等を添付した請求書により甲に一括して請求するものとする。

この細則の成立を証するため、本書２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和３年４月１２日

川越市元町１丁目３番地１

甲　川　越　市

川越市長　川　合　善　明

川越市連雀町６番地２

乙　アースシグナル株式会社

代表取締役　笠　原　喜　雄

【資料１．６４】「災害時緊急放送に関する協定」

災害時緊急放送に関する協定書

（株式会社小江戸 FM）

川越市（以下「甲」という）と株式会社小江戸 FM（以下「乙」という）は、災害時における緊急放送に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、川越市内に災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、ラジオ放送を使用し、速やかに防災情報を提供することにより、川越市における被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書における「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（緊急放送の要請）

第３条　前項に定める災害が発生した場合または発生するおそれのある場合において、甲は、要請する必要があると認めたときは、乙に対し、緊急放送を要請する。

（運用）

第４条　緊急放送の運用にあたっては、次の通りとする。

（１）甲は、乙の放送局に対して電話等により緊急放送を依頼し、ファクシミリ等により緊急放送要請書（様式第１号）を送付する。

（２）乙は、緊急放送要請書を受けたときは、その内容を甲に確認し、直ちに他の放送に優先してこれを放送する。また、必要と認めたときは、適宜繰り返し放送を行う。

２　運用を円滑に行うため、甲と乙は、事前に連絡責任者を定め、その名簿を整備しておくものとする。

（費用の負担）

第５条　緊急放送に要する費用は、乙が負担するものとする。ただし、災害等による被害が甚大であり、緊急放送の期間が長期にわたる場合には、甲乙協議するものとする。

（協定期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲乙いずれからも協定の解除または変更

の申し出が無い限り継続するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙双方が、誠意を持って協議のうえ解決にあたるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有するものとする。

令和３年５月１７日

埼玉県川越市元町１丁目３番地１
甲　川越市
川越市長　川合　善明

埼玉県川越市脇田町17番地1JOY09ビルA館6階
乙　株式会社小江戸FM
代表取締役　間中　繁孝

【資料１．６５】「風水害時における車両避難場所としての駐車場利用確認」

風水害時における車両避難場所としての駐車場利用確認書

（イオンタウン株式会社）

川越市（以下「甲」という。）とイオンタウン株式会社が経営するイオンタウンふじみ野（以下「乙」という。）とは、次のとおり風水害時における車両避難場所としての駐車場利用に関する確認書（以下「本確認書」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　本確認書は、風水害が発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が、川越市民のうち車両避難場所として乙の所有又は管理する駐車場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）に対して、乙の協力を得て迅速かつ円滑に駐車場への車両避難を行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が風水害により住家の浸水や自動車の水没などの大きな被害を受けると判断し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（支援協力の内容）

第３条　乙は、災害時等において次の事項について、可能な範囲内で支援を実施するものとする。ただし、乙が罹災する等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

（１）乙の所有又は管理する駐車場を車両の避難場所として利用者に提供すること。

（２）乙の施設において、利用者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

（３）乙の施設において、利用者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。

２．乙は、車両の避難場所に利用者が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を負わないものとする。なお、車両の避難場所の開放期間は、乙の営業に支障のない期間とし、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

３．なお、甲は避難が想定される利用者の情報（対象地区、避難想定車両台数等）を予め乙へ伝えると同時に、利用者に対しても乙の駐車場の利用可能台数を超える場合等は受入れできない可能性がある旨を伝えたうえで了承をいただくものとする。

（費用負担）

第４条　乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲、乙協議のうえ決定し、甲が

負担するものとする。また、費用は災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な支払請求書を受理してから３０日以内に甲が乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）
第５条　避難の支援協力を円滑に行うため、甲乙の連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（防災訓練等）
第６条　乙は、甲から要請があったときは、甲の実施する防災訓練等に可能な範囲内で参加し、協力するものとする。

（有効期間）
第７条　本確認書の有効期間は令和３年７月１日から１年間とする。ただし、有効期間が満了する１ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本確認書は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）
第８条　本確認書に定めのない事項又は本確認書の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙が協議の上で決定するものとする。

以上、本確認書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

令和３年６月２３日

甲　埼玉県川越市元町１丁目３番地１
川越市
川越市長　　川合　善明

乙　千葉県千葉市美浜区中瀬１丁目５番地１
イオンタウン株式会社
関東事業部長　冨澤　照彦

【資料１．６６】「水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定」

水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定書

（学校法人東洋大学）

川越市（以下「甲」という。）と学校法人東洋大学（以下「乙」という。）は、川越市内で水害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「水害時」という。）において、乙が所有し、管理する施設を甲が車両避難場所として利用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、水害時において地域住民その他水害による危難を避けるため避難場所を必要とする者（以下「地域住民等」という。）の避難の円滑化を図るため、乙が所有し、管理する施設を甲が車両避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（利用施設等）

第２条　甲がこの協定に基づき利用することのできる施設（以下「本件施設」という。）及びその利用範囲は、次のとおりとする。

施設名称	東洋大学川越キャンパスＨグラウンド駐車場
所在地	川越市大字鯨井２１００番地
利用範囲	別紙に規定する範囲

（施設の変更等の報告）

第３条　乙は、本件施設の増改築及び補修等により、前条の利用範囲に変更が生じるとき又は本件施設の利用が不可能になる事情が生じるときは、甲に報告するものとし、甲は報告された内容について了承するものとする。

（事前周知）

第４条　甲は、本件施設の利用予定者に対して、乙の駐車場の利用可能台数を超える場合等は、受け入れできない可能性がある旨を事前に周知するものとする。

（利用の協力要請）

第５条　甲は、水害時において地域住民等の車両を本件施設に避難させる必要があると認めた場合、乙に対し、本件施設の車両避難場所としての利用について、協力を要請することができる。

２　前項に規定する要請は、書面（電子メールにより電磁的記録の提供を行う場合を含む。以下同じ。）の送付をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により行い、事後速やかに書面の送付を行うものとする。

３　乙は、第１項に規定する要請があった場合、甲が本件施設を車両避難場所として利用することを認めるものとする。

（利用期間）

第６条　本件施設の利用期間は、前条第１項に規定する要請があったときから３日以内とする。ただし、甲は、川越市内の被害状況等によりやむを得ない事情がある場合、利用期間の延長について乙と協議できるものとする。

２　甲は、乙が早期に通常どおりの事業を再開できるよう配慮するものとする。

（利用の終了）

第７条　甲は、本件施設の利用を終了するときは、口頭又は書面の送付により乙に通知するとともに、車両避難場所として利用した部分に係る本件施設を甲の負担により原状に復し、乙の確認を受けた後、引渡すものとする。

（費用負担）

第８条　本件施設の使用料は、無償とする。

２　本件施設を車両避難場所として利用することにより生じる運営経費は、甲が負担するものとする。

（運営管理に関する責任）

第９条　甲が自己の責任で車両避難場所を運営管理するものとし、乙は車両避難場所の運営管理に係る事故等の責任は負わないもとする。

（連絡窓口）

第１０条　甲及び乙は、水害時に支障が生じないよう、この協定の履行に関する連絡窓口を定めて相手方に通知するものとし、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（秘密の保持）

第１１条　甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙の間で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第１３条　この協定の有効期限は、この協定の締結日から令和４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除、又は変更の申出がないときは、本

協定は同一の条件で自動的に１年間更新され、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和３年８月１８日

甲　埼玉県川越市元町１丁目３番地１
川越市
川越市長　川合　善明

乙　東京都文京区白山５丁目２８番２０号
学校法人東洋大学
理事長　　安齋　隆

【資料１．６７】「災害時における物資の供給等に関する協定」

災害時における物資の供給等に関する協定書

（株式会社ふくしま）

川越市（以下「甲」という。）と株式会社ふくしま（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかにかつ円滑に物資を供給し、以って甲の市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第２条　甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（支援要請）

第３条　甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書（様式第１号）を以って行うものとする。

ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（物資の種類）

第４条　本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

（１）食料品

（２）市が実施する炊き出し用食材

（３）その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な物

（物資の運搬、受渡し）

第５条　乙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定する者が行うものとする。

ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2　乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引渡しを以って甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

（物資の価格・費用負担）

第６条　前条２項による受渡しが完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その対価並びに費用を遅滞なく乙に対して支払うものとする。なお、物資の対価は災害の発生した直前の乙の販売売価（乙の顧客向け価格）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（営業継続又は早期再開）

第７条　甲は、市民の生活安定を確保するために乙に対して営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

（車両の通行）

第８条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（有効期間）

第９条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。

ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して協定の解除又は協定の変更の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第１０条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

令和３年１０月２５日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川越市
川越市長　　川合　善明

川越市旭町２丁目２１番地２６
乙　株式会社　ふくしま
代表取締役社長　福島　毅春

【資料１．６８】「災害時応援協定」

災害時応援協定書

（株式会社原一）

川越市（以下「甲」という。）と株式会社原一（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時応援協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙が甲に協力して市民生活の安定を図るため必要事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、川越市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に協力を要請することができる。

（要請手続）

第３条　甲は、相手方に前条の規定による要請を行う場合、災害時応援協定に関する要請書（様式第１号）をもって行う。

ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、後日書面を提出するものとする。

（協力事項）

第４条　乙は、第２条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項について、協力するものとする。

（１）被災状況の情報収集、情報提供
（２）ドローンによる被災状況調査
（３）車両の提供
（４）社屋及び会社敷地の一時避難場所としての提供
（５）物資の輸送
（６）無線機の提供

（費用の負担）

第５条　甲は、第２条の規定により、乙が第４条に掲げる事項について協力する場合の人件費は負担しない。

ただし、人件費を除く費用については、甲が負担するものとする。

（情報共有）
第６条　甲及び乙は、平時及び災害時において、相互協力に必要な防災・災害情報等を共有することができるものとする。

（連絡責任者等の報告）
第７条　甲及び乙は、本協定に基づく協力を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに、相手方に報告するものとする。

（秘密の保持）
第８条　甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

（協議事項）
第９条　本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）
第１０条　本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。
　ただし、この期間満了の１か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年１２月２２日

川越市元町１丁目３番地１

甲　川　越　市

川越市長　　川合　善明

川越市大字上寺山２番地１

乙　株式会社　原一

代表取締役社長　大原　晶子

【資料１．６９】「災害時における資機材の優先提供に関する協定」

災害時における資機材の優先提供に関する協定書

（株式会社ワンウェイ）

川越市（以下「甲」という。）と株式会社ワンウェイ（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な資機材の優先提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、川越市内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の保有する資機材の提供に関する乙の甲への協力について、必要な事項を定め、災害応急対策活動を円滑に実施することを目的とする。

（要　請）

第２条　甲は乙に対し、資機材の優先提供の協力要請をすることができる。この場合において、乙は甲の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

２　前項における資機材の提供要請は、協力要請書（別紙（第２条関係））をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに協力要請書を乙に提出するものとする。

（協力事項）

第３条　乙は、第２条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる資機材の優先提供について、協力するものとする。

（１）発電機
（２）仮設トイレ
（３）テント
（４）間仕切りパネル
（５）アルコール消毒スタンド
（６）ストーブ
（７）その他甲が指定するものであって、乙が提供可能な物

（資機材の運搬、引渡し）

第４条　甲の要請により乙が甲に提供する資機材の引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

２　前項の資機材の引渡しは、前条に定める協力要請書の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、数量等の確認及び受領をもって引渡しの完了とする。

（費用負担）
第５条　資機材の提供に係る賃貸借料及び運搬に係る費用等について、甲が負担するものとする。
２　前項の費用については、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（情報の共有等）
第６条　甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平時から必要に応じ、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。
（秘密の保持）
第７条　甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

（協議事項）
第８条　本協定の実施について疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）
第９条　本協定は、令和４年３月２８日から令和５年３月２７日までの１年間とする。ただし、協定期間の満了する３０日前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定の変更の申出がない場合は、更に協定を１年間更新するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年３月２８日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川　越　市
川越市長　　川合　善明

川越市大字小ケ谷 873 番地 1
乙　株式会社ワンウェイ
代表取締役　磯山　輝男

【資料１．７０】「災害時における資機材の優先提供に関する協定」

水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定書

（株式会社丸広百貨店）

川越市（以下「甲」という。）と株式会社丸広百貨店（以下「乙」という。）とは、川越市内で水害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「水害時」という。）において、乙が所有し、管理する施設を甲が車両避難場所として利用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、水害時において地域住民その他水害による危難を避けるため避難場所を必要とする者（以下「地域住民等」という。）の避難の円滑化を図るため、乙が所有し、管理する施設を甲が車両避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（利用施設等）

第２条　甲がこの協定に基づき利用することのできる施設(以下「本件施設」という。)及びその利用範囲は、次のとおりとする。ただし、甲は乙が小売業を営んでいることを考慮し、乙の来店顧客の駐車場の利用を妨げてはならないものとし、空いている車室に限り本件施設を利用することができるものとする。

施設名称	株式会社丸広百貨店川越店東口第１駐車場
所在地	川越市通町２３番地１他
利用範囲	別紙に規定する範囲

（施設の変更等の報告）

第３条　乙は、本件施設の増改築及び補修等により、前条の利用範囲に変更が生じるとき又は本件施設の利用が不可能になる事情が生じるときは、甲に報告するものとし、甲は報告された内容について了承するものとする。

（利用の協力要請）

第４条　甲は、水害時において地域住民等の車両を本件施設に避難させる必要があると認めた場合、乙に対し、本件施設の車両避難場所としての利用について、協力を要請することができる。ただし、協力要請は原則として気象警報が発令された時又は台風等で大雨が予測された場合に行うものとする。

２　前項に規定する要請は、書面様式１（電子メールにより電磁的記録の提供を行う場合を含む。以下同じ。）の送付をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により行い、事後速やかに書面の送付を行うものとする。

３　乙は、第１項に規定する要請があった場合、甲が本件施設を第２条但し書きの範囲で車両避難場所として利用することを認めるものとする。

（利用期間）

第５条　本件施設の利用期間は、前条第１項に規定する要請があったときから３日以内とする。ただし、甲は、川越市内の被害状況等によりやむを得ない事情がある場合、利用期間の延長について乙と協議できるものとする。

（利用の終了）

第６条　甲は、本件施設の利用を終了するときは、口頭により乙に通知する。車両避難場所として利用した部分に係る本件施設を乙の確認を受けた後、引渡すものとする。

（費用負担）

第７条　本件施設の使用料は、無償とする。

（運営管理に関する責任）

第８条　甲は自己の責任で避難場所を運営管理するものとし、乙は車両避難場所の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

（連絡窓口）

第９条　甲及び乙は、水害時に支障が生じないよう、この協定の履行に関する連絡窓口を定めて相手方に通知するものとし、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（秘密の保持）

第１０条　甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た相手方の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙の間で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第１２条　この協定の有効期限は、この協定の締結日から令和５年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に１年間更新され、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和４年１１月１５日

甲　川越市元町１丁目３番地１
川越市
川越市長　　川合　善明

乙　川越市新富町２丁目６番地１
株式会社丸広百貨店
代表取締役社長　神谷 勉

【資料１．７１】「損害調査結果の提供及び利用に関する協定」

損害調査結果の提供及び利用に関する協定書

（三井住友海上火災保険株式会社）

川越市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、乙の損害調査結果の提供及び利用について、以下の通り協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

第1条　（本協定書の目的）

甲及び乙は、自然災害により生活基盤に被害を受けた住民（市外在住で川越市内に住家を所有する者を含みます。以下同様とします。）がその生活を早期に再建することができるようにするため、本協定書の規定に基づき、互いに協力するものとする。

第2条　（損害調査結果の提供及び利用）

1　前条の協力のため、乙は甲に対し、自然災害による甲の住民の被害に関する以下の各号に定める事項（以下「本調査結果」という。）を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。

①　住民から提供を受けたデータ及び情報

②　乙が行った被害調査に関するデータ及び情報

③　その他甲と乙が合意した事項

2　前項にかかわらず、乙は、住民から本調査結果の提供についての依頼及び承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供する義務を負わないものとする。

3　甲は、乙の事前の同意がない限り、乙から提供された本調査結果を被災者支援（以下「本目的」という。）にのみ利用できるものとし、他の目的のために利用しないものとする。

4　甲は乙に対し、乙から甲への本調査結果の提供に関する対価の支払いを要しないものとする。本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

第3条　（法令の遵守）

1　甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令を遵守するものとする。

2　甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律そ

の他一切の法令で必要とされる手続きの履践並びに前条第２項の住民の依頼及び承諾の取得のため、相互に協力するものとする。

第4条　（被害認定の判断）

1　甲は、本調査結果の利用の有無にかかわらず、甲の判断により災害に係る住家の被害認定を行うものとする。

2　甲は、本調査結果の利用に関連して甲またはその住民に損害または損失が生じた場合であっても、乙に故意または重過失がない限り、乙に対して損害または損失の賠償または補償を求めないものとする。

第5条　（有効期間）

1　本協定書の有効期間は、覚書締結日から２０２５年３月３１日までとする。

2　甲または乙から相手方に対し、前項に定める有効期間の満了日の２ヶ月前までに本協定書を終了させる旨の書面による通知がされない場合、本協定書は同じ条件でさらに１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

3　本協定書が終了（理由の如何を問わない。）した場合であっても、第３条、第４条、第６条、及び第７条の規定はなお効力を有するものとする。

第6条　（秘密保持）

1　甲及び乙は、本協定書に関連して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持するものとする。甲及び乙は、法令に基づく場合を除き、秘密情報を第三者へ開示、提供、公表または漏洩等してはならないものとする。

2　甲または乙が法令に基づいて秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示した内容及び被開示者その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りではない。

第7条　（協議）

甲及び乙は、本協定書に定めのない事項または本協定書の解釈に関し疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行い、これを解決するものとする。

本協定書の成立を証するため本書２通を作成し、各自記名押印の上、各１通を保有する。

令和６年５月３０日

甲　　川越市埼玉県川越市元町１－３－１
　　川越市
　　川越市長　　川合　善明

乙　　埼玉県さいたま市大宮区東町２－２０
三井住友海上大宮東町ビル４階
三井住友海上火災保険株式会社
埼玉支店長　　谷口　健一

【資料１．７２】「災害時におけるレンタル機材及び衛生サービス等の提供に関する協定」

災害時におけるレンタル機材及び衛生サービス等の提供に関する協定書

（株式会社ダスキンくりはら）

川越市（以下「甲」という。）と株式会社ダスキンくりはら（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材及び衛生サービス（以下「機材等」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、川越市内において、地震、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、その他の大規模な事故により生ずる災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙の事業所であるダスキンレントオール川越ステーションが相互に協力して災害時における市民生活の早期安定を図る事を目的として、機材及び衛生サービス（避難所における巡回清掃等）の提供に関する事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第２条　甲は、災害時において機材等を必要とするときは、乙に対して保有機材等の提供について協力を要請するものとする。

２　甲の乙に対する要請の手続きは、「機材等提供に関する要請書」（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等をもって要請し、事後に機材等提供に関する要請書を提出するものとする。

３　甲及び乙は、この協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、双方の連絡先及び連絡責任者を定めるものとし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（レンタル機材の品目）

第３条　乙が提供するレンタル機材の品目は、冷暖房機、テーブル、イス、パーテーション等、乙がレンタル機材として保有又は調達できるものとする。

２　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、予め甲に情報提供を行うものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、第２条の規定により甲から要請を受けたときは、保有機材等の優先提供及び運搬に対して積極的に協力するものとする。

２　乙は甲の要請に的確に対応するため、保有機材等の提供可能な体制を保持するものとする。

（レンタル機材の引渡し）

第５条　乙が要請を受け承諾したときは、甲の指定する場所にレンタル機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

（費用の負担）

第６条　乙が提供した機材等並びに運搬の費用については、甲が負担する。

２　費用は災害発生直前における適正価格等を基準として、双方協議の上決定するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期限）

第８条　この協定は締結の日から施行し、甲又は乙が書面をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、双方署名の上、各１通を保有するものとする。

令和６年１１月１８日

甲　　川越市元町１丁目３番地１
川　越　市
川越市長　　川合　善明

乙　　東松山市松葉町１丁目２４番１０号
株式会社ダスキンくりはら
代表取締役　栗原　一博

【資料１．７３】「災害時における物資調達に関する協定」

災害時における物資（調剤薬を除く医薬品・医療用品、生活必需品等）の提供
（スギホールディングス株式会社）

川越市（以下「甲」という。）とスギホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達、供給等について次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、川越市において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条 第１項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資について調達の協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に発注する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他甲が指定する物資

（発注）

第４条　甲の乙に対する発注は、甲が文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で発注し、事後速やかに、文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第５条　乙は、前条の発注を受けたときは、特別の理由がない限り、その発注事項を速やかに実施するとともに、その実施の状況を甲に連絡するものとする。ただし、乙が被災した場合はこの限りではない。

２　乙は、前条の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の出荷見通しを連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第６条　物資の引渡し場所は、甲・乙協議して決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（物資の価格）

第７条　乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、災害時直

前における価格を参考に、甲・乙協議して決定するものとする。

（代金等の請求及び支払い）

第８条　乙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により代金等甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容の確認後、速やかにその代金等を支払うものとする。

（連絡責任者の選任及び報告）

第９条　この協定の円滑な実施を図るため、甲及び、乙に連絡責任者を選任するものとする。

２　甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

第１０条　この協定の有効期間は、この協定締結の日から１年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異議の申立てがないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（事業所運営）

第１１条　この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保管するものとする。

令和７年１月２４日

甲　川越市元町１丁目３番地１
　　川越市
　　川越市長　　川合　善明

乙　愛知県大府市横根町新江６２番地の１
　　スギホールディングス株式会社
　　代表取締役社長　　杉浦　克典

【【資料１．７４】「災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定」

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

（佐川急便株式会社）

川越市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、川越市内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び
生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによ
る。

（１）「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。

（２）「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。

（３）「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。

（４）「避難所等」とは、支援物資の配達先となる川越市内の避難所又は甲が指定する物資の供
給場所等をいう。

（５）「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第２条　物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設

のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

２　甲は、川越市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下

した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（物資の受入及び配送並びに派遣の要請）

第４条　甲は、第３条による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書（様式第１号（第４条関係））により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

（１）　避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

（２）　配送時における被災者の支援物資のニーズの収集

（３）　荷役作業に必要な人員の派遣

（４）　荷役作業に必要な機材の提供及びその操作者の派遣

（５）　支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣

（物資の受入及び配送並びに派遣の実施）

第５条　乙は、前条の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災

等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第６条　乙は、第４条の業務を行った場合は、文書（様式第２号（第６条関係））により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

２　甲及び乙は、第４条及び第６条前項により要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）

第７条　業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

（事故等）

第８条　乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

（損害の負担）

第９条　支援物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰するべき事由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）

第１０条　本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

（機密の保持及び情報提供）

第１１条　甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第１２条　甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

２　甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

（協議）

第１３条　本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）

第１４条　本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和７年１１月２６日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川越市
川越市長　森田　初恵

埼玉県白岡市篠津９１４番地３
乙　佐川急便株式会社　北関東支店
支店長　福元　俊朗

【資料１．７５】「水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定書」

水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定書

（株式会社しまむら）

川越市（以下「甲」という。）と株式会社しまむら（以下「乙」という。）とは、川越市内で水害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「水害時」という。）において、乙が所有し、管理する施設を甲が車両避難場所として利用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、水害時において地域住民その他水害による危難を避けるため避難場所を必要とする者（以下「地域住民等」という。）の避難の円滑化を図るため、乙が所有し、管理する施設を甲が車両避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（利用施設等）

第２条　甲がこの協定に基づき利用することのできる施設（以下「本件施設」という。）及びその利用範囲は、次のとおりとする。ただし、甲は乙が小売業を営んでいることを考慮し、乙の来店顧客の駐車場の利用を妨げてはならないものとし、空いている車室に限り本件施設を利用することができるものとする。

施設名称	しまむら的場店駐車場
所在地	川越市的場新町１５番地４
利用範囲	別紙に規定する範囲（屋上駐車場）

（施設の変更等の報告）

第３条　乙は、本件施設の増改築及び補修等により、前条の利用範囲に変更が生じるとき又は本件施設の利用が不可能になる事情が生じるときは、甲に報告するものとし、甲は報告された内容について了承するものとする。

（利用の協力要請）

第４条　甲は、水害時において地域住民等の車両を本件施設に避難させる必要があると認めた場合、乙に対し、本件施設の車両避難場所としての利用について、協力を要請する

ことができる。ただし、協力要請は原則として気象警報が発令された時又は台風等で大雨が予測された場合に行うものとする。

２　前項に規定する要請は、口頭又は電話により行い、事後速やかに書面（様式１）の送付をもって行うものとする。

３　乙は、第１項に規定する要請があった場合、甲が本件施設を第２条但し書きの範囲で車両避難場所として利用することを認めるものとする。

（利用期間）

第５条　本件施設の利用期間は、前条第１項に規定する要請があったときから３日以内とする。ただし、甲は、川越市内の被害状況等によりやむを得ない事情がある場合、利用期間の延長について乙と協議できるものとする。

（利用の終了）

第６条　甲は、本件施設の利用を終了するときは、口頭により乙に通知する。車両避難場所として利用した部分に係る本件施設を乙の確認を受けた後、引渡すものとする。

（費用負担）

第７条　本件施設の使用料は、無償とする。

（事故に関する責任）

第８条　施設等に関する事故（暴風、豪雨、洪水等の自然災害によるものを除く）が発生した場合、利用者（避難者）の責に帰さないときは、甲乙がその補償内容について協議し、甲が補償するものとする。

２　前項の施設等に対する破損等が、利用者（避難者）の責に帰す場合は甲が乙と利用者（避難者）との間の相互調整を実施するものとする。

（連絡窓口）

第９条　甲及び乙は、水害時に支障が生じないよう、この協定の履行に関する連絡窓口を定めて相手方に通知するものとし、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（秘密の保持）

第１０条　甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た相手方の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、

その都度、甲及び乙の間で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第１２条　この協定の有効期限は、この協定の締結日から令和８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に１年間更新され、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和７年１１月２８日

甲　　川越市元町１丁目３番地１
川越市
川越市長　森田　初恵

乙　　埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目 602 番地１号
株式会社しまむら
代表取締役社長　高橋　維一郎

【資料１．７６】「水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定」

水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定書

（コーナン商事株式会社）

川越市（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）とは、川越市内で水害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「水害時」という。）において、乙が所有し管理する施設を甲が車両避難場所として市民等に利用させることについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、水害時において乙が所有し管理する施設を甲が車両避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用施設）

第２条 甲がこの協定に基づき利用することのできる施設（以下「本件施設」という。）及びその利用範囲は、次のとおりとする。ただし、甲は乙が小売業を営んでいることを考慮し、乙の来店顧客の駐車場の利用を妨げてはならないものとし、空いている車室に限り本件施設を利用することができるものとする。

施設名称	ホームセンターコーナン川越的場店駐車場
所在地	川越市的場新町２１番地４
利用範囲	別紙に規定する範囲

（施設の変更等の報告）

第３条 乙は、本件施設の増改築及び補修等により、前条の利用範囲に変更が生ずるとき又は本件施設の利用が不可能になる事情が生ずるときは、甲に報告するものとする。

（要請方法）

第４条 甲は、乙に協力を要請する場合、原則として協力要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等で要請し、後日速やかに協力要請書を提出するものとする。

２ 本協定の窓口は、別表１のとおりとする。

（施設利用）

第５条 利用については、原則、営業時間内とする。ただし、緊急を要する時や、災害の状況に応じて、営業時間外においても駐車場の利用が必要であると甲が判断した場合、甲乙協議の上、駐車場の利用時間について決定するものとする。

２ 乙は、第１項に規定する要請があった場合、甲が本件施設を第２条但し書きの範囲で車両避難場所として利用することを認めるものとする。ただし、受け入れの可否や開放する施設の範囲については、水害の状況や乙の事業継続状況に応じて、その都度甲乙協議の上、決定するものとし、乙が被災している等、正当な理由がある場合は、この限りではない。

（利用期間）

第６条 本件施設の利用期間は、前条第１項に規定する要請があったときから３日以内とする。ただし、甲は、川越市内の被害状況等によりやむを得ない事情がある場合、利用期間の延長について乙と協議できるものとする。

（利用終了）

第７条 甲は、本件施設の利用を終了するときは、口頭により乙に通知する。車両避難場所として利用した部分に係る本件施設を乙の確認を受けた後、引渡すものとする。

（費用負担）

第８条 本件施設の利用料は、無償とする。

（運営管理に関する責任）

第９条 甲は、自己の責任で本件施設を運営管理するものとし、乙は本件施設の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

（連絡責任者等）

第１０条 甲及び乙は、本協定の履行に支障が生じないよう、連絡責任者等をあらかじめ定めて相手方に通知するものとし、連絡責任者等が変更したときも同様とする。

（秘密の保持）

第１１条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た相手方の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（適用）

第１２条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第１３条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和７年１２月３日

甲　川越市元町１丁目３番地１
川越市
川越市長　森田　初恵

乙　大阪府堺市西区鳳東町４丁４０１番地１
コーナン商事株式会社
代表取締役社長　疋田　直太郎

【資料１．７７】「災害時における物資の供給に関する協定」

災害時における物資の供給に関する協定書

（コーナン商事株式会社）

川越市（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、川越市において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１項に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害」という。）、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第２条 甲が乙に要請する物資は、別表１の品目を基準とする。ただし、甲と乙が協議し、乙は可能な範囲で甲に対して物資の供給に協力するものとする。

（物資の要請）

第３条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができるものとする。

（要請方法）

第４条 甲は、乙に協力を要請する場合、原則として協力要請書により行うものとする。ただし、

緊急を要するときは電話等で要請し、後日速やかに協力要請書を提出するものとする。

２ 本協定の窓口は、別表２のとおりとする。

（物資の引渡し）

第５条 物資の引渡し場所は、ホームセンターコーナン川越的場店とし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

２ 甲は、必要に応じて乙に物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（物資の価格）
第６条 乙が甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬に要した費用（以下「代金等」という。）は、災害時直前における価格を参考に、甲と乙が協議して決定するものとする。

（代金等の請求及び支払い）
第７条 前条に規定する費用の額の決定後、乙は甲に請求書をもって当該費用の支払を請求するものとする。
２ 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかにその代金等を支払うものとする。

（連絡責任者等）
第８条 甲及び乙は、本協定の履行に支障が生じないよう、連絡責任者等をあらかじめ定めて相手方に通知するものとし、連絡責任者等が変更したときも同様とする。

（秘密の保持）
第９条 甲及び乙は、本協定の履行に関して知り得た相手方の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（適用）
第１０条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）
第１１条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和７年１２月３日

甲　川越市元町１丁目３番地１
　　川越市
　　川越市長　森田　初恵

乙　大阪府堺市西区鳳東町４丁４０１

番地１

コーナン商事株式会社
代表取締役社長　疋田　直太郎

【資料１．７８】「災害時における車両貸与等に関する応援協定」

災害時における車両貸与等に関する応援協定書

（株式会社スズキ自販西埼玉及びスズキ株式会社）

川越市（以下「甲」という。）、株式会社スズキ自販西埼玉（以下「乙」という。）、及びスズキ株式会社（以下「丙」という。）は、台風、地震等の大規模災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（併せて以下「災害時等」という。）、乙が、甲の要請を受けて、甲に車両の貸与等の応援（詳細は、第１条で定めるものとし、以下「本応援」という。）を実施するにあたり、以下の協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本応援の内容）

第１条 本応援の内容及び本応援の対象地域は、以下の通りとする。

【内容】

・軽商用車（キャリイ・エブリイとする。以下同じ。）の乙から甲への無償貸与

・電気自動車（外部給電可能な車両を指す。以下同じ。）の乙から甲への無償貸与

当該軽商用車及び電気自動車を併せて、以下「本車両」という。尚、甲、乙及び丙は、電気自動車の無償貸与については、乙にて、外部給電可能な電気自動車の準備が完了した後に実施可能となることを確認する。

【対象被災地域】

川越市

（技術活動サポート）

第２条 丙は、乙が本契約に則り甲に対して本応援を実施するにあたり適宜必要とするサポートを、乙に対して、丙の費用負担で行うものとする。当該サポートの詳細は、別途乙丙協議の上決定する。

（応援要請）

第３条 甲は、災害時等において本応援の実施が必要と判断した場合、乙に対し、本協定に添付する第１号様式「応援要請書兼回答書」により本応援を要請することができる。尚、緊急を要する場合は、甲の担当者からの電話等の口頭による要請も可とするが、後日文書をもって確認するものとする。

２ 乙は、甲から、本応援の要請を受けた場合は、速やかに丙に通知するものとする。

（本車両の貸与）

第４条 乙は、甲から、本応援の要請を受けた場合は、その時点で乙が可能な範囲において、当該要請において指定される本車両を、乙の指定する日時・場所で甲に貸与することに努めるものとする。尚、「乙が可能な範囲」とは、甲からの要請時に、乙に貸出可能な車両があること、車両貸与に必要な人員が揃っていること、及び安全確保がなされた状態で車両の受け渡しが可能であることの全ての条件を満たすことを指すものとする。

２ 本車両の貸与期間は、原則として１週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙協議の上延長期間を決定するものとする。

３ 甲は、乙から貸与を受ける本車両を善良なる管理者の注意をもって使用及び管理し、盗難等が発生しないように常に施錠するものとする。

４ 甲は、本車両について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。但し、前条第１項により提出する本協定に添付する第１号様式「応援要請書兼回答書」及び口頭による要請時を含め、甲乙間で別段の合意がなされた場合は、当該合意に従うものとする。

（１）本車両の賃借権を第三者に譲渡し、又は担保に供すること。

（２）本車両の全部又は一部を第三者に運転させること。

（３）本車両を改造・改良等し原状から変更を加えること。

５ 甲乙間で本車両の引渡し及び返却時、本車両の状態確認及び貸与期間等の情報共有は、本協定に添付する第１号様式「応援要請書兼回答書」のほか、乙が指定する帳票又は文書を取り交わして行う。

（本車両の用途）

第５条 本車両の甲による使用用途は、以下に限定するものとする。

・軽商用車：原則として、被災地における貨物の運搬

・電気自動車：避難所等における電源供給

尚、電源供給に関しては、本車両に備える AC コンセント又は乙・丙が推奨する外部給電器 V2L/V2H 機器により、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、行うものとする。

２ 前項の外部給電器の使用に起因する事由により、甲又は第三者が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。但し、乙・丙が指定する外部給電器 V2L/V2H 機器を使用した場合において、乙又は丙の責めに帰すべき事由があるときは、この限りでない。

３ 甲から乙に対し、V2L 等の外部給電機の貸出要請があった場合、乙は電気自動車と一緒に貸出可能な当該外部給電機の有無を確認し、甲に回答する。尚、当該外部給電機単独の貸出は行わないものとする。

（燃料の充填）

第６条 本車両の貸与中に甲が本車両の燃料等の充填を行う場合の費用については、甲の負担とする。但し、電気自動車に関して乙の管理する充電スタンドを使用する場合は、乙が当該使用に要する費用を負担する。

（本車両の運転者）

第７条 甲は、本車両の運転者について、次条第２項により本車両に対して甲が付保する保険の対象者に限定するものとする。

（貸出期間中の責任/保険の加入）

第８条 乙から甲への本車両の貸与期間中に、本車両の使用により甲又は第三者に生じた一切の損害及び紛争については、乙及び丙は一切責任を負わず、甲がその責任と費用負担で補償及び解決を図るものとする。但し、乙又は丙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

２ 甲は、貸与期間中、本車両に関し甲の費用負担にて相応の保険に加入するものとする。当該保険の内容は、甲乙別途協議の上決定する。

（故障と紛失等）

第９条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により本車両を故障又は毀損させた場合は、その修理費及び材料費を負担するものとし、本車両を紛失させた場合は、甲がこれを補償する。尚、修理・補償の方法等については、乙と協議の上、定めるものとする。

（返却）

第１０条 貸出期間終了後、甲は、甲乙別途協議の上定める場所及び日時にて、本車両を原状回復（通常損耗及び経年劣化は除く。）の上、乙に返却する。

２ 前項による本車両の返却にあたり甲に生じる費用は、甲の負担とする。

（連絡調整）

第１１条 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、本協定に添付する第２号様式「連絡責任者届」により、それぞれの連絡先及び連絡責任者を定めるものとし、当該「連絡責任者届」の内容に変更が生じた場合は、速やかに全ての他の当事者に変更内容を通知するものとする。

（定期協議）

第１２条 本協定に定める事項を円滑に推進するため、また、各当事者の災害発生時の連携強化を継続的に行うため、甲、乙及び丙は、年１回以上、意見交換、協議等を行うよう

努めるものとする。

（防災訓練）

第１３条 甲が行う防災訓練等の災害発生に備えた各種イベントへの乙の参加を甲が要望した場合、乙は対応可能な範囲に限り当該イベントに参加することに努めるものとする。当該イベントの詳細については、甲乙別途協議の上決定する。

（公表）

第１４条 甲、乙及び丙は、本協定の存在及び内容を外部に公表する場合、その取扱いについては、別途協議し合意の上決定する。

（協定期間）

第１５条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和８年３月３１日までとする。但し、当該有効期間の満了する日の１ヵ月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がない場合は、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１６条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、甲、乙、丙それぞれが記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和７年１２月１８日

甲　埼玉県川越市元町１丁目３番地１
　　川越市
　　川越市長　森田　初恵

乙　埼玉県川越市山田 1588-2
　　株式会社スズキ自販西埼玉
　　代表取締役社長 増田 忠

丙　静岡県浜松市中央区高塚町 300
　　スズキ株式会社
　　常務役員　日本営業本部長　玉越 義猛

【資料１．７９】「災害時の医療救護活動に関する協定」

災害時の医療救護活動に関する協定書

（一般社団法人川越市薬剤師会）

川越市（以下「甲」という。）と一般社団法人川越市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、川越市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣要請）

第２条　甲は、医療救護活動を実施する上で、必要があると認めた場合は、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、甲と協議の上、速やかに医薬品等の供給及び薬剤師の派遣を行うものとする。

（指揮命令）

第３条　乙により派遣された薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、乙の指定する者が行うものとする。

（派遣薬剤師の業務）

第４条　派遣薬剤師は、災害時に設置する救護所及び医薬品の集積場所等において、次の各号に掲げる業務を行う。

⑴　救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導

⑵　救護所及び医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け、管理

⑶　その他医療救護活動において必要な業務

（派遣薬剤師の輸送）

第５条　甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、派遣薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。

（調剤費）

第６条　救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償）

第７条　甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要した次の費用は、甲が負担するものとする。

⑴　提供された医薬品等の費用

⑵　派遣薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費

⑶　薬剤師の派遣に要する経費

⑷　派遣薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

⑸　前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経　　費

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和８年１月２３日

川越市元町１丁目３番地１

甲　川越市

市長　森田　初恵

川越市天沼新田３０７－７

乙　一般社団法人　川越市薬剤師会

会長　山内　大輔

【資料１．８０】災害時における防災施設の運営に関する協定

水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定書
（川木建設株式会社）

川越市（以下「甲」という。）と川木建設株式会社（以下「乙」という。）とは、川越市内で水害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「水害時」という。）において、乙が所有し管理する施設を甲が車両避難場所として市民等に利用させることについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、水害時において乙が所有し管理する施設を甲が車両避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用施設）

第２条　甲がこの協定に基づき利用することのできる施設(以下「本件施設」という。)及びその利用範囲は、次のとおりとする。ただし、甲は乙が建設業を営んでいることを考慮し、乙の来店顧客の駐車場の利用を妨げてはならないものとし、空いている車室に限り本件施設を利用することができるものとする。

施設名称	川木建設　本社
所在地	埼玉県川越市広栄町 4 番地 16
利用範囲	別紙に規定する範囲
提供設備	・屋外駐車場 ・災害用コンセント（単相 100V） ※太陽光発電設備＋蓄電池により停電時も供給可能

（施設の変更等の報告）

第３条　乙は、本件施設の増改築及び補修等により、前条の利用範囲に変更が生ずるとき又は本件施設の利用が不可能になる事情が生ずるときは、甲に報告するものとする。

（要請方法）

第４条　甲は、乙に協力を要請する場合、原則として協力要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等で要請し、後日速やかに協力要請書を提出するものとする。

２　本協定の窓口は、別表１のとおりとする。

（施設利用）

第５条　利用については、原則、営業時間内とする。ただし、緊急を要する時や、災害の状況に応じて、営業時間外においても駐車場の利用が必要であると甲が判断した場合、甲乙協議の上、駐車場の利用時間について決定するものとする。

２　乙は、第１項に規定する要請があった場合、甲が本件施設を第２条但し書きの範囲で車両避難場所として利用することを認めるものとする。ただし、受け入れの可否や開放する施設の範囲については、水害の状況や乙の事業継続状況に応じて、その都度甲乙協議の上、決定するものとし、乙が被災している等、正当な理由がある場合は、この限りではない。

（利用期間）

第６条　本件施設の利用期間は、前条第１項に規定する要請があったときから３日以内とする。ただし、甲は、川越市内の被害状況等によりやむを得ない事情がある場合、利用期間の延長について乙と協議できるものとする。

（利用終了）

第７条　甲は、本件施設の利用を終了するときは、口頭により乙に通知する。車両避難場所として利用した部分に係る本件施設を乙の確認を受けた後、引渡すものとする。

（費用負担）

第８条　本件施設の利用料は、無償とする。

（運営管理に関する責任）

第９条　甲は、自己の責任で本件施設を運営管理するものとし、乙は本件施設の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

（連絡責任者等）

第１０条　甲及び乙は、本協定の履行に支障が生じないよう、連絡責任者等をあらかじめ定めて相手方に通知するものとし、連絡責任者等が変更したときも同様とする。

（秘密の保持）

第１１条　甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た相手方の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（適用）

第１２条　本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

.

甲　　川越市元町１丁目３番地１

川越市

川越市長

乙　　川越市広栄町 4 番地 16

川木建設株式会社

代表取締役社長

【資料１．８１】「災害時における帰宅困難者の受け入れ等に関する協定」

災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定

（川越第一ホテル）

川越市（以下「甲」という。）と川越第一ホテル（以下「乙」という。）とは、乙の管理する施設への一時的な受入について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は災害等の発生時に、甲の市域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　帰宅困難者とは、災害等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

⑵　一時滞在施設とは、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

⑶　施設管理者とは、一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設を可能な範囲で、一時滞在施設として提供することに合意する。

（開設の要請）

第４条　甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　受入期間は、原則３日以内とする。

（支援内容）

第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部または一部を行うものとする。

⑴　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。

⑵　帰宅困難者に対し、乙が提供可能な飲料水、食料、毛布等を提供すること。

⑶　トイレやゴミの処理などの施設の衛生管理を行うこと。

⑷　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。

⑸　前各号に関して必要な人員を確保すること。

⑹　その他乙が帰宅困難者受入等に関して協力できる事項。

（施設の運営）

第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（内閣府（防災担当））」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）

第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

⑴　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

⑵　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設しての運用が困難だと判断し、甲に連絡して了承された場合

⑶　乙の施設管理者が一時滞在施設としての安全管理を実施した結果、一時滞在施設としての安全を管理できないと判断し、甲に連絡して了承された場合

⑷　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）

第９条　乙は第６条に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

２　甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（損害）

第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

（定期的な訓練）

第 11 条　乙は、一時滞在施設の開設に係る訓練を行ない、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）

第 12 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（有効期限と見直し）

第 13 条　この協定の有効期限は協定締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の２ヶ月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

（その他）

第 15 条　乙はこの協定により指定された一時滞在施設の受入想定人数及び算出根拠を甲へ提出するものとする。

２　甲は前項の規定により乙から提出された情報について、外部への公表をしないものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年６月１日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川越市
川越市長　　川　合　善　明

川越市菅原町７－３４
乙　川越第一ホテル
代表取締役　　伊　藤　幾　造

【資料１．８１】「災害時における帰宅困難者の受け入れ等に関する協定」

災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定

（川越プリンスホテル）

川越市（以下「甲」という。）と川越プリンスホテル（以下「乙」という。）とは、乙の管理する施設への一時的な受入について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は災害等の発生時に、甲の市域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　帰宅困難者とは、災害等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

⑵　一時滞在施設とは、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

⑶　施設管理者とは、一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設を可能な範囲で、一時滞在施設として提供することに合意する。

（開設の要請）

第４条　甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　受入期間は、原則３日以内とする。

（支援内容）

第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部または一部を行うものとする。

⑴　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。

⑵　帰宅困難者に対し、乙が提供可能な飲料水、食料、毛布等を提供すること。

⑶　トイレやゴミの処理などの施設の衛生管理を行うこと。

⑷　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。

⑸　前各号に関して必要な人員を確保すること。

⑹　その他乙が帰宅困難者受入等に関して協力できる事項。

（施設の運営）

第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（内閣府（防災担当））」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）

第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

⑴　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

⑵　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設しての運用が困難だと判断し、甲に連絡して了承された場合

⑶　乙の施設管理者が一時滞在施設としての安全管理を実施した結果、一時滞在施設としての安全を管理できないと判断し、甲に連絡して了承された場合

⑷　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）

第９条　乙は第６条に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

２　甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（損害）

第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

（定期的な訓練）

第 11 条　乙は、一時滞在施設の開設に係る訓練を行ない、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）

第 12 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（有効期限と見直し）

第 13 条　この協定の有効期限は協定締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の２ヶ月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

（その他）

第 15 条　乙はこの協定により指定された一時滞在施設の受入想定人数及び算出根拠を甲へ提出するものとする。

２　甲は前項の規定により乙から提出された情報について、外部への公表をしないものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年６月１日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川越市
川越市長　　川　合　善　明

川越市新富町１丁目２２番
乙　川越プリンスホテル
総支配人　　奥　村　　剛

【資料１．８１】「災害時における帰宅困難者の受け入れ等に関する協定」

災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定

（川越温泉湯遊ランド・ホテル三光）

川越市（以下「甲」という。）と川越温泉湯遊ランド・ホテル三光（以下「乙」という。）とは、乙の管理する施設への一時的な受入について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は災害等の発生時に、甲の市域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　帰宅困難者とは、災害等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

⑵　一時滞在施設とは、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

⑶　施設管理者とは、一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設を可能な範囲で、一時滞在施設として提供することに合意する。

（開設の要請）

第４条　甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　受入期間は、原則３日以内とする。

（支援内容）

第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部または一部を行うものとする。

⑴　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。

⑵　帰宅困難者に対し、乙が提供可能な飲料水、食料、毛布等を提供すること。

⑶　トイレやゴミの処理などの施設の衛生管理を行うこと。

⑷　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。

⑸　前各号に関して必要な人員を確保すること。

⑹　その他乙が帰宅困難者受入等に関して協力できる事項。

（施設の運営）

第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（内閣府（防災担当））」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）

第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

⑴　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

⑵　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設しての運用が困難だと判断し、甲に連絡して了承された場合

⑶　乙の施設管理者が一時滞在施設としての安全管理を実施した結果、一時滞在施設としての安全を管理できないと判断し、甲に連絡して了承された場合

⑷　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）

第９条　乙は第６条に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

２　甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（損害）

第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

（定期的な訓練）

第 11 条　乙は、一時滞在施設の開設に係る訓練を行ない、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）

第 12 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（有効期限と見直し）

第 13 条　この協定の有効期限は協定締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の２ヶ月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

（その他）

第 15 条　乙はこの協定により指定された一時滞在施設の受入想定人数及び算出根拠を甲へ提出するものとする。

２　甲は前項の規定により乙から提出された情報について、外部への公表をしないものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年６月１日

川越市元町１丁目３番地１
甲　川越市
川越市長　　川　合　善　明

川越市新富町１－９－１
乙　川越温泉湯遊ランド・ホテル三光
三光物産株式会社
代表取締役　　木　所　裕　幸

【資料１．８２】「帰宅困難者一時滞在施設の設置に関する協定」

帰宅困難者一時滞在施設の設置に関する協定

（ウェスタ川越）

川越市（以下「甲」という。）、埼玉県（以下「乙」という。）及び指定管理者ＮｅＣＳＴ（以下「丙」という。）は、災害等により公共交通機関が広範囲に運行を停止し、帰宅が困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）が発生した場合において、帰宅困難者が混乱し円滑な応急救護活動を阻害しないように、また、帰宅困難者自身の安全を確保するため、ウェスタ川越の公共施設部分を帰宅困難者一時滞在施設として利用することについて、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲がウェスタ川越の公共施設部分を帰宅困難者一時滞在施設として利用するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請等）

第２条　甲は、帰宅困難者一時滞在施設を設置する必要が生じた場合、施設の設置・運営への協力及び丙が管理する施設の一部を利用することについて、丙に要請するものとする。

（施設の利用）

第３条　丙は、前条に基づく要請があったときは、乙と協議し、帰宅困難者一時滞在施設として利用可能な部分について、甲に回答するものとする。

（開設期間）

第４条　帰宅困難者一時滞在施設の開設期間は、甲が丙に利用を要請した時点から最大で３日以内とする。ただし、災害等の状況により期間を延長する必要がある場合には、甲は丙に延長を要請することができる。

２　甲は帰宅困難者一時滞在施設の開設による丙が管理する施設への影響を最小限にするよう配慮するとともに、当該帰宅困難者一時滞在施設の早期閉鎖に努めるものとする。

（協力体制）

第５条　帰宅困難者一時滞在施設の運営は甲が責任を負い、甲、乙及び丙の協力により実施する。

（費用負担）

第６条　帰宅困難者の支援に要する費用については、原則として甲が負担するものとする。ただし、その他必要に応じ甲、乙及び丙で協議の上、対応するものとする。

（原状回復）
第７条　帰宅困難者一時滞在施設の利用後は、甲が原状回復するものとする。

（情報共有）
第８条　甲、乙及び丙は協力期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めるもののほか、この協定に関し、必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。
（施行日）
第１０条　この協定は、締結の日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名、押印の上、それぞれ１通を所持する。

平成２８年　６月　１日

埼玉県川越市元町一丁目３番地１
甲　川越市
川越市長　　川合　善明

埼玉県さいたま市
浦和区高砂三丁目１５番１号
乙　埼玉県
埼玉県知事　　上田　清司

埼玉県さいたま市
浦和区仲町一丁目１２番１号
埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設
丙　川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設
指定管理者　ＮｅＣＳＴ
代表者　日本環境マネジメント株式会社
代表取締役　　片山　安茂

【資料１．８３】「福祉避難所協定締結施設一覧」

福祉避難所協定締結施設一覧

令和８年４月１日現在

No.	施設区分	設置主体	施設名	所在地
1	特別支援学校	埼玉県	埼玉県立特別支援学校塙保己一学園	川越市笠幡 85-1
2	特別支援学校	埼玉県	埼玉県立川越特別支援学校	川越市古谷上 2690-1
3	養護老人ホーム	川越市	やまぶき荘	川越市笠幡 3590-2
4	介護老人福祉施設	社会福祉法人真寿会	真寿園	川越市安比奈新田 292-1
5	特別養護老人ホーム	社会福祉法人誠仁会	陽光園	川越市砂新田 454
6	特別養護老人ホーム	社会福祉法人ｷﾝｸﾞｽ･ｶﾞｰﾃﾞﾝ埼玉	川越ｷﾝｸﾞｽ･ｶﾞｰﾃﾞﾝ	川越市下小坂 1130
7	特別養護老人ホーム	社会福祉法人相愛福祉会	すみれの里・川越	川越市古谷本郷 1487-1
8	特別養護老人ホーム	社会福祉法人誠豊会	ぽぷらの樹	川越市牛子 708-1
9	特別養護老人ホーム	社会福祉法人健友会	みなみかぜ	川越市吉田 204-2
10	特別養護老人ホーム	社会福祉法人福都二十一	アイリス	川越市府川 243-2
11	特別養護老人ホーム	社会福祉法人相愛福祉会	蔵の町・川越	川越市末広町 1-2-1
12	特別養護老人ホーム	社会福祉法人芳清会	八瀬の里	川越市増形 164
13	介護老人福祉施設	社会福祉法人潤青会	小江戸の庭	川越市小仙波 823-1
14	特別養護老人ホーム	社会福祉法人相愛福祉会	はつかりの里	川越市石原町 2-68-5
15	介護老人福祉施設	社会福祉法人健友会	みなみかぜ・燦	川越市吉田 203-3
16	特別養護老人ホーム	社会福祉法人福都二十一	アイリス弐番館	川越市山田 1526-1
17	特別養護老人ホーム	社会福祉法人親愛会	みどりのまち親愛	川越市中台南 2-15-10
18	特別養護老人ホーム	社会福祉法人さくら瑞穂会	やすらーじゅ瑞穂	川越市渋井 219
19	軽費老人ホーム	社会福祉法人育美会	花の人の家	川越市今福 1641
20	ケアハウス	社会福祉法人ｷﾝｸﾞｽ･ｶﾞｰﾃﾞﾝ埼玉	主の園	川越市下小坂 612
21	ケアハウス	社会福祉法人健友会	みなみかぜ	川越市吉田 204-2
22	障害者支援施設	社会福祉法人けやきの郷	初雁の家	川越市平塚新田 162
23	障害者支援施設	社会福祉法人ともいき会	ﾊｰﾄﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰともいき	川越市笠幡 1646-17
24	障害者支援施設	社会福祉法人皆の郷	川越いもの子作業所	川越市笠幡 1410
25	障害者支援施設	社会福祉法人親愛会	親愛南の里	川越市下赤坂 1847
26	障害者支援施設	社会福祉法人親愛会	川越親愛センター	川越市中台南 2-17-15
27	障害者支援施設	社会福祉法人川越にじの会	にじの家	川越市古谷本郷 992
28	障害福祉サービス事業所	社会福祉法人ハッピーネット	ゆめの園初雁	川越市松郷 705-1
29	障害児入所施設	社会福祉法人埼玉医大福祉会	カルガモの家	川越市鴨田 1930-1

【資料１．８４】「川越市災害対策本部条例」

川越市災害対策本部条例

昭和38年10月 1日
条　例　第23号
改正　平成21年 3月25日条例第 4号
平成24年10月 2日条例第30号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２３条の２第８項の規定に基づき、川越市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（平21条例4・全改、平24条例30・一部改正）

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（平21条例4・追加）

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

（平21条例4・旧第4条繰下・一部改正）

附　則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附　則（平成21年3月25日条例第4号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附　則（平成24年10月2日条例第30号）抄

１　この条例は、公布の日から施行する。

【資料１．８５】「川越市災害対策本部要綱」

川越市災害対策本部要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、川越市災害対策本部条例（昭和３８年条例第２３号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、川越市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職員の責務）

第２条　すべての市の職員は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部の活動に協力しなければならない。

２　すべての市の職員は、平時から災害時の役割を認識し、その対応に備えなければならない。

（設置及び閉鎖）

第３条　本部は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定による川越市地域防災計画の定めるところにより、市長がその必要を認めるときに設置するものとし、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに閉鎖するものとする。

（設置の基準）

第４条　本部は要綱第１３条に定める体制区分のうち、非常体制第１配備及び非常体制第２配備とした場合に設置する。

２　要綱第１３条に定める体制区分のうち、警戒体制とした場合には、別に定める警戒対策本部を設置するものとする。

３　要綱第１３条に定める体制区分のうち、監視体制とした場合には、危機管理監を責任者として対応するものとする。

４　前項の場合において、危機管理監が不在のときは、副危機管理監が職務を代理するものとする。

（本部長、副本部長及び本部員）

第５条　災害対策本部長、災害対策副本部長及び災害対策本部員は、次のとおりとする。

⑴　災害対策本部長（以下「本部長」という。）　市長

⑵　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）　副市長、教育長及び上下水道事業管理者

⑶　災害対策本部員（以下「本部員」という。）　危機管理監、副危機管理監、秘書広報監、川越市行政組織条例（平成１８年条例第３７号）に規定する部の長、地域創生・ＤＸ推進担当部長、会計管理者、上下水道局長、議会事務局長、教育委員会教育総務部長及び教育委員会学校教育部長並びに川越地区消防局長、消防団長

２　本部長の職務を代理する副本部長の順位については、次のとおりとする。

第１順位　副市長（副市長が２人の場合には、本部の庶務を所管する部署を担任する副市長を第１順位とし、他の副市長を第２順位とする。）

第２順位　教育長（副市長が２人の場合には、第３順位とする。）

第３順位　上下水道事業管理者（副市長が２人の場合には、第４順位とする。）

（本部会議）

第６条　本部に、災害予防及び災害応急対策の総合的な対策を講じるため、本部会議を置く。

２　本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

３　本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。

（協議事項等）

第７条　前条第１項に定める本部会議では、次の事項について報告・協議する。

⑴　動員配備体制に関すること

⑵　各部の災害対応状況の報告に関すること
⑶　各部・班間の調整事項に関すること
⑷　自衛隊の災害派遣要請に関すること
⑸　埼玉県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
⑹　応援協定締結市町村等への応援要請に関すること
⑺　災害救助法の適用に関すること
⑻　その他、災害の発生の防御又は、拡大の防止に関すること

（部の組織及び事務分掌）

第８条　本部長は、災害予防及び災害応急対策の事務を実施させるため、別表第１に掲げる部を置き、部に班を置き、それぞれ同表に掲げる事務を分担させるものとする。

２　部に部長を、班に班長を置き、それぞれ別表第１の部長名及び班長名の欄に掲げる職にある者をもって充てる。

３　部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

４　班長は、部長の命を受け、班の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

５　必要があると認めるときは、部に部付を置き、部長を補佐する。

（部の運営）

第９条　前条に定めるもののほか、部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定めるところにより、当該部長に充てられる者が定める。

（現地災害対策本部の設置及び閉鎖）

第１０条　本部長は、局地的な災害に対する応急対策活動を効果的に実施するため、特に必要があると認めるときは、条例第４条第１項に定める現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。なお、現地本部の設置場所については、川越市地域防災計画に定められた地域防災拠点に設置することを基本とする。

２　現地本部は、現地での主要な応急対策活動がおおむね完了した場合または現地本部の設置の必要性が無くなったと本部長が認めた場合に閉鎖する。

（現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長等）

第１１条　現地本部に現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地災害対策副本部長（以下「現地副本部長」という。）及び現地対策本部員を置く。なお、現地本部長は、業務の必要に応じて班長を置くことができる。

２　現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌理し、応急対策活動に執務する職員を指揮監督する。

３　現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（現地本部の所掌事務等）

第１２条　現地本部は、おおむね次の各号の事務を所掌する。

⑴　災害区域における情報の収集
⑵　災害区域における関係機関との連絡調整
⑶　災害情報や応急対策活動等の本部への報告
⑷　災害区域における自主防災組織等との連携による応急対策活動の実施
⑸　その他現地本部の役割を果たすために必要な事務

２　前項各号に定める事務のほか、現地本部の組織運営その他必要な事項は、現地本部長が別に定める。

（体制区分及び配備基準）

第１３条　災害対策活動の体制区分及び配備基準は、次のとおりとする。

体制区分		風水害時の配備基準	地震時の配備（自主参集）基準
監視体制	第１配備	・本市を対象とする大雨等の気象警報が発表された場合	本市における震度が４の場合
	第２配備	・本市を対象とする大雨等の気象警報が発表され、警戒体制に備えて活動する必要がある場合	
警戒体制		・本市を対象とする大雨等の気象警報が発表され、被害が発生するおそれがある場合 ・指定河川（荒川、入間川、小畔川、新河岸川）の基準水位観測所の水位が避難判断水位を超えるおそれがある場合 ・市民等から内水に関する情報が入った場合 ・台風の接近により、被害が予測される場合 ・その他、必要と認めた場合	本市における震度が５弱の場合
非常体制	第１配備	・指定河川（荒川、入間川、小畔川、新河岸川）の基準水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えるおそれがある場合 ・広域で内水氾濫が発生するおそれがある場合 ・台風の接近により、相当の被害が予測される場合 ・特別警報が発表された場合 ・その他、必要と認めた場合	本市における震度が５強の場合
	第２配備	・激甚な災害が発生した場合	本市における震度が６弱以上の場合

ただし、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合の体制区分は、本部長がその都度判断する。

（動員計画）

第１４条　職員の動員計画については、部長に充てられる者が、前条の体制区分に応じ、別表第２に掲げる基準に従って、別に定めるものとする。

２　職員の動員計画は、勤務時間外に発生した災害についても職員が迅速に対応できるように、当該職員の居住地等を配慮して作成するものとする。

（連絡員の派遣要請）

第１５条　本部長は、災害対策活動を実施する場合、川越地区消防局に対して連絡員の派遣を要請するものとする。

（応援の要請）

第１６条　部長は、配備された職員をもっては十分に災害応急活動が実施できないと認めるときは、必要に応じて追加動員などの対応をするものとする。ただし、調整が困難な場合は、本部長に対して応援を求めるものとする。

（情報の収集及び報告）

第１７条　部長は、災害に関する情報を自ら又は関係機関等を通じて収集し、市長が別に定めるところにより、これを本部長又は市長に遅滞なく報告するものとする。

（庶務）

第１８条　本部の庶務は、別表第１に定める本部班において処理する。

（その他）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、災害対策活動の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

２　川越市災害対策本部要綱（平成９年訓令第７号）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年７月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１８日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年５月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月７日から施行する。

【資料１．８６】「川越市災害対策本部運営要領」

川越市災害対策本部運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、川越市災害対策本部要綱（平成２１年４月１日市長決裁。以下「要綱」という。）に基づく事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（部の運営に必要な事項）

第２条　要綱第９条に定める部の運営に必要な事項は、次のとおりとする。

⑴　部内各班の分掌事務を実施するに必要な諸措置

⑵　その他部長が必要と認める事項

２　前項各号に掲げる事項を定めたときは、遅滞なく市長に報告するものとする。

（本部設置等の手続）

第３条　災害対策本部等（以下「本部」という。）の設置及び配備体制の決定手続については、次に掲げるところによる。

⑴　監視体制

危機管理監が行い、副市長及び市長に報告するものとする。

⑵　警戒体制

副市長が行い、市長に報告するものとする。

⑶　非常体制及び配備区分

警戒対策本部会議で協議のうえ、市長の承認を得て行うものとする。ただし、緊急を要し警戒対策本部会議で協議するいとまがないときは、これを省略することができる。

⑷　本部の設置場所

本部は、川越市役所本庁舎内に置き、正面玄関に「川越市災害対策本部」の標識を掲げるものとする。

ただし、本庁舎が被災した場合は、保健所及び保健センターを災害対策本部の代替施設とする。

（本部閉鎖等の手続）

第４条　本部の閉鎖及び配備体制の解除手続については、前条の規定を準用するものとする。

（本部設置及び閉鎖等の通知）

第５条　本部の設置及び配備体制の決定又は本部の閉鎖及び配備体制の解除が行われた場合には、本部班は、直ちにこの旨を庁内放送等により伝達するとともに次の各号に掲げる機関に対し、電話その他適宜な方法により通知するものとし、広報班は、報道機関に発表するものとする。

⑴　埼玉県災害対策課

⑵　川越警察署長

⑶　指定地方行政機関の長

⑷　指定公共機関の長

⑸　指定地方公共機関の長

⑹　その他必要と認める機関の長

（本部室の開設）

第６条　本部室は、本部が設置されたときに開設する。

２　本部室は、災害の規模等に応じて危機管理監が定め、その入口に「川越市災害対策本部室」の標識を掲げるものとする。

（本部会議招集の連絡）

第７条　本部会議招集の連絡は、本部班において電話、庁内放送等により行うものとする。

（本部連絡員）

第８条　本部連絡員は、必要に応じて本部員が指名するものとし、当該本部員に随伴し、その指示を受けて当該部の連絡に当たるものとする。

（動員計画の整備）

第９条　要綱第１４条第１項に定める職員動員計画には、非常体制第２配備の場合を除き、様式第１号の職員動員名簿を整備し、各員について配備区分を付し、かつ、その連絡方法を明らかにしておくものとする。

２　前項の職員動員計画は、毎年４月１日現在をもって調整し、遅滞なく危機管理監を通じ市長に報告するものとする。

（職員の動員）

第１０条　本部のそれぞれの配備につくための動員は、職員班が、庁内放送、電話又は使送等の最もすみやかに行える方法で、おおむね次により行うものとする。

配備体制決定―職員班長―部長―部内統括班長―班長―班員

２　部長は、本部の設置が決定され、又は本部の設置の通知を受けたときは、直ちに必要な職員を動員して、指令された配備体制を整えなければならない。

３　動員を受けた職員は、すみやかに招集地に参着し、所属班長に参着した旨を届出なければならない。病気その他やむを得ない理由により動員に応じられないときは、便宜の方法をもって上司に届出なければならない。

４　動員を完了した部長は、班別に人員及び氏名を職員班に通報し、職員班長はこれを動員記録簿に記録しなければならない。動員記録簿の様式は、職員班長が別に定める。

５　宿日直者は、消防局等の関係機関からの通報その他により、災害が発生し、又は発生のおそれのあることを知り、緊急に応急対策を実施する必要があると認めたときは、直ちに市長、副市長、危機管理監及び防災危機管理室長に電話連絡し、その指示をあおぎ、必要に応じ関係部課長等に連絡するものとする。

（報告の方法）

第１１条　要綱第１７条の規定に基づく報告は、様式第２号の発生速報及び様式第３号の経過速報により行うものとし、本部班に、これを報告するものとする。

２　発生速報は、その概要について被害発生直後に行うものとし、経過速報は、特に指示する場合のほかは、被害の状況の進展に伴い収集した被害について逐次行うものとする。

３　部長は、第１項に定める報告のほか応急対策が終了した後速やかに、別表に定める被害報告判定基準を参考にして様式第４号の被害状況調により、本部班に確定報告をするものとする。

（腕章等の使用）

第１２条　本部の職員は、様式第５号に定める腕章を、本部の自動車は、様式第６号に定める標旗を使用するものとする。

附　則

１　この要領は、平成９年４月９日から施行する。

２　川越市災害対策本部運営要領（昭和 50 年告示第 65 号）は、廃止する。

附　則

１　この要領は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成３０年４月１６日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和２年４月１５日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和５年５月１０日から施行する

別表（第11条関係）

被害報告判定基準

（１／３）

被害区分	判定基準
人的被害	1　「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 2　「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 3　「負傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者とする。また、負傷者のうち「重傷」とは、１月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、１月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	1　「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2　「棟」とは、一つの独立した建物とする。 3　「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4　「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。 5　「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。 6　「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7　「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 8　「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	1　「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2　「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3　「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4　非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
田畑被害	1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

（２／３）

被害区分	判　定　基　準
道路被害	1　「道路決壊」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたものとする。 2　「道路冠水」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたものとする。
その他の被害	1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 3 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 4 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 15 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

被害区分	判　定　基　準
被害金額	1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等 の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

（注）この報告の調査項目にないものは「備考」欄に具体的に掲載すること。

様式第１号（第９条関係）

職員動員名簿

災害対策本部の部名	班名	組名	課室所名
部	班	組	

No	職名	氏名	住所	伝達方法（電話）	監視体制		警戒体制		非常体制第１配備	
					地震	水害	地震	水害	地震	水害
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										

様式第２号（第 11 条関係）

発　生　速　報

川　越　市

月　日　時　分　受信

発信者		受信者	

１ 被 害 発 生	自　年　月　日　時　分 至　年　月　日　時　分
２ 被 害 場 所	
３ 被 害 程 度	
４ 災害に 対する措置	
５ その他 必要事項	

（注）内容は簡単に要を得たものとする。

様式第３号（第 11 条関係）

経　過　速　報

川　越　市

発信者		受信者	

災害の種別		発生地域	
被害日時	自　　月　　日　　至　　月　　日		
報告区分			

区分				被害	区分				被害
人的被害	死者		人		田畑被害	田	流失・埋没	ha	
	行方不明者		人				冠水	ha	
	負傷者	重傷	人			畑	流失・埋没	ha	
		軽傷	人				冠水	ha	
					道路被害		決壊	箇所	
							冠水	箇所	
住家被害	全壊（焼）（流失）		棟		その他被害		文教施設	箇所	
			世帯				病院	箇所	
			人				橋りょう	箇所	
	半壊（焼）		棟				河川	箇所	
			世帯				砂防	箇所	
			人				清掃施設	箇所	
	一部破損		棟				崖くずれ	箇所	
			世帯				鉄道不通	箇所	
			人				被害船舶	隻	
	床上浸水		棟				水道	戸	
			世帯				電話	回線	
			人				電気	戸	
	床下浸水		棟				ガス	戸	
			世帯				ﾌﾞﾛｯｸ塀等	箇所	
			人		り災世帯数			世帯	
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟		り災者数			人	
		半壊(焼)	棟		火災発生	建物		件	
	その他	全壊(焼)	棟			危険物		件	
		半壊(焼)	棟			その他		件	

災害に対してとられた措置
（１）災害対策本部の設置状況
（２）市のとった主な応急措置の状況
（３）応援要請又は職員派遣の状況
（４）災害救助法適用の状況
（５）避難情報の状況
　　地区数
　　人　員　　人
（６）消防機関の活動状況
ア 出動人員 消防職員　　名
　　消防団員　　名
イ 主な活動状況（使用した機材を含む）

様式第４号（第 11 条関係）　　（１／２）

被　害　状　況　調

川　越　市

災害の種別		発生地域	
被害日時	自　　年　　月　　日　　至　　年　　月　　日		
報告区分	確　定		

区分				被害	区分			被害
人的被害	死者		人		田畑被害	田	流失･埋没 ha	
	行方不明者		人				冠水 ha	
	負傷者	重傷	人			畑	流失･埋没 ha	
		軽傷	人				冠水 ha	
住家被害	全壊		棟		道路被害	決壊	箇所	
			世帯			冠水	箇所	
			人		その他被害	文教施設	箇所	
	半壊		棟			病院	箇所	
			世帯			橋りょう	箇所	
			人			河川	箇所	
	一部破損		棟			砂防	箇所	
			世帯			清掃施設	箇所	
			人			崖くずれ	箇所	
	床上浸水		棟			鉄道不通	箇所	
			世帯			被害船舶	隻	
			人			水道	戸	
	床下浸水		棟			電話	回線	
			世帯			電気	戸	
			人			ガス	戸	
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟			ﾌﾞﾛｯｸ塀等	箇所	
		半壊(焼)	棟		り災世帯数		世帯	
	その他	全壊(焼)	棟		り災者数		人	
		半壊(焼)	棟		火災発生	建物	件	
						危険物	件	
						その他	件	

区分			被害	市災害対策本部		
公立文教施設		千円			名称	
農林水産業施設		千円			設置	月　日　時
公共土木施設		千円			解散	月　日　時
その他の公共施設		千円				
小計		千円				
その他	農産被害	千円				
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人	
備考	1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 消防機関の活動状況 5 その他（避難情報の状況）					

1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

2 「農業水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

5 「農業被害」とは、農林水産業施設以外の農業被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。

6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

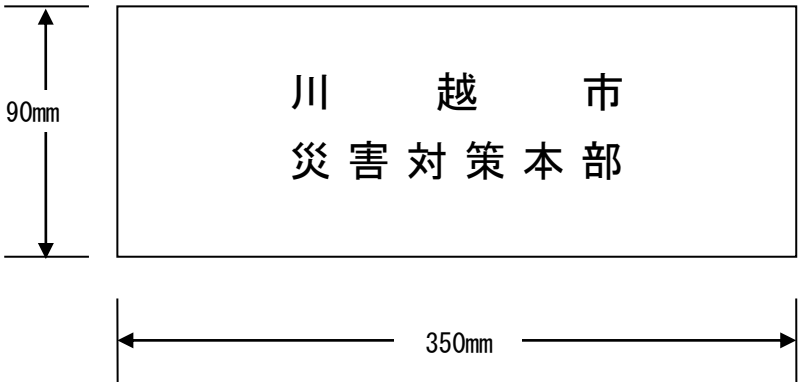
7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。

9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

様式第５号（第 12 条関係）

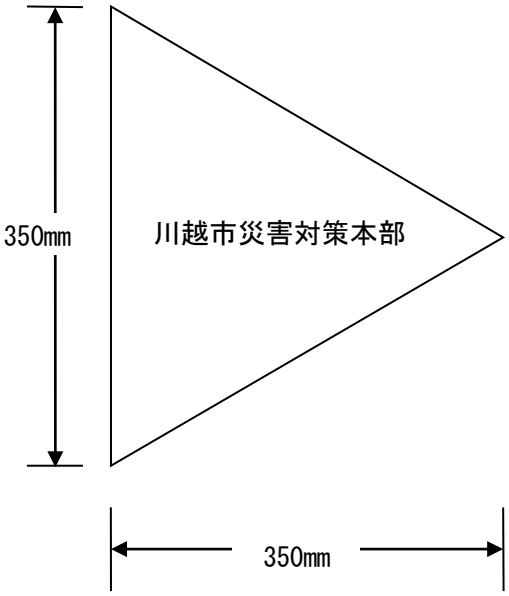
腕　　章



（黄色に赤文字とする。）

様式第６号（第 12 条関係）

標　　旗



（黄色に赤文字とする。）

【資料１．８７】「川越市警戒対策本部要領」

川越市警戒対策本部要領

（趣旨）

第１条　この要領は、川越市災害対策本部要綱（平成２１年４月１日市長決裁。以下「要綱」という。）第４条第２項の規定に基づき、川越市警戒対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置及び閉鎖）

第２条　本部は、要綱第４条第２項の定めるところにより、市長がその必要を認めるときに設置するものとし、災害対策本部を設置した場合、または被害が発生するおそれが解消されたと認めるときに閉鎖するものとする。

（本部長、副本部長、本部員）

第３条　警戒対策本部長、警戒対策副本部長及び警戒対策本部員は、次のとおりとする。

⑴　警戒対策本部長（以下「本部長」という。）　本部の庶務を所管する部署を担任する副市長

⑵　警戒対策副本部長（以下「副本部長」という。）　他の副市長、教育長及び上下水道事業管理者

⑶　警戒対策本部員（以下「本部員」という。）　危機管理監、副危機管理監、秘書広報監、川越市行政組織条例（平成１８年条例第３７号）に規定する部の長、会計管理者、上下水道局長、議会事務局長、教育委員会教育総務部長及び教育委員会学校教育部長並びに川越地区消防局長

３　本部長の職務を代理する副本部長の順位については、次のとおりとする。

第１順位　他の副市長

第２順位　教育長（副市長が１人の場合には、第１順位とする。）

第３順位　上下水道事業管理者（副市長が１人の場合には、第２順位とする。）

（本部会議）

第５条　本部に、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定するため、本部会議を置く。

２　本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

３　本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。

（準用）

第６条　この要領に定めるもののほか、災害対策活動の実施に関し必要な事項は、要綱の例による。

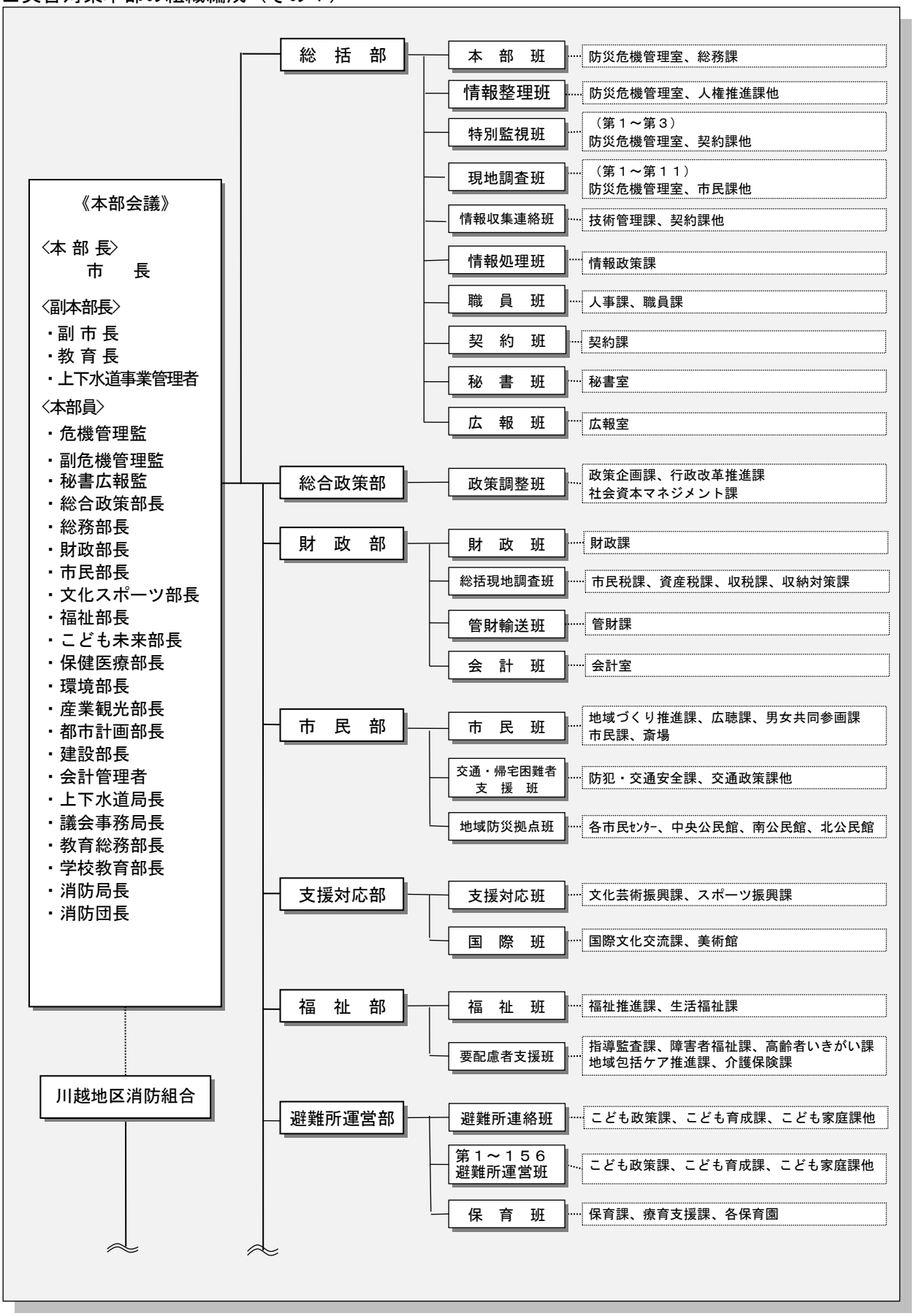
附　則

この要領は、平成３０年４月１６日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

■災害対策本部の組織編成（その１）



■災害対策本部の組織編成（その２）



■応急対策の流れ

発災初期		救援期
地震発生から 24 時間	地震発生から２～３日目位	地震発生から４日目～１週間位
発災から数時間は、職員の動員、地震情報及びおよその被害状況等の情報収集活動と消火活動、救助活動、避難活動等の被害の軽減措置が中心となる。 その後、災害対策本部の設置により、災害対策の方針が決定され、組織的なより詳細な情報収集活動が行われ、人命救助活動を最優先とした、避難所の開設、給水活動等の一部の応急活動が展開される。	避難所を中心とした給水、食料、物資の供給等の避難者への対応と各施設の応急復旧対策の実施等、本格的に応急活動が展開される。	引き続き、応急活動が展開され、交替要員の確保等、継続的に活動を行うための対策が必要となる。 さらに、市民からの各種相談、要望等が寄せられ、市民への支援活動がより必要となる時期である。

『 ➔ 資料２.17「時系列からみた応急対策の流れ」参照 』
『 ➔ 資料２.18「現地調査班担当地区一覧（震災対策）」参照 』

全組織の共通事務分掌

【平常時】
1　危機管理意識の向上に関すること。
2　危機管理体制の整備に関すること。
3　各事務分掌に対する対応マニュアルの整備及び見直しに関すること。
4　各事務分掌に基づく関係機関との連携に関すること。（協定等の締結を含む）
5　必要に応じた関係機関等を含めた訓練の実施など、各事務分掌の習熟に関すること。
6　適切な業務継続体制の整備に関すること。
【災害時】
1　各部・各班との連携に関すること。
2　出動職員の把握及び報告に関すること。（各部筆頭班）
3　部内職員の配置調整並びに部内各班との連絡調整に関すること。（各部筆頭班）
4　所管する事務分掌の遂行に関すること。
5　活動及び情報の連携並びに情報整理班への報告に関すること。
6　災害対応記録に関すること。
7　その他、本部長に命ぜられたこと。

■総括部【部長：危機管理監、総務部長、秘書広報監、副危機管理監】

班名	班長名	事務分掌
本部班	○防災危機管理室長 総務課長	1　本部の設置及び閉鎖に関すること。 2　本部の事務局に関すること。 3　本部会議に関すること。 4　災害応急対策の総括に関すること。 5　被害状況の分析及び活動体制、避難判断等に関すること。 6　各部各班との連絡調整に関すること。 7　国及び埼玉県への応援要請に関すること。 8　他の地方公共団体及び関係機関への応援要請に関すること。 9　自衛隊への災害派遣要請に関すること。 10　災害救助法の適用基準に関すること。 11　災害救助法の適用に係る事務処理及び取りまとめに関すること。 12　備蓄品の管理、救助物資の調達及び輸送の総括に関すること。 13　被災者台帳に関すること。

■総括部【部長：危機管理監、総務部長、秘書広報監、副危機管理監】

班名	班長名	事務分掌
情報整理班	○防災危機管理室長 人権推進課長	1　各部からの被害状況等の情報収集及び集約に関すること。 2　災害情報の管理、地図化など整理に関すること。 3　本部長の指示及び災害関連情報の各部への伝達に関すること。 4　地震情報及び気象情報の収集、監視に関すること。 5　防災行政無線の運用及び統制に関すること。 6　情報通信装置の維持管理及び応急復旧に関すること。 7　関係機関への速報に関すること。
第１～第３ 特別監視班	防災危機管理室長	1　現地調査班の担当地区以外の被災地の応急対策並びに被害状況の調査及び報告に関すること。 2　現地調査班の応援に関すること。 3　本部班からの指示に関すること。 4　避難所運営班の応援に関すること。 【水害】 5　担当地区内の現地及び河川の状況の監視、情報の収集並びに報告に関すること。 6　土砂災害危険区域の状況の監視、情報の収集並びに報告に関すること。
第１～ 第１１現地 調査班	防災危機管理室長	【共通】 1　担当地区の警戒及び応急対策に関すること。 2　担当地区内の被害状況の調査及び報告に関すること。 3　被災者及び被災住宅の被害状況の調査に関すること。 4　住民の避難誘導に関すること。 5　市民部及び避難所運営班との連携に関すること。 6　行方不明者の捜索に関すること。 【水害】 7　可搬排水ポンプの設置及び運転に関すること。 8　土のう等応急資機材の運搬及び設置に関すること。
情報収集連絡班	技術管理課長	1　市民、出動職員、関係機関等からの災害情報の収集及び担当班への伝達に関すること。 2　被害状況報告の作成に関すること。
情報処理班	情報統計課長	1　電子計算機器の被害状況の把握及び復旧に関すること。 2　電子計算機器の需要の把握及び管理に関すること。

■総括部【部長：危機管理監、総務部長、秘書広報監、副危機管理監】

班名	班長名	事務分掌
職員班	人事課長	1 職員の動員に関すること。 2 職員の参集・配置状況の把握及び調整の総括に関すること。 3 動員体制の変更及び災害関連情報の庁内放送に関すること。 4 職員の被災状況の把握及び安否に関すること。 5 他の地方公共団体等からの応援職員受入れの総括に関すること。 6 職員の給食、労務管理及び安全衛生に関すること。 7 職員の給与に関すること。 8 職員の公務災害に関すること。
契約班	契約課長	1 災害復旧及び復興に関する工事の契約に関すること。 2 災害対策活動に要する資機材、物資等の調達に関する契約及び諸請負の契約に関すること。
秘 書 班	秘書室長	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害の視察及び見舞に関すること。
広 報 班	広報室長	1 報道機関に対する情報提供、協力要請その他の連絡に関すること。 2 災害情報、避難情報等市民に対する広報に関すること。 3 災害記録写真の撮影、編集及び保存に関すること。 4 インターネットによる災害情報の発信に関すること。

■総合政策部【部長：総合政策部長】

班名	班長名	事務分掌
政策調整班	○政策企画課長 行政改革推進課長 社会資本マネジメント課長	1 被災後の総合計画など各種計画の見直しに関すること。 2 都市復興計画の作成応援に関すること。 3 交通・帰宅困難者支援班の応援に関すること。 4 本部班への応援に関すること。

■財政部【部長：財政部長、会計管理者】

班名	班長名	事務分掌
財政班	財政課長	1　災害予算の編成及び資金調達に関すること。 2　災害予算の執行及び管理に関すること。 3　部内他班の応援に関すること。
総括現地調査班	○市民税課長 資産税課長 収税課長 収納対策課長	1　被災者、被災家屋の被害状況の調査及び集約に関すること。 2　り災調査の実施及び体制の構築に関すること。 3　り災台帳の作成に関すること。 4　市税の徴収猶予、減免等に関すること。 5　各現地調査班の被害状況の調査結果の集約及び報告に関すること。 6　各現地調査班の応援に関すること。
管財輸送班	管財課長	1　本庁舎等市有財産の管理及び被害状況調査の統括に関すること。 2　応急措置のための土地の収用、借上げ等に関すること。 3　土地開発公社の保有地の応急利用に関すること。 4　応急仮設住宅建設用地の選定に関すること。 5　公用車の需要の把握及び管理に関すること。 6　車両の借上調達及び配車に関すること。 7　輸送業者との連絡調整に関すること。 8　食料、物資等の輸送に関すること。 9　災害時優先電話に関すること。
会計班	会計室長	1　災害経費の出納に関すること。 2　部内他班の応援に関すること。

■市民部（部長：市民部長）

班名	班長名	事務分掌
市民班	○地域づくり推進課長 広聴課長 男女共同参画課長 市民課長 斎場長	1 自治会との連絡調整に関すること。 2 災害時の広聴に関すること。 3 被災者からの各種相談に対する窓口の設置及び関係機関等との連絡調整に関すること。 4 安否情報の提供に関すること。 5 被災者（遺体を含む）の身元確認及び各種証明書（り災証明書を除く）の発行に関すること。 6 遺体収容所の設置及び仮安置に関すること（遺体の搬送、仮安置に必要な物品等の調達を含む）。 7 遺体の引き取り及び埋火葬に関すること。 8 他の斎場との連絡調整に関すること。 9 地域防災拠点班への応援に関すること。 10 地域防災拠点班から各自主避難所状況の集約及び報告に関すること。
交通・帰宅困難者支援班	○防犯・交通安全課長 交通政策課長	1 流入帰宅困難者及び駅周辺滞留者への情報提供等の支援に関すること。 2 道路交通、鉄道及び路線バスの運行状況の把握に関すること。 3 交通対策等に伴う警察署及び建設復旧部との連携に関すること。 4 緊急輸送道路の選定に関すること。
地域防災拠点班	○市民センター所長 中央公民館長 南公民館長 北公民館長	1 担当地区内の災害応急対策の総括に関すること。 2 担当地区内の被害状況の調査及び報告に関すること。 3 被災者の一時収容に関すること。 4 応急資機材の調達及び借上げに関する本部、関係機関及び担当地区内の避難所との連絡調整に関すること。 5 自主避難所の開設等に関すること。 6 自主避難所の状況調査及び報告に関すること。

■支援対応部【文化スポーツ部長】

班名	班長名	事務分掌
支援対応班	○文化芸術振興課長 スポーツ振興課長	1 応援物資及び物資集積所の管理に関すること。 2 応援部隊の宿営所の確保及び管理に関すること。
国 際 班	○国際文化交流課長 美術館長	1 外国籍市民の安否確認に関すること。 2 被災外国籍市民に対する情報提供及び相談に関すること。 3 外国及び姉妹・友好都市からの災害援助等の対応に関すること。 4 支援対応班への応援に関すること。

■福祉部【部長：福祉部長】

班名	班長名	事務分掌
福祉班	○福祉推進課長 生活福祉課長	1 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 2 ボランティアの派遣要請の統括に関すること。 3 災害義援金の受入れ及び配給に関すること。 4 り災証明（火災に係るものは除く）の発行に関すること。 5 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。 6 日本赤十字社等との連絡調整に関すること。 7 被災者生活再建支援法の事務処理及び取りまとめに関すること。 8 身元が不明な遺体の埋火葬に関すること。
要配慮者支援班	○指導監査課長 障害者福祉課長 地域包括ケア推進課 高齢者いきがい課長 介護保険課長	1 社会福祉施設等の被害状況の調査及び応急措置に関すること。 2 避難所等との連絡調整に関すること。 3 福祉避難所の開設・運営に関すること。 4 要配慮者支援に関すること。 5 要配慮者支援に係る自治会、民生委員等との連絡調整に関すること。 6 要配慮者及び要配慮者利用施設への避難情報等の伝達に関すること。

■避難所運営部（部長：こども未来部長）

班名	班長名	事務分掌
避難所連絡班	○こども政策課長 こども育成課長 こども家庭課長 監査委員事務局長 選挙管理委員会事務局長 農業委員会事務局長	1 避難所の管理運営及び避難者支援に係る各部との連絡調整に関すること。 2 各避難所運営班における情報収集及び連携に関すること。 3 各避難所運営班から避難所状況の集約及び報告に関すること。 4 各避難所運営班における情報交換及び連携に関すること。
避難所運営班	○こども政策課長 こども育成課長 こども家庭課長 監査委員事務局長 選挙管理委員会事務局長 農業委員会事務局長	1 避難所の開設、運営及び管理に関すること。 2 避難所における被災者の収容、保護及び把握に関すること。 3 避難所における炊き出しの実施に関すること。 4 避難所の状況調査及び報告に関すること。
保育班	○保育課長 療育支援課長 各保育園長	1 保育園の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 園児の安否確認に関すること。 3 応急保育に関すること。 4 民間保育所との連絡調整に関すること。

■保健医療部【部長：保健医療部】

班名	班長名	事務分掌
医療班	◎保健所長 ※保健所長は、医療班、衛生班、保健班を統括する。 ○保健医療推進課長 保健所副所長 国民健康保険課長 保健総務課長	1　要医療及び要助産救護者の把握に関すること。 2　医療及び助産に関する医師会、医療機関等関係機関との連絡調整に関すること。 3　医薬品及び衛生資機材の調達に関すること。 4　負傷者の医療救護に関すること。 5　医療・助産に関する情報収集及び提供に関すること。 6　医療機関の被害状況の調査に関すること。 7　医療救護班の派遣要請並びに医療救護所の設置及び運営に関すること。 8　遺体の検案、洗浄及び消毒の事務手続きに関すること。 9　避難所との連絡調整に関すること。
衛生班	◎保健所長 ※保健所長は、医療班、衛生班、保健班を統括する。 ○食品・環境衛生課長 保健予防課長 衛生検査課長	1　感染症予防対策その他保健衛生対策に関すること。 2　救護食品の監視指導及び試験検査に関すること。 3　被災地等の消毒及び防疫活動に関すること。 4　飲料水の検査に関すること。 5　炊き出し、給食施設の管理指導に関すること。 6　患者給食に対する指導に関すること。 7　その他食品に起因する被害発生の防止に関すること。 8　被災地における動物の保護・管理に関すること。
保健班	◎保健所長 ※保健所長は、医療班、衛生班、保健班を統括する。 ○統括保健師 高齢・障害医療課長 健康管理課長 健康づくり支援課長 母子保健課長	1　被災者の心身ケアに関すること。 2　被災者からの保健医療等の相談、照会に関すること。 3　避難所等における被災者の健康管理、栄養補給及び保健指導等に関すること。

■環境部【部長：環境部長】

班名	班長名	事務分掌
環境保全班	○環境対策課長 環境政策課長	1　有害物質等による汚染状況の調査及び報告に関すること。 2　有害物質等取扱施設の被害情報の収集及び指導に関すること。 3　災害による大気汚染対策及び水質汚濁対策に関すること。 4　部内他班の応援に関すること。
廃棄物対策班	○資源循環推進課長 環境施設課長 収集管理課長 産業廃棄物指導課長	1　所管施設の被害状況の調査及び応急措置に関すること。 2　災害廃棄物の収集、運搬及び処分に関する計画及び実施に関すること。 3　災害廃棄物の一時集積場所の確保に関すること。 4　被災地のごみの収集、運搬及び処分に関すること。 5　被災地のし尿の収集、運搬及び処分に関すること。 6　応急仮設トイレの確保及び設置に関すること。 7　廃棄物についての避難所との連絡調整に関すること。

■産業部【部長：産業観光部長】

班名	班長名	事務分掌
食料・物資調達班	○産業振興課長 雇用支援課長 観光課長	1　食料の需要把握及び調達に関すること。 2　衣類、寝具等、生活必需品の需要把握及び調達に関すること。 3　商工業の被害状況の調査に関すること。 4　商工会議所その他関係組合等との連絡調整に関すること。 5　中小企業に対する金融措置及び相談に関すること。 6　義援品(災害見舞品)の受入れ及び配給に関すること。 7　食料その他災害救助物資に係る援助の受入れと配分に関すること。 8　避難所運営班及び給食班との連絡調整に関すること。
農政班	農政課長	1　農産物、農業用施設等の被害状況の調査に関すること。 2　農業被害に対する支援措置及び相談に関すること。 3　食料・物資調達班の応援に関すること。 4　農業集落排水事業処理施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 5　農業集落排水事業処理施設の復旧計画の作成及び復旧工事に関すること。 6　農業集落排水事業処理施設の応急復旧資機材の確保に関すること。

■都市計画部【部長：都市計画部長】

班名	班長名	事務分掌
都市計画班	○都市計画課長 都市景観課長 都市整備課長 新河岸駅周辺地区整備事務所長 川越駅西口まちづくり推進室長	【共通】 1　建設復旧部の応援に関すること。 2　被災地域の復興に関する助言及び指導に関すること。 3　都市復興計画に関すること。 4　重要伝統的建造物群保存地区内の建造物及び防災施設に係る被害状況の調査に関すること。 5　都市景観重要建築物等に係る被害状況の調査に関すること。 【水害】 6　新河岸駅周辺地区整備事務所における災害応急対応に関すること
公 園 班	公園整備課長	1　公園施設の被害状況の調査及び応急措置に関すること。 2　公園施設の応急利用に関すること。 3　公園施設内の避難者の把握及び報告に関すること。
建築指導班	○建築指導課長 開発指導課長	1　被災住宅の応急補強対策及び安全対策の相談に関すること。 2　被災住宅の応急修理に関すること。 3　民間建築物の応急危険度判定に関すること。 4　被災宅地危険度判定に関すること。 5　応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の確保に伴う埼玉県への要請に関すること。 6　現地調査班が実施する家屋の被災調査の支援に関すること。

■建設復旧部（部長：建設部長）

班名	班長名	事務分掌
建設管理班	建設管理課長	1　部内所管施設の被害状況の調査結果の集約及び報告に関すること。 2　部内他班の応援に関すること。
道 路 班	○道路環境整備課長 道路街路課長 用地課長	【共通】 1　道路、堤防、橋りょう等の被害状況の調査並びに危険防除及び応急措置に関すること。 2　応急資機材土のう等の調達及び運搬に関すること。 3　緊急輸送における輸送道路の確保に関すること。 4　市道の復旧計画及び復旧工事に関すること。 5　土木関係業者との連絡調整に関すること。 【水害】 6　道路及び公共用水域並びにその周辺の水害対策に関すること。 7　排水ポンプ車の運転に関すること。
河 川 班	河川課長	【共通】 1　河川、水路、都市下水路及び所管施設・設備の被害状況の調査及び応急措置に関すること。 【水害】 2　市内の河川洪水や水防施設等の操作に伴う内水氾濫危険性の把握及び対策に関すること。 3　河川の巡視及び水位の把握並びに河川情報の提供に関すること。 4　水位の観測に関すること。 5　排水機及び排水ポンプの運転に関すること。 6　樋門等の操作の指示に関すること。 7　公共用水域及びその周辺の水害対策に関すること。
建築住宅班	建築住宅課長	1　応急仮設住宅の建設に関すること。 2　市公共施設の応急危険度判定に関すること。 3　市公共施設の応急復旧工事の総括に関すること。 4　建築関係業者との連絡調整に関すること。 5　市営住宅の被害状況の調査及び復旧に関すること。 6　市営住宅の緊急入居に関すること。 7　応急仮設住宅の管理及び運営に関すること。 8　応急仮設住宅の入居計画及び入居手続に関すること。 9　被災者の住宅相談に関すること。 10　被災者への住宅のあっせんに関すること。

■上下水道部【部長：上下水道局長】

班名	班長名	事務分掌
上下水道管理班	○総務企画課長 財務課長	1　上下水道施設の被害状況の調査結果の集約及び報告に関すること。 2　関係機関及び業者への応援要請及び受入れに関すること。 3　上下水道に係る災害対策活動に要する資機材、物資等の調達及び諸請負の契約に関すること。 4　上下水道局庁舎の管理全般に関すること。 5　上下水道に係る災害広報の総括及び広報班との連絡調整に関すること。
給水班	給水サービス課長	1　応急給水に関すること。 2　飲料水の需用把握に関すること。 3　給水車の確保に関すること。
水道復旧班	○水道課長 事業計画課長 上下水道管理センター所長	1　上水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2　配水池等の保有水量の確保に関すること。 3　上水道施設の復旧計画の作成及び復旧工事に関すること。 4　上水道施設の応急復旧資機材の確保に関すること。 5　受水場・浄水場の水源の確保及び管理に関すること。 6　受水場・浄水場の水源の水質管理及び検査に関すること。 7　応急給水の応援に関すること。
下水道復旧班	○下水道課長 事業計画課長 上下水道管理センター所長	1　下水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2　下水道施設の復旧計画の作成及び復旧工事に関すること。 3　下水道施設の応急復旧資機材の確保に関すること。 4　下水道計画区域内の内水氾濫危険性の把握及び対策に関すること。

■教育管理部【部長：教育総務部長】

班名	班長名	事務分掌
教育総務班	○教育総務課長 地域教育支援課長 中央図書館長 西図書館長 川越駅東口図書館長 高階図書館長 博物館長	1　教育関係施設の被害状況の調査結果の集約及び報告に関すること。 2　教育委員との連絡調整に関すること。 3　社会教育施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 4　公民館等施設への被災者の収容に関すること。 5　関係機関、団体との連絡調整に関すること。
教育財務班	教育財務課長	1　市立学校施設の被害状況の調査及び応急措置に関すること。 2　り災した児童及び生徒の災害見舞金品に関すること。 3　避難所としての学校施設の開放に関すること。 4　応急教育実施場所の確保に関すること。 5　学校施設の復旧計画の作成及び復旧工事に関すること。 6　学童保育室の被害状況調査及び児童の安否確認に関すること。 7　学童保育室の応急措置に関すること。
文化財保護班	文化財保護課長	1　文化財の被害状況の調査に関すること。 2　文化財の保護に関すること。 3　部内他班の応援に関すること。

■学校教育部【部長：学校教育部長】

班名	班長名	事務分掌
学校教育班	○教育指導課長 学校管理課長 教育センター所長	1　児童生徒の安全確保及び避難に関すること。 2　通学路の被害状況の把握及び登下校時の安全確保に関すること。 3　り災した児童生徒の把握及び心身のケアに関すること。 4　教材、学用品等の調達及び配給に関すること。 5　応急教育の実施及び指導方法に関すること。 6　教職員の被災状況の把握に関すること。 7　教育実施者の確保に関すること。 8　県教育委員会等関係機関との連絡調整に関すること。 9　教職員との連携に関すること。 10　避難所の開設及び運営に係る協力に関すること。 11　避難所としての学校施設の運用に関すること。 12　避難所運営班との連絡調整に関すること。
給 食 班	学校給食課長	1　所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2　学校給食の再開に関すること。 3　被災者への応急給食及び炊き出しの実施に関すること。 4　食料・物資調達班との連絡調整に関すること。

■議会対応部【部長：議会事務局長】

班名	班長名	事務分掌
議会庶務班	庶務課長	1　各部との連絡調整に関すること。 2　市議会議員との連絡調整に関すること。 3　被害状況及び災害対策活動に関する市議会議員への報告に関すること。
議事調査班	議事課長	1　災害時の市議会開催に関すること。 2　庶務班の応援に関すること。

(4) 消防組合の分掌事務

川越地区消防組合の所掌する事務分担は、次のとおりである。

■警防本部【部長：警防本部長（消防局長）　副本部長：次長】

班　　名	班 長 名	分　　掌　　事　　務
警防本部統括班	警防課長	1　警防本部各班を統括する。
警 防 班	警防副課長	1　警防本部の設置に関すること。 2　警防本部の総合調整に関すること。 3　警防対策に関すること。 4　消防活動用資器材の確保に関すること。 5　応援協定等に基づく消防部隊の応援要請に関すること。 6　応援消防部隊の運用等に関すること。 7　避難情報に関すること。 8　警防活動の記録に関すること。
救 急 班	救急課長	1　救急対策に関すること。 2　医療機関との連絡調整に関すること。 3　救急活動用資器材の確保に関すること。 4　応急救護所の運用に関すること。 5　負傷者等の収容状況の把握に関すること。
総 務 班	総務課長	1　理事者、議会、国、県等との連絡調整に関すること。 2　災害対策本部との連絡調整に関すること。 3　燃料、食糧その他の必要物資の確保及び配分に関すること。 4　庁舎等施設の保全に関すること。 5　職員の動員及び参集状況の把握に関すること。 6　消防団の事務に関すること。
予 防 班	予防課長	1　情報の収集及び集計に関すること。 2　災害現場及び報道機関等に対する広報に関すること。 3　避難誘導に関すること。 4　災害の予防措置に関すること。 5　災害状況の調査及び分析に関すること。 6　危険物施設等の災害予防措置に関すること。 7　火災の原因調査に関すること
指令班	指令課長	1　警防本部からの命令の伝達に関すること。 2　消防部隊の指揮統括に関すること。 3　災害情報の収集、記録及び連絡に関すること。 4　関係機関への連絡に関すること。 5　通信機能の掌握及び通信体制の確立に関すること。 6　消防通信の統制及び運用に関すること。 7　気象情報の収集及び伝達に関すること。 8　災害現場等との通信及び記録に関すること。 9　災害の実態調査に関すること。

■署隊本部【部長：署隊本部長（消防署長）、副本部長：副署長】

班　名	班 長 名	分　　掌　　事　　務
署統括班	指導課長	1　署隊本部の総合調整に関すること。 2　署隊本部からの命令伝達に関すること。 3　災害情報の収集、整理及び連絡に関すること。 4　消防活動状況の把握に関すること。 5　職員の動員及び参集状況の把握に関すること。 6　活動用資器材の確保に関すること。 7　燃料、食糧その他の必要物資の確保及び配分に関すること。 8　庁舎等施設の保全に関すること。
消 防 班	消防課長	1　消防部隊の運用及び指揮統制に関すること。 2　消防活動の実施に関すること。 3　災害の情報収集及び状況調査に関すること。 4　庁舎等施設の保全に関すること。 5　応急救護所の開設及び運用に関すること。
消防班（分署）	分署長	1　消防活動の実施に関すること。 2　災害の情報収集及び状況調査に関すること。 3　庁舎等施設の保全に関すること。 4　応急救護所の開設及び運用に関すること。

■消防団【川越市消防団】

班　名	班 長 名	分　　掌　　事　　務
非常備 消防班	各消防分団	1　火災防ぎょ活動、水防活動、救急活動及び救助活動に関すること。 2　災害の情報収集、状況調査に関すること。

【資料１．８８】「災害に係る住家の被害認定の概要」

災害に係る住家の被害認定の概要

■ 本資料について

本資料は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において、損傷の程度を主として文章表現により解説した損傷の例示について、より具体的なイメージを持つことが可能となるよう、写真等を用いて紹介したものである。

■ 災害に係る住家の被害認定の概要

1. 災害に係る住家の被害認定基準等

	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70% 以上	50% 以上 70% 未満	30%以上 50%未満	20% 以上 30% 未満	10% 以上 20% 未満	10% 未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50% 以上	40% 以上 50% 未満	30% 以上 40% 未満	20% 以上 30% 未満	10% 以上 20% 未満	10% 未満

※全壊、半壊：「災害の被害認定基準について（平成13年６月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。
※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年４月１日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。
※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和２年12月４日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。
※準半壊　　：「災害救助事務取扱要領（令和２年３月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和２年３月末時点）

被害認定は、市町村等が実施し、上表の①または②のいずれかによって判定を行うもので、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、損害基準判定（経済的被害）で判定する場合の調査方法を示したものである。

災害に係る住家の被害認定の関係資料は、下記ホームページに掲載している。
URL　http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html

2. 災害の種類と想定している住家被害

災害	想定している住家被害
地震	・地震力が作用することによる住家の損傷 ・地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷
水害	・浸水することによる住家の機能損失等の損傷 ・水流等の外力が作用することによる住家の損傷 ・水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷
風害	・風圧力が作用することによる住家の損傷 ・暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷 ・損傷した箇所から雨が降り込むこと等による住家の機能損失等の損傷

3. 住家の損害割合の算出

住家の損害割合は、部位ごとに算出した損害割合（部位別損害割合）の合計である。

住家の損害割合 ＝ 屋根の損害割合 ＋ 柱の損害割合 ＋・・＋ 設備の損害割合

上述の部位ごとに算出する方法を簡便にする方法として、以下の2種類がある。

◆例外的な判定方法
一見して住家が全壊していると判断する方法や、外壁又は柱の傾斜が1／20以上の場合には全壊と判断するなど、特定の事象だけに着目して判定する方法

【損害割合50%以上と判定される例】
・一見して住家全部が倒壊
・一見して住家の一部の階が全部倒壊
・一見して住家全部が流失又はずり落ち
・地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流失・陥没
・外壁又は柱の傾斜が1／20以上

◆外観による判定方法（地震や水害における第１次調査）

個別の部位の損害を判定するのではなく、外観から判断できる部位だけで簡略に判定する方法

【外観から判断できる部位だけで判定される例】

・地震の場合、屋根及び基礎以外の部位については、「壁（外壁）」として判定

・水害の場合、浸水深で判定（木造・プレハブ戸建ての１～２階建ての場合に限る。）

◆航空写真等を活用した判定方法

発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能である。

例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流出、ずり落ち等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。

これらの場合において、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっているなど、明らかに住家全部又は一部の階が全部倒壊している等一見して「全壊」と判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。

なお、航空写真等からだけでは判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。

4. 部位別損害割合の算出

部位別損害割合は、部位ごとの損傷率に部位別構成比を乗じて算出する。

部位別損害割合 ＝ 部位の損傷率 × 部位別構成比

＝ 損傷部分の割合 × 部位の損傷程度 × 部位別構成比

損傷部分の割合 ＝（当該部位の損傷部分の面積等）÷（当該部位の全面積等）

損傷程度 ＝ 運用指針において各部位ごとに定める5段階の損傷の例示に対応した割合

5. 部位別構成比

	地震等による被害（第１次調査）		地震による被害（第２次調査） 水害による被害及び風害による被害	
木造・プレハブ	屋根	15%	屋根	15%
			柱（又は耐力壁）	15%
			床（階段を含む）	10%
	壁（外壁）	75%	外壁	10%
			内壁	10%
			天井	5%
			建具	15%
	基礎	10%	基礎	10%
			設備	10%
非木造	＜柱の損傷により判定＞			
	柱	60%	柱（又は耐力壁）	50%
	雑壁・仕上等	25%	床・梁	10%
	設備等（外部階段を含む）	15%	外部仕上・雑壁・屋根	10%
	＜外壁の損傷により判定＞		内部仕上・天井	10%
	外壁	85%	建具	5%
	設備等（外部階段を含む）	15%	設備等（外部階段を含む）	15%

※損傷程度の例示では、【木造・プレハブ】については、実際の調査手順にあわせて、調査票に記載の部位の並びにそって掲載している。

ただし、外壁については、屋根、基礎とあわせて調査することが多いことから、内壁の前に掲載した。

6. 木造と非木造の混構造の取扱いについて

木造と非木造の混構造の場合における住家の被害認定調査については、原則として、住家を構成する主要構造部の構造に基づき調査・判定する。ただし、主要構造部の構造が判断しがたい場合には、主たる被害を受けた構造に基づき、調査・判定して差し支えない。

【資料１．８９】「川越市災害弔慰金の支給に関する条例」

川越市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 10 月 15 日
条例第 31 号

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号。以下「令」という。）の規定に準拠し、自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉の増進及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民　災害により被害を受けた当時、川越市内に住所を有した者をいう。

（災害弔慰金の支給）

第３条　市は、市民が令第１条に規定する災害（第５条、第６条、第９条及び第１０条において「災害」という。）により死亡したときは、その遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げる順序とする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者
ロ 子
ハ 父母
ニ 孫
ホ 祖父母

２　前項の場合において父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者一人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては 500 万円とし、その他の場合にあつては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第９条及び第 10 条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合

は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第２条に規定する場合

（支給の手続）

第８条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

（災害障害見舞金の支給）

第９条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

（準用規定）

第11条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

（災害援護資金の貸付け）

第12条　市は、令第３条に規定する災害（第13条において「災害」という。）により、法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について、法第 10 条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害(家財の価額のおおむね三分の一以上の損害をいう。以下同じ。)及び住居の損害がない場合　150 万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250 万円

ハ 住居が半壊した場合　270 万円

ニ 住居が全壊した場合　350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150 万円

ロ 住居が半壊した場合　170 万円

ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。)　250 万円

ニ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合　350 万円

(3) 第１号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残

存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」とする。

２　災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち３年(令第７条第２項かつこ書の場合は、５年)とする。

(保証人及び利率)

第14条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

２　災害援護資金は、前項の規定により保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年１パーセントとする。

３　第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条　災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

２　前項の規定による償還方法は、元利均等償還とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

３　災害援護資金の貸付けに係る償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第１項及び第 16 条並びに令第８条、第９条及び第 12 条の規定によるものとする。

(川越市災害弔慰金等審査委員会)

第16条　法第18条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、川越市災害弔慰金等審査委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

２　委員会は、委員五名以内で組織し、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

５　委員は、自己に直接関係がある事案の議事に参与することができない。

６　委員会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

７　前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第17条　この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 50 年７月１日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 52 年４月１日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和 51 年９月７日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和 53 年９月 30 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和 53 年１月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和 56 年 10 月１日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和57年12月25日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川越市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかつた市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（昭和62年３月28日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川越市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成３年12月24日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第１項の規定は同年５月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（令和元年6月26日条例第4号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　改正後の第14条の規定は、平成31年４月１日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（令和元年12月24日条例第33号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十三年条例第三号）の一部を次のように改正する。

【資料１．９０】「川越市見舞金等支給要綱」

川越市災害見舞金等支給要綱

昭和 52 年４月１日
告示第 61 号

（目的）

第１条　この要綱は、災害により被害を受けた市民又はその遺族に対し災害見舞金又は弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）を支給することにより、災害を受けた者の保護と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱で「災害」とは、市内に発生した火災、爆発、風水害その他異常な自然現象による災害で、災害救助法（昭和 22 年法律第 108 号）の適用を受けないものをいう。

（災害見舞金の支給）

第３条　市は、災害により、次の各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、当該各号に掲げる額の災害見舞金の支給を行うものとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね一月以上である負傷　当該負傷を受けた者一人につき　４万円

(2) 住居の全焼、全壊又は流失　13 万円

(3) 住居の半焼又は半壊　７万円

(4) 住居の部分焼又は水損　３万円

(5) 住居の床上浸水　７万円

（弔慰金の支給）

第４条　市は、市民が災害により死亡したときは、その遺族に対し、弔慰金の支給を行うものとする。

２　弔慰金の額は、災害により死亡した者一人につき 15 万円とする。

３　弔慰金を支給する遺族の範囲は、災害により死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

４　弔慰金を支給する遺族の順序は、災害により死亡した者の死亡当時において、当該死亡者と生計を一にしていた遺族を先にし、その他の遺族を後にし、同順位の遺族については前項に掲げる順序とする。

５　市長は、特に必要があると認めるときは、災害により市民でない者が死亡した場合においても弔慰金を支給することができる。

（支給の制限）

第５条　災害見舞金等は、当該災害が災害見舞金等を受けるべき者の故意又は重大な過失により発生した場合には、これを支給しない。

（確認及び支給）

第６条　市長は、災害が発生したときは、速やかに被害の程度を確認し、災害見舞金等の支給の可否を決定するものとする。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか災害見舞金等の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、昭和 52 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 58 年５月２日告示第 92 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成４年３月 19 日告示第 94 号）

この告示は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成 10 年８月 31 日告示第 258 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の川越市災害見舞金等支給要綱の規定は、平成 10 年８月 28 日以後の災害から適用する。

附　則（平成 29 年 12 月５日告示第 795 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の川越市災害見舞金等支給要綱の規定は、平成 29 年 10 月 22 日以後に発生した災害に係る災害見舞金の支給について適用する。

【資料１．９１】「川越地区消防組合消防団条例」

川越地区消防組合消防団条例

昭和 48 年４月３日
条例第 11 号

（趣旨）

第一条　この条例は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十八条第一項、第十九条第二項及び第二十三条第一項の規定に基づき消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員（以下「団員」という。）の定数、任免、給与、服務等に関し必要な事項を定めるものとする。

（平一八条例五・一部改正）

（消防団の設置、名称及び区域）

第二条　川越地区消防組合に消防団を置く。

2　消防団の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	管轄区域
川越市消防団	川越市全域
川島町消防団	川島町全域

（定数）

第三条　団員の定数は、次のとおりとする。

消防団名	定員
川越市消防団	三三〇人
川島町消防団	一二九人

（昭六三条例一・平一一条例一・平一六条例一・平二二条例二・平二三条例二・平二五条例二・一部改正）

（任用）

第四条　消防団長（以下「団長」という。）は、所属消防団の推せんに基づいて、管理者が任命し、その他の団員は、次の各号の資格を有する者のうちから管理者の承認を得て、団長が所属の団員を任命する。

一　当該消防団の区域内に居住し、勤務し、又は在学する年齢十八歳以上の者

二　志操堅固で、かつ、身体強健な者

（平二三条例二・一部改正）

（欠格条項）

第五条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　第七条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

（平一二条例一・平二三条例二・令元条例五・一部改正）

（分限）

第六条　任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

一　勤務成績が良くない場合

二　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合

三　前二号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

四　定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2　団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。
一　第四条第一号に該当しなくなつたとき。ただし、任命権者が特に認めたときは、この限りでない。
二　前条第一号に該当するに至つたとき。
（平二三条例二・令元条例五・一部改正）

（懲戒）

第七条　任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。
一　消防に関する法令若しくは条例又は規則に違反したとき。
二　職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
三　団員としてふさわしくない非行があつたとき。

2　停職は一月以内の期間を定めて行う。
（平二三条例二・一部改正）

（服務規律）

第八条　団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。
（令四条例二・一部改正）

第九条　団員であつて十日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては管理者に、その他の者にあつては団長に届出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第十条　団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第十一条　団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動を低下させる等の集団的行動を行なつてはならない。

（報酬）

第十二条　団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2　団員には、次により年額報酬を支給する。

階級	報酬額
団長	二〇六、〇〇〇円
副団長	一七四、〇〇〇円
分団長	一五一、〇〇〇円
副分団長	一二三、〇〇〇円
部長	一〇七、〇〇〇円
班長	八九、〇〇〇円
団員	六九、〇〇〇円

3　機関員には、一万千円の年額報酬を加給する。

4　団員が災害等の職務に従事した場合は、次により出動報酬を支給する。

区分	支給単位	金額
災害の場合	一回につき（四時間以内に二回以上従事した場合は、一回とみなす。）	四、〇〇〇円
警戒、訓練等の場合	一回につき	二、〇〇〇円
行事及び会議の場合	一回につき	一、〇〇〇円

5　前項に掲げる災害の場合の一回の従事時間が四時間を超える場合は、その超過時間四時間までごとに四千円を加算して支給する。

6　報酬の支給方法については、川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例(昭和四十三年川越市条例第三号)の例による。

(令四条例二・全改)

(費用弁償)

第十三条　団員が前条第四項に掲げる職務(行事及び会議の場合は、川越地区消防組合管内で行われるものに限る。)に従事した場合は、次により費用弁償を支給する。

住居等から団本部、分団車庫又は会議場所までの片道の距離	一回につき
二キロメートル以上四キロメートル未満	一三〇円
四キロメートル以上六キロメートル未満	一六〇円
六キロメートル以上八キロメートル未満	二一〇円
八キロメートル以上十キロメートル未満	二七〇円
十キロメートル以上	三二〇円

2　前項の場合を除き団員が公務のため旅行したときは、費用弁償を支給し、その種類は、川越地区消防組合消防職員等の旅費に関する条例(平成十一年条例第四号。次項において「旅費条例」という。)の例による。この場合において、団長及び副団長については七級の職務にある者、分団長以下については五級の職務にある者とみなす。

3　費用弁償の支給方法については、旅費条例の例による。

(令四条例二・全改)

(退職報償金)

第十四条　団員が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

2　退職報償金の額及び支給方法については、別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

附　則(昭和四九年四月一日条例第六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和五〇年四月一日条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和五一年四月一日条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和五二年四月一日条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和五三年四月一日条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和五四年一〇月三〇日条例第四号)

1　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川越地区消防組合消防団条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

2　団員が、改正前の条例の規定に基づいて、昭和五十四年四月一日以後の分として支給を受けた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附　則(昭和五六年一二月二八日条例第四号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十八年十月一日から適用する。

附　則(昭和六一年三月三一日条例第二号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附　則(昭和六三年四月一日条例第一号)

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附　則（平成元年一二月二五日条例第七号）

この条例は、平成二年一月一日から施行する。

附　則（平成四年七月一四日条例第七号）

この条例は、平成四年十月一日から施行する。

附　則（平成六年九月三〇日条例第二号）

この条例は、平成六年十月一日から施行する。

附　則（平成七年三月二七日条例第二号）

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附　則（平成一一年三月二九日条例第一号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則（平成一二年三月二四日条例第一号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（平成一六年三月三〇日条例第一号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則（平成一八年九月二八日条例第五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成二二年三月二五日条例第二号）

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附　則（平成二三年三月一八日条例第二号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附　則（平成二五年三月二八日条例第二号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附　則（令和元年一〇月一日条例第五号）

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

附　則（令和二年三月二七日条例第一号）

1　この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2　改正後の川越地区消防組合消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後に従事する職務に係る費用弁償について適用し、同日前に従事した職務に係る費用弁償ついては、なお従前の例による。

附　則（令和四年三月二五日条例第二号）

1　この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2　改正後の川越地区消防組合消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後に従事する職務について適用し、同日前に従事した職務については、なお従前の例による。

【資料１．９２】「災害時の情報交換に関する協定」

災害時の情報交換に関する協定
（国土交通省関東地方整備局）

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と川越市（以下「乙」という。）は、災害時における各種情報の交換に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、川越市の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

⑴　川越市で重大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

⑵　川越市災害対策本部が設置されたとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認めるとき。

（情報交換の内容）

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

⑴　一般被害状況に関すること。

⑵　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。

⑶　前２号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める事項

（情報連絡員の派遣）

第４条　　第２条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　甲及び乙は、必要に応じ、情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協　議）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２３年２月１日

甲）　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省
関東地方整備局長　下　保　修

乙）　埼玉県川越市元町１丁目３番地１
川越市長　川　合　善　明

【資料２．１】「土砂災害警戒区域等一覧」

土砂災害警戒区域等一覧

告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住　所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
H26.1.28	岸町２丁目－１	川越市岸町２丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.1.28	岸町２丁目－２	川越市岸町２丁目	○		急傾斜地の崩壊
H26.1.28	岸町２丁目－３	川越市岸町２丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.1.28	仙波町４丁目－１	川越市仙波町４丁目	○		急傾斜地の崩壊
H26.1.28	仙波町４丁目－２	川越市仙波町４丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.1.28	岸町２丁目	川越市岸町２丁目	○	○	急傾斜地の崩壊

【資料２．２】「指定給水場所一覧表」

指定給水場所一覧表

■災害用給水井戸設置状況　［令和７年４月１日現在］

番号	名　　称	所　在　地	電　源		設置年度
			発電機	商用	
1	かほく運動公園	霞ケ関北6丁目30-1	○		昭和57
2	高階南小学校	諏訪町12-3	○		
3	初雁中学校	宮下町1丁目21-3	○		昭和58
4	野田中学校	野田町2丁目19-14	○		
5	山田小学校	大字山田167	○		昭和59
6	月越小学校	月吉町51	○	○	
7	大東中学校	南大塚1丁目20-1	○	○	昭和60
8	城南中学校	新宿町3丁目19-1	○	○	平成７
9	川越第一中学校	小仙波町5丁目6	○	○	
10	富士見中学校	東田町17-1	○	○	
11	高階北小学校	砂新田1丁目16-1	○	○	
12	古谷小学校	大字古谷上5465	○	○	
13	南古谷小学校	大字木野目1451	○	○	
14	芳野小学校	大字鴨田331	○	○	
15	名細小学校	大字小堤214	○	○	
16	霞ケ関小学校	大字笠幡177	○	○	
17	仙波小学校	富士見町4-1	○	○	平成８
18	大東西小学校	大字山城32-5	○	○	
19	川越西小学校	川鶴1丁目5	○	○	
20	市立川越高等学校	旭町2丁目3-7	○	○	平成９
21	霞ケ関西中学校	大字笠幡3464-3	○	○	
22	鯨井中学校	大字鯨井562-2	○	○	平成10

【災害用給水井戸の概要】

・井戸の深さ　　100ｍ

・給水能力　　216ｔ/日（24時間稼働の場合）

■飲料水兼用耐震性貯水槽設置状況　［令和７年４月１日現在］

番号	名称	所在地	容量（m^3）	設置年度
1	高階小学校	大字砂新田58	１００	平成８

【資料２．３】「拠点給水場所一覧表」

拠点給水場所一覧表

■配水池整備状況　　［令和７年４月１日現在］

番号	名　称	所　在　地	配水池(池)	有効貯水量(m³)
1	郭町浄水場	郭町2丁目19-1	2	2,600
2	新宿浄水場	新宿町6丁目10-4	2	3,700
3	霞ケ関第一浄水場	的場2173-18	2	2,400
4	今福浄水場	今福333-1	2	2,000
5	伊佐沼浄水場	伊佐沼700	2	5,400
6	仙波浄水場	大仙波845-1	2	14,000
7	霞ケ関第二浄水場	笠幡85-2	2	25,000
8	中福受水場	中福360	4	70,000
総　　計			１８	125,100

【資料２.４】「備蓄品の状況」

備蓄品の状況

[令和８年６月１日現在]（１／２）

区分	種類	内容	宮下	仙波	名細	古谷	大東	福原	岸町	高階第一	高階第二	高階第三	霞ケ関北	南古谷	名細公園	ウエスタ川越	宮元町	新宿町					備蓄品保管室	合計
食糧	災害対策用パン	5年保存	1050	2200	1950	1950						1100	1300	1300		1100		500					27630	40080
	ｱﾙﾌｧ米	50食入・5年保存	6600	3350	12750	5750						3350	4350	4350		2800		500					44600	88400
	おかゆ	50食入・5年保存		3400	5800	3400	7400																	20000
	栄養調整食品（カロリーメイト）	3年保存														3660								3660
	飲料水	500ml・5年保存														72	48	120					16656	16896
生活必需品	日用品ｾｯﾄ	1世帯用	2302																				11300	13602
		100人用、箱入り	500	120	200		300						300										123	1543
	下着ｾｯﾄ	男女兼用シャツ	100	40			20																1297	1457
		男性用パンツ	100	40			20																1166	1326
		女性用ショーツ	100	40			20																1100	1260
		男児女児兼用シャツ	100	40			20																1000	1160
		男児用パンツ	50	20			10																525	605
		女児用パンツ	50	20			10																525	605
	簡易ベッド		362	30		30	20		30						992								1182	2646
	毛布	ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ10枚入、真空P	2327	1904	1890	1039	903	870				90	650	100		220	100	200					7725	18018
	寝袋	春夏型	200			39													無線室	1				240
	強力ﾗｲﾄ	単Ｉ6箇使用		110			50	47				15	50	15		10			地下	73			539	909
	非常用キャンドル	安全キャンドル				100		48				48	48	36										280
	乾電池	単Ⅰ	1500												80								1262	2842
		単Ⅱ	600												48								1104	1752
		単Ⅲ	300																				3691	3991
	ｺﾞﾐ袋	特大	4500	3800	90	2000	1000					1000	1000	1000		500							32350	47240
	ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ	100個入		500	400		400						500		1031				塔屋	5			32105	34941
		48個入(川越ｴｺﾛｰﾙ)	336														48	96					4788	5268
	使い捨てｶｲﾛ	4年保存																					5128	5128
	三角巾	105×105×150㎜	200	670	50	100	100	50				50	100	50									2900	4270
	ウェットティッシュ	20枚入																					3042	3042
	紙おむつ	大人用													691								9363	10054
		子供用													2510								22144	24654
	生理用品	個													311								28429	28740
	マスク	50枚入／箱	9450												1000								80850	91300
	ｶﾞﾑﾃｰﾌﾟ	50㎜×25m	20												15								770	805
	軍手	並みダース	132	192	240	108	120	120					120			120							6906	8058
	ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ箱		350	360	50	50	50	50					50			20							1540	2520
	防寒服		157																					157
資機材	救急ｾｯﾄ	ＳＦ救急箱1号医療ｾｯﾄ	3										1						総合保健ｾﾝﾀｰ	3				7
	煮炊き釜	ﾐﾔﾊﾗK2、ﾊﾞｰﾅｰ一体	4	7	9	2	3	2					2											29
	カマドセット	なべ付	12										1			3							189	205
	発電機	ホンダＥＸ750JN																					25	25
		ホンダＥＭ1500X												2									43	45
		ホンダＥＭ2000X	3		3		3	1					2			1								13
		ホンダＥＭ2300EX	13																出張所等	13			14	40
		ホンダＥＵ24i														1							26	27
		ホンダＥＵ9i																					26	26
		ホンダＥＵ28iS	2																					2
	携行缶	発電機ガソリン用	1			1	1								3		1	2	出張所等	13			63	85
	エンジンオイル	発電機用	1			1					1		2		24				出張所等	13			77	119
	排水ﾎﾟﾝﾌﾟ	3インチ		1	1					10	2								市等	9	寺尾(中島)	4		27
		4インチ		3						11	9								自治会	22	寺尾(向イ)	2		47
	土のう袋	ビニール	1785		2800	1600	400	1200	800	1000	1200		400		1000									12185
	土のう	砂入り		8	6				300	700	1100								道路管理事務所	1800				3914
	投光器	500W防水	165	20	27		24	12		4	4	10	10	10		5	2	4	出張所等	39			378	714
	ﾛｰﾌﾟ	ﾄﾗﾛｰﾌﾟ 10㎜×100m	30	15	20	5	20	10		10	10	5	20	5	240	2							146	538
		綿ﾛｰﾌﾟ 100m6ﾊﾟｲ				2	2	2					2											8
		PPﾛｰﾌﾟ 200m6ﾊﾟｲ	45	1	10	5	10	5					10			2							133	221

[令和８年６月１日現在]（2／2）

区分	種類	内容	宮下	仙波	名細	古谷	大東	福原	岸町	高階第一	高階第二	高階第三	霞ケ関北	南古谷	名細公園	ｳｴｽﾀ川越	宮元町	新宿町					備蓄品保管室	合計
資機材	ﾄﾗﾝｼｰﾊﾞｰ	ソニー	3																総務課	8			178	189
	無線機	ﾔｴｽFT202ｱﾏ無線用																	４Ａ	11				11
	特設公衆電話・コード		1																				70	71
	避難所書類																						63	63
	工具箱																						51	51
	ハンドマイク	ﾄｰｱER-66F、ER-1015S単Ⅱ6箇	3	37	20		15	11				10	30	10					無線室	3			113	252
	テント	2K×3K3K×4K	13	4	3	6	5	3							4									38
	一輪車		8				1	1																10
	台車		2		1	1	1	1					1		1	1							108	117
	リヤカー	折り畳み式	5	3	3	5	3	2	2	1	1	1	4	1		1							112	144
	ブルーシート	3.6m×5.4m	267	460	280	320	240	150	100	4	90	100	260	100	1070	50	10	10					3239	6750
	パーテーション	ニードＷＴ-140	20																				1337	1357
		小川ｷｬﾝﾊﾟﾙ300cm×300cm×180cm	1																				142	143
		仕切り4部屋セット	28												20								330	378
		段ボール製4.5畳×10部屋	2												36								30	68
	簡易組立ﾄｲﾚ	ﾍﾟｯｸｲｯｸＳ・Ｗ型	3	4	2	1	2	1				1	2	1									64	81
		〃Ｈ型	2	1	1	1	1	1				1	1	1									18	28
		〃小便器		4	4		2																	10
		六角バクト			1	1																	35	37
		サニター Ⅱ			108	138	140	100					186	12		60			砂自治会館	40	さくら堤	36	5804	6624
		サニタークリーン	2																				1362	1364
		ｽｹｯﾄﾄｲﾚ（100枚/箱）	30																				122	152
		個人用簡易トイレ		252	20					60				40										372
	ガソリン容器	スチール缶20ℓ	19		5		2			13	2	2	2	2					市等	24	自治会	26	29	126
	コードリール	30m	120	28	34	14	13	8		2	3	5	31	5		4	1		出張所等	26			260	554
	スコップ	剣先	20	58	36	57	88	30	36	36	36	24	29	24		12							668	1154
	ゴムボート	4人乗り	2						1	2	2								岸町１丁目	1			1	9
	防水型延長ｺｰﾄﾞ	夜間照明用		14																				14
	救命胴衣	FN-101																	地下	50				50
		高階救命器具(株)TK-18A																	地下	50				50
	ヘッドランプ	防水型単3(4個)																	地下	25				25
	バケツ	プリキ製	24													20							1218	1262
	大ハンマー	2.5・5.5kg	58	14	12	4	12	7		2	2	2	12	2		6							274	407
	カケヤ	樫角120㎜	76	9	4	3	4	4				2	4	3		2							132	243
	金テコ	22×1,200㎜	50	20	10	5	10	5				5	4	5		5							300	419
	バール	900㎜全体焼入	20							1													53	74
	ﾁｪｰﾝｿｰ	ﾘｮｰﾋﾞES-3235(電気)	5																					5
		ｺﾏﾂｾﾞﾉｱG3500(ｴﾝｼﾞﾝ)	5		5	5							5											20
	ストーブ	16畳用	25															2						27
	ラジオ	FM・AM用	34												52								114	200
	担架	二つ折	10	4	4	4	4	4				3	4	3	5	5							171	221
	ﾊﾟｰﾘｼｮﾝﾃﾝﾄ	トイレ・更衣室用	100																					100
	脚立	梯子兼用	3				1	1				1	1	1		1		2						11
	災害用敷マット	マイルディシート	120												35								1293	1448
	防じんマスク	微細軽粉じん用	40																				2230	2270
	マスク	新型インフルエンザ用	7000																				29000	36000
	ゴーグル	メガネ併用可	10																				550	560
	車椅子	ノーパンク仕様	20		10										9	9		2					112	162
給水用資機材	給水タンク	1㎥													1									1
	路上給水装置																		給水井戸	32				32
	組み立て水槽	2.2ｔ	8																給水井戸	16				24
	浄水機	DCF-IES2t/h	2	2	1	1													山田小	1				7
	ポリタンク	20ℓ、18ℓ、10ℓ	132	75	41	40	68	42				20	30	20		10							1227	1705
	給水袋	3ℓ	500	600	900		600					200	1050	200										4050

【資料２．５】「災害備蓄庫整備状況」

災害備蓄庫整備状況

［令和８年８月１日現在］

番号	名　称	所在地	内　容	規模(㎡)	設置年度
1	仙波備蓄庫	仙波町 4 丁目 18	食料・生活必需品・資機材	117	昭和 56
2	岸町備蓄庫	岸町 3 丁目 28-9	水道復旧用資材	142	昭和 57
3	名細備蓄庫	鯨井 1118-1	食料・生活必需品・資機材	108	昭和 58
4	古谷備蓄庫	古谷上 2968-3	〃	95	昭和 59
5	大東備蓄庫	南台 3 丁目 5 ふじみ公園内	〃	66	昭和 60
6	福原備蓄庫	今福 508	〃	48	昭和 61
7	高階第１備蓄庫	砂 77-1（高階土地区画整理事務所地内）	水防用資機材	59	平成４
8	高階第２備蓄庫	砂 649-3	〃	52	
9	霞ヶ関北備蓄庫	伊勢原町 5 丁目 5-4	食料・生活必需品・資機材	53	
10	高階第３備蓄庫	藤原町 18-6	〃	13	平成５
11	南古谷備蓄庫	並木西町 16	〃	13	平成６
12	宮下備蓄庫	宮下町 1 丁目 21-3	〃	309	平成８
13	名細公園備蓄庫	鯨井 1216	〃	340	平成 24
14	ウェスタ川越備蓄庫	新宿町 1 丁目 17-17	〃	100	平成 27
15	宮元町健康ふれあい広場備蓄庫	川越市宮元町 33-4	〃	9	令和８
16	新宿町一丁目広場備蓄庫	川越市新宿町 1 丁目 1-1	〃	16	令和８

【資料２．６】「備蓄品保管室整備状況」

備蓄品保管室整備状況

［令和８年８月１日現在］

地区	設置場所	階数	教室	地区	設置場所	階数	教室
本庁中央	川越第一中学校	3	教材室	高階	高階西小学校	2	半
	川越総合高等学校	プレハブ物置			高階北小学校	3	体育館
	中央小学校	3F・体育館２F			高階南小学校	2	半
	川越工業高等学校	クローバー館地下		福原	福原小学校	1	半
	仙波小学校	プレハブ物置			福原中学校	1	半
	川越女子高等学校	プレハブ物置			福原市民センター		
	中央公民館			大東	大東西中学校	プレハブ物置	
本庁南	市立川越高校	プレハブ物置			武蔵野小学校	プレハブ物置	
	城南中学校	1	半		大東東小学校	1	1/4
	新宿小学校	2	半		川越南高等学校	プレハブ物置	
	野田中学校	プレハブ物置			大東中学校	1	半
	富士見中学校	4	半		大塚小学校	4	半
	泉小学校	体育館			大東西小学校	プレハブ物置	
	南公民館				大東市民センター		
本庁北	川越小学校	3	半		大東南公民館		
	川越第一小学校	プレハブ物置		霞ケ関	霞ケ関中学校	3	準備室
	川越高等学校	体育館棟地下			霞ケ関小学校	2	半
	月越小学校	プレハブ物置			川越西高等学校	プレハブ物置	
	今成小学校	プレハブ物置			霞ケ関西中学校	4	全
	北公民館				霞ケ関西小学校	プレハブ物置	
芳野	芳野中学校	プレハブ物置			霞ケ関南小学校	4	半
	芳野小学校	プレハブ物置			霞ヶ関市民センター		
	芳野市民センター				霞ヶ関西公民館		
古谷	東中学校	2		川鶴	川越西中学校	体育館 2F	
	古谷小学校	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ物置	半		プレハブ物置		
	教育センター	3F ｴﾚﾍﾞｰﾀｰﾎｰﾙ			川鶴市民センター		
	古谷市民センター			霞ケ関	霞ケ関東中学校	1	全
南古谷	牛子小学校	3			霞ケ関東小学校	4	半
	南古谷小学校	体育館			霞ケ関北小学校	2	全
	南古谷中学校	プレハブ物置			霞ヶ関北市民センター		
	南古谷市民センター				伊勢原公民館		
高階	砂中学校	1		名細	上戸小学校	1	半
	高階小学校	4			鯨井中学校	3	半
	川越初雁高等学校	プレハブ物置			名細中学校	2	半
	高階西中学校	4	半		名細小学校	3	半
	寺尾小学校	3	半		広谷小学校	4	半
	寺尾中学校	3			名細市民センター		
	高階市民センター		半	山田	山田小学校	プレハブ物置	
	高階南公民館		半		山田中学校	プレハブ物置	
	高階中学校	1	半		山田市民センター		

※初雁中学校は宮下備蓄庫があるため未整備。
※中央小学校は３階と体育館２階の２箇所。

【資料２．７】「備蓄品保管室の備蓄状況（１校当たり）」

備蓄品保管室の備蓄状況（１校当たり）

［令和７年４月１日現在］

区分	品名	数量	区分	品名	数量
食料	缶入りパン	600 食	資機材	投光器	５個
	アルファ米	700 食		トラロープ	２巻
	飲料水	240 本		携行缶・発電機用 オイル	１式
生活必需品	毛布	100 枚		ＰＰロープ	２巻
	日用品セット	200 人分		スコップ	12 本
	トイレットペーパー	500 個		工具箱	１箱
	下着セット	60 人分		ハンドマイク	２台
	大人用紙おむつ	160 枚		台車	２台
	子供用紙おむつ	444 枚		リヤカー	１台
	生理用品	480 個		ブルーシート	50 枚
	ゴミ袋	500 枚		コードリール	４台
	軍手	10 ﾀﾞｰｽ		ラジオ	２個
	使い捨てカイロ	100 個		組み立てトイレ	２台
	三角巾	50 枚		簡易トイレ	60 個
	ガムテープ	10 巻		ポリタンク	20 個
	養生テープ	12 巻		ハンマー	５本
	懐中電灯	10 本		かけや	２本
	ダンボール箱	20 箱		金てこ	５本
	ウェットティッシュ	50 袋		バケツ	20 個
	衛生用品セット	１式		担架	３台
	不織布スリッパ	50 足		災害用敷マット	20 枚
	はさみ	１個		デジタル簡易無線機 （簡易無線機用電池パック）	３台 （１台）
	クリップペンシル	100 本		特設公衆電話・コード	１セット
	油性マーカー	１セット		防じんマスク	40 枚
	乾電池（単１）	20 本		ゴーグル	10 個
	乾電池（単２）	20 本		車椅子	２台
	乾電池（単３）	100 本		簡易段ボールベッド	２個
	多言語表示シート	１セット		アンテナケーブル	１本
	ＵＳＢ充電器	１個		ワンタッチパーティション（ニード製）	20 個
	充電ケーブル	６本		ワンタッチパーティション（小川キャンパル製）	２個
資機材	カマドセット	３セット		ワンタッチルーム＆インスタントトイレ	４セット

【資料２．８】「消防分団の受持区域」

消防分団の受持区域

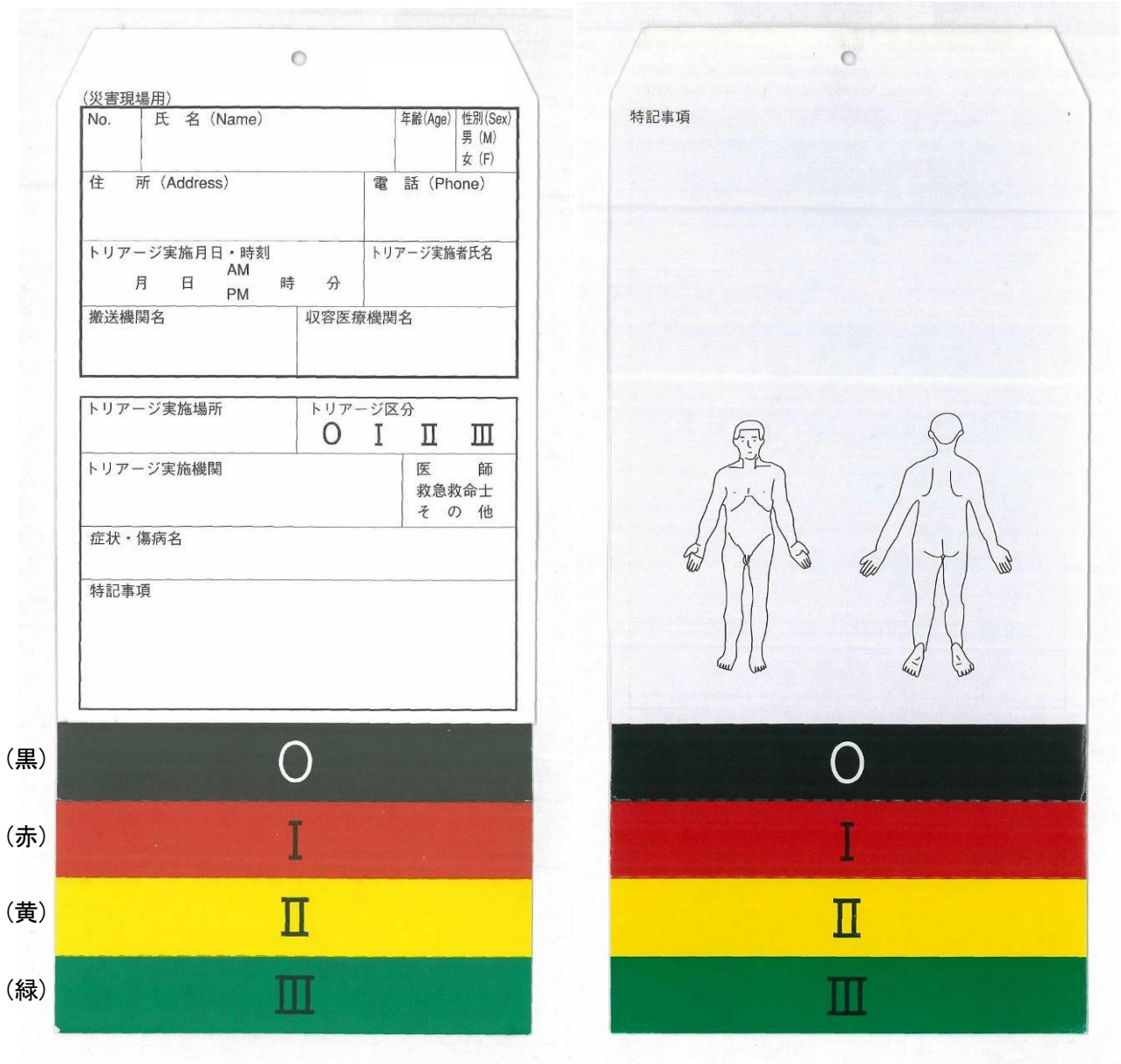
［令和７年４月１日現在］

分　団　名	受　　持　　区　　域
第一分団	石原町一丁目、石原町二丁目、大手町、御成町、喜多町、久保町、郭町一丁目、郭町二丁目、小仙波町一丁目、小仙波町二丁目、小仙波町三丁目、小仙波町四丁目、小仙波町五丁目、幸町、三久保町、志多町、城下町、神明町、末広町一丁目、末広町二丁目、末広町三丁目、問屋町、西小仙波町一丁目、西小仙波町二丁目、氷川町、松江町一丁目、松江町二丁目、宮下町一丁目、宮下町二丁目、宮元町、元町一丁目、元町二丁目、大字川越、大字小仙波、大字寺井、大字東明寺、大字松郷
第二分団	岸町一丁目、三光町、新富町一丁目、新富町二丁目、菅原町、仙波町一丁目、仙波町二丁目、仙波町三丁目、仙波町四丁目、月吉町、通町、中原町一丁目、中原町二丁目、仲町、富士見町、南通町、連雀町、六軒町一丁目、六軒町二丁目、脇田町、大字大仙波
第三分団	旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、新宿町一丁目、新宿町二丁目、新宿町三丁目、新宿町四丁目、新宿町五丁目、新宿町六丁目、今成一丁目、今成二丁目、今成三丁目、今成四丁目、大塚二丁目の一部（二二番一から二二番一六まで、二二番三四から二二番三七まで、二四番一から二四番一四まで、二四番一八から二四番二〇まで、二五番一から二五番八まで、二五番一九から二五番二四まで、二七番一八、二七番二〇から二七番二五まで、二七番二七、二七番二九、一〇〇番一〇一、一〇〇番一〇二、一〇〇番一一四、一〇〇番一二五、一〇〇番一七一、一〇〇番一七二、一〇〇番二〇七から一〇〇番二一〇まで、一〇四番一八及び一〇四番一九）、上野田町、岸町二丁目、岸町三丁目、広栄町、田町、中台一丁目の一部（一番から五番まで、九番五、一〇〇番一から一〇〇番一一まで、一〇〇番一六、一〇〇番二〇、一〇〇番三〇及び一〇〇番三七から一〇〇番三九まで）、中台元町二丁目の一部（一番、二番一から二番一〇まで、二番十二から二番一五まで、二番一七、二番二二から二番二四まで、三番一、三番二、三番五、三番六、三番二一、三番二二、一〇〇番一から一〇〇番五まで及び一〇〇番九）、野田町一丁目、野田町二丁目、東田町、むさし野の一部（一番一から一番八まで、三番一七から三番二四まで、四番一から四番三まで、四番一七から四番二〇まで、一〇〇番八及び一〇〇番一九から一〇〇番二三まで）、脇田新町、脇田本町、大字小ヶ谷、大字大仙波新田、大字岸、大字小室、大字野田
芳野分団	川越市役所芳野市民センターの所管区域
古谷分団	川越市役所古谷市民センターの所管区域
南古谷分団	川越市役所南古谷市民センターの所管区域
高階分団	川越市役所高階市民センターの所管区域
福原分団	川越市役所福原市民センターの所管区域
大東分団	川越市役所大東市民センターの所管区域
山田分団	川越市役所山田市民センターの所管区域
名細分団	川越市役所名細市民センターの所管区域及び川鶴市民センターの所管区域の一部（吉田新町一丁目、吉田新町二丁目及び吉田新町三丁目）
霞ケ関分団	川越市役所霞ケ関市民センターの所管区域、川鶴市民センターの所管区域（吉田新町一丁目、吉田新町二丁目及び吉田新町三丁目を除く。）及び霞ケ関北市民センターの所管区域

【資料２．９】「トリアージ・タッグ」

トリアージ・タッグ

（表面）　　（裏面）



【資料２．１０】「救急病院・救急診療所（川越市）」

救急病院・救急診療所（川越市）

［令和８年９月現在］

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号（049）	FAX 番号（049）	診療科目	病床数
医療法人豊仁会 三井病院	350-0066	連雀町 19-3	222-5321	225-1982	内、呼、消、循、外、整外、リウ、脳外、肛、リハ、泌、放、小、小外、眼、歯、矯歯、口外、乳外、乳腺腫瘍内、乳腺腫瘍外、消外、腫瘍内、血外、婦、形外、麻、皮、美皮、腎内、睡眠障害内	133
医療法人武蔵野総合病院	350-1167	大袋新田 977-9	244-6340	244-6302	内、外、整外、脳外、リハ、麻、肛、皮、消、形外、泌、耳、眼、脳内、リウ、心外、放、	185
医療法人刀圭会 本川越病院	350-0042	中原町 1-12-1	222-0533	224-2109	内、外、整外、リハ、脳外、消内、糖内、循内、脳内、放、麻、内視内	70
社会医療法人社団尚篤会 赤心堂病院	350-1123	脇田本町 25-19	242-1181	242-1035	外、整外、婦、内、脳外、泌、小、皮、消、循、呼内、呼外、麻、形外、放、リハ、消外、肛外、乳外、内視外、リウ、血外、脳内、救命	198
医療法人聖心会 南古谷病院	350-0011	久下戸 110	235-7777	235-7765	内、放、リハ、脳、外、整外、眼、皮、歯、小歯、歯外、糖内、消内、循内、肛外、麻、泌	137
医療法人社団誠弘会 池袋病院	350-1175	笠幡 3724-6	231-1552	233-2075	内、整外、呼内、胃、循内、小外、皮、泌、リハ、放、脳、消内、消外、腎内、透析、救命	76
医療法人康正会病院	350-0822	山田 320-1	223-5711	223-5713	内、呼内、循内、消内、糖内、脳内、内視内、外、呼外、心外、消外、乳外、肛外、内視外、整外、リハ、脳外、泌、皮、麻、放、透内、血内、膠原病リウマチ内	147
医療法人直心会 帯津三敬病院	350-0021	大中居 545	235-1981	235-8063	内、外、消外、循内、脳外、整外、泌、リハ、乳外、呼内、糖内、脳内、漢内、心内、血外	99
埼玉医科大学 総合医療センター	350-8550	鴨田 1981	228-3400	225-1677	内、外、整外、産婦、眼、耳、皮、放、歯、麻、小、泌、形外、脳外、脳内、精、リハ、歯外、心外、呼外、美外、リウ、心内、呼内、消内、病理、救急	1,053
川越救急クリニック	350-0031	小仙波 1049-1	293-5877	293-5878	内、小、外、整外、麻、救急	4
しらさき川越クリニック	350-1112	上野田町 35-88	220-9900	220-9901	内、心臓・血管内、心外、循内、消内、糖内、皮、泌、呼内	40

【資料２．１１】「災害拠点病院（埼玉県）」

災害拠点病院（埼玉県）

［令和８年９月現在］

病院名	郵便番号	所在地	電話番号	診療科目	病床数
川口市立医療センター （基幹）	333-0833	川口市 西新井宿 180	048-287-2525	内、消内、血内、脳内、呼内、腎内、糖・内分泌内、糖内、循内、小、精、外、消外、乳外、呼外、小外、心外、脳外、整外、形外、産婦、眼、耳、皮、泌、放、麻、歯外、リハ、病理、緩ケ内	510
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会 　川口総合病院	332-8558	川口市 西川口 5-11-5	048-253-1551	内、外、小、泌、眼、耳、整外、皮、放、消内、麻、循内、脳内、呼内、産婦、精、呼外、血外、糖・内分泌内、腎内、病理、臨床、リハ、腫瘍内、心外	424
独立行政法人国立病院機構 　埼玉病院	351-0102	和光市 諏訪 2-1	048-462-1101	内、精、呼内、消内、循内、小、外、消外、乳外、整外、形外、脳内、脳外、呼外、小外、皮、泌、産婦、眼、耳、放、内視内、内視外、麻、リハ、病理、緩ケ内、心外、総合、救急、歯外、腫瘍内、血液・膠原病内、腎内、糖内	550
獨協医科大学 　埼玉医療センター	343-8555	越谷市 南越谷 2-1-50	048-965-1111	内、精、呼内、消内、循内、腎内、脳内、小、外、整外、脳外、小外、皮、泌、産婦、眼、耳、放、麻、形外、病理、歯、呼外、リハ、乳、小泌、心外、糖代謝・内分泌内・血液内	928
草加市立病院	340-8560	草加市 草加 2-21-1	048-946-2200	内、血内、内分泌・代謝内、リウ、腎内、呼内、循内、消内、小、外、整外、眼、脳外、皮、泌、産婦、耳、リハ、放、歯外、麻、精、 救急科、病理診断科、緩和ケア内科、心外、呼外	380
さいたま赤十字病院 （基幹）	330-8553	さいたま市中央区 新都心 1-5	048-852-1111	内、外、産婦、耳、皮、泌、眼、整外、小、脳外、循内、放治、放診、心外、リハ、麻、呼外、精、脳内、形外、緩ケ内、歯外、病理、消内、呼内、血内、糖・内分泌内、リウ、腎内、乳外、腫瘍内、救急、肝臓・胆のう・膵臓内	638
さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区 三室 2,460	048-873-4111	内、外、脳外、整外、麻、小、皮、小外、泌、産婦、眼、耳、精、放診、脳内、循内、消内、新生児内、救急、呼外、消外、血外、リハ、形外、歯外、病理、放治、緩ケ内、呼内、心外	637
自治医科大学附属 　さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区 天沼町 1-847	048-647-2111	内、外、泌、脳外、放、麻、耳、眼、リハ、整外、歯外、皮、循内、小、産婦、病理、精、救急、形外	628
さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区 島根 299-1	048-626-0011	内、外、循内、消内、呼内、糖・内分泌内、血内、消外、脳外、整外、小、放、病理、リハ、アレ、麻、腎内、泌、皮、耳、脳内、救急	340
北里大学 メディカルセンター	364-8501	北本市 荒井 6-100	048-593-1212	内、外、整外、産婦、泌、皮、耳、小、眼、リハ、脳外、脳内、放、麻、形外、呼内、消内、循内、腎内、内分泌代謝内、消外、呼外、乳外、救急、精、病理、リウ、膠原病内	372
埼玉医科大学 　総合医療センター （基幹）	350-8550	川越市 鴨田 1981	049-228-3400	内、外、整外、産婦、眼、耳、皮、放、歯、麻、小、泌、形外、脳外、脳内、精、リハ、歯外、心外、呼外、美外、リウ、心内、呼内、消内、病理、救急	1,053
埼玉医科大学病院	350-0495	入間郡毛呂山町 毛呂本郷 38	(外来)049-276-1127 (入院)049-276-1129 (夜間・休日) 049-276-1199	内、外、小、脳外、整外、皮、麻、泌、耳、眼、産婦、放、形外、歯外、リハ、精、リウ、呼内、消内、消外、脳内、小外、呼外、心外、血外、病理、矯歯、救命、緩ケ内、心内、肝内、血内、内分泌内、糖内、腎内、感染症内、乳外、内視内、和漢、臨床	961

病院名	郵便番号	所在地	電話番号	診療科目	病床数
防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市 並木 3-2	04-2995-1511	内、精、小、外、整外、脳外、皮、泌、産婦、眼、耳、放、麻、歯外、形外、脳内、循内、腎内、内分泌・代謝内、消内、感染症・呼吸器内、血内、小外、心外	604
埼玉医科大学 国際医療センター	350-1241	日高市 山根 1,397-1	042-984-4111	内、外、小、脳外、整外、皮、麻、泌、耳、呼外、リハ、精、形外、心臓内科、呼内、消内、消外、脳内、小外、眼、産婦、放、歯外、病理、心外、救命	756
社会医療法人壮幸会 行田総合病院	361-0056	行田市 持田 376	048-552-1111	内、精、脳内、呼内、消内、消化器外科、循内、リウ、小、外、整外、脳外、皮、泌、肛外、眼、耳、リハ、放、ペ内、ペ外、麻、緩ケ内、腎内、血外、病理、腫瘍内、心内、救命、呼外	504
~~社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会 栗橋病院~~	~~349-1105~~	~~久喜市 小右衛門 714-6~~	~~0480-52-3611~~	~~内、小、リハ、外、脳、泌、眼、耳、皮、麻、循、放、整、呼内、消内、神内、糖尿病内科、腎臓内科、呼外、救急、漢方内科、乳腺外科、内視鏡外科、心血、形、血液内~~	~~399~~
新久喜総合病院	346-0021	久喜市 上早見 418-1	0480-26-0033	内、呼内、循内、消内、代謝・糖尿病内、腎内、脳内、外、整外、脳外、形外、皮、泌、婦、眼、耳、リハ、放、麻、救急、呼外、乳外、病理、肛外、消外、リウ、小外、脳内、心外	391
深谷赤十字病院	366-0052	深谷市 上柴町西 5-8-1	048-571-1511	内、外、小、皮、耳、眼、整外、産婦、消、脳内、脳外、泌、麻、形外、小外、精、循、呼外、緩ケ外、歯外、病理、放診、放治、救急、乳外、心外、血内、腎内、リハ	474
医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	362-8588	上尾市 柏座 1-10-10	048-773-1111	内、外、小、耳、産婦、眼、整外、皮、泌、麻、脳外、美外、脳内、心外、リハ、歯外、形外、呼外、循内、消内、消外、放診、放治、感染症内、糖内、腎内、血内、呼内、気管食道外、肛外、病理、臨床、救急、頭頚部外、緩ケ内、乳外、内視外、腫瘍内、小外、アレ疾内、肝外、肝内、呼吸器腫瘍、女性泌尿器、呼内、心内	733
埼玉医療生活協同組合 羽生総合病院	348-8505	羽生市 大字下岩瀬 446	048-562-3000	内、呼内、循内、消内、血内、漢内、外、呼外、消外、整外、脳外、小、産婦、眼、耳、リハ、皮、泌、放診、放治、歯外、麻、病理、臨床、救急、形外、心外、心内、精、膠原病リウマチ、緩ケ内	391
埼玉県立小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区 新都心 1-2	048-601-2200	小、小歯、精、小外、整外、形外、脳外、皮、泌、産婦、眼、耳、放、麻、リハ、アレ、病理、救急、臨床、移植外、小児循	316
医療法人社団 東光会 戸田中央総合病院	335-0023	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111	内、呼内、小、脳内、外、整外、形、外、リハ、脳外、心外、呼外、眼、耳、皮、ひ、放、麻、アレ、リウ、移植外、病理、精、緩ケ内、婦、救急、消内、消外、循内、乳外、腎内	517
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会 加須病院	347-0101	加須市上高柳 1680 番地	0480-70-0888	内、腎内、消内、糖・内分泌内、呼内、脳内、循内、小、外、脳外、皮、泌、眼、耳、リハ、整外、放、麻、救命、乳外、心外、呼外、形外、血内	304

【資料２．１２】「救命救急センター（埼玉県）」

救命救急センター（埼玉県）

［令和 8 年 9 月現在］

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525
獨協医科大学 埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
さいたま赤十字病院(高度)	330-8553	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111
自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
埼玉医科大学 総合医療センター(高度)	350-8550	川越市鴨田 1~~,~~981	049-228-3400
防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木 3-2	04-2995-1511
埼玉医科大学 国際医療センター	350-1241	日高市山根 1~~,~~397-1	042-984-4111
深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会加須病院	347-0101	加須市高柳 1680	0480-70-0888

小児救命救急センター（埼玉県）

［令和 8 年 9 月現在］

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
埼玉県立小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
埼玉医科大学 総合医療センター	350-8550	川越市鴨田 1-981	049-228-3400

周産期母子医療センター（埼玉県）

［令和 8 年 9 月現在］

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会 川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
さいたま赤十字病院 (総合) 埼玉県立小児医療センター	330-8553 330-8777	さいたま市中央区新都心 1-5 さいたま市中央区新都心 1-2	048-852-1111 048-601-2200
さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室 2,460	048-873-4111
自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
埼玉医科大学 総合医療センター(総合)	350-8550	川越市鴨田 1,981	049-228-3400

埼玉医科大学病院	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	(外来)049-276-1127 (入院)049-276-1129 (夜間・休日) 049-276-1199
独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院	359-1151	所沢市若狭 2-1,671	04-2948-1111
深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
獨協医科大学埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
春日部市立医療センター	344-8588	春日部市中央 6-7-1	048-735-1261

【資料２．１３】「離着陸場ドクターヘリ（ランデブーポイント）」

令和５年４月現在

離着陸場ドクターヘリ（ランデブーポイント）

（本市関連）　（１／２）

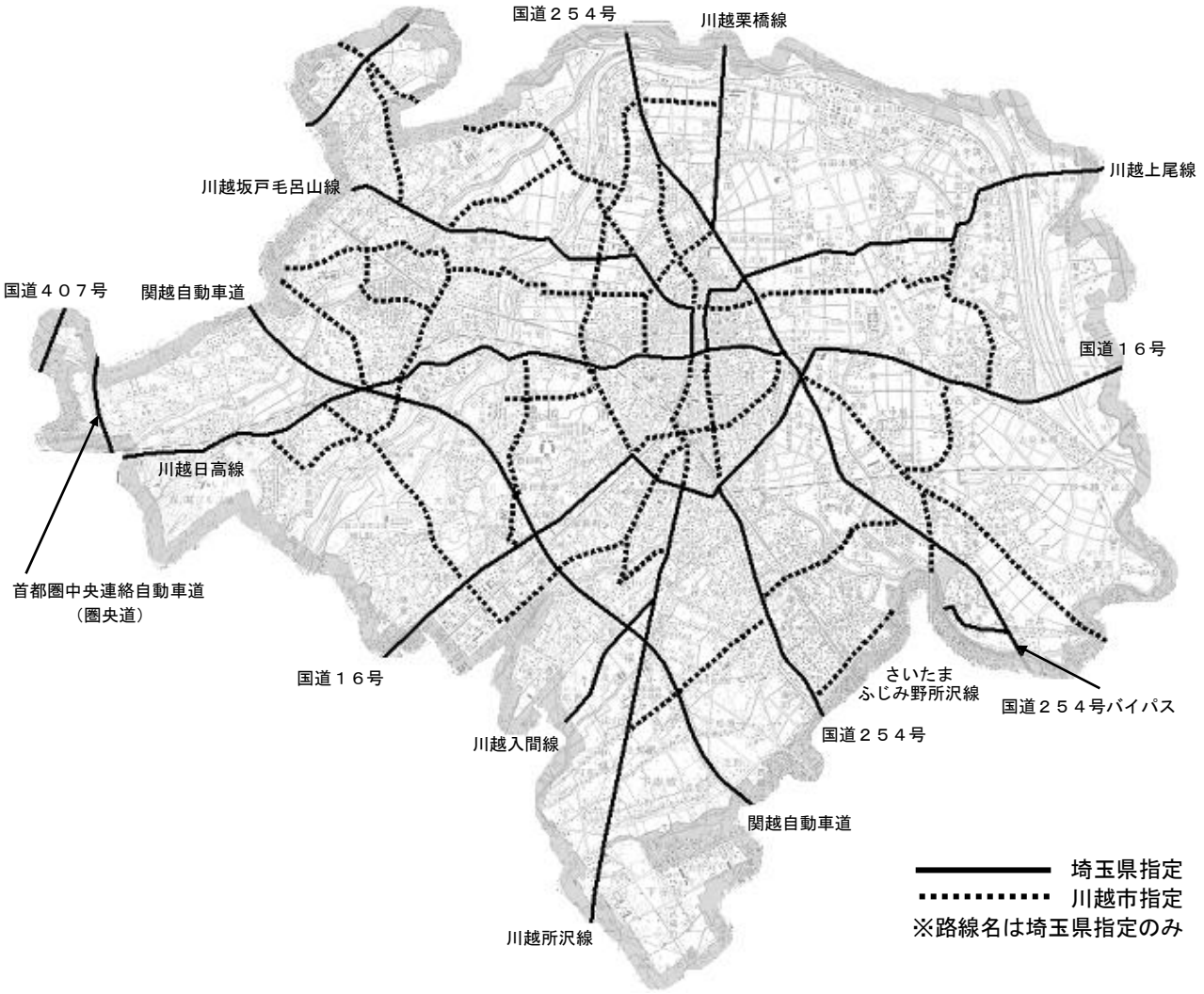
番号	ポイント名	名　　称	住　　所
１	ＫＧ０１	泉小学校	川越市大字小室４６３番地
２	ＫＧ０３	牛子小学校	川越市大字牛子４１８番地
３	ＫＧ０４	大塚小学校	川越市大塚２丁目１０番地１
４	ＫＧ０５	霞ヶ関小学校	川越市大字笠幡１７７番地
５	ＫＧ０６	霞ヶ関北小学校	川越市伊勢原町５丁目１番地１
６	ＫＧ０７	霞ヶ関西小学校	川越市大字笠幡３９７１番地４
７	ＫＧ０８	霞ヶ関東小学校	川越市大字的場２７３５番地２
８	ＫＧ０９	霞ヶ関南小学校	川越市大字かすみ野１丁目１番地４
９	ＫＧ１０	上戸小学校	川越市大字上戸３９０番地１
１０	ＫＧ１３	川越西小学校	川越市川鶴１丁目５番地
１１	ＫＧ１６	大東西小学校	川越市大字山城３２番地５
１２	ＫＧ１７	高階小学校	川越市大字砂新田５８番地
１３	ＫＧ１８	高階北小学校	川越市砂新田１丁目１６番地１
１４	ＫＧ１９	高階西小学校	川後市大字藤間１１０２番地
１５	ＫＧ２０	高階南小学校	川越市諏訪町１２番地３
１６	ＫＧ２１	大東東小学校	川越市大字豊田本１１６２番地
１７	ＫＧ２４	寺尾小学校	川越市大字寺尾９７９番地２
１８	ＫＧ２５	名細小学校	川越市大字小堤２１４番地
１９	ＫＧ２６	広谷小学校	川越市大字下広谷５５８番地
２０	ＫＧ２７	福原小学校	川越市大字今福５０８番地
２１	ＫＧ２８	古谷小学校	川越市大字古谷上５４６５番地
２２	ＫＧ２９	教育センター	川越市大字古谷上６０８３番地１０
２３	ＫＧ３０	南古谷小学校	川越市大字木野目１４５１番地
２４	ＫＧ３１	武蔵野小学校	川越市むさし野１４番地１
２５	ＫＧ３４	霞ヶ関中学校	川越市大字笠幡７２番地
２６	ＫＧ３５	霞ヶ関西中学校	川越市大字笠幡３４６４番地３
２７	ＫＧ３６	霞ヶ関東中学校	川越市大字的場２７０６番地
２８	ＫＧ３７	川越第一中学校	川越市小仙波町５丁目６番地
２９	ＫＧ３８	川越西中学校	川越市川鶴１丁目１番地
３０	ＫＧ３９	鯨井中学校	川越市大字鯨井５６２番地２
３１	ＫＧ４０	城南中学校	川越市新宿町３丁目１９番地１
３２	ＫＧ４１	砂中学校	川越市大字砂２６０番地
３３	ＫＧ４２	大東中学校	川越市南大塚丁目２０番地１
３４	ＫＧ４３	大東西中学校	川越市大字大袋新田３９１番地
３５	ＫＧ４４	高階中学校	川越市大字藤間１０番地
３６	ＫＧ４５	高階西中学校	川越市大字砂新田２５９３番地
３７	ＫＧ４６	寺尾中学校	川越市大字寺尾１０６８番地
３８	ＫＧ４７	名細中学校	川越市大字小堤１４番地
３９	ＫＧ５０	東中学校	川越市大字小中居２７８番地
４０	ＫＧ５１	福原中学校	川越市大字今福５１２番地

（本市関連）　（２／２）

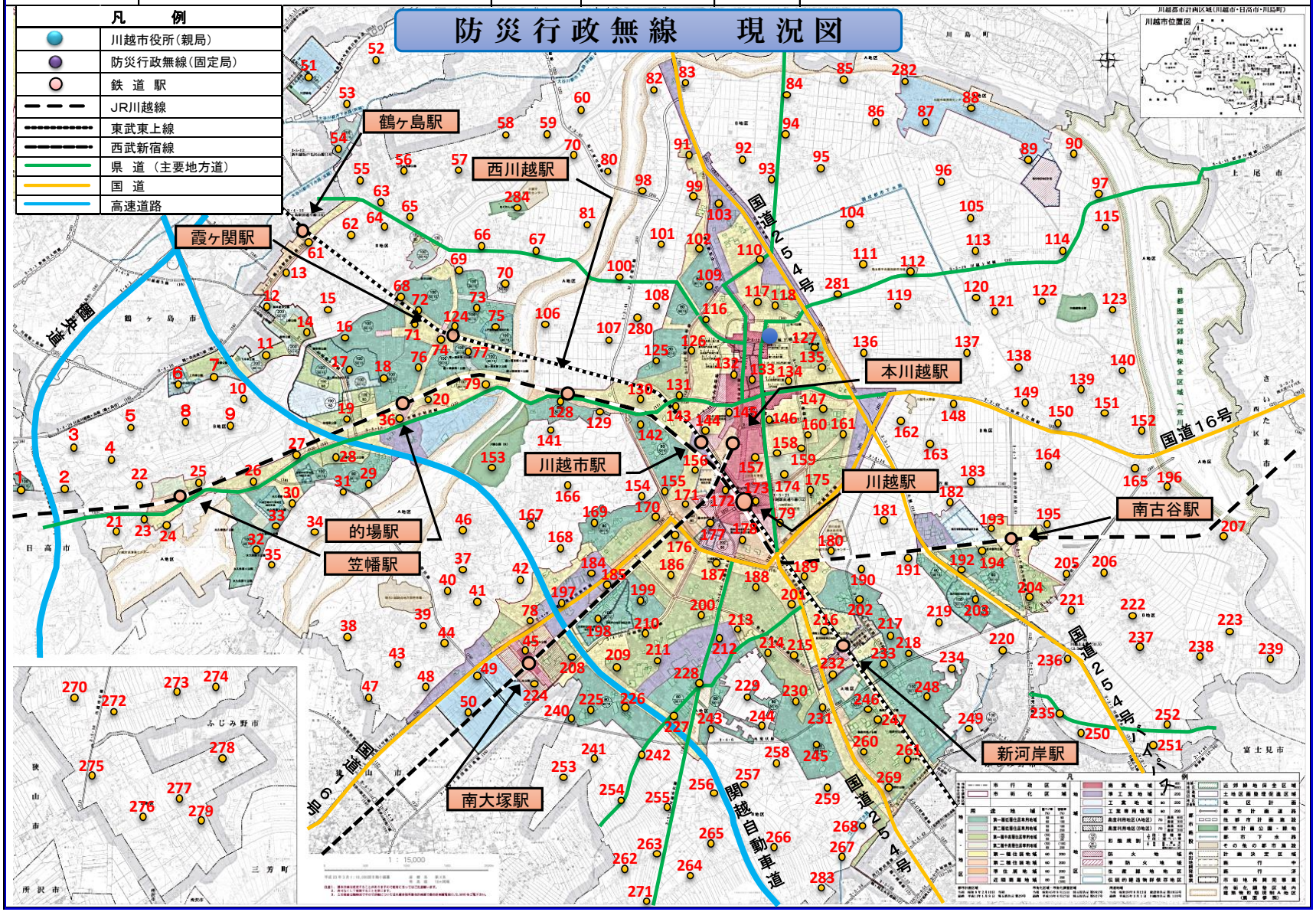
番号	ポイント名	名　　称	住　　所
４１	ＫＧ５２	富士見中学校	川越市大字東田町１７番地１
４２	ＫＧ５３	南古谷中学校	川越市大字久下戸３７２１番地
４３	ＫＧ５６	川越運動公園	川越市大字下老袋３８８番地１
４４	ＫＧ７１	入間大橋緑地	川越市大字中老袋１５０番地
４５	ＫＧ７３	川越東高校	川越市久下戸６０６０番地
４６	ＫＧ７４	高階公共南広場	川越市大字砂新田４６５番地１
４７	ＫＧ７５	高階運動公園広場Ａ面	川越市大字砂４５１番地１
４８	ＫＧ７７	南部地域公共広場	川越市大字砂久保６８番地１
４９	ＫＧ８０	川越水上公園	川越市大字池辺８８０番地
５０	ＫＧ８１	八瀬大橋緑地（グランド）	川越市大字的場３５２９番地先
５１	ＫＧ８２	上戸緑地サッカー場	川越市大字的場２８７０番地先
５２	ＫＧ８３	東洋大学工学部川越校舎陸上競技場	川越市大字鯨井２１００番地

【資料２．１４】「緊急輸送道路位置図」

埼玉県指定及び川越市指定の緊急輸送道路位置図



地区名	川越市地区	面積	109.13㎢ 109．16㎢	区域	川越市（全域）



【資料２．１６】「防災行政無線一覧表」

親局No.	名称	所在地
0	市役所庁舎内操作卓	川越市元町 1 丁目 3 番 1

子局No.	名称	所在地
0	市役所屋上	川越市元町 1 丁目 3 番 1
1	大笠自治会館	川越市笠幡 2735 番 104
2	笠幡光明寺	川越市笠幡 2799 番 2
3	笠幡八坂神社	川越市笠幡 2609 番 1
4	川越西高校　正門前	川越市笠幡 3001 番 14
5	笠幡浅間神社南	川越市笠幡 1999 番 1
6	上丹草公園	川越市川鶴 3 丁目 5 番
7	川鶴市民センター	川越市川鶴 2 丁目 8 番 3
8	笠幡三島神社脇	川越市笠幡 1690 番 1
9	笠幡尾崎神社脇	川越市笠幡 1281 番 1
10	笠幡芳地戸公民館	川越市笠幡 955 番
11	川越西小学校	川越市川鶴 1 丁目 5 番
12	小畔水鳥の郷公園	川越市吉田新町 3 丁目 19 番
13	天沼新田 118 番付近	川越市天沼新田 118 番 2
14	旧吉田学校給食センター	川越市吉田 444 番
15	吉田白髭神社	川越市吉田 192 番 1
16	旧霞ケ関北市民センター	川越市霞ヶ関北 3 丁目 12 番 4
17	かすみ野公園	川越市伊勢原町 2 丁目 20 番
18	伊勢原第3公園	川越市伊勢原町 1 丁目 1 番
19	的場原公園	川越市的場 2 丁目 17 番
20	的場八坂神社	川越市的場 1876 番 1
21	養護老人ホームやまぶき荘	川越市笠幡 3590 番 2
22	霞ヶ関西小学校	川越市笠幡 3971 番 4
23	笠幡白鬚神社	川越市笠幡 3686 番 1
24	霞ヶ関西中学校	川越市笠幡 3470 番 1
25	倉ケ谷戸公民館	川越市笠幡 4494 番 3
26	山伝公会堂	川越市笠幡 134 番 21
27	霞ケ関小学校	川越市笠幡 177 番 1
28	たぬき山公園	川越市的場 1 丁目 19 番
29	若宮八幡神社	川越市的 529 番 1
30	霞ヶ関第二浄水場	川越市笠幡 85 番 2
31	的場 169 番付近	川越市的場 169 番
32	水久保第三公園	川越市かすみ野 3 丁目 6 番
33	霞ヶ関南小学校	川越市かすみ野 1 丁目 1 番 4
34	安比奈新田 116 番付近	川越市安比奈新田 116 番 3
35	水久保第四公園	川越市かすみ野 1 丁目 25 番
36	川越市消防団霞ヶ関分団	川越市的場 1223 番 1
37	大袋児童遊園	川越市大袋 255 番
38	増形 464 番付近	川越市増形 464 番 3
39	日東町自治会館	川越市日東町 15 番 15
40	大袋 404 番付近	川越市大袋 404 番 1

子局No.	名称	所在地
41	大袋新田 606 番付近	川越市大袋新田 606 番 1
42	大東中学校	川越市南大塚 1 丁目 20 番 1
43	藤倉天神社	川越市藤倉 197 番
44	大東西小学校	川越市山城 50 番
45	南台かすみ公園	川越市南台 2 丁目 10 番
46	池辺熊野神社	川越市池辺 263 番 2
47	猪鼻自治会館	川越市大袋新田 285 番
48	かし野台氷川神社	川越市かし野台 1 丁目 13 番 3
49	南台 1 丁目 2 番付近	川越市南台 1 丁目 2 番
50	南台 1 丁目 5 番付近	川越市南台 1 丁目 5 番 2
51	竹野 5 番付近	川越市竹野 5 番 1
52	下広谷観音堂	川越市下広谷 465 番 3
53	広谷小学校	川越市下広谷 562 番
54	富士見五反町公園	川越市広谷新町 16 番
55	下広谷南自治会館	川越市下広谷 1070 番 1
56	小堤集会所	川越市小堤 784 番 1
57	小堤東児童遊園	川越市小堤 550 番 2
58	下小坂 486 番付近	川越市下小坂 486 番 1
59	下小坂自治会館	川越市下小坂 651 番 2
60	下小坂白髭神社前	川越市下小坂 1003 番 1
61	天沼新田消防小屋脇	川越市天沼新田 144 番 1
62	東洋大学	川越市鯨井 2100 番
63	名細市民センター	川越市小堤 662 番 1
64	名細中学校	川越市小堤 14 番
65	名細小学校	川越市小堤 196 番 2
66	鯨井第二児童遊園	川越市鯨井 1118 番 1
67	鯨井中学校	川越市鯨井 572 番 1
68	みよしの公園	川越市吉田 685 番 1
69	川越西文化会館	川越市鯨井 1556 番 1
70	上戸小学校	川越市上戸 394 番 1
71	旧霞ケ関北公民館	川越市的場北 1 丁目 18 番 6
72	霞ケ関第一浄水場	川越市的場 2173 番 18
73	上戸自治会館	川越市上戸 168 番 4
74	霞ケ関駅南口	川越市霞ヶ関東 1 丁目 3 番 16
75	上戸公園管理事務所	川越市上戸 27 番 26
76	的場 2415 番付近	川越市的場 2415 番 1
77	霞ヶ関東第2公園	川越市霞ヶ関東 4 丁目 15 番 1
78	菅原神社	川越市南大塚 2 丁目 4 番 7
79	霞ヶ関東中学校	川越市的場 2765 番 1
80	平塚水防倉庫脇	川越市平塚 789 番 1
81	鯨井 164 番付近	川越市鯨井 164 番
82	福田自治会館	川越市福田 425 番 1
83	福田 155 番付近	川越市福田 155 番 8
84	府川 1305 番付近	川越市府川 1305 番 3
85	菅間中・下公民館	川越市菅間 764 番
86	菅間下集会所	川越市菅間 551 番

子局No.	名称	所在地
87	芳野台 2 丁目 8 番付近	川越市芳野台2丁目 8 番 32
88	芳野台汚水中継ポンプ場	川越市芳野台 2 丁目 8 番 19
89	芳野台第2公園	川越市芳野台 1 丁目 103 番 42
90	上老袋自治会集会場	川越市上老袋 473 番
91	山田西町集会所	川越市山田 894 番 2
92	山田八幡神社	川越市府川 226 番 1
93	府川自治会館	川越市府川 130 番
94	菅間第二学校給食センター	川越市菅間 18 番 1
95	谷中集落センター	川越市谷中 229 番 1
96	芳野中学校	川越市石田本郷 733 番
97	老袋自警消防団小屋脇	川越市中老袋 363 番 2
98	寺山自治会館	川越市寺山 543 番
99	山田小学校	川越市山田 700 番
100	上寺山自治会館	川越市上寺山 529 番 1
101	寺山 146 番付近	川越市寺山 146 番 4
102	神明町保育園	川越市神明町 64 番 4
103	南山田自治会館	川越市山田 1915 番 2
104	北田島観音堂	川越市北田島 26 番
105	西門集会所	川越市鴨田 405 番 1
106	小ケ谷公園	川越市小ケ谷 959 番
107	今成小学校	川越市今成 2 丁目 42 番 1
108	シルバー人材センター	川越市石原町 2 丁目 33 番 1
109	県営川越神明町団地	川越市神明町 49 番 1
110	宮元町公園	川越市宮元町 10 番 10
111	芳野市民センター	川越市北田島 144 番 1
112	川越花き市場	川越市寺井 214 番 12
113	鍛冶屋敷集会所	川越市鴨田 611 番 1
114	県道川越上尾線芳野台工業団地入口交差点	川越市鴨田 1862 番 2
115	下老袋氷川神社	川越市下老袋 732 番 1
116	石原町 1 丁目 10 番付近	川越市石原町 1 丁目 10 番 4
117	志多町会館	川越市志多町 12 番 3
118	北公民館	川越市氷川町 107 番
119	弥陀堂	川越市伊佐沼 222 番
120	川越市グリーンツーリズム拠点施設	川越市伊佐沼 861 番 1
121	金精稲荷神社脇	川越市鴨田 1416 番 1
122	大下公民館	川越市鴨田 1787 番 2
123	下老袋農民センター	川越市下老袋 338 番 1
124	霞ケ関駅北口	川越市的場 2247 番 7
125	今成熊野神社	川越市今成3丁目 4 番 4
126	児童センターこどもの城	川越市石原町 1 丁目 41 番 2
127	初雁公園	川越市郭町 2 丁目 13 番 1
128	小ケ谷老人憩いの家	川越市小ヶ谷 159 番 17
129	泉小学校	川越市小室 463 番
130	警視庁団地児童遊園	川越市今成 4 丁目 9 番 5
131	月越小学校	川越市月吉町 51 番
132	鴉山稲荷神社	川越市仲町 10 番 11

子局No.	名称	所在地
133	仲町 1 番付近	川越市仲町 1 番 20
134	中央公民館	川越市三久保町 18 番 3
135	郭町浄水場	川越市郭町 2 丁目 19 番 1
136	杉森稲荷神社	川越市松郷 812 番
137	伊佐沼公園	川越市伊佐沼 584 番
138	沼端公民館	川越市古谷上 2095 番
139	黒須公民館	川越市古谷上 4067 番 1
140	古谷上 5621 番付近	川越市古谷上 5621 番 2
141	小室地内道路	川越市小室 251 番 5
142	上野田町児童遊園	川越市上野田町 55 番 2
143	三光町東上線159号踏切脇	川越市三光町 39 番 12
144	川越女子高等学校	川越市六軒町 1 丁目 23 番
145	中央小学校	川越市中原町 1 丁目 25 番
146	通町公園	川越市通町 16 番 3
147	小仙波町 3 丁目 6 番付近	川越市小仙波町3丁目 6 番 5
148	八ツ島児童遊園	川越市八ツ島 27 番 1
149	古谷水道復旧用資材倉庫	川越市古谷上 3560 番
150	古谷市民センター	川越市古谷上 3830 番 3
151	古谷小学校	川越市古谷上 5460 番
152	市立教育センター	川越市古谷上 6083 番 15
153	県営川越(水上)公園	川越市池辺 833 番
154	野田中学校	川越市野田町 2 丁目 19 番 14
155	野田町二丁目児童遊園	川越市野田町 2 丁目 16 番 161
156	富士見中学校	川越市東田町 17 番 1
157	本川越駅前立体駐車場脇	川越市新富町2丁目 5 番 1
158	川越工業高校	川越市西小仙波町 2 丁目 28 番 1
159	川越第一中学校	川越市小仙波町 5 丁目 6 番
160	川越総合高校	川越市小仙波町 5 丁目 14 番 1
161	仙波町 3 丁目 16 番付近	川越市仙波町3丁目 16 番 9
162	川越工業高校グランド	川越市小仙波 847 番
163	高島集会所	川越市高島 517 番
164	古谷上 4748 番付近	川越市古谷上 4748 番 2
165	古谷本郷上農業センター	川越市古谷本郷 1022 番
166	薬師堂児童遊園	川越市豊田本 558 番
167	大東東小学校	川越市豊田本 1162 番
168	豊田町集会所	川越市豊田町 2 丁目 28 番 7
169	豊田町 1 丁目 24 番付近	川越市豊田町1丁目 24 番 1
170	脇田新町保育園	川越市脇田新町 18 番 7
171	東田町自治会集会所	川越市東田町 7 番 80
172	川越駅西口第一自転車駐車場	川越市脇田本町 25 番 25
173	川越駅東口三角広場	川越市脇田町 104 番
174	仙波町 1 丁目南団地集会所	川越市仙波町 1 丁目 4 番 18
175	仙波第二会館	川越市仙波町4丁目 2 番 3
176	旭町1丁目公園	川越市旭町 1 丁目 20 番 9
177	脇田本町公園	川越市脇田本町 11 番 32
178	新宿町1丁目2番8号　川越市用地	川越市新宿町 1 番 2 番 8

子局No.	名称	所在地
179	仙波小学校	川越市富士見町 4 番 1
180	新河岸川上流水循環センター	川越市大仙波 1287 番
181	仙波浄水場	川越市大仙波 845 番 1
182	大中居 580 番付近	川越市 大中居 580 番 1
183	大中居集会所　南側	川越市大中居 137 番
184	中耕地公園	川越市豊田町 2 丁目 20 番 11
185	大塚新田稲荷窪自治会館	川越市大塚 1 丁目 26 番 16
186	市立川越高校	川越市旭町 2 丁目 3 番 7
187	新宿団地集会所	川越市新宿町 5 丁目 13 番 35
188	城南中学校	川越市新宿町 3 丁目 19 番 1
189	岸町市営住宅内公園	川越市岸町 1 丁目 21 番 1
190	砂中学校	川越市砂 260 番
191	南田島公民館	川越市南田島 1550 番
192	並木西町公園	川越市並木西町 16 番
193	並木北田第1公園	川越市並木 94 番 18
194	並木氷川神社	川越市並木新町 5 番 1
195	東中学校	川越市小中居 278 番
196	古谷本郷上組千手堂自治会集会所	川越市古谷本郷 1920 番 2 及び 5
197	大塚新田消防倉庫	川越市大塚 1 丁目 19 番 10
198	並木広場	川越市大塚新町 28 番 5
199	大塚小学校	川越市大塚 2 丁目 10 番 1
200	新宿小学校	川越市新宿町 6 丁目 9 番 1
201	岸町 2 丁目 12 番付近	川越市岸町 2 丁目 12 番 6
202	砂自治会館	川越市砂 410 番 4
203	藤木町第二公園	川越市藤木町 16 番 2
204	南古谷小学校	川越市木野目 1451 番
205	川越高等技術専門校前	川越市今泉 25 番 1
206	上久下戸集会所	川越市久下戸 2051 番
207	古尾谷八幡神社	川越市古谷本郷 1406 番 1 及び 5
208	南大塚 3 丁目 11 番付近	川越市南大塚 3 丁目 100 番 177
209	中台つつじケ丘自治会集会所前	川越市むさし野南 100 番 19
210	武蔵野小学校	川越市むさし野 14 番 1
211	今福武蔵野第3公園	川越市中台 1 丁目 9 番 3
212	中台八雲神社	川越市中台 1 丁目 13 番 10
213	岸町健康ふれあい広場	川越市岸町 3 丁目 33 番 3
214	高階北小学校	川越市砂新田 1 丁目 16 番 28
215	砂新田公園	川越市砂新田 2 丁目 13 番
216	砂 807 番付近	川越市砂 807 番 1
217	砂氷川神社	川越市砂 642 番 4
218	新河岸自治会館	川越市下新河岸 56 番 1
219	牛子小学校	川越市牛子 418 番
220	桜堤公園	川越市南田島 2503 番 22
221	南古谷市民センター	川越市今泉 371 番 1
222	久下戸 2201 番付近	川越市久下戸 2201 番 1
223	萱沼稲荷神社	川越市萱沼 2215 番 2
224	南台ふじみ公園	川越市南台 3 丁目 5 番

子局No.	名称	所在地
225	南大塚 5 丁目 31 番付近	川越市南大塚 5 丁目 31 番 3
226	中台自警前市道	川越市今福 245 番 2
227	中台第1公園	川越市中台 2 丁目 10 番 16
228	県道宮寺川越線今福交差点	川越市今福 853 番 1
229	砂久保第一児童遊園	川越市砂久保 37 番 23
230	砂新田 5 丁目 13 番付近	川越市砂新田 5 丁目 13 番 2
231	高階中学校	川越市藤間 10 番
232	高階小学校	川越市砂新田 58 番
233	原稲荷神社	川越市寺尾 120 番
234	寺尾 366 番付近	川越市寺尾 366 番 3
235	古市場 366 番付近	川越市古市場 366 番 1
236	古市場氷川神社　脇市道	川越市古市場 1 番 4
237	下久下戸公民館	川越市久下戸 3108 番 2
238	久下戸氷川神社	川越市久下戸 2788 番 1
239	萱沼神明神社脇	川越市萱沼 2606 番 2
240	萱場児童遊園	川越市南大塚 6 丁目 27 番 23
241	福原グランド	川越市今福 2896 番 1
242	今福 467 番付近	川越市今福 467 番 4
243	今福原平野神社	川越市今福 1121 番 1
244	砂久保第三児童遊園	川越市砂久保 78 番 3
245	砂新田 386 番付近	川越市砂新田 386 番 1
246	藤間 121 番付近	川越市藤間 121 番 4
247	高階保育園駐車場	川越市藤原町 27 番 2
248	高階第二保育園	川越市寺尾 190 番 1
249	寺尾小学校	川越市寺尾 979 番 2
250	蓮光寺	川越市渋井 248 番 1
251	渋井公民館	川越市渋井 705 番 2
252	渋井グランドゴルフ場	川越市渋井 1622 番 6
253	今福 2919 番付近	川越市今福 2919 番 1
254	今福上集会所	川越市今福 240 番 3
255	福原中学校	川越市今福 512 番 1
256	今福第二団地集会所脇	川越市今福 1645 番 1
257	今福 1277 番付近	川越市今福 1277 番 6
258	川越初雁高校	川越市砂新田 2564 番 1
259	高階西小学校	川越市藤間 1102 番
260	高階南小学校	川越市諏訪 12 番 3
261	清水町公園	川越市清水町 3 番 3
262	中福 692 番付近	川越市中福 692 番 1
263	中福 419 番付近	川越市中福 419 番 14
264	上松原自治会館	川越市上松原 244 番
265	上松原児童遊園	川越市上松原 363 番 1
266	福原第4分団	川越市下松原 274 番 1
267	砂新田 451 番付近	川越市砂新田 451 番 9
268	藤間 948 番付近	川越市藤間 948 番 1
269	熊野町公園	川越市熊野町 11 番 1
270	中福稲荷神社	川越市中福 2 番 1

子局No.	名称	所在地
271	中福 20 番付近	川越市中福 20 番 1
272	下赤坂 80 番付近	川越市下赤坂 80 番 1
273	下赤坂自警団裏	川越市下赤坂 286 番 1
274	下赤坂 380 番付近	川越市下赤坂 380 番 1
275	下赤坂 1805 番付近	川越市下赤坂 1805 番 52
276	中福 877 番付近	川越市中福 877 番 7
277	大野原公民館	川越市下赤坂 746 番 2
278	武蔵町会館	川越市下赤坂 628 番 1
279	下赤坂 713 番付近	川越市下赤坂 713 番 1
280	石原町 2 丁目 68 番付近	川越市石原町 2 丁目 68 番 8
281	氷川町県道川越上尾線脇	川越市氷川町 282 番 2
282	芳野台工業協同組合事務所	川越市芳野台 2 丁目 8 番 5
283	下松原 496 番付近	川越市下松原 496 番 4
284	なぐわし公園	川越市鯨井 1327 番 1
285	大東市民センター	川越市豊田本 1881 番 1
286	霞ケ関北市民センター	川越市霞ケ関北 6 丁目 30 番 2
287	高階市民センター	川越市藤間 27 番 1
288	春日第一公園	川越市小堤 62 番 273
289	伊勢原緑地	川越市伊勢原町 5 丁目 4 番 1
290	今福下自治会集会所	川越市今福 599 番 4 付近
291	霞ケ関東第6公園内	川越市霞ケ関東 5 丁目 7 番 5
292	小仙波水利組合農業用水機場内	川越市小仙波 100 番 2
293	柳原公園	川越市古谷本郷 1610 番 20 付近
294	市営住宅岸町北団地	川越市岸町 1 丁目 14 番 7
295	新田公園	川越市笠幡 2708 番 13

【資料２．１７】「時系列からみた応急対策の流れ」

■活動体制の確立

項目＼時間	地震発生～２４時間	２～３日目位	４日～１週間目位
配備・ 動員体制	・地震情報、被害状況の把握 ・配備体制の決定 ・職員の動員	・出動職員の把握 ・職員の調整 ・交替要員の確保	・出動職員の把握 ・職員の調整 ・交替要員の確保
災害対策本部 の設置・運営	・地震情報、被害状況の把握 ・災害対策本部の設置 ・災害対策本部設置の通知 ・本部会議の開催	・災害対策本部の運営 ・本部会議の開催 ・応急活動の実施状況の把握 ・職員の調整	・災害対策本部の運営 ・本部会議の開催 ・応急活動の実施状況の把握 ・職員の調整
応急活動	・来庁者、職員の安全確保 ・庁舎等の被害状況の把握 ・地震情報、被害状況の把握 ・初動活動の実施	・応急活動の実施 ・応急活動の実施状況の把握 ・職員の調整	・応急活動の実施 ・応急活動の実施状況の把握 ・職員の調整 ・日常業務への移行準備
相互協力	・地震情報、被害状況の把握 ・応援要請の決定 ・応援の要請 ・応援部隊の受け入れ体制の確立 （宿泊所、活動拠点の斡旋など）	・応援部隊の受け入れ ・活動内容等の調整、協議	・活動内容等の調整、協議 ・経費の負担区分等の協議準備
自衛隊の 災害派遣	・地震情報、被害状況の把握 ・応援要請の決定 ・応援の要請 ・応援部隊の受け入れ体制の確立 （宿泊所、活動拠点の斡旋など） ・応援部隊の受け入れ	・応援部隊の受け入れ ・活動内容等の調整、協議	・活動内容等の調整、協議 ・経費の負担区分等の協議準備
ボランティア の受け入れ	・ボランティアの受け入れ体制の確立	・ボランティアの受付窓口の開設 ・ボランティアの受付 ・埼玉県への派遣要請 ・ボランティアの派遣	・ボランティアの受付 ・ボランティアの派遣 ・ボランティアの要員の調整 ・埼玉県への報告

■情報の収集・伝達

項目＼時間	地震発生～２４時間	２～３日目位	４日～１週間目位
災害情報の 収集伝達	・情報連絡体制の確立 ・通信手段の確保 ・地震情報の収集 ・初動期の情報収集 ・情報の整理、分析 ・関係機関への報告	・被害調査活動 ・情報の整理、分析 ・関係機関への報告 ・災害状況及び対策の記録	・被害調査活動 ・情報の整理、分析 ・関係機関への報告 ・災害状況及び対策の記録
市民への 広報活動	・広報体制の確立 ・広報手段の確保 ・初動期の広報の実施	・市民への広報の継続 ・広報紙(臨時)の発行体制の確立	・生活再開時期の広報の実施 ・臨時広報紙の発行、掲示、配布
報道機関への 情報提供	・報道機関への情報の提供	・報道機関への情報の提供 ・県への災害情報の報道依頼	・報道機関への情報の提供 ・埼玉県への災害情報の報道依頼
市民への 各種相談窓口	・相談窓口の設置準備 ・関連資料の収集	・相談窓口の開設、相談の受付 ・関連資料の収集	・相談窓口における相談の受付 ・関連資料の収集 ・相談要員の確保

■消防活動

項目＼時間	地震発生～２４時間	２～３日目位	４日～１週間目位
消防活動	・被害状況の把握 ・初動体制の確立 （警防本部、署隊本部の設置） ・消防活動の実施 ・関係機関への応援要請	・二次災害防止対策の実施 ・交替要員の確保	・二次災害防止対策の実施 ・交替要員の確保
危険物対策	・施設責任者による緊急停止措置 ・関係機関への連絡 ・応急点検、応急活動の実施	・復旧作業の実施 ・施設の総点検の実施	・復旧作業の実施 ・施設の総点検の実施

■救援・救護活動

時間／項目	地震発生～２４時間	２～３日目位	４日～１週間目位
人命救助活動	・人命救助活動の実施 （警察、消防、自衛隊等との連携による） ・負傷者の救護、搬送	・人命救助活動の実施 ・負傷者の救護、搬送 ・行方不明者の安否確認 （名簿等による確認） ・行方不明者の捜索 （警察、消防等との連携による）	・活動報告のとりまとめ ・活動報告 ・行方不明者名簿の確定
避　難	・避難の指示・誘導 ・避難所の安全性、被害状況の把握 ・避難所の開設 ・避難所開設の報告 ・避難者の把握（名簿の作成） ・災害弱者、傷病者の把握	・避難所の運営管理体制の確立 （自主防災組織等との連携による） ・応急給水（飲料水）の実施 ・食料、物資の供給 ・仮設トイレ等の設置 ・生活用水の確保	・避難所の運営管理 ・避難所生活の長期化対策の検討 （炊き出し対策、入浴対策、トイレ対策、ゴミ対策） ・食料､物資の必要品目､量の把握
災害時要援護者への支援	・在宅の災害弱者の救援・救護 （民生委員、自主防災組織等との連携による） ・社会福祉施設入所者の救援・救護 （施設管理者と協力） ・外国人の救援・救護	・受入先の確保、移送 ・生活救援物資の供給 ・各種情報の提供 ・巡回サービスの実施 ・災害弱者の要望等の把握	・受入先の確保、移送 ・生活救援物資の供給 ・各種情報の提供 ・巡回サービスの実施 ・災害弱者の要望等の把握
医療救護	・医療機関の被害状況の把握 ・関係機関（医師会等）への協力要請 ・医療救護の需要の把握 ・医療救護班の派遣要請 ・医薬品等の調達 ・避難所へ救護所を設置 ・応急医療の実施（トリアージ） ・医療機関への搬送 ・医療機関の水の確保	・応急医療の継続 ・特別な医療機関（透析等）の確保 ・医療機関への搬送 ・救護所の維持 ・交替要員の確保	・応急医療の継続 ・救護所の再編成の検討 ・医療機関での医療へ移行準備
防疫・保健衛生	―	・トイレの使用状況の調査､消毒作業 ・避難所の生活環境の確保 ・給水施設の清掃 ・検病疫学調査	・トイレの使用状況の調査、消毒作業 ・避難所の生活環境の確保 ・給水施設の清掃 ・検病疫学調査 ・食品衛生監視、栄養指導
応急給水	・水道施設の被害状況、断水戸数などの把握 ・給水需要の把握 ・医療機関等への優先給水 ・給水に関する広報活動の実施	・応急給水の実施 ・給水に関する広報活動の実施 ・生活用水の確保	・応急給水の継続 ・給水に関する広報活動の実施
食料・生活必需品の供給	・食料、物資の必要量の把握 ・公的備蓄品の供給、搬送	・食料、物資の必要量の把握 ・食料、物資の調達、供給 ・炊き出しの実施	・炊き出しの実施 ・被災者ニーズの把握 ・給食体制への移行 ・避難生活長期化への供給体制の検討
住宅応急復旧	・危険度判定体制の確立 ・公共建築物の危険度判定の実施	・危険度判定体制の確立 ・公共建築物の危険度判定の実施	・一般建築物の危険度判定の実施 ・被災住宅の応急修理体制の確立 ・住宅関係障害物の除去 ・応急仮設住宅の建設体制の確立 （設置場所の決定、実施手続、建設業者への協力要請） ・応急措置に関する広報、相談の実施
遺体の捜索、処理及び埋火葬	・被害状況の把握 （死亡者数の推定） ・収容体制の確立 （物資、遺体搬送車、火葬場、安置場所等の確保） ・遺体の検視、検案	・遺体の捜索 ・遺体の検視、検案 ・遺体の収容・安置 ・遺体の埋・火葬 ・台帳、名簿等の作成	・遺体の捜索 ・遺体の検視、検案 ・遺体の収容・安置 ・遺体の埋・火葬 ・台帳、名簿等の作成
労働力の確保		・必要な労働力の把握 ・関係機関への協力要請	・関係機関への協力要請 ・労働力の確保

■都市施設の応急対策

項目＼時間		地震発生～２４時間	２～３日目位	４日～１週間目位
公共施設の応急対策	公共建築物	・公共建築物の被害状況の把握 ・電算システムの被害状況の把握 ・被害状況の広報の実施	・保全、復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施	・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報の実施
	道路施設	・道路施設の被害状況の把握 ・関係機関への応急対策実施の要請 ・被害状況の広報の実施 ・応急作業の実施	・道路施設の被害調査の実施 ・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施	・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報の実施
	河川施設	・河川施設の被害状況の把握 ・関係機関への応急対策実施の要請 ・被害状況の広報の実施 ・応急作業の実施	・河川施設の被害調査の実施 ・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施	・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報の実施
	鉄道施設	・乗客の安全確保 ・被害状況の広報の実施 ・応急作業の実施	・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施	・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報の実施
ライフラインの応急対策	上水道	・上水道施設の被害状況の把握 ・給水体制の確立	・応急給水の実施 ・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施	・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報
	下水道	・下水道施設の被害状況の把握 ・緊急点検	・緊急措置の実施 ・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施	・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報
	ガス	・ガス施設の被害状況の把握 ・二次災害防止のための初動措置 ・安全確保のための広報活動の実施	・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施	・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報
	電力	・電気施設の被害状況の把握 ・被害状況の広報の実施 ・復旧作業の実施	・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施	・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報
	通信	・通信施設の被害状況の把握 ・応急措置（臨時回線の作成）の実施 ・被害状況の広報の実施 ・復旧作業の実施	・応急措置（臨時回線の作成）の実施 ・特設公衆電話の設置 ・復旧作業の実施 ・被害状況、復旧状況の広報の実施	・特設公衆電話の設置 ・復旧作業の継続 ・復旧状況の広報

■警備・交通・輸送対策

時間／項目	地震発生～２４時間	２～３日目位	４日～１週間目位
警備活動	・警備本部の設置 ・部隊の配置運用 ・警備活動の実施	・警備活動の継続	・警備活動の継続
交通・輸送対策	・道路の被害状況の把握 ・緊急輸送道路の確保 ・交通障害物の除去 ・緊急車両の確保、調達 ・交通規制の実施 ・交通規制の広報	・緊急輸送の実施 ・応援の要請 ・緊急車両の調達 ・交通規制の継続 ・交通規制の広報	・緊急輸送の実施 ・応援の要請 ・緊急車両の調達 ・輸送体制の見直し ・交通規制の継続 ・交通規制の広報 ・交通規制の緩和、解除の検討

■廃棄物対策

時間／項目	地震発生～２４時間	２～３日目位	４日～１週間目位
ごみ処理	・処理施設の被害状況の把握	・ごみの収集体制の確立 （仮置き場､収集車､人員の確保） ・他市町村への要請	・ごみの収集、処理活動の実施
し尿処理	・下水道処理施設の被害状況の把握 ・仮設トイレの手配､配置場所の決定	・し尿の収集体制の確立 （収集車、人員の確保） ・仮設トイレ調達、設置	・し尿の収集、処理活動の実施 ・仮設トイレの維持管理 ・下水道の復旧に応じたし尿処理への移行
災害廃棄物処理	－	・処理体制の確立 （受入体制、仮置場の確保）	・処理活動の実施 ・相談窓口の開設

■文教・福祉対策

時間／項目	地震発生～２４時間	２～３日目位	４日～１週間目位
学校教育対策	・児童・生徒の安全確保 ・被害状況の把握 ・休業措置	・休業措置 ・施設の応急復旧 ・応急教育実施の準備 （教科書、学用品の調達）	・応急教育の実施 （一部短縮授業の実施） ・通常授業への移行準備
社会教育施設対策	・利用者の安全確保 ・被害状況の把握	・施設の応急復旧 ・被害状況、復旧状況の広報の実施	・施設の応急復旧 ・復旧状況の広報の実施
文化財の応急対策	・被害状況の把握	・応急措置	・被害状況の報告
福祉対策	・入所者、利用者の安全確保 ・被害状況の把握 ・要保護児童の把握	・施設の応急復旧 ・被害状況、復旧状況の広報の実施 ・応急保育実施の準備 ・要保護児童の保護	・施設の応急復旧 ・復旧状況の広報の実施 ・応急保育の実施

【資料２．１８】「現地調査班担当地区一覧（震災対策）」

震災時における「現地調査班」の出動地域

調査班名	出動地域
第１現地調査班	本庁地区
第２現地調査班	山田地区
第３現地調査班	古谷地区
第４現地調査班	南古谷地区
第５現地調査班	高階地区
第６現地調査班	福原地区
第７現地調査班	大東地区
第８現地調査班	霞ケ関地区、川鶴地区
第９現地調査班	霞ケ関北地区
第１０現地調査班	芳野地区
第１１現地調査班	名細地区

【資料２．１９】「自衛隊への連絡先」

自衛隊への連絡先

	部隊名（駐屯地等）	連絡責任者及び電話番号		摘要
陸上	第 32 普通科連隊 （大宮）	時間内	第３科長 048-663-4241～5 内線　435～439 FAX　内線 440	災害派遣要請窓口
		時間外	部隊当直指令 048-663-4241～5 内線　402	
航空	中部航空方面隊司令部 （入間）	時間内	運用第２班長 04-2953-6131 内線 2233 FAX　内線 2269	
		時間外	中空司令部当直幕僚 04-2953-6131 内線 2204	
参考	陸上自衛隊 東部方面総監部 （朝霞）		防衛部防衛課運用班 048-460-1711 内線　2257 FAX　内線 2368	

資料）「自衛隊災害派遣に係る受援計画の手引き」平成 20 年 3 月、埼玉県危機管理防災部危機管理課

【資料２．２０】「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」

救助の方法、程度、期間等早見表

（令和３年6月18日現在）

※下線部が特別基準の設定が可能な部分

救助の種類	対　　象	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
避難所の設置（法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 330 円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置（法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 330 円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	１　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必 要となる場合は、内閣府と協議すること。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額　１戸当たり 5,714,000 円以内 ３　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20 日以内着工	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　供与期間は２年以内

<table>
<tr><td></td><td></td><td>○賃貸型仮設住宅
１　規模　建設型仮設住宅に準じる
２　基本額
地域の実情に応じた額</td><td>災害発生の日から速やかに借上げ、提供</td><td>１　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
２　供与期間は建設型仮設住宅と同様。</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>１　避難所に収容された者
２　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>１人１日当たり
1,160 円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
（１食は 1/3 日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（４月～９月）冬季（10 月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区　分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr><tr><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,700</td><td>11,400</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr><tr><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr></table></td><td>災害発生の日から10 日以内</td><td>１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
２　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>１　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
２　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
３　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14 日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
２　助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額</td><td>分べんした日から７日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
</table>

救助の種類	範　　囲	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たりの限度額 ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策 本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童　4,500円 中学校生徒　4,800円 高等学校等生徒　5,200円	災害発生の日から 教科書 1ヵ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,500円以内 一時保存　既存建物借上費　通常の実費 既存建物以外　1体当り　5,400円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	範　　囲	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第４条第１項）	１　被災者の避難に係る支援 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第４条第２項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実　費　弁　償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	１人１日当たり 医師、歯科医師 21,500円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、歯科衛生士 15,100円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,500円以内 土木技術者、建築技術者 15,000円以内 救急救命士 14,700円以内 大工 25,300円以内 左官 26,500円以内 とび職 26,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	範　　囲	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。（特別基準）

【資料２．２１】「気象庁震度階級関連解説表」

気象庁震度階級関連解説表

（平成 21 年 3 月 31 日改定）

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。

この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

① 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

② 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

③ 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

④ この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

⑤ この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

⑥ この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

■気象庁震度階級関連解説表で用いる副詞・形容詞

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないが、その数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	―	―
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	―	―
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	―
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■木造建物（住宅）、鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	木造建物		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	－	－
５強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
７	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（木造建物）

注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（鉄筋コンクリート造建物）

注１） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注２） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
７		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合､地形等によっては天然ダムが形成されることがある｡また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

【資料２．２２】「長周期地震動階級関連解説表」

長周期地震動階級関連解説表

長周期地震動階級とは、固有周期が 1 ～ 2 秒から 7 ～ 8 秒程度の揺れが生じる高層ビル内における、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から 4 つの段階に区分した揺れの大きさの指標です。
長周期地震動階級関連解説表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

１．長周期地震動階級関連解説表は、固有周期 1.5 秒程度から 8 秒程度までの一般的な高層ビルを対象として、長周期地震動階級が推計された際に発生する可能性がある被害を記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの長周期地震動階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
２．長周期地震動階級が同じであっても、対象となる建物や構造物の状態、継続時間などの地震動の性質により被害は異なります。
３．長周期地震動階級関連解説表は、主に近年発生した長周期地震動による被害の事例から作成したものです。今後、顕著な長周期地震動が観測された場合には内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
４．長周期地震動階級関連解説表では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次に示す副詞・形容詞を用いています。

■長周期地震動階級関連解説表で用いる副詞・形容詞

用語	意味
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該長周期地震動階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないが、その数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。

■長周期地震動階級関連解説表（高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況等との関連）

	長周期地震動階級	人の体感･行動	室内の状況	備考
	長周期地震動階級1 （やや大きな揺れ）	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	－
	長周期地震動階級2 （大きな揺れ）	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	－
	長周期地震動階級3 （非常に大きな揺れ）	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ･亀裂が入ることがある。
	長周期地震動階級4 （極めて大きな揺れ）	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ･亀裂が多くなる。

〈参考：長周期地震動階級および長周期地震動階級関連解説表について（気象庁 HP）〉
https://www.data.jma.go.jp/eew/data/ltpgm_explain/about_level.html

【資料２．２３】「市民への注意喚起のための呼びかけ例」

市民への注意喚起のための呼びかけ例

□地震発生直後の広報

「防災かわごえ。こちらは川越市役所です。」
「ただ今、〇〇時〇〇分に、震度〇の地震がありました。」
「ガスの元栓を締め、火の元を確認してください。」
「隣近所でケガをした人はいないか、お互いに声を掛け合って確かめてください。」
「身の回りの安全を確認し、あわてずに落ち着いて行動してください。」
（繰り返し）

□安全確保、二次災害防止の広報（例文集の例文を適宜組み合わせて広報する。）

「防災かわごえ。こちらは川越市役所です。」
「さきほど、〇〇時〇〇分に、震度〇の地震がありました。」
「余震があるかもしれません。」 又は 「現在も余震が続いています。」
・・・・・・（例文）・・・・・・
（繰り返し）

（例文集）

〇余震は本震よりも小さいのが普通ですが、被害が出るかもしれません。
十分に警戒してください。
〇ドアや窓を開けて、避難する場合に備えてください。
〇地震で壊れた建物などでは、屋根瓦、ガラス、看板などが余震で落ちることがあります。
付近の皆さんは、十分に注意して下さい。
〇消防車や救急車を呼ぶとき以外は、電話はしばらく使わないでください。
電話の受話器が外れていたら、元に戻してください。
〇いま電気や水道が使えるところでも、念のため懐中電灯や携帯ラジオを用意してください。
いまのうちに水を溜め置きしてください。
飲み水やトイレの水を容器に溜めておいてください。
〇消防車や救急車を呼ぶとき以外は、しばらく電話の使用は控えてください。
電話が込み合うと救出や消火活動の妨げになります。
電話の受話器が外れたままになっていませんか。
電話が掛かりにくい原因になります。元に戻してください。
〇停電しているお宅では、ろうそくは使わないでください。
引火して火事になる危険があります。懐中電灯を使ってください。
〇デマやいい加減なうわさばなしに惑わされず、テレビやラジオがお伝えする正確な情報を信じてください。
避難するときは、警察や消防の指示に従って冷静に行動してください。

【資料２．２４】「医師会医療救護班編成表」

医師会医療救護班編成表

本 部 長 医師会会長
副本部長 副会長、地域医療担当

西部班（50）	
救急	池袋病院
	武蔵野総合病院
	しらさき川越クリニック
内科 小児科 精神科	笠幡病院
	霞ヶ関南病院
	岸病院
	あさひクリニック
	ありやまクリニック
	伊藤内科糖尿病クリニック
	いせはらクリニック
	おがわ内科クリニック
	霞ヶ関中央クリニック
	かわごえ循環器・内科クリニック
	川越豊田町クリニック
	川鶴クリニック
	川鶴プラザクリニック
	黒森小児科クリニック
	小島医院
	坂本クリニック
	さとうクリニック
	杉本内科クリニック
	西部診療所
	誠和クリニック
	鶴ヶ島駅前クリニック
	鶴ヶ島内科クリニック
	なるかわ内科・脳神経クリニック
	林医院
	深田クリニック
	みどりこどもクリニック
	元山クリニック
	桃太郎クリニック
泌尿器科	川越インタークリニック
外科系	かすみクリニック
	川越大東医院
	さいたまクリニック
	渋谷整形外科
	鈴木脳神経外科
	たかだクリニック
	ハヤカワクリニック
	原整形外科
皮膚科	あいなクリニック
	石丸皮フ科医院
	やなぎさわ皮フ科内科
	林原皮膚科医院
産　婦	ハッピーバース・ライフクリニック
耳鼻科	片岡耳鼻咽喉科医院
	加藤耳鼻咽喉科医院
	けんゆうクリニック
眼　科	川越西眼科
	和田眼科クリニック

東部班（36）	
救急	帯津三敬病院
	南古谷病院
	川越救急クリニック
内科 小児科 精神科	埼玉病院
	山口病院
	浅野内科クリニック
	うわべ内科クリニック
	きりむら内科医院
	グリーンパーククリニック
	黒川医院
	サクマこころのクリニック
	さくら小江戸クリニック
	柴野医院
	新河岸診療所
	竹田クリニック
	長澤クリニック
	野田医院
	皆川医院
	南古谷クリニック
	三井クリニック
	山口内科医院
	山辺クリニック
	わかおクリニック
外科系	井上外科医院
	川越胃腸センター・クリニック
	かわごえ桂田クリニック
	新河岸腎クリニック
	ちあきメディカルクリニック
	藤野整形外科
	ひろせクリニック
	三森整形外科医院
産婦	愛和病院
	ゆずのき ART レディースクリニック
耳鼻科	伊佐沼クリニック
	おおひら耳鼻咽喉科
眼　科	中村眼科

南部班(51)	
救急	赤心堂病院
内科 小児科 精神科	川越同仁会病院
	城南中央病院
	西部川越病院
	関本記念病院
	西川病院
	ウニクス川越予防医療センター・クリニック
	おおさき内科クリニック
	小川医院
	おぜきこどもクリニック
	オレンジ在宅クリニック
	金森医院
	川越駅前クリニック
	川越中央クリニック
	かわごえファミリークリニック
	キャップスクリニック川越
	こばやしこどもクリニック
	埼玉川越リウマチ・膠原病内科クリニック
	せと内科医院
	双泉会クリニックかわごえ
	やしまクリニック
	ゆきさだクリニック
	米山クリニック
	U_PLACE　かわごえ内科
泌尿器科	熊谷クリニック
	赤心クリニック
外科系	川越リハビリテーション病院
	猪熊外科胃腸科医院
	川越駅前胃腸・肛門クリニック
	かわごえ駅前整形外科
	川越消化器クリニック
	川越ブレストクリニック
	川越南腎クリニック
	岸野胃腸科クリニック
	赤心堂総合検診クリニック
	傍島外科
	松本医院
	みよし胃腸クリニック
皮膚科	川越あさひクリニック
	仲皮フ科クリニック
産婦	愛和川越ウエストクリニック
	石井クリニック
	川越レディースクリニック
	品田クリニック
耳鼻科	川越耳科学クリニック
	川越耳鼻咽喉科医院
	しんがし耳鼻咽喉科クリニック
眼　科	くりばやし眼科
	こうづま眼科クリニック
	小江戸眼科内科　白内障・緑内障・糖尿病クリニック
	わたり眼科

北部班(37)	
救急	康正会病院
	本川越病院
	三井病院
内科 小児科 精神科	トワーム小江戸病院
	霞ヶ関腎クリニック
	きっかわ内科クリニック
	佐々木医院
	鈴木内科医院
	たかはしファミリークリニック
	田口医院
	徳丸医院
	野澤クリニック
	はら脳神経・頭痛クリニック
	広沢医院
	本川越メンタルクリニック
	宮沢クリニック
	もろ小児科医院
外科系	山田医院
	井上医院
	霞ヶ関整形外科
	康正会総合クリニック
	島田整形外科医院
	巣山整形外科
	田中医院
	川越整形外科内科医院
皮膚科	やまぶきクリニック
産婦	愛和レディスクリニック
	田口レディスクリニック
	レディースクリニック小川医院 DENTAL OGAWA
耳鼻科	川越くりはら耳鼻咽喉科
	はつかり耳鼻咽喉科クリニック
	森田耳鼻咽喉科医院
眼科	霞ヶ関眼科クリニック
	岸眼科医院
	さい眼科医院
	たむら眼科
	ライフクリニック

【資料２．２５】「災害弔慰金の支給及び災害障害見舞金の支給」

災害弔慰金の支給

対象災害	①　県内において、自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ②　当該市町村の区域内において、自然災害により 5 世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③　県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が 5 以上の市町村が 3 以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④　自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象となる。
支給対象者	①　　上記の災害による死亡者（3 か月以上の行方不明者を含む） ②　住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	①　　生計維持者が死亡した場合 500 万円 ②　①以外の場合 250 万円
費用負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

災害障害見舞金の支給

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者　250 万円　　② ①以外の場合　125 万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

【資料２．２６】「災害援護資金貸付制度」

災害援護資金の貸付

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が１箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付け対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。 ただし、世帯の年間総所得が次の金額を越えた世帯は対象とならない。 ①　世帯員が１人　　220 万円 ②　〃　　２人　　430 万円 ③　〃　　３人　　620 万円 ④　〃　　４人　　730 万円 ⑤　〃　　５人　　730 万円に、世帯員の人数から４人を除いた者１人につき 30 万円を加算した額 ⑥　住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず 1,270 万円
貸付け対象となる被害	①　療養期間が１ヶ月以上である世帯主の負傷 ②　住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の 1/3 以上の損害
貸付け金額	①　世帯主の１ヶ月以上の負傷　　限度額　　150 万円 ②　家財の 1/3 以上の損害　　〃　　150 万円 ③　住居の半壊　　〃　　170（250）万円 ④　住居の全壊　　〃　　250（350）万円 ⑤　住居の全体が滅失若しくは流失　　〃　　350 万円 ⑥　①と②が重複　　〃　　250 万円 ⑦　①と③が重複　　〃　　270（350）万円 ⑧　①と④が重複　　〃　　350 万円 ※（　）は、特別の事情がある場合の額
償還期間	10 年間とし、据置期間は、そのうち３年間
利　　率	・保証人有の場合：無利子　・保証人無の場合：年 1%（据置期間中は無利子）
費用負担	貸付原資の 2/3 を国庫補助、1/3 を県負担とする。

【資料２．２７】「生活福祉資金貸付制度」

生活福祉資金貸付制度に基づく住宅の補修等に必要な経費

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）　※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250 万円以内
貸付条件	償還期間：６月以内の据置期間経過後、７年以内
	利　　率：年１．５％（連帯保証人がいる場合は無利子）

生活福祉資金貸付制度に基づく災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）　※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150 万円以内
貸付条件	償還期間：６月以内の据置期間経過後、７年以内
	利　　率：年１．５％（連帯保証人がいる場合は無利子）

【資料２．２８】「被災者生活再建支援制度」

被災者生活再建支援制度の概要

<table>
<tr><td>目的</td><td>被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。</td></tr>
<tr><td>対象災害</td><td>自然災害（暴雨、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる被害）</td></tr>
<tr><td>対象災害の規模</td><td>政令で定める自然災害
① 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
② 市町村において 10 以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
③ 県において 100 以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）における自然災害
⑤ ５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口１０万人未満に限る）における自然災害</td></tr>
<tr><td>支援対象世帯</td><td>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの
① 住宅が全壊した世帯
② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯
③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
※ 全壊：損害割合 50%以上
半壊：損害割合 20%以上 50%未満
大規模半壊：損害割合 40%以上 50%未満
中規模半壊：損害割合 30%以上 40%未満</td></tr>
<tr><td>支援金の支給額</td><td>支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる
（※ 世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）
① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr>
</table>
② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
＜全壊等＞
<table>
<tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr>
</table>
＜中規模半壊＞
<table>
<tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td><td>25 万円</td></tr>
</table>
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給</td></tr>
</table>

支援金の 支給申請	・申請窓口　　市町村 ・申請時の添付書面　①基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等 ・申請期間　①基礎支援金：災害発生日から 13 月以内 ②加算支援金：災害発生日から 37 月以内
基金と国の補助	・ 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。 ・ 基金が支給する支援金の１／２の相当する額を国が補助。

被災者生活再建支援制度における関係機関の対応

市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③　被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付
県	① 被害状況のとりまとめ ②　災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び被災法人への送付
被災者生活再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③　支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

【資料２．２９】「災害復興住宅建設資金に基づく融資」

災害復興住宅建設資金に基づく融資

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、１戸当たりの住宅部分の床面積が 13 ㎡以上 175 ㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	①建設資金（基本融資額） 1,460 万円以下 ②建設資金（特例加算額） 450 万円以下 ③土地取得資金（基本融資額） 970 万円以下 ④整地資金（基本融資額） 390 万円以下
利　　率	基本融資額年 1.20% 特例加算額年 2.10%
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35 年以内 木造（一般）25 年以内 通常の償還期間に加え３年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（１歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が 80 歳を超えないことが必要。）
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

【資料２．３０】「災害復興住宅補修資金に基づく融資」

災害復興住宅補修資金に基づく融資

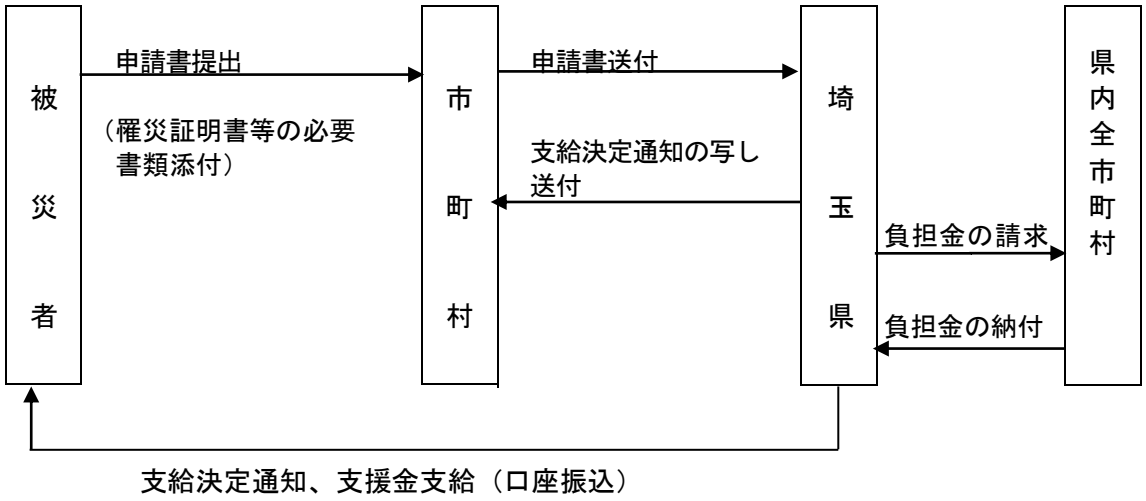
貸付対象者	住宅に 10 万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修資金 640 万円以下 ② 引方移転資金・整地資金 390 万円以下
利　　率	基本融資額年 1.20%
償還期間	20 年以内 通常の償還期間に加え１年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（１歳未満切り上げ）に償還期間(据置期間を含む。)を加えた年齢が 80 歳を超えないことが必要。）

【資料２．３１】「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

<table>
<tr><td>目的</td><td>被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。</td></tr>
<tr><td>対象災害</td><td>自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
※　被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
<tr><td>対象災害の規模</td><td>自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。</td></tr>
<tr><td>支援対象世帯</td><td>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第２条第１項⑵ア～オで定めるもの
① 住宅が全壊した世帯
② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯
③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
<tr><td>支援金の支給額</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>基礎支援金
（住宅の損壊程度）</th><th colspan="2">加算支援金
（住宅の再建方法）</th><th>計</th></tr>
<tr><td rowspan="3">③　全壊
②解体
③長期避難</td><td rowspan="3">１００万円</td><td>建設・購入</td><td>２００万円</td><td>３００万円</td></tr>
<tr><td>補修</td><td>１００万円</td><td>２００万円</td></tr>
<tr><td>賃借（公営住宅を除く）</td><td>５０万円</td><td>１５０万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">④大規模半壊</td><td rowspan="3">５０万円</td><td>建設・購入</td><td>２００万円</td><td>２５０万円</td></tr>
<tr><td>補修</td><td>１００万円</td><td>１５０万円</td></tr>
<tr><td>賃借（公営住宅を除く）</td><td>５０万円</td><td>１００万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑤中規模半壊</td><td rowspan="3">－</td><td>建設・購入</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td></tr>
<tr><td>補修</td><td>５０万円</td><td>５０万円</td></tr>
<tr><td>賃借（公営住宅を除く）</td><td>２５万円</td><td>２５万円</td></tr>
</table>
※　世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額
※　一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計２００（又は１００）万円
※　被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
<tr><td>市町村</td><td>①住宅の被害認定
②罹災証明書等必要書類の発行
③　被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類送付</td></tr>
<tr><td>県</td><td>①被害状況のとりまとめ
②支給申請書等の受領、審査（第２次）、支給の可否の決定
③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付
④被災世帯主へ支援金の支給
④　各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求
⑥申請期間の延長決定</td></tr>
</table>

【埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続】



埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

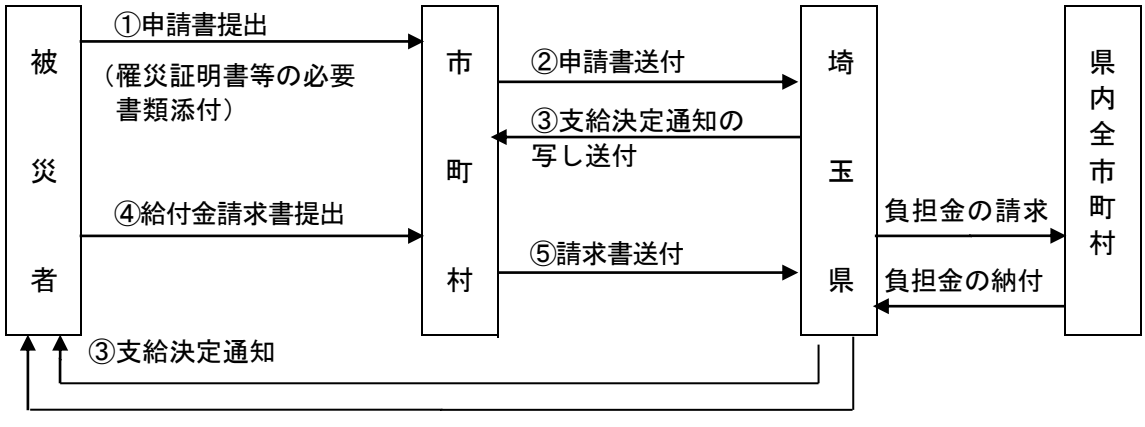
目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第２条第１項⑵カで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	補修５０万円、賃借（公営住宅以外）２５万円 （※世帯人数が１人の場合は、補修３７万５千円、賃借１８万７千５百円）
市町村	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ④　被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類送付
県	①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第２次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ給付金の支給 ⑤　各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定

【埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続】
埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ。

埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第３条に規定する世帯）。 ①全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ②全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③公営住宅等に入居すると１週間に１日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額６万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が５人以上である場合には、給付金の額は月額９万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長１２月とする。
市町村	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類送付
県	①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第２次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ給付金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定

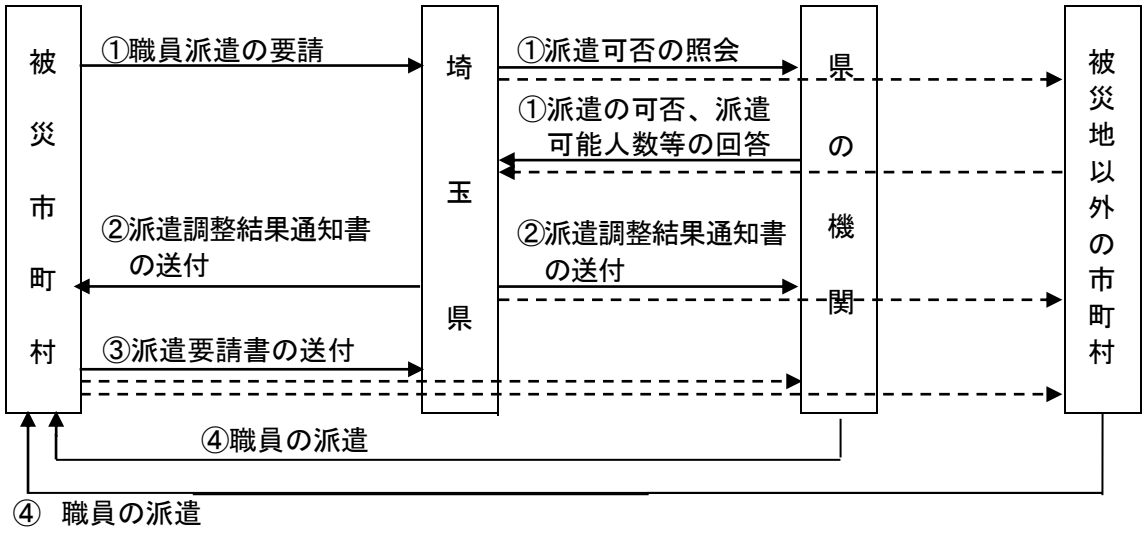
【埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続】



埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村（要請市町村）	①県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ⑤　派遣職員の受け入れ
被災地以外の市町村（派遣市町村）	①派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④職員の派遣
県（統括部、支部）	①要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④県の派遣機関による職員の派遣

【埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続】



【資料２．３２】「洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

■老人福祉施設等　　令和８年４月１日現在

区分	名称	所在地	設置主体	浸水想定	
				荒川・入間川	新河岸川
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム すみれの里・川越	古谷本郷 1487-1	社会福祉法人相愛福祉会	該当	―
	特別養護老人ホーム ぽぷらの樹	牛子 708-1	社会福祉法人誠豊会	該当	該当
	特別養護老人ホーム アイリス	府川 243-2	社会福祉法人福都二十一	該当	―
	社会福祉法人芳清会特別養護老人ホーム八瀬の里	増形 164	社会福祉法人芳清会	該当	―
	介護老人福祉施設 小江戸の庭	小仙波 823-1	社会福祉法人潤青会	該当	該当
	特別養護老人ホーム はつかりの里	石原町 2-68-5	社会福祉法人相愛福祉会	該当	―
	特別養護老人ホーム アイリス　弐番館	山田 1526-1	社会福祉法人福都二十一	該当	―
	特別養護老人ホーム ここしあ	小ケ谷 88	社会福祉法人四季の会	該当	―
	特別養護老人ホーム やすらーじゅ瑞穂	渋井 219	社会福祉法人さくら瑞穂会	該当	該当
	社会福祉法人博心会 特別養護老人ホーム清風園川越	今福 1469-47	社会福祉法人博心会	―	該当
軽費老人ホーム	花の人の家	今福 1641	社会福祉法人育美会	―	該当
有料老人ホーム	イリーゼ川越	今泉 106-1	ＨＩＴＯＷＡケアサービス株式会社	該当	該当
	医療法人健友会 あっぷるリビング	小ケ谷 148-1	医療法人健友会	該当	―
	アズハイム川越	今福 843-1	株式会社アズパートナーズ	―	該当
	ミモザ川越	的場 2464-2	ミモザ株式会社	該当	―
	アシステッドリビング川越	的場 1174-1	株式会社ＺＥＮウェルネス	該当	―
	アズハイム上福岡	清水町 4-7	株式会社アズパートナーズ	該当	―
	きらめきの家	今成 4-11-2	株式会社メディウェルズ	該当	―
	サービス付き高齢者向け住宅みずほ	中台元町 1-16-1	医療法人瑞穂会	―	該当
	ミモザ川越やまぶき苑アンダルシア	的場 2464-88	ミモザ株式会社	該当	―
	リアン川越	今福 858-1	株式会社顧愛	―	該当
	エクラシア川越木野目	木野目 1071-1	株式会社ウェルオフ	該当	該当
	やさしい手シニアリビング　やさしえ南古谷	南田島 2129-1	株式会社やさしい手	該当	該当
ケアハウス	ケアハウス　主の園	下小坂 612	社会福祉法人 キングス・ガーデン埼玉	該当	―
総合福祉センター	川越市総合福祉センター	小仙波町 2-50-2	川越市	該当	該当
老人憩いの家	小ケ谷老人憩いの家	小ケ谷 159－17	川越市	該当	―
	高階北老人憩いの家	砂新田 1-16-1	川越市	―	該当
老人デイサービスセンター	すみれの里・川越デイサービスセンター	古谷本郷 1487-1	社会福祉法人相愛福祉会	該当	―
	デイサービスセンター ぽぷらの樹	牛子 708-1	社会福祉法人誠豊会	該当	該当
	南古谷ケアセンター	久下戸 1971-2	株式会社ユニマット リタイ	該当	該当

	そよ風		アメント・コミュニティ		
	真正会デイサービスセンターよしの	鴨田 3355-1	社会福祉法人真正会	該当	ー
	さくらデイサービスセンター	平塚 22-2	有限会社ありがとう	該当	ー
	フクト２１　デイサービス　アイリス	府川 243-2	社会福祉法人福都二十一	該当	ー
	デイサービスセンターソレイユ	今福 476-2	イメディカ株式会社	ー	該当
	ツクイ川越氷川	氷川町 143-2	株式会社ツクイ	該当	該当
	真正会デイサービスセンター小仙波	小仙波 947-1	社会福祉法人真正会	該当	該当
	社会福祉法人芳清会デイサービスセンター八瀬の里	増形 164	社会福祉法人芳清会	該当	ー
	あずみ苑　小室	小室 441	株式会社レオパレス２１	該当	ー
	デイサービスセンター遊・川越新河岸	砂 870-4	ALSOK 介護株式会社	該当	該当
	アズハイム川越デイサービスセンター	今福 843-1	株式会社アズパートナーズ	ー	該当
	小江戸の庭デイサービスセンター	小仙波 823-1	社会福祉法人潤青会	該当	該当
	リハデイ・すまいる	石田 243-1	株式会社すまいる・ランド	該当	ー
	扇河岸ケアセンターそよ風	扇河岸 38-2	株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ	該当	該当
	はつかりの里デイサービスセンター	石原町 2-68-5	社会福祉法人相愛福祉会	該当	ー
	デイサービス Lino こまち	小室 478-1	株式会社こまち	該当	ー
	デイサービス　リベルテ	岸町 3-5-29 1 階	e-cube care 株式会社	ー	該当
	デイサービスセンターすまいる・小江戸	下老袋 742-1	シニアライフサポート株式会社	該当	ー
	デイサービス　ここしあ	小ケ谷 88	社会福祉法人四季の会	該当	ー
	元気アップリビング	今成 4-10-15	株式会社 Alife	該当	ー
	デイサービスセンターエクラシア川越木野目	木野目 1071-1	株式会社ウェルオフ西部	該当	該当
	デイサービス音楽介護予防施設 KEION	福田 59-1	株式会社 OPEN UP	該当	ー
	コンパスウォーク川越中福	中福 766-9	有限会社江南興業所	ー	該当
	デイリハおあしす	小仙波町 2-50-2	社会福祉法人川越市社会福祉協議会	該当	該当
	カナオデイサービス	並木 864	有限会社カナオ	該当	該当
	伊佐沼の森デイサービス	古谷上 3746-2	タムラ医療機器販売株式会社	該当	ー
	あおぞらデイサービス川越	石田本郷 402	株式会社あおぞらネット	該当	ー
	GENKI NEXT　川越砂	砂 953-1	株式会社介護 NEXT	該当	該当
	くらしや　朗幸	上戸 381-4	合同会社ゆいゆい	該当	ー
	きらめきリハビリデイサービス西川越	小室 499-1-101	株式会社メディウェルズ	該当	ー
	きらめきリハビリデイサービス	霞ケ関東 1-2-3-101	株式会社メディウェルズ	該当	ー
	デイサービスたんぽぽ砂新田	砂新田 126-3	株式会社セカンドライフ	ー	該当
	共栄リハビリデイサービス月吉	月吉町 19-19 朋友ビル 1 階	株式会社共栄メディカル	該当	該当
	医療法人健友会あっぷるサロン	小ケ谷 148-1	医療法人　健友会	該当	ー
	イリーゼ川越南古谷デイサービスセンター	藤木町 36-2	ＨＩＴＯＷＡケアサービス株式会社	該当	該当

	リハビリデイサービスぴーすふる	砂新田 4-1-4 ブランドールビル１階 B	合同会社 Y･C･T	－	該当
	デイサービスだいね新河岸	砂新田 3-19-5	株式会社だいね	－	該当
	デイサービスリーディング岸町	岸町 2-35-1	MK コンシスト株式会社	－	該当
	中央リハビリステーションエボルブ川越	石田 8-1 クレールリッチ１階	A-LINE 株式会社	該当	－
	デイサービスリーディング南古谷	並木新町 11-14 レスポワール１階	MK コンシスト株式会社	該当	該当
	SOMPO ケア川越霞ヶ関デイサービス	上戸 302-7 コスモハイツ１階	ＳＯＭＰＯケア株式会社	該当	－
	医療法人　健友会 デイサービスあっぷる	小ケ谷 77-5	医療法人　健友会	該当	－
	デイサービス だいね川越府川	府川 145-1	株式会社　だいね	該当	－
小規模多機能型居宅介護事業所	医療法人西部診療所 小規模多機能　こあぜ	鯨井 1575-5	医療法人　西部診療所	該当	－
	ふれあい多居夢　希	宮元町 4-8	株式会社　ふれあい広場	該当	該当
看護小規模多機能型居宅介護事業所	複合型サービスすずらん府川	府川 196-1	株式会社ウィズ	該当	－
	まごころケア川越	砂久保 50-1	NS コーポレーション合同会社	－	該当
高齢者グループホーム	グループホーム 福音の園・川越	木野目 1878-1	特定非営利活動法人 福音の園・埼玉	該当	該当
	グループホーム みんなの家・川越寺尾	寺尾 888-14	ALSOK 介護株式会社	該当	－
	グループホームみずほ	中台元町 1-16-11	医療法人　瑞穂会	－	該当
	愛の家グループホーム 川越山田	山田 291-1	メディカル・ケア・サービス株式会社	該当	－
	仙波グループホーム そよ風	仙波町 4-29-5	株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ	該当	該当
	ふれあい多居夢　川越	宮元町 4-10	株式会社ふれあい広場	該当	－
	グループホーム ソラスト川越	鯨井 1136-1	株式会社ソラスト	該当	－
	グループホームみんなの家・川越たかしな	砂新田 3-6-1	ALSOK 介護株式会社	－	該当
	グループホーム ふるさとの家・川越	古谷上 2706-1	特定非営利活動法人　福祉ネットワーク・エヌツー	該当	－
	グループホーム　ふる郷川越	上老袋 79-1	株式会社市進ケアサービス	該当	－
	愛の家グループホーム 川越小ケ谷	小ケ谷 379-4	メディカル・ケア・サービス株式会社	該当	－
	グループホーム福音の園・川越第二	萱沼 2692-1	特定非営利活動法人　福音の園・埼玉	該当	該当
	しゃくなげ苑	吉田 1100-2	社会福祉法人喜多路	該当	－
地域密着型特定施設入居者生活介護	ミモザ川越	的場 2464-2	ミモザ株式会社	該当	－
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム すみれの里・川越	古谷本郷 1487-1	社会福祉法人相愛福祉会	該当	－
	ショートステイ ぽぷらの樹	牛子 708-1	社会福祉法人誠豊会	該当	該当
	社会福祉法人芳清会特別養護老人ホーム八瀬の里	増形 164	社会福祉法人芳清会	該当	－
	あずみ苑　小室	小室 441	株式会社レオパレス２１	該当	－

	小江戸の庭 ショートステイ	小仙波 823-1	社会福祉法人潤青会	該当	該当
	扇河岸ケアセンター そよ風	扇河岸 38-2	株式会社ユニマット　リタイアメント・コミュニティ	該当	該当
	はつかりの里 短期入所生活介護	石原町 2-68-5	社会福祉法人　相愛福祉会	該当	―
	ショートステイ アイリス弐番館	山田 1526-1	社会福祉法人　福都二十一	該当	―
	フクト２１　ショートステイ　アイリス	府川 243-2	社会福祉法人福都二十一	該当	―
	ショートステイすまいる・小江戸	下老袋 742-1	シニアライフサポート株式会社	該当	―
	ショートステイ ソラスト川越	鯨井 1116-1	株式会社ソラスト	該当	―
	ショートステイ ここしあ	小ケ谷 88	社会福祉法人四季の会	該当	―
	短期入所生活介護 やすらーじゅ瑞穂	渋井 219	社会福祉法人さくら瑞穂会	該当	該当
	ショートステイみんなの家・川越新河岸	砂 870-4	ALSOK 介護株式会社	該当	該当
介護老人保健施設	介護老人保健施設 瑞穂の里	中台元町 1-16-11	医療法人瑞穂会	―	該当
	介護老人保健施設 ケアハイツ・川越	古谷本郷 1475-1	医療法人恵雄会	該当	―
	川越市医師会 介護老人保健施設いぶき	下小坂 501-1	一般社団法人川越市医師会	該当	―
	介護老人保健施設 小江戸の郷	上老袋 86-1	医療法人靖和会	該当	―
	ユニット型介護老人保健施設小江戸の郷	上老袋 86-1	医療法人靖和会	該当	―
	介護老人保健施設 はつかり	松郷 821-1	医療法人泰一会	該当	該当

■障害者関連施設

区分	名称	所在地	設置主体	浸水想定	
				荒川・入間川	新河岸川
障害者支援施設	初雁の家	平塚新田 162	社会福祉法人けやきの郷	該当	―
	みなのさと	笠幡 1410	社会福祉法人皆の郷	該当	―
	にじの家	古谷本郷 992	社会福祉法人川越にじの会	該当	該当
	にじの家第２作業所	古谷上 1116-1	社会福祉法人川越にじの会	該当	該当
障害福祉サービス事業所	あゆみ工房	鹿飼 694-1	特定非営利活動法人あゆみ	該当	―
	デイケアくすの樹	仙波町 3 丁目 33-59	特定非営利活動法人むつみ会	該当	該当
	やまびこ製作所	平塚新田 164-1	社会福祉法人けやきの郷	該当	―
	live ステーション 上野田町	上野田町 34-22	株式会社アスタス	該当	―
	デイサービス Lino こまち	小室 478-1	株式会社こまち	該当	―
	コレット	石原町 1-27-2-アルカディア岸 107 号	株式会社アライズ	該当	該当
	川越市職業センター	笠幡 4033-2	川越市	該当	―
	砂久保ファクトリー	砂久保 127-2	特定非営利活動法人プラウド	―	該当
	ワークステーションくるみの木	石原町 2-29-2	特定非営利活動法人くるみの木	該当	―
	ワークセンターけやき	平塚新田 215-7	社会福祉法人　けやきの郷	該当	―
	第２川越いもの子作業所	今成 3-13-3	社会福祉法人　皆の郷	該当	―
	じゅぴたー	的場 422-5	株式会社日本クリード	該当	―

	川越ワークいちばん星	伊佐沼 6-1	特定非営利活動法人ほうき星	該当	該当
	多機能型事業所まごころファーム川越	古市場 366-1	一般社団法人　福祉環境ソリューションズ	該当	該当
	リンクス川越事業所	砂 949-8 井上ビル 2 階	特定非営利活動法人山正	該当	該当
	就労支援Ｊａｓｔ	山田 1431-1	特定非営利活動法人エヌピーオー事業協議会	該当	－
	川越いもの子作業所	笠幡 4063-1	社会福祉法人皆の郷	該当	－
	ゆめの園アクト初雁多機能型事業所	松郷 705-1	社会福祉法人ハッピーネット	該当	－
	第４川越いもの子作業所	石田 156-1	社会福祉法人皆の郷	該当	－
	サルース	霞ケ関東 1-2-23　K ビル 1 階	株式会社アモル	該当	－
	カルガモの家	鴨田 1930-1	社会福祉法人埼玉医大福祉会	該当	－
	スリーハート	宮元町 49-20	特定非営利活動法人みのり共生会	該当	該当
	クリード川越ショートステイ	的場 422-3	株式会社日本クリード	該当	－
	今福らしいく	今福 738-7	医療法人社団ゆうしん	－	該当
	短期入所川越木野目	木野目 381-4	ソーシャルインクルー株式会社	該当	該当
	ゆめの園初雁ショートステイ事業所	松郷 705-1	社会福祉法人ハッピーネット	該当	－
	グループホームイノベル川越	砂新田 2-17-10	株式会社 INNOVEL　HEARTHCARE	－	該当
	まごころケア川越	砂久保 50-1	NS コーポレーション合同会社	－	該当
	フラミンゴカンパニー	的場 2843-61	特定非営利活動法人フラミンゴ	該当	－
	川越ワークいちばん星　凪	伊佐沼 135-1	特定非営利活動法人ほうき星	該当	該当
	あいらんど	池辺 323-2	一般社団法人あいらんど	該当	－
	でじるみ埼玉川越	石田 64-3 石田ビル 201 号	LIBs　Connect 株式会社	該当	該当
	tocotoco home 川越（短期入所）	木野目 222-1	有限会社碧空	該当	該当
グループホーム	第２潮寮	平塚 756-1	社会福祉法人けやきの郷	該当	－
	潮寮	平塚 756-1	社会福祉法人けやきの郷	該当	－
	しらこばとの家	平塚新田 201-2	社会福祉法人けやきの郷	該当	－
	七草の家	平塚新田 201-2	社会福祉法人けやきの郷	該当	－
	あかつき寮	平塚新田 215-1	社会福祉法人けやきの郷	該当	－
	すまいる	今福 700-20	社会福祉法人親愛会	－	該当
	ふれんず	今福 700-21	社会福祉法人親愛会	－	該当
	第３ほくほくハウス	霞ケ関北 2-30-12	社会福祉法人皆の郷	該当	－
	第６ほくほくハウス B 棟	鯨井 1541-17	社会福祉法人皆の郷	該当	－
	第６ほくほくハウス A 棟	鯨井 1541-4	社会福祉法人皆の郷	該当	－
	スリーハート	宮元町 49-20	特定非営利活動法人みのり共生会	該当	該当
	クリード川越ユニット 1	的場 422-3	株式会社日本クリード	該当	－
	クリード川越ユニット 2	的場 422-3	株式会社日本クリード	該当	－
	クリード川越ユニット 3	的場 422-3	株式会社日本クリード	該当	－
	クリード川越ユニット 4	的場 422-3	株式会社日本クリード	該当	－
	グループホーム　にじいろ壱番館	古谷本郷 1390-1	社会福祉法人川越にじの会	該当	該当
	サンステイ中台元町グループホーム	中台元町 2-10-47	サンステイ共生福祉株式会社	－	該当
	サンステイ今福グループホーム	今福 807-2	サンステイ共生福祉株式会社	－	該当

	グループホームポラリス川越2号館	並木 7-19	株式会社ホープスター	該当	該当
	ラテ	大仙波 346-1	株式会社楓	該当	該当
	ちぐら⑤	的場 1118-10	幸せラボ株式会社	該当	―
	クローバーホーム川越清水町	清水町 6-63	株式会社フォーユー	該当	―
	みらいのたね岸町	岸町 1-44-23	株式会社黒たまごジャパン	該当	該当
	今福らしいく	今福 738-7	医療法人社団ゆうしん	―	該当
	ソーシャルインクルーホーム川越木野目Ⅰ	木野目 381-4	ソーシャルインクルー株式会社	該当	該当
	ソーシャルインクルーホーム川越木野目Ⅱ	木野目 381-4	ソーシャルインクルー株式会社	該当	該当
	グループホームイノベル川越A	砂新田 2-17-10	株式会社 INNOVEL HEARTHCARE	―	該当
	グループホームイノベル川越B	砂新田 2-17-10	株式会社 INNOVEL HEARTHCARE	―	該当
	tocotoco home 川越	木野目 222-1	有限会社碧空	該当	該当
地域活動支援センター	地域活動支援センター	小仙波町 2-50-2	社会福祉法人 川越市社会福祉協議会	該当	該当

■児童福祉施設

区分	名称	所在地	設置主体	浸水想定	
				荒川・入間川	新河岸川
児童発達支援センター	川越市児童発達支援センター	寿町 2-296-1	川越市	該当	―
障害児通所支援事業所	美菜第一学院	古谷上 4174-1	株式会社美菜	該当	―
	こどもデイサービス あおむしぷちくらぶ	岸町 1-22-3	特定非営利活動法人ほっとサポートてんとうむし	該当	該当
	美菜第二学院	古谷上 4174-1	株式会社美菜	該当	―
	こどもサポート教室「きらり」新河岸校	砂新田 4-11-1 スプレンダーズ店舗 101	株式会社クラ・ゼミ	―	該当
	こどもプラス川越新河岸教室	砂新田 2-18-27	株式会社トラストファースト	―	該当
	そらいろ	的場 990-1	株式会社ほしのいろ	該当	―
	こぱんはうすさくら川越岸町教室	岸町 2-8-1 三澤管財川越ビル 201	株式会社チャイルドサポート神尾	該当	該当
	美菜第三学院	古谷上 4174-1	株式会社美菜	該当	―
	Codience アルファ	砂新田 96-12	株式会社 codience	―	該当
	美菜第四学院	古谷上 4174-1	株式会社美菜	該当	―
	あいらんど　川越	池辺 323-2	一般社団法人　あいらんど	該当	―
	ハッピーテラス川越教室	脇田本町 26-10 川越クレセントビル 2 階	一般社団法人ファボラボ	該当	―
児童発達支援事業	コペルプラス南古谷教室	並木新町 11-14 レスポワール 1 階店舗 B	株式会社クラ・ゼミ	該当	該当
	グローバルキッズメソッド 69	並木新町 7-10	ハッピーライフケア株式会社	該当	該当
	てらぴぁぽけっと　鶴ヶ島駅前教室	鯨井新田 7-1 えむ・わい・け～館 2-2	株式会社インクレウム	該当	―
学童保育	泉学童保育室	小室 463	川越市	該当	―
	月越学童保育室	月吉町 51	川越市	該当	該当
	今成学童保育室	今成 2-42-1	川越市	該当	―
	芳野学童保育室	鴨田 331	川越市	該当	―

	古谷学童保育室	古谷上 5465	川越市	該当	ー
	南古谷学童保育室	木野目 1451	川越市	該当	該当
	牛子学童保育室	牛子 418	川越市	該当	該当
	高階学童保育室	砂新田 58	川越市	ー	該当
	高階北学童保育室	砂新田 1-16-1	川越市	ー	該当
	寺尾学童保育室	寺尾 979-2	川越市	該当	該当
	福原学童保育室	今福 508	川越市	ー	該当
	大東東学童保育室	豊田本 4-16-1	川越市	該当	ー
	大東西学童保育室	山城 32-5	川越市	該当	ー
	霞ケ関東学童保育室	的場 2735-2	川越市	該当	ー
	霞ケ関西学童保育室	笠幡 3971-4	川越市	該当	ー
	名細学童保育室	小堤 214	川越市	該当	ー
	上戸学童保育室	上戸 390-1	川越市	該当	ー
	山田学童保育室	山田 167	川越市	該当	ー
	芳野キッズ	谷中 32-2	社会福祉法人和会	該当	ー
	学童クラブ山手ジュニア（南古谷校）	並木 241-1 シャンティービル 1 号館	株式会社山手学院	該当	該当
放課後等デイサービス	ＤＥＫＩＴＡ川越高階	砂新田 4-6-5 明星ビル 2 階	株式会社ラフィング	ー	該当
	こどもデイ　ふわふわ	木野目 1861-33	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	該当	該当
	児童デイサービスびたみん B	下老袋 444-1	合同会社葡萄の実	該当	ー
	ゆめの園みらいず初雁放課後等デイサービス	松郷 705-1	社会福祉法人ハッピーネット	該当	ー
	こどもデイサービスあおむしくらぶ	宮下町 1-16-8	特定非営利活動法人ほっとサポートてんとうむし	該当	該当
	トイス	岸町 2-40-13	メディホーム株式会社	該当	該当
	つみき	今成 1-13-32	株式会社ほしのいろ	該当	―
児童館	川越市児童センター こどもの城	石原町 1-41-2	川越市	該当	該当
保育園	中央保育園	小仙波町 2-49-11	川越市	該当	該当
	神明町保育園	神明町 64-4	川越市	該当	該当
	小室保育園	小室 309-2	川越市	該当	ー
	霞ケ関保育園	笠幡 4036-4	川越市	該当	ー
	名細保育園	鯨井 1590-1	川越市	該当	ー
	大東保育園	豊田本 1895	川越市	該当	ー
	今成保育園	今成 2-5-10	川越市	該当	ー
	南古谷保育園	並木新町 16-15	川越市	該当	該当
	高階第三保育園	砂新田 1-19-2	川越市	ー	該当
	南古谷第二保育園	牛子 167-3	川越市	該当	該当
	むさしの保育園	的場 420-1	社会福祉法人育美会	該当	ー
	バンビ保育園	吉田 1029	社会福祉法人七生会	該当	ー
	貴精保育園	今福 1334-1	社会福祉法人育美会	ー	該当
	高の葉保育園	砂 90-2	社会福祉法人はじめ会	該当	該当
	芳野保育園	谷中 32-5	社会福祉法人和会	該当	ー
	風の子保育園	松郷 715-1	社会福祉法人慈悦会	該当	ー
	はるかぜ保育園	大中居 571-5	社会福祉法人鶴林会	該当	該当
	風の子第二保育園	松郷 701-3	社会福祉法人慈悦会	該当	ー
	伊佐沼すまいる保育園	古谷上 2237-1	社会福祉法人あゆみの会	該当	ー
	さくらんぼ保育園	砂新田 6-12-8	社会福祉法人高栄会	ー	該当
	あゆみ保育園	豊田本 1-22-3	社会福祉法人杏樹会	該当	ー
	おがやの里しもだ保育園	小ケ谷 366-1	社会福祉法人五月会	該当	ー
	かつらの木保育園	小室 40-1	社会福祉法人桂樹会	該当	該当
	星の子みのり保育園	木野目 1526	社会福祉法人みゆき会	該当	該当
	紀秀会川越やまだ保育園	山田 516-9	社会福祉法人紀秀会	該当	ー
	どんぐりの森保育園	小中居 296-2	社会福祉法人つくし福祉会	該当	該当
	音羽の森第二保育園	鯨井 1862-1	社会福祉法人さくら音彩会	該当	ー
	紀秀会川越南やまだ保育園	山田 2025-5	社会福祉法人紀秀会	該当	該当

	分園　星の子第二保育園	並木 31-6	社会福祉法人みゆき会	該当	該当
	まーぶるきらり保育園	砂 909-11	社会福祉法人悠々会	ー	該当
認定こども園	認定こども園泉の森川越	久下戸 1880	学校法人川越きたはら学園	該当	該当
	芳野台こども園	下老袋 423	社会福祉法人和会	該当	ー
	幼保連携型認定こども園 岡田幼稚園	古谷上 5440	学校法人岡田幼稚園	該当	ー
小規模保育施設	すみれ保育園	宮元町 80-6	成田　幸彦	該当	該当
	なのはな第２保育園	並木 67-1　A106	新井　良枝	該当	該当
	並木あすなろ保育園	並木 101-1	新井　りつ子	該当	該当
	やしのみ保育園	岸町 2-8-1 三澤管財川越ビル１階	合同会社 AM's View	該当	該当
	まーぶる保育園 しんがし園	砂 949-8 井上ビル 101	株式会社ウィズユーコーポレーション	該当	該当
	上戸保育園	上戸 277-21	小栗　美佐子	該当	ー
	なのはな保育園	並木新町 8-10	マザーグース RKY 株式会社	該当	該当
	星の子乳児保育園	並木 208-1	株式会社スターキッズ	該当	該当
事業所内保育施設	かつらの木ハート保育園	三光町 38-2	社会福祉法人桂樹会	該当	該当
	希望保育園　第二	南田島 615-6	合同会社希望保育園	該当	該当
	あそびのてんさい新河岸第三保育園	砂新田 2-7-2	株式会社ウインズ	ー	該当
	埼玉医科大学 川越保育園	鴨田 1981	学校法人埼玉医科大学	該当	ー
	南古谷病院 たんぽぽ保育室	久下戸 110	医療法人聖心会	該当	該当
	城南中央病院 院内保育室	中台元町 1-16-11	医療法人瑞穂会	ー	該当
	康正会病院どんぐり保育室	山田 349-1 ロワールコーポ 101・102	医療法人康正会	該当	ー
	ここしあ保育園	郭町 2-3-11	社会福祉法人四季の会	該当	ー
	ひより保育園	砂 885-2	三計電気工業株式会社	該当	該当
	BML さくらんぼ保育園	的場 1363-2	株式会社ビー・エム・エル	該当	ー
その他の認可外保育施設	ひまわり東幼稚園 未就園児預かり保育室	郭町 2-18-7	学校法人ひまわり学園	該当	該当
	ふじ保育園	大仙波 973-8	株式会社日本総合音楽研究	該当	該当
	合同会社希望保育園	木野目 499-12	合同会社希望保育園	該当	該当
	第２並木あすなろ保育園	並木 258-2	新井　りつ子	該当	該当
	ベリーイングリッシュ	今福 1704-6	Berry Dale Anthony	ー	該当
	子育て支援センターリリー	上戸 258-1	みすずコーポレーション株式会社	該当	ー
	ココス英語幼児園	鯨井 1649	サイエイ・インターナショナル	該当	ー
	川越ひばり幼稚園　つばさ組	寺山 466-1	学校法人山口学園	該当	ー

■学校

区分	名称	所在地	設置主体	浸水想定	
				荒川・入間川	新河岸川
幼稚園（私立）	ルンビニ幼稚園	宮元町 1-14	学校法人武田学園	該当	該当
	高階幼稚園	砂新田 4-1-1	高階鈴木学園	ー	該当
	ふくはら幼稚園	今福 1780-5	ふくはら幼稚園	ー	該当

	新河岸幼稚園	砂 665-2	学校法人斉木学園	該当	―
	川越ひばり幼稚園	寺山 466-1	学校法人山口学園	該当	―
	川越白ゆり幼稚園	上戸 189-9	学校法人上戸鈴木学園	該当	―
	あおば幼稚園	下新河岸 65-2	松本学園	―	該当
	ひまわり東幼稚園	郭町 2-18-7	学校法人ひまわり学園	該当	―
	第二ひつじ幼稚園	今成 2-10-9	学校法人ひつじ幼稚園	該当	―
小学校・中学校（公立）	泉小学校	小室 463	川越市	該当	―
	月越小学校	月吉町 51	川越市	該当	該当
	今成小学校	今成 2-42-1	川越市	該当	―
	芳野小学校	鴨田 331	川越市	該当	―
	古谷小学校	古谷上 5465	川越市	該当	―
	南古谷小学校	木野目 1451	川越市	該当	該当
	牛子小学校	牛子 418	川越市	該当	該当
	高階小学校	砂新田 58	川越市	―	該当
	高階北小学校	砂新田 1-16-1	川越市	―	該当
	寺尾小学校	寺尾 979-2	川越市	該当	該当
	福原小学校	今福 508	川越市	―	該当
	大東東小学校	豊田本 4-16-1	川越市	該当	―
	大東西小学校	山城 32-5	川越市	該当	―
	霞ケ関東小学校	的場 2735-2	川越市	該当	―
	名細小学校	小堤 214	川越市	該当	―
	霞ケ関西小学校	笠幡 3971-4	川越市	該当	―
	上戸小学校	上戸 390-1	川越市	該当	―
	山田小学校	山田 167	川越市	該当	―
	芳野中学校	石田本郷 733	川越市	該当	―
	東中学校	小中居 278	川越市	該当	該当
	南古谷中学校	久下戸 3721	川越市	該当	該当
	寺尾中学校	寺尾 1068	川越市	該当	該当
	砂中学校	砂 260	川越市	該当	該当
	福原中学校	今福 512	川越市	―	該当
	大東西中学校	藤倉 1-1-1	川越市	該当	―
	霞ケ関東中学校	的場 2706	川越市	該当	―
	霞ケ関西中学校	笠幡 3464-3	川越市	該当	―
	鯨井中学校	鯨井 562-2	川越市	該当	―
	山田中学校	山田 550	川越市	該当	―
小学校・中学校（私立）	星野学園小学校	上寺山 216-1	学校法人星野学園	該当	―
	城西川越中学校	山田東町 1042	学校法人城西川越学園	該当	―
	星野学園中学校	石原町 2-71-11	学校法人星野学園	該当	―
	城北埼玉中学校	古市場 585-1	学校法人城北埼玉学園	該当	該当
高等学校（公立・私立）	星野学園高等学校	末広町 3-9-1	学校法人星野学園	該当	―
	東邦音楽大学附属 東邦第二高等学校	今泉 84	学校法人三室戸学園	該当	該当
	城西大学付属 城西川越高等学校	山田東町 1042	学校法人城西川越学園	該当	―
	城北埼玉高等学校	古市場 585-1	学校法人城北埼玉学園	該当	該当
	川越東高等学校	久下戸 6060	学校法人星野学園	該当	―
	霞ケ関高等学校	的場 2797-24	学校法人山口学院	該当	―
	川越初雁高等学校	砂新田 2564	埼玉県	―	該当
	川越南高等学校	南大塚 1-21-1	埼玉県	該当	―
特別支援学校	県立川越特別支援学校	古谷上 2690-1	埼玉県	該当	―

■医療施設

区分	名称	所在地	設置主体	浸水想定	
				荒川・入間川	新河岸川
病院	医療法人三信会岸病院	上戸 101	医療法人三信会	該当	―
	城南中央病院	中台元町 1-１6-1	医療法人瑞穂会	―	該当

		1			
	医療法人康正会病院	山田 320-1	医療法人康正会	該当	ー
	帯津三敬病院	大中居 545	医療法人直心会	該当	該当
	埼玉医科大学総合医療センター	鴨田 1981	学校法人埼玉医科大学	該当	ー
	南古谷病院	久下戸 110	医療法人聖心会	該当	該当
	医療法人愛和病院	古谷上 983-1	医療法人愛和会	該当	該当
	医療法人社団松弘会トワーム小江戸病院	下老袋 490-9	医療法人社団松弘会	該当	ー
	カルガモの家	鴨田 1930-1	社会福祉法人埼玉医大福祉会	該当	ー
診療所	川越救急クリニック	小仙波 1049-1	上原　淳	該当	該当
	しらさき川越クリニック	上野田町 35-4	医療法人しらさき	該当	ー

※「洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設」は埼玉県が公表している水害リスク情報図内に立地する施設も含む。

【資料２．３３】「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

■障害者関連施設　　令和 5 年 4 月 1 日現在

区分	名称	所在地	設置主体
小学校・中学校（公立）	城南中学校	新宿町 3-19-1	川越市

【資料２．３４】「雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

■老人福祉施設等　　令和８年４月１日現在

区分	名称	所在地	設置主体	想定区域
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム すみれの里・川越	古谷本郷 1487-1	社会福祉法人相愛福祉会	該当
	社会福祉法人芳清会特別養護老人ホーム八瀬の里	増形 164	社会福祉法人芳清会	該当
	特別養護老人ホーム アイリス　弐番館	山田 1526-1	社会福祉法人福都二十一	該当
	特別養護老人ホーム ここしあ	小ケ谷 88	社会福祉法人四季の会	該当
	特別養護老人ホーム やすらーじゅ瑞穂	渋井 216	社会福祉法人さくら瑞穂会	該当
	社会福祉法人博心会特別養護老人ホーム清風園川越	今福 1469-47	社会福祉法人博心会	該当
	特別養護老人ホーム陽光園	砂新田 454	社会福祉法人誠仁会	該当
	川越キングス・ガーデン	天沼新田 247-2	社会福祉法人キングス･ガーデン埼玉	該当
軽費老人ホーム	花の人の家	今福 1641	社会福祉法人育美会	該当
有料老人ホーム	医療法人健友会 あっぷるリビング	小ケ谷 148-1	医療法人健友会	該当
	アズハイム川越	今福 843-1	株式会社アズパートナーズ	該当
	ミモザ川越	的場 2464-2	ミモザ株式会社	該当
	アズハイム上福岡	清水町 4-7	株式会社アズパートナーズ	該当
	サービス付き高齢者向け住宅みずほ	中台元町 1-16-1	医療法人瑞穂会	該当
	ミモザ川越やまぶき苑アンダルシア	的場 2464-88	ミモザ株式会社	該当
	エクラシア川越木野目	木野目 1071-1	株式会社ウェルオフ	該当
	やさしい手シニアリビング　やさしえ南古谷	南田島 2129-1	株式会社やさしい手	該当
	ココファン川越南大塚	南大塚 3-10-12	株式会社学研ココファン	該当
ケアハウス	ケアハウス　主の園	下小坂 612	社会福祉法人 キングス・ガーデン埼玉	該当
老人デイサービスセンター	川越キングス・ガーデン	天沼新田 247-2	社会福祉法人 キングス・ガーデン埼玉	該当
	すみれの里・川越デイサービスセンター	古谷本郷 1487-1	社会福祉法人相愛福祉会	該当
	真正会デイサービスセンターよしの	鴨田 3355-1	社会福祉法人真正会	該当
	さくらデイサービスセンター	平塚 22-2	有限会社ありがとう	該当
	デイサービスセンターソレイユ	今福 476-2	イメディカ株式会社	該当
	医療法人真正会ケアラウンジ南大塚	南台 2-11-4 南台ハイツ 1F	医療法人真正会	該当
	社会福祉法人芳清会デイサービスセンター八瀬の里	増形 164	社会福祉法人芳清会	該当
	デイサービスセンター　遊・川越南大塚	むさし野 38-19	ALSOK 介護株式会社	該当
	アズハイム川越デイサービスセンター	今福 843-1	株式会社アズパートナーズ	該当
	新宿デイサービスこまち	新宿町 6-22-23	株式会社こまち	該当
	扇河岸ケアセンター そよ風	扇河岸 38-2	株式会社 SOYOKAZE	該当

	デイサービスセンターエクラシア川越	大塚 1-32-18	株式会社ウェルオフ	該当
	デイサービスセンターエクラシア川越藤間	藤間 343-2	株式会社ウェルオフ	該当
	デイサービスセンターエクラシア川越的場	的場 2032-1	株式会社ウェルオフ	該当
	デイサービス　ここしあ	小ケ谷 88	社会福祉法人四季の会	該当
	元気アップリビング	今成 4-10-15	株式会社 Alife	該当
	デイサービスセンターエクラシア川越木野目	木野目 1071-1	株式会社ウェルオフ西部	該当
	ミュージック KEION	福田 59-1	株式会社 OPEN UP	該当
	デイサービスセンターエクラシア川越高階	藤間 740-1	株式会社ウェルオフ西部	該当
	デイサービス昭和の里川越中台	中台 3-18-11	株式会社デジタルヘルス	該当
	デイリハおあしす	小仙波町 2-50-2 川越市総合福祉センター内	社会福祉法人川越市社会福祉協議会	該当
	あずみ苑小室	小室 441	株式会社アズ・ライフケア	該当
	カナオデイサービス	並木 864	有限会社カナオ	該当
	GENKI NEXT　川越砂	砂 953-1	株式会社介護 NEXT	該当
	くらしや　朗幸	上戸 381-4	合同会社ゆいゆい	該当
	デイサービスたんぽぽ砂新田	砂新田 126-3	株式会社セカンドライフ	該当
	医療法人健友会あっぷるサロン	小ケ谷 148-1	医療法人健友会	該当
	だんらんの家かすみ野	かすみ野 3-19-3	株式会社弐の桜	該当
	ミモザ川越やまぶき苑	的場 2466-16	ミモザ株式会社	該当
	イリーゼ川越南古谷デイサービスセンター	藤木町 36-2	HITOWA ケアサービス株式会社	該当
	リハビリデイサービスぴーすふる	砂新田 4-1-4 ブランドールビル１階 B	合同会社 Y･C･T	該当
	デイサービスなごみ	川鶴 2-13-1	株式会社 G-Hearts	該当
	デイサービスリーディング南古谷	並木新町 11-14 レスポワール１階	MK コンシスト株式会社	該当
	GENKI NEXT 川越旭町	旭町3-29-6仲ビル 101	株式会社介護 NEXT	該当
	デイサービスみずほ	中台元町 1-16-11	医療法人瑞穂会	該当
	デイサービス だいね川越府川	府川 145-1	株式会社だいね	該当
	愛の家デイサービス川越山田	山田 291-1	メディカル・ケア・サービス株式会社	該当
	愛の家デイサービス川越的場	的場新町 19-5	メディカル・ケア・サービス株式会社	該当
	デイサービス福音の園・川越第二	萱沼 2692-1	特定非営利活動法人福音の園･埼玉	該当
小規模多機能型居宅介護事業所	医療法人西部診療所 小規模多機能こあぜ	鯨井 1575-5	医療法人西部診療所	該当
看護小規模多機能型居宅介護事業所	まごころケア川越	砂久保 50-1	NS コーポレーション合同会社	該当
高齢者グループホーム	愛の家グループホーム川越的場	的場新町 19-5	メディカル・ケア・サービス株式会社	該当
	グループホームみんなの家・川越新宿	新宿町 6-33-1	ALSOK 介護株式会社	該当
	グループホームみんなの家	寺尾 888-14	ALSOK 介護株式会社	該当

	・川越寺尾			
	愛の家グループホーム川越大塚新町	大塚新町 15-1	メディカル・ケア・サービス株式会社	該当
	グループホームみずほ	中台元町 1-16-11	医療法人瑞穂会	該当
	愛の家グループホーム川越山田	山田 291-1	メディカル・ケア・サービス株式会社	該当
	仙波グループホームそよ風	仙波町 4-29-5	株式会社 SOYOKAZE	該当
	グループホームみんなの家・川越たかしな	砂新田 3-6-1	ALSOK 介護株式会社	該当
	グループホームふるさとの家・川越	古谷上 2706-1	特定非営利活動法人福祉ネットワーク・エヌツー	該当
	愛の家グループホーム川越小ケ谷	小ケ谷 379-4	メディカル・ケア・サービス株式会社	該当
	グループホーム福音の園・川越第二	萱沼 2692-1	特定非営利活動法人福音の園・埼玉	該当
	グループホームつどい南大塚家	南大塚 3-17-18	メディカル・ケア・プランニング株式会社	該当
	しゃくなげ苑	吉田 1100-2	社会福祉法人喜多路	該当
短期入所生活介護	川越キングス・ガーデン	天沼新田 247-2	社会福祉法人キングス・ガーデン埼玉	該当
	陽光園短期入所生活介護事業所	砂新田 454	社会福祉法人誠仁会	該当
	特別養護老人ホームすみれの里・川越	古谷本郷 1487-1	社会福祉法人相愛福祉会	該当
	社会福祉法人芳清会特別養護老人ホーム八瀬の里	増形 164	社会福祉法人芳清会	該当
	扇河岸ケアセンターそよ風	扇河岸 38-2	株式会社 SOYOKAZE	該当
	ショートステイアイリス弐番館	山田 1526-1	社会福祉法人福都二十一	該当
	ショートステイここしあ	小ケ谷 88	社会福祉法人四季の会	該当
	短期入所生活介護やすらーじゅ瑞穂	渋井 216	社会福祉法人さくら瑞穂会	該当
	あずみ苑小室	小室 441	株式会社アズ・ライフケア	該当
介護老人保健施設	介護老人保健施設プライムケア川越	天沼新田 307-1	医療法人西部診療所	該当
	介護老人保健施設瑞穂の里	中台元町 1-16-11	医療法人恵雄会	該当
	介護老人保健施設小江戸の郷	上老袋 86-1	医療法人靖和会	該当
	ユニット型介護老人保健施設小江戸の郷	上老袋 86-1	医療法人靖和会	該当
介護医療院	介護医療院　埼玉病院	西小仙波町 1-8-3	医療法人埼玉病院	該当

■障害者関連施設

区分	名称	所在地	設置主体	浸水想定
障害者支援施設	初雁の家	平塚新田 162	社会福祉法人けやきの郷	該当
	にじの家	古谷本郷 992	社会福祉法人川越にじの会	該当
	にじの家第２作業所	古谷上 1116-1	社会福祉法人川越にじの会	該当
障害福祉サービス事業所	ワークセンターけやき	平塚新田 215-7	社会福祉法人けやきの郷	該当
	第 2 川越いもの子作業所	今成 3-13-3	社会福祉法人皆の郷	該当
	あゆみ工房	鹿飼 694-1	特定非営利活動法人あゆみ	該当
	リンクス川越事業所	砂 949-8 井上ビル 2 階	特定非営利活動法人山正	該当
	やまびこ製作所	平塚新田 164	社会福祉法人けやきの郷	該当
	サルース	霞ケ関東 1-2-23	株式会社ァモル	該当

		K ビル 1 階		
	カルガモの家 短期入所	鴨田 1930-1	社会福祉法人埼玉医大福祉会	該当
	今福らしいく 短期入所	今福 738-7	医療法人社団ゆうしん	該当
	デイケアくすの樹	仙波町 3-33-59	特定非営利活動法人むつみ会	該当
	川越市職業センター	笠幡 4033-2	川越市	該当
	ゆめの園アクト初雁多機能型事業所	松郷 705-1	社会福祉法人ハッピーネット	該当
	第 4 川越いもの子作業所	石田 156-1	社会福祉法人皆の郷	該当
	短期入所川越木野目	木野目 381-4	ソーシャルインクルー株式会社	該当
	ゆめの園初雁ショートステイ事業所	松郷 705-1	社会福祉法人ハッピーネット	該当
	まごころケア川越	砂久保 50-1	NS コーポレーション合同会社	該当
	短期入所川越今福	今福 695-1	ソーシャルインクルー株式会社	該当
	就労継続支援B型事業所てっぺん	岸町 1-11-9 町田ビル	株式会社小春日和	該当
グループホーム	潮寮	平塚 756-1	社会福祉法人けやきの郷	該当
	第 2 潮寮	平塚 756-1	社会福祉法人けやきの郷	該当
	しらこばとの家	平塚新田 201-2	社会福祉法人けやきの郷	該当
	七草の家	平塚新田 201-2	社会福祉法人けやきの郷	該当
	あかつき寮	平塚新田 215-1	社会福祉法人けやきの郷	該当
	グループホーム にじいろ壱番館	古谷本郷 1390-1	社会福祉法人川越にじの会	該当
	みらいのたね岸町	岸町 1-44-23	株式会社黒たまごジャパン	該当
	今福らしいく	今福 738-7	医療法人社団ゆうしん	該当
	ソーシャルインクルーホーム川越木野目 I	木野目 381-4	ソーシャルインクルー株式会社	該当
	ソーシャルインクルーホーム川越木野目 II	木野目 381-4	ソーシャルインクルー株式会社	該当
	ソーシャルインクルーホーム川越今福 I	今福 695-1	ソーシャルインクルー株式会社	該当
	ソーシャルインクルーホーム川越今福 II	今福 695-1	ソーシャルインクルー株式会社	該当
	サンステイ川越仙波グループホーム	仙波町 4-27-9	サンステイ共生福祉株式会社	該当
地域活動支援センター	地域活動支援センター	小仙波町 2-50-2	社会福祉法人 川越市社会福祉協議会	該当

■児童福祉施設

区分	名称	所在地	設置主体	浸水想定
児童発達支援センター	川越市児童発達支援センター	寿町 2-296-1	川越市	該当
障害児通所支援事業所	こどもプラス川越南大塚教室	南大塚 3-2-18 エトワールマンション 1 階 1-3	トラストファースト	該当
	こどもサポート教室「きらり」新河岸校	砂新田 4-11-1 スプレンダーズ店舗 101	株式会社クラ・ゼミ	該当
	つみき	今成 1-13-32	株式会社ほしのいろ	該当
	放課後等デイサービス のびのび広場エミタス	笠幡 128-1	株式会社クオーレリンク	該当
	ハビー川越第 2 教室	脇田本町 9-16 YK ビル 5 階	ウェルビー株式会社	該当
児童発達支援事業	ハビー川越第 1 教室	脇田本町 9-16 YK ビル 4 階	ウェルビー株式会社	該当

	コペルプラス川越教室	菅原町 23-6　TS 川越ビル 1 階	アイデアル株式会社	該当
	コペルプラス本川越教室	中原町 1-2-2 第 2 櫻進ビル 1 階 A 号室	株式会社スマイルエス	該当
学童保育	泉学童保育室	小室 463	川越市	該当
	月越学童保育室	月吉町 51	川越市	該当
	今成学童保育室	今成 2-42-1	川越市	該当
	芳野学童保育室	鴨田 331	川越市	該当
	古谷学童保育室	古谷上 5465	川越市	該当
	南古谷学童保育室	木野目 1451	川越市	該当
	牛子学童保育室	牛子 418	川越市	該当
	高階学童保育室	砂新田 58	川越市	該当
	寺尾学童保育室	寺尾 979-2	川越市	該当
	福原学童保育室	今福 508	川越市	該当
	大東東学童保育室	豊田本 4-16-1	川越市	該当
	大東西学童保育室	山城 32-5	川越市	該当
	霞ケ関東学童保育室	的場 2735-2	川越市	該当
	霞ケ関西学童保育室	笠幡 3971-4	川越市	該当
	上戸学童保育室	上戸 390-1	川越市	該当
	山田学童保育室	山田 167	川越市	該当
放課後等デイサービス	こどもデイサービスあおむしくらぶ	宮下町 1-16-8	特定非営利活動法人ほっとサポートてんとうむし	該当
	トイス	岸町 2-40-13	メディホーム株式会社	該当
	ゆめキッズ	大手町 2-5 レクセルマンション川越大手町 101	株式会社ゆめキッズ	該当
	スマイルシップ	山田 1621-1	一般社団法人ぴーすぽーと	該当
	児童デイサービスびたみん B	福田 323-19	合同会社葡萄の実	該当
	ゆめの園みらいず初雁放課後等デイサービス	松郷 705-1	社会福祉法人ハッピーネット	該当
	コペルプラスジュニア川越教室	菅原町 23-6 TS 川越ビル 301	株式会社クラ・ゼミ	該当
	ハッピーテラス川越教室	脇田本町 26-10 川越クレセントビル 2 階	一般社団法人ファボラボ	該当
児童館	川越駅東口児童館	菅原町 23-10 4 階	川越市	該当
子育て支援施設	子育て安心施設	中原町 2-1-9	川越市	該当
保育園	中央保育園	小仙波町 2-49-11	川越市	該当
	小室保育園	小室 309-2	川越市	該当
	脇田新町保育園	脇田新町 18-9	川越市	該当
	新宿町保育園	新宿町 2-12-13	川越市	該当
	南古谷保育園	並木新町 16-15	川越市	該当
	高階第三保育園	砂新田 1-19-2	川越市	該当
	霞ケ関第二保育園	かすみ野 2-10-1	川越市	該当
	川鶴保育園	川鶴 2-12-2	川越市	該当
	下田保育園	的場北 2-12-8	社会福祉法人五月会	該当
	むさしの保育園	的場 420-1	社会福祉法人育美会	該当
	おおぞら保育園	大塚新町 41-18	社会福祉法人眞理茂会	該当
	バンビ保育園	吉田 1029	社会福祉法人七生会	該当
	貴精保育園	今福 1334-1	社会福祉法人育美会	該当
	高の葉保育園	砂 90-2	社会福祉法人はじめ会	該当
	マーガレット保育園	天沼新田 54-6	社会福祉法人穂育会	該当
	芳野保育園	谷中 32-5	社会福祉法人和会	該当
	はるかぜ保育園	大中居 571-5	社会福祉法人鶴林会	該当
	さくらんぼ保育園	砂新田 6-12-8	社会福祉法人高栄会	該当
	おがやの里しもだ保育園	小ケ谷 366-1	社会福祉法人五月会	該当

	かつらの木保育園	小室 40-1	社会福祉法人桂樹会	該当
	慶櫻南台保育園	南台 2-12-11	社会福祉法人武蔵野会	該当
	ともいき保育園	笠幡 1645-125	社会福祉法人ともいき会	該当
	レイモンド川越保育園	新宿町 1-17-1	社会福祉法人檸檬会	該当
	星の子みのり保育園	木野目 1526	社会福祉法人みゆき会	該当
	さくらんぼ第二保育園	笠幡 237-6	社会福祉法人高栄会	該当
	どんぐりの森保育園	小中居 296-2	社会福祉法人つくし福祉会	該当
	高階すまいる保育園	諏訪町 20-10	社会福祉法人あゆみの会	該当
	紀秀会川越南やまだ保育園	山田 2025-5	社会福祉法人紀秀会	該当
	増美保育園川越	脇田本町 22-1 さいしん小江戸川越 3 階	社会福祉法人川越福祉会	該当
	分園　星の子第二保育園	並木 31-6	社会福祉法人みゆき会	該当
	まーぶるきらり保育園	砂 909-11	社会福祉法人悠々会	該当
認定こども園	認定こども園のぞみ幼稚園	笠幡 2764-1	笠幡 2764-1	該当
	認定こども園泉の森川越	久下戸 1880	学校法人川越きたはら学園	該当
	認定こども園岡田幼稚園	古谷上 5440	学校法人岡田幼稚園	該当
	認定こども園あそか幼稚園	小仙波町 5-4-2	学校法人あそか幼稚園	該当
小規模保育施設	すみれ保育園	宮元町 80-7・80-6	合同会社 MSI	該当
	並木あすなろ保育園	並木 101-1	代表者　新井　りつ子	該当
	まーぶる保育園 しんがし園	砂 949-8 井上ビル 101	株式会社ウィズユーコーポレーション	該当
	ちゅうりっぷ園川越	中原町 2-2-1 NHK 文化センタービル 1 階	直美＆康郎コーポレーション株式会社	該当
	上戸保育園	上戸 277-21	一般社団法人上戸保育園	該当
	めだか保育園	仲町 16-1	代表者　徳永　いなみ	該当
	星の子乳児保育園	並木 208-1	株式会社スターキッズ	該当
	あかり保育園	南大塚 3-10-22	株式会社 FELIX	該当
保育ステーション	川越市保育ステーション	中原町 2-1-9	川越市	該当
その他の認可外保育施設	埼玉医科大学川越保育園	鴨田 1981	学校法人埼玉医科大学	該当
	南古谷病院たんぽぽ保育園	久下戸 110	医療法人聖心会	該当
	西武川越病院みどり保育室	今福 265-2	医療法人藤田会	該当
	川越セントノア病院院内保育所	下赤坂 290-2	医療法人忠洋会	該当
	城南中央病院院内保育室	中台元町 1-16-11	医療法人瑞穂会	該当
	医療法人真正会保育室	かすみ野 2-1-9	医療法人真正会	該当
	笠幡病院ドレミ保育室	かすみ野 2-7-11	医療法人哺育会笠幡病院	該当
	康正会病院どんぐり保育室	山田 349-1 ロワールコーポ	医療法人康正会	該当
	わかなキッズルーム	下赤坂 1795-1	株式会社西友	該当
	ここしあ保育園	郭町 2-3-11	社会福祉法人四季の会	該当
	ひまわり東幼稚園 未就園児預かり保育室	郭町 2-18-7	学校法人ひまわり学園	該当
	川越市保育ステーション	中原町 2-1-9	川越市	該当
	ふじ保育園	大仙波 973-8	株式会社日本総合音楽研究	該当
	子育て支援センターリリー	上戸 258-1	みすずコーポレーション株式会社	該当
	川越ひばり幼稚園　つばさ組	寺山 466-1	学校法人山口学園	該当

■学校

区分	名称	所在地	設置主体	浸水想定
幼稚園（私立）	川越幼稚園	中原町 1-5-6	えのもと学園	該当
	ひまわり幼稚園	三久保町 16-6	ひまわり学園	該当
	ルンビニ幼稚園	宮元町 1-14	武田学園	該当
	高階幼稚園	砂新田 4-1-1	高階鈴木学園	該当
	みよしの幼稚園	的場 1904-11	法城学園	該当
	新河岸幼稚園	砂 665-2	斉木学園	該当
	川越あさひ幼稚園	旭町 3-20-6	荒幡学園	該当
	川越ひばり幼稚園	寺山 466-1	山口学園	該当
	川越白ゆり幼稚園	上戸 189-9	上戸鈴木学園	該当
	あおば幼稚園	下新河岸 65-2	松本学園	該当
	ひまわり東幼稚園	郭町 2-18-7	ひまわり学園	該当
	第二ひつじ幼稚園	今成 2-10-9	ひつじ幼稚園	該当
小学校・中学校（公立）	川越第一小学校	郭町 1-21	川越市	該当
	中央小学校	中原町 1-25	川越市	該当
	仙波小学校	富士見町 4-1	川越市	該当
	大塚小学校	大塚 2-10-1	川越市	該当
	泉小学校	小室 463	川越市	該当
	月越小学校	月吉町 51	川越市	該当
	今成小学校	今成 2-42-1	川越市	該当
	古谷小学校	古谷上 5465	川越市	該当
	南古谷小学校	木野目 1451	川越市	該当
	牛子小学校	牛子 418	川越市	該当
	高階小学校	砂新田 58	川越市	該当
	高階南小学校	諏訪町 12-3	川越市	該当
	寺尾小学校	寺尾 979-2	川越市	該当
	福原小学校	今福 508	川越市	該当
	大東東小学校	豊田本 4-16-1	川越市	該当
	大東西小学校	山城 32-5	川越市	該当
	霞ケ関小学校	笠幡 177	川越市	該当
	霞ケ関南小学校	かすみ野 1-1-4	川越市	該当
	霞ケ関北小学校	伊勢原町 5-1-1	川越市	該当
	霞ケ関東小学校	的場 2735-2	川越市	該当
	霞ケ関西小学校	笠幡 3971-4	川越市	該当
	川越西小学校	川鶴 1-5	川越市	該当
	名細小学校	小堤 214	川越市	該当
	上戸小学校	上戸 390-1	川越市	該当
	山田小学校	山田 167	川越市	該当
	川越第一中学校	小仙波町 5-6	川越市	該当
	初雁中学校	宮下町 1-21-3	川越市	該当
	富士見中学校	東田町 17-1	川越市	該当
	野田中学校	野田町 2-19-14	川越市	該当
	芳野中学校	石田本郷 733	川越市	該当
	高階中学校	藤間 10	川越市	該当
	寺尾中学校	寺尾 1068	川越市	該当
	砂中学校	砂 260	川越市	該当
	大東中学校	南大塚 1-20-1	川越市	該当
	大東西中学校	藤倉 1-1-1	川越市	該当
	霞ケ関中学校	笠幡 72	川越市	該当
	霞ケ関東中学校	的場 2706	川越市	該当
	霞ケ関西中学校	笠幡 3464-3	川越市	該当
	川越西中学校	川鶴 1-1	川越市	該当
	鯨井中学校	鯨井 562-2	川越市	該当
	山田中学校	山田 550	川越市	該当
小学校・中学校（私立）	星野学園小学校	上寺山 216-1	学校法人星野学園	該当
	城西川越中学校	山田東町 1042	学校法人城西川越学園	該当
	星野学園中学校	石原町 2-71-11	学校法人星野学園	該当
	城北埼玉中学校	古市場 585-1	学校法人城北埼玉学園	該当

高等学校（公立・私立）	星野学園高等学校	末広町 3-9-1	学校法人星野学園	該当
	東邦音楽大学附属 東邦第二高等学校	今泉 84	学校法人三室戸学園	該当
	城西大学付属 城西川越高等学校	山田東町 1042	学校法人城西川越学園	該当
	城北埼玉高等学校	古市場 585-1	学校法人城北埼玉学園	該当
	川越東高等学校	久下戸 6060	学校法人星野学園	該当
	川越初雁高等学校	砂新田 2564	埼玉県	該当
	川越南高等学校	南大塚 1-21-1	埼玉県	該当
特別支援学校	県立川越特別支援学校	古谷上 2690-1	埼玉県	該当

■医療施設

区分	名称	所在地	設置主体	浸水想定
病院	医療法人三信会岸病院	上戸 101	医療法人三信会	該当
	城南中央病院	中台元町 1-16-11	医療法人瑞穂会	該当
	埼玉医科大学総合医療センター	鴨田 1981	学校法人埼玉医科大学	該当
	南古谷病院	久下戸 110	医療法人聖心会	該当 該当
	医療法人愛和病院	古谷上 983-1	医療法人愛和会	該当 該当
	カルガモの家	鴨田 1930-1	社会福祉法人埼玉医大福祉会	該当
診療所	川越救急クリニック	小仙波 1049-1	上原　淳	該当
	しらさき川越クリニック	上野田町 35-88	医療法人しらさき	該当

【資料２．３５】「川越市洪水対応タイムライン」

川越市洪水対応タイムライン

（荒川、入間川、越辺川、小畔川、都幾川、高麗川、新河岸川、九十川）



（注）

１．避難指示等の発令は、水位等の基準のほか、降雨予測や河川巡視等、現地の情報を含め、**総合的に判断し、発令します。**また、災害の規模等によって現地状況が異なるため、判断等の目安を示したものとなります。必ずしも、タイムライン通りになるとは限りません。

２．急激な水位上昇の恐れがあるため、台風等の接近が見込まれる、また、夜間に台風等の接近・通過が想定される場合、**高齢者等避難の早めの発令を検討します。**

３．**事態が急変し、災害が切迫した場合には、**必ずしも高齢者等避難、避難指示の順に発令するものではなく、状況に応じ、**段階を踏まずに避難指示等を発令します。**

【資料２．３６】「川越市内水対応タイムライン」

川越市内水対応タイムライン（寺尾地区）



（注）

１．避難指示等の発令は、水位等の基準のほか、降雨予測や河川巡視等、現地の情報を含め、**総合的に判断し、発令します。**また、災害の規模等によって現地状況が異なるため、判断等の目安を示したものとなります。必ずしも、タイムライン通りになるとは限りません。

２．急激な水位上昇の恐れがあるため、台風等の接近が見込まれる、また、夜間に台風等の接近・通過が想定される場合、**高齢者等避難の早めの発令を検討します。**

３．**事態が急変し、災害が切迫した場合には、**必ずしも高齢者等避難、避難指示の順に発令するものではなく、状況に応じ、**段階を踏まずに避難指示等を発令します。**

【資料２．３７】「特別監視班担当地域一覧（水害対策）」

水害時における「特別監視班」の監視地域

監視班名	監視地域
第１特別監視班	山田（第８現地調査班）、名細（第９現地調査班）
第２特別監視班	高階（第３・第６現地調査班）南古谷（第４現地調査班）
第３特別監視班	本庁（第１・第２現地調査班）、大東（第７現地調査班）、 土砂災害警戒区域等

【資料２．３８】「現地調査班担当地域一覧（水害対策）」

水害時における「現地調査班」の出動地域

調査班名	出動地域
第１現地調査班	畳橋上流地区　畳橋下流地区
第２現地調査班	不老川　　御代橋付近
第３現地調査班	新河岸川、不老川　　扇河岸地区　砂弁天地区
第４現地調査班	新河岸川、九十川　　さくら堤団地　わかば台団地　木野目藤木川越ハイツ
第５現地調査班	新河岸川　　旭住宅　河原町地区　宮田町住宅
第６現地調査班	寺尾小北地区　寺尾小南地区
第７現地調査班	電源開発南地区
第８現地調査班	古川排水機場　ダイオーズ
第９現地調査班	初雁の家　主の園　下小坂地区
第１０現地調査班	古谷上交差点付近
第１１現地調査班	砂新田五ツ又地区

【資料２．３９】「ＯＩＬと防護措置について」

<table>
<tr><th></th><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定値※1</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急防護措置</td><td>ＯＩＬ１</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td colspan="3">500μSv/h
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</td></tr>
<tr><td>ＯＩＬ４</td><td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td><td colspan="3">β線：40,000 cpm※3
（皮膚から数 cm での検出器の計数率）
β線：13,000cpm※4【１ヶ月後の値】
（皮膚から数 cm での検出器の計数率）</td><td>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</td></tr>
<tr><td>早期防護措置</td><td>ＯＩＬ２</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準</td><td colspan="3">20μSv/h
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">飲食物摂取制限※9</td><td>飲食物に係るスクリーニング基準</td><td>ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">0.5μSv/h※6
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</td></tr>
<tr><td>ＯＩＬ６</td><td>経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種※7</td><td>飲料水
牛乳・乳製品</td><td>野菜類、穀類、肉、卵、
魚、その他</td><td>１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</td></tr>
<tr><td>放射性ヨウ素</td><td>300Bq/kg</td><td>2,000Bq/kg※8</td></tr>
<tr><td>放射性セシウム</td><td>200Bq/kg</td><td>500Bq/kg</td></tr>
<tr><td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1Bq/kg</td><td>10Bq/kg</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>20Bq/kg</td><td>100Bq/kg</td></tr>
</table>

※１「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※２ 本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※３ 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４ ※３と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※６ 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※７ その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６値を参考として数値を設定する。

※８ 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※９ ＩＡＥＡでは、ＯＩＬ６に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるＯＩＬ３、その測定のためのスクリーニング基準であるＯＩＬ５が設定されている。ただし、ＯＩＬ３については、ＩＡＥＡの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、ＯＩＬ５については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

原子力災害対策指針より抜粋

様　式　集

【様式１】緊急通行車両等関係様式

緊急通行車両確認申出書

令和　　年　　月　　日

埼玉県公安委員会　殿

緊急通行車両確認申出書

申出者　住　所

氏　名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		関係法令　☐ **災害応急対策用**　☐ **原子力災害応急対策用**　☐ **国民保護措置用** ☐ 警報の発令、伝達、避難勧告指示　☐ 消防、水防その他の応急措置 ☐ 被災者の救難、救助、その他の保護　☐ 児童、生徒の応急教育 ☐ 施設、設備の応急復旧、整備点検　☐ 清掃、防疫等保健衛生措置 ☐ 犯罪の予防、交通規制、秩序維持　☐ 緊急輸送、通信確保の措置 ☐ 食糧、医薬品その他の物資の確保　☐ 放射線量測定、汚染除去措置 ☐ 国民生活安定に関する措置　☐ 輸送人員、品名（　　） ☐ その他（　　）
活　動　地　域		
車両の使用者	住　所	（　　）　局　　番
	氏名又は名称	
緊　急連絡先	住　所	（　　）　局　　番
	氏　名	
備　　考		

【様式２】緊急通行車両等関係様式
緊急輸送車両確認申出書

令和　　年　　月　　日

埼玉県公安委員会 殿

緊急輸送車両確認申出書

申出者 住所

氏名

番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		輸送人員又は品名（　　） ☐ 地震予知情報の伝達、避難勧告指示　☐ 消防、水防その他の応急措置 ☐ 応急救護、その他保護　☐ 施設、設備の整備及び点検 ☐ 犯罪の予防、交通規制、社会秩序維持　☐ 緊急輸送の確保 ☐ 食糧、医薬品その他の物資の確保　☐ 清掃、防疫その他保健衛生措置 ☐ 地震災害の防止又は軽減措置
活動地域		
車両の使用者	住所	（　　）　局　　番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住所	（　　）　局　　番
	氏名	
備考		

【様式３】緊急通行車両等関係様式
緊急通行（輸送）車両の標章



備考
１ 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒字、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
２ 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
３ 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【様式４】

出　動　職　員　報　告　書

年　　月　　日

部　名		部長名	
班　名		班長名	

番号	所　属	職　名	氏　　名	執務場所	出動時間	備考
1					～	
2					～	
3					～	
4					～	
5					～	
6					～	
7					～	
8					～	
9					～	
10					～	
11					～	
12					～	
13					～	
14					～	
15					～	
16					～	
17					～	
18					～	
19					～	
20					～	

（　　）班 ⟶ 各部統括班（　　）⟶ 職員班（　　）

【様式５】

市町村行政機能チェックリスト
＜送付先＞埼玉県災害対策課（FAX048-830-8159　TEL048-830-8181）

市町村行政機能即報
（チェックリスト）

総務省受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

災害名＿＿＿＿＿＿＿＿（第　　報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	埼玉県
市町村	川越市
報告者職名氏名	職名　　氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 （派遣元　　）

１．トップマネジメントが機能しているか　はい□　いいえ□

①　市町村長の安否は確認できたか　はい□　いいえ□
（市町村長不在の場合、代行者の職名氏名　　）

②災害対策本部会議を定期的に開催しているか　はい□　いいえ□

③災害応急対策業務等（例：避難所運営、物資供給）（以下「業務等」という）の役割分担を行い、責任者が明確になっているか　はい□　いいえ□

④広報・報道対応を円滑に行えているか（プレスリリースの定例化等）　はい□　いいえ□

⑤特記事項

２．業務実施体制（人的体制）は整っているか　はい□　いいえ□

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか　はい□　いいえ□
（職員の参集状況約　　％　　（業務等実施予定職員約　　名中約　　名参集））

②職員（一般行政）の応援派遣要請は行ったか　はい□　いいえ□

③特記事項

３．業務実施環境（物的環境）は整っているか　はい□　いいえ□

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような　損壊が生じているか　はい□　いいえ□

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか　はい□　いいえ□

③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか（停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など）　はい□　いいえ□

④特記事項

※　第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く（原則として発災後 12 時間以内）、分かる範囲で記載し報告すること。

【様式６】

公　用　負　担　命　令　票

負担者
住　所

氏　名

第　　号

物　件	数量	負担内容（使用、収用、処分等）	期　間	摘　要

災害対策基本法
水　防　法　　第　　条の規定により上記物件を収用（使用又は処分）する。

年　　月　　日

命令者

身　分

氏　名　　印

【様式７】（自衛隊災害派遣要請書）

川　防　第　　号
年　　月　　日

埼玉県知事　　様

川越市長
印

自衛隊の災害派遣について（依頼）

災害対策法第 68 条の２第１項の規定により、下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第 83 条第１項の要請をするように依頼します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由
(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 区　域

(2) 活動内容

４　その他参考となるべき事項

【様式８】（自衛隊災害派遣撤収要請書）

川　防　第　　号
年　　月　　日

埼玉県知事　　様

川越市長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

当市　　地区の避難救助活動のため、　　年　　月　　日付川　発第　　号をもって自衛隊の出動を要請しましたが、避難救助活動がおおむね完了いたしましたので、下記の日時をもって撤収方要請します。

記

撤収要請日時　　年　　月　　日　　時　　分

【様式９】

人 的 被 害 の 状 況

作成者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分現在

氏　　名	住　　所	電　　話	性別	年令	ケガ等の状況	処置状況

【様式１０】

発　生　速　報

川　越　市

日　　時　　分　受信

発信者		受信者	

1　被害発生	自　　月　　日　　時　　分 至　　月　　日　　時　　分
2　被害場所	
3　被害程度	
4　災害に対する措置	(1) 災害対策本部設置の状況　　日　　時　　分　設置 (2) 本市のとった主な応急措置の状況 (3) 応援要請または職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難命令・勧告の状況 (6) 消防機関の活動状況 ア　出動機関　　消防職員　　名 消防団員　　名 計　　名 イ　主な活動内容（使用した機材を含む）
5　その他必要事項	

注）内容は簡単に要を得たものとする。

【様式１１】

経　過　速　報

川　越　市

発信者		受信者	

災害の種別		発生地域	
被害報告	月　日　時　分 現在		
報告区分			

区分				被害	区分				被害				
人的被害	死者		人		田畑被害	田	流失・埋没	ha	流失		埋没		
	行方不明者		人				冠水	ha					
	負傷者	重傷	人			畑	流失・埋没	ha	流失		埋没		
		軽傷	人				冠水	ha					
					道路		決壊	箇所					
							冠水	箇所					
住家被害	全壊(焼)		棟		その他被害		文教施設	箇所					
			世帯				病院	箇所					
			人				橋りょう	箇所					
	半壊(焼)		棟				河川	箇所					
			世帯				砂防	箇所					
			人				清掃施設	箇所					
	一部破損		棟				崖くずれ	箇所					
			世帯				鉄道不通	箇所					
			人				被害船舶	隻					
	床上浸水		棟				水道	戸					
			世帯				電話	回線					
			人				電気	戸					
	床下浸水		棟				ガス	戸					
			世帯				ﾌﾞﾛｯｸ塀等	箇所					
			人		被災世帯数			世帯					
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟		被災者数			人					
		半壊(焼)	棟		火災発生	建物		件					
	その他	全壊(焼)	棟			危険物		件					
		半壊(焼)	棟			その他		件					

災害に対してとられた措置

(1) 災害対策本部設置の状況　　＿＿日＿＿時＿＿分　設置

(2) 市のとった主な応急措置の状況

(3) 応援要請又は職員派遣の状況

(4) 災害救助法適用の状況

(5) 避難命令・勧告の状況　　地区数・地区名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

人員 ＿＿＿＿＿人

(6) 消防機関の活動状況

ア 出動人員　　消防職員＿＿＿＿名

消防団員＿＿＿＿名　合計＿＿＿＿＿名

イ 主な活動内容（使用した機材を含む）

【様式１２】

災　害　情　報　記　録　用　紙

受信番号	受信者

受信者　　氏名：　　班名：

区分	大−		中−		小−		本部班	整理班
重要度								
確認欄	整理班	本部班	整理班	本部班	整理班	本部班		

1. 受信情報

受信日時	年　月　日　時　分			受信手段	□電話 □他（　）	受信者記入欄
第一受信者	氏名：		班名：			
発信元	住所	川越市				
	氏名		電話番号	−　−		
災害発生・情報内容	日時	年　月　日　時　分　頃　・　確認				
	場所	川越市				
	詳細			地図	有　・　無	
	死傷者	□ 無し	□ 有り（死　人 傷　人）	□ 不明者（　人）		
	浸水被害	□ 被害無し	□ 被害有り（道路・床下・床上　m・件）	浸水深　cm		
			相手方連絡	要・否	発信元 ・ 第一受信者 ・ 他（　）	
物資の要請	物資名称		数量	備考		
	物資名称		数量	備考		

2. 災害情報処理情報

対応依頼	依頼日時	月　日　時　分				
	依頼先	班名：	氏名：			
	伝達方法	□FAX	□電話	□無線	□他（　）	
	依頼内容					
対応報告	対応日時	月　日　時　分 ～　時　分				対応班
	対応状況					
	報告者	班名：	氏名：			

3. 災害オペレーション支援システム入力

処理	入力者	【発生】 氏名：	【対応】 氏名：	整理班	整理番号

【様式１３】

本部長指令　第　　号

月　　日　　時　　分			
発信者		受信者	
(内容)			
(担当班処理内容)			

本部班（　　）　⇄　担当班（　　）

【様式１４】

市町村放送要請依頼用紙

川　越　市

放送要請について（依頼）

年　　月　　日　　時　　分　　川越市災害対策本部　　発第　　号

災害対策基本法第57条に基づく放送要請を次のとおり要請方依頼します。

1　要請理由　① 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため
② 災害時の混乱を防止するため
③ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　放送事項　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ について
（別紙の読み上げ）

3　放送希望日時　①直ちに
②　　日　　時

4　その他

〈連絡先〉

所属・氏名	
無線番号	
有線番号	

【様式１５】

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1－2　　（第4条、第23条関係）

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●		応援等の要請		増隊要請（第　　報）
送信時間	○○　年　月　日　時　分			

（消防庁長官又は都道府県知事）殿

（被災地の市町村長）

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	○○　年　月　日　時　分頃
災害発生場所	都道府県　　市区町村
応援等要請日時	○○　年　月　日　時　分
災害の状況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●		出動可能な全隊		一部の指定した隊※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項				
必要な隊、資機材				

・必要な部隊　※必要な隊（部隊）に●を付ける。必要（部）隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名			連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		
	指揮支援隊		
	情報統括支援隊		
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊			
安全管理部隊			

＜連絡責任者＞

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

【様式１６】

避難所状況報告書　【第　　報】

<table>
<tr><td colspan="12">避難所運営班　記入欄</td></tr>
<tr><td colspan="2">避　難　所　名</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">開　設　日　時</td><td colspan="4">月　　日　　：</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｔ　　Ｅ　　Ｌ</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">Ｆ　　Ａ　　Ｘ</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">参集者</td><td>市　職　員</td><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td>施設管理者</td><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発　信　日　時</td><td colspan="10">月　　日　　：</td></tr>
<tr><td colspan="2">発　信　者　名</td><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td colspan="2">避　難　者　数</td><td>現在
(A)</td><td>前回
(B)</td><td>差引
(A-B)</td><td>うち
男性</td><td>うち
女性</td><td>高齢者</td><td>障害者</td><td>妊産婦</td><td>乳幼児</td></tr>
<tr><td rowspan="2">避難所</td><td>人　　数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>世　帯　数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">避難所以外</td><td>人　　数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>世　帯　数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">合計</td><td>人　　数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>世　帯　数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">利用可能な連絡手段</td><td colspan="10">FAX　・　電話　・　無線　・　Email　・　その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">周辺状況</td><td>土砂災害</td><td colspan="10">なし　・　あり（　　）</td></tr>
<tr><td>ライフライン</td><td>水道</td><td colspan="2">可　・　否</td><td>電気</td><td colspan="2">可　・　否</td><td>ガス</td><td colspan="2">可　・　否</td></tr>
<tr><td>周辺道路</td><td colspan="10">通行可　・　片側通行（　　）　・　通行不可（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他連絡事項、緊急を要する事項など</td><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td colspan="12">市災害対策本部（避難所連絡班）　記入欄</td></tr>
<tr><td colspan="2">受　信　日　時</td><td colspan="10">月　　日　　：</td></tr>
<tr><td colspan="2">発　信　者　名</td><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td colspan="2">対　応　内　容　等</td><td colspan="10"></td></tr>
</table>

【様式１７】

避難所状況一覧（避難所連絡班用）

月　　日　　時現在

避難所名	受信時間	避難所運営班 報告者	避難所連絡班 受信者	受入者数	退所者数	避難世帯数	避難者数	（うち男性）	（うち女性）	その他（配慮を要する者の人数など）
	:									
	:									
	:									
	:									
	:									
	:									
	:									
	:									
	:									
	:									
	:									
	:									
	:									
	:									

【様式１８】

避難者名簿

月　　日　　時現在

No.

避難所名		担当者名	

No.	ｶｰﾄﾞNo.	入所日	退所日	ふりがな 氏　名	性別	年齢	滞在場所	備考	安否情報提供の可否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否
		/	/				避 宅 他		可 否

【様式１９】

食　料　調　達　状　況

作成者　　月　　日

調　達　先 炊き出し実施先	調　達　状　況			
	月　日　時	月　日　時	月　日　時	月　日　時
	種類・数量	種類・数量	種類・数量	種類・数量
	金　額	金　額	金　額	金　額

【様式２０】

輸　送　状　況

作成者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

月　　日　　時　　分

避難所名（地区名）	担当者	輸送物品（数量・時間）				

【様式２１】「物資輸送引渡書・物資受領書」

物　資　輸　送　引　渡　書

地　区　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　月　日　時　分

輸送担当者（　　）

物　資　名	数　量	備　考

物　資　受　領　書

地　区　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　月　日　時　分

受　領　者（　　）

物　資　名	数　量	備　考

【様式２２】

物　資　調　達　状　況

作成者　　月　　日

調達物資	月　日　時		月　日　時		月　日　時		月　日　時	
	調達先	数量・金額	調達先	数量・金額	調達先	数量・金額	調達先	数量・金額

【様式２３】

災害救援物資受領書

災害救助物資として下記のとおり受領しました。

記

品　　名	数　　量

年　　月　　日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

川 越 市 長

【様式２４】

被 害 状 況 調

川 越 市

災害の種別		発生地域	
被害日時	自　　月　　日　　至　　月　　日		
報告区分	確　定		

区　分				被　害	区　分			被　害			
人的被害	死　者		人		田畑被害	田	流失・埋没 ha	流失		埋没	
	行方不明者		人				冠　水 ha				
	負傷者	重　傷	人			畑	流失・埋没 ha	流失		埋没	
		軽　傷	人				冠　水 ha				
					道路被害	決　壊	箇所				
住家被害	全　壊（焼）（流　失）		棟			冠　水	箇所				
			世帯		その他被害	文教施設	箇所				
			人			病　院	箇所				
	半　壊（焼）		棟			橋りょう	箇所				
			世帯			河　川	箇所				
			人			砂　防	箇所				
	一部破損		棟			清掃施設	箇所				
			世帯			崖くずれ	箇所				
			人			鉄道不通	箇所				
	床上浸水		棟			被害船舶	隻				
			世帯			水　道	戸				
			人			電　話	回線				
	床下浸水		棟			電　気	戸				
			世帯			ガ　ス	戸				
			人			ﾌﾞﾛｯｸ塀等	箇所				
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟		罹災世帯数		世帯				
		半壊(焼)	棟		罹災者数		人				
	その他	全壊(焼)	棟		火災発生	建　物					
						危険物	件				
		半壊(焼)	棟			その他	件				

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td></td><td>被　　害</td><td rowspan="5">市町村災害対策本部</td><td>名称</td><td colspan="2">川越市災害対策本部</td></tr>
<tr><td colspan="2">公立文教施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="2">設置</td><td colspan="2" rowspan="2">月　日　時</td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="2">解散</td><td colspan="2" rowspan="2">月　日　時</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　計</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村数</td><td>団体</td><td></td><td rowspan="5">災害対策本部設置市町村名</td><td colspan="3" rowspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="9">そ
の
他</td><td>農　産　被　害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林　産　被　害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>畜　産　被　害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>水　産　被　害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td colspan="2">団体</td></tr>
<tr><td>商　工　被　害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="6">災害救助法適用市町村名</td><td colspan="3" rowspan="5"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td colspan="2">団体</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防職員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被　害　総　額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防団員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>備
考</td><td colspan="7">1　災害発生場所

2　災害発生年月日

3　災害の種類概況

4　消防機関の活動状況

5　その他（避難の勧告・指示の状況）</td></tr>
</table>

【様式２５】

様式第１号

被　災　届　出　証　明　書

住所	
氏名	

被災原因	
被災物件	
被災物件の所在地	
被災物件の状況	
備　　考	

上記のとおり、被災の届出があった事、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

川越市長　　㊞

【様式２６】

様式第２号

整理番号

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	

被災住家の所在地	
住家の被害程度	
浸水区分	

※ 住家とは災害に際し、住居者生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象とならない）

住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令　　月　　日

川越市長　　㊞

【様式２７】

様式第３号　　(表)

罹災証明・被災届出証明　申請書

年　月　日

（提出先）川越市長

申請者（世帯主）	住　所		
	フリガナ		
	氏名又は名称		
	生年月日(西暦)	年　月　日	
	電　話	（　）	

窓口に来られた方が申請者と同じ場合は記入不要	住　所		
	フリガナ		
	氏　名		
	電　話	（　）	

※罹災者ご本人又は同一世帯の親族以外の方が申請手続きをする場合は、委任状が必要です。

以下の災害被害に係る被災証明の交付について、申請します。

被害原因	年　月　日（　）の　　による
被害場所	※戸建住宅は 同じ場合は　〃と記入 記入不要
被害内容	□住家　（□半壊　□全壊） □非住家（　　） ※住家とは、現実に居住（世帯の生活の本拠として日常的に使用している）のか、（現実に居住していないが生活の本拠として使用していた建物）のことです。 □家財・設備　□車両・農機具等 □その他被害（　　） □人的被害（□死亡　□行方不明　□負傷）
被害状況	
申請理由	□被災者生活再建支援制度　□被害保険　□共済金 □税等の減免　□その他（　　）
申請枚数及び必要数	□罹災証明書　　枚 ※罹災証明書は住家の被害程度について証明するものです。 □被災届出証明書　　枚

自己判定方式による罹災証明書を希望する場合は、下記にレ点してください。

・自己判定方式で交付する罹災証明書の内容に最新情報の反映や、異議申立ができません（一部損壊）となります。

・自己判定方式では、被害箇所を撮影した写真等による確認をもって調査に代えるため、写真等の添付が必要となります。（現地調査は行わないため、罹災証明書の発行までの期間が短縮されます。）

□上記事項に同意し、自己判定方式による罹災証明書の申請を希望します。

様式第3号　　（表）

委任状

年　月　日

代理人　住所

氏名

上記の者を代理人と定め、罹災証明書等の申請手続きに関する権限を委任します。

委任者　住所

氏名

本人（代表者）の自署による署名又は記名押印をしてください。

【様式２８】

罹災都市借地借家臨時処理法の申請

国 土 交 通 大 臣 あ て

川越市長

罹災都市借地借家臨時処理法の申請について

年　　月　　日発生した　　による災害の川越市の被害は、下記のとおりであり、罹災地域の借地借家の権利関係について種々問題が起こり、住宅の復興を阻害するおそれがあると予想されるので、罹災都市借地借家臨時処理法の適用方申請します。

１　被害状況

(1) 罹災戸数（全壊（焼）、流出、その他）

(2) 罹災地帯

２　罹災土地中借地の比率

３　罹災家屋中借家の比率

４　その他

【様式２９】

画面Ⅰ　　★R8_01水防活動報告_画面Ⅰ_Ⅲ_気象情報や水位情報（new Ver2）.xlsm

台風２４号に伴う大雨に係る水防活動報告（第25報）

令8年9月7日　6:41　現在

雨量情報

（単位：mm）

時	川越市役所		牛子小学校		福原備蓄庫	
	時間雨量	連続雨量	時間雨量	連続雨量	時間雨量	連続雨量
2時	15.5	68	17	68	16	77
3時	13	81	12.5	80.5	14.5	91.5
4時	6.5	87.5	8	88.5	7.5	99
5時	6.5	94	8.5	97	8	107
6時	3.5	97.5	3.5	100.5	3	110

気象情報

（発表中）

	大雨	氾濫
注意報		
警報		
記録的短時間		
特別警報		

水防警報情報

河川	荒川		入間川			越辺川	新河岸川	小畔川
観測所	治水橋	熊谷	菅間	小ヶ谷	新富士見橋	天神橋	宮戸橋	八幡橋
伝達内容								

洪水予報情報

河川等	荒川	入間川・小畔川洪水予報区域	越辺川・都幾川・高麗川洪水予報区域	新河岸川
伝達内容				

河川等水位情報

※印の観測所等の水位情報については、水防警報情報により各河川の各観測所の伝達内容で「水防団待機」が発令された時点から観測する。
なお、越辺川（入西、高坂橋）・都幾川（野本）・高麗川（坂戸）については、越辺川（天神橋）の水防警報情報に準ずる。

河川等	荒川		入間川			小畔川	新河岸川		九十川排水機場		寺尾調節池		川越江川樋門		越辺川			都幾川	高麗川
観測所等	※治水橋	※熊谷	※菅間	小ヶ谷	※新富士見橋	八幡橋	※宮戸橋	養老橋	内水位	外水位	内水位	外水位	内水位	外水位	※入西	※高坂橋	※天神橋	※野本	※坂戸
管理者	国	国	国	国	県	国、県	県	県	県	県	県	県	市	市	国	国	国	国	国
水防団待機水位	7.00	3.00	7.00	2.00	48.40	3.00	4.50								2.00	3.00	1.50	2.00	1.00
氾濫注意水位	7.50	3.50	8.00	2.50	49.10	3.50	6.00	6.50	7.00			7.00			3.00	3.50	2.10	3.50	1.50
避難判断水位	12.80	5.00	11.50	2.90	49.23	3.60	7.12	6.70	7.55			7.50			3.00	4.10	2.50	4.50	2.80
氾濫危険水位	13.30	5.50	12.00	3.30	49.69	4.20	7.48	7.50	8.12			8.30			3.20	4.60	2.90	5.00	3.40
計画高水位	14.599	7.507	12.641	5.003	50.210	5.411	7.480	9.320	8.120	9.490	9.560	9.560	9.100	9.100	3.999	4.879	3.676	5.840	4.146
2時				1.00		2.85		6.75	7.11	7.48	6.30	7.68	7.54	7.56					
2時30分				1.27		3.00		7.06	7.27	7.73	6.59	7.92	7.84	7.82					
3時				1.55		3.15		7.28	7.19	7.89	6.76	8.06	7.99	7.99					
3時30分				1.80		3.22		7.39	7.50	7.95	6.90	8.09	8.01	8.01					
4時				1.93		3.25		7.43	7.63	7.97	7.06	8.10	8.03	8.04					
4時30分				2.06		3.22		7.44	7.49	7.96	6.90	8.09	8.01	8.04					
5時				2.20		3.18	4.34	7.41	7.39	7.93	5.96	8.04	8.00	8.01					
5時30分				2.29		3.11	4.27	7.36	7.66	7.84	6.06	7.97	7.93	7.91					
6時				2.31		3.01	4.17	7.30	7.60	7.79	6.12	7.91	7.85	7.84					
6時30分				2.30		2.89	4.03	7.21	7.34	7.73	6.15	7.84	7.81	7.80					

川越市地域防災計画（資料編）

初版発行　　昭和39年８月
修正発行　　昭和62年３月
修正発行　　平成２年３月
修正発行　　平成11年３月
修正発行　　平成21年３月
修正発行　　平成25年３月
修正発行　　平成26年３月
修正発行　　平成27年３月
修正発行　　平成31年３月
修正発行　　令和２年３月
修正発行　　令和４年３月
修正発行　　令和５年11月
修正発行　　令和８年３月
修正発行　　令和９年　月

編　集　　川越市防災会議

事務局　　川越市防災危機管理室